

研究紀要 32

目 次

- 岩崎 泰一・津島 秀章…………… 1
 みなかみ町藤原の黒色安山岩溶岩露頭
- 関根 愼二…………… 9
 縄文時代の石製儀礼具について
 —孔を持つ石皿を中心に—
- 石守 晃…………… 21
 復元陶鼓の使用痕跡と有孔鏝付土器
 —有孔鏝付土器の一義的用途について—
- 谷藤 保彦・高橋 清文・伊藤 順一…………… 33
 縄文時代前期前葉の「コの字形石敷炉」
- 洞口 正史・外山 政子・有山 径世・小此木真理・
 佐々木由香・バンダリ スダルシャン…………… 53
 平安時代主食穀物についての素描2
 —長野原町上ノ平 I 遺跡の土器使用痕と出土炭化種実—
- 飯森 康広…………… 73
 戦国期の富岡市妙義町菅原城と高田氏の検討
- 関 俊 明・中島 直樹・勢藤 力…………… 85
 前橋市・高崎市・吉岡町域における天明泥流到達範囲
 —天明三年浅間災害に関する地域史的研究—
- 坂口 一・飯島 義雄・大西 雅広…………… 103
 高崎市羅漢町遺跡出土木棺の構造と葬送
- 飯島 義雄…………… 121
 八坂用水の検討
 —女堀未完成後における受益想定地・粕川流域の右岸での対応—
- 山田 精一…………… 141
 大学入試と「歴史を考察する力」の育成について
 —「学校教育と埋蔵文化財の連携」からみた「日本史」大学入試—

2014

研究紀要 32

2014

公益財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団

みなかみ町藤原の黒色安山岩溶岩露頭

岩崎 泰一¹⁾・津島 秀章²⁾

(公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団¹⁾・群馬県教育委員会事務局²⁾

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1. はじめに | 4. 溶岩露頭採取試料について |
| 2. 武尊火山の概要 | 5. 試料の偏光顕微鏡観察 |
| 3. 黒色安山岩の溶岩露頭について | 6. まとめ |

— 要 旨 —

利根川中流域の旧石器時代遺跡から出土する石器には、黒色安山岩が多用されている。その原産地については、ほぼ武尊山北麓にあることが確実視されているが、肝心の露頭については明らかにされていないのが現状である。

黒色安山岩は、中東耕志・飯島静男両氏の「群馬県における旧石器・縄文時代の石器石材—黒色頁岩と黒色安山岩—」(1984)により、その原産地の一つとして武尊山麓が指摘されていた。筆者ら二人は、これまで資源としての黒色安山岩に着目してその動的理解に向けて、現在の利根川河床の礫調査、旧利根川(現井野川)の河床礫の調査、及び、原産地露頭の調査を継続してきた。みなかみ町藤原地区の石槍製作跡を報告したのも、その成果の一つである(岩崎・津島2011)。石槍製作跡の所在するみなかみ町藤原字大芦(通称コビリ地区)地区には、耕作中の不要礫が畑の隅に集積されており、これを「礫塚」と仮称して報告した。礫塚中には黒色安山岩が含まれ、分析した結果、偏光顕微鏡観察によるAタイプの黒色安山岩が含まれていることが判明、その礫形状から河川供給されたものではなく、山側から供給されたことが予想された。山側には水上高原スキー場があり、大規模な崖線が続いている。崖線はおおよそ100万年前に比定される山体崩壊で生じたものであり、北西側に「上ノ原泥流」として再堆積したとされており、これにより大芦地区のAタイプ黒色安山岩が供給されたものと推定した。そして、Aタイプ黒色安山岩の溶岩露頭は、すでに消滅した幻の露頭ではないかと考えた。

今回報告した藤原地区の黒色安山岩露頭は、その崖線の最上位溶岩流にあたる。分析の結果、これが偏光顕微鏡観察によるCタイプの黒色安山岩であることが判明、Aタイプの黒色安山岩は少なくとも最上位溶岩流から供給されたものではない可能性が指摘された。

キーワード

対象時代 旧石器時代
対象地域 群馬県みなかみ町
研究対象 石器石材、黒色安山岩

1. はじめに

旧石器時代において、群馬県域では黒色安山岩が主要な石器石材であり、原産地分析を通じ利根川中流域の旧石器時代遺跡では武尊山産黒色安山岩が多用されていることが明らかになってきた(井上・桜井1999、津島2008・2010)。

武尊山は群馬県北部に位置する秀峰である。武尊山産黒色安山岩は、武尊火山の無斑晶質安山岩グループ(山口1981)の溶岩を起源とするものであり、利根川水系に供給されている。これまでに群馬県内で出土している旧石器時代の石器資料をみると、いずれも原石は円礫が使われていることから、河床礫を採取利用していたことが明らかである。

旧石器人の石器石材の獲得は、当時の石材環境を起点とする行為であるから、それをできる限り復元することこそがその実態解明に欠かせないはずである。筆者らは、そのような観点から武尊山産黒色安山岩を対象として考察してきた。

これまでの研究により、後期旧石器時代初頭には、少なくとも利根川中流域までは河床礫としてそれが多量に存在したことが分かってきた(津島・岩崎2010)。そして、原産地試料、段丘礫、現河床礫、石器資料に対する偏光顕微鏡観察を通して、後期旧石器時代初頭において河床礫の主体となったものは、Aタイプとした黒色安山岩の一群であることが予想された。さらに、後期旧石器時代初頭期にあつてはAタイプ黒色安山岩の比率が圧倒的であるのに対して後半期にはその比率が減少、現在の河床礫ではそれがごく少量しか認められないことも分かってきた。

これらのことから、後期旧石器時代初頭までに利根川の河床に主体的に供給されたAタイプ黒色安山岩が、時間の経過とともにその供給量を減らし、それ以後かつて多量のAタイプ黒色安山岩を供給したような大規模な供給は起こっていないと考えた。そして、現状で武尊山麓にはAタイプ黒色安山岩を供給した溶岩露頭は確認できないことから、その供給源となった主要溶岩露頭はすでに失われているだろうことを予想した(津島・岩崎2010、岩崎・津島2011)。

ところで、平成22年秋、みなかみ町藤原在住の中島武氏より、同地区において黒色安山岩の溶岩露頭を発見したとする一報がもたらされた。同地区は武尊山北西麓にあり、かねてから石材環境復元のための現地調査を進めていた地域であり、それまで溶岩露頭の調査を何度もおこなってきた地域であったが、石器石材に利用されているものと同じ特徴のAタイプ黒色安山岩を認めることができないままだった。

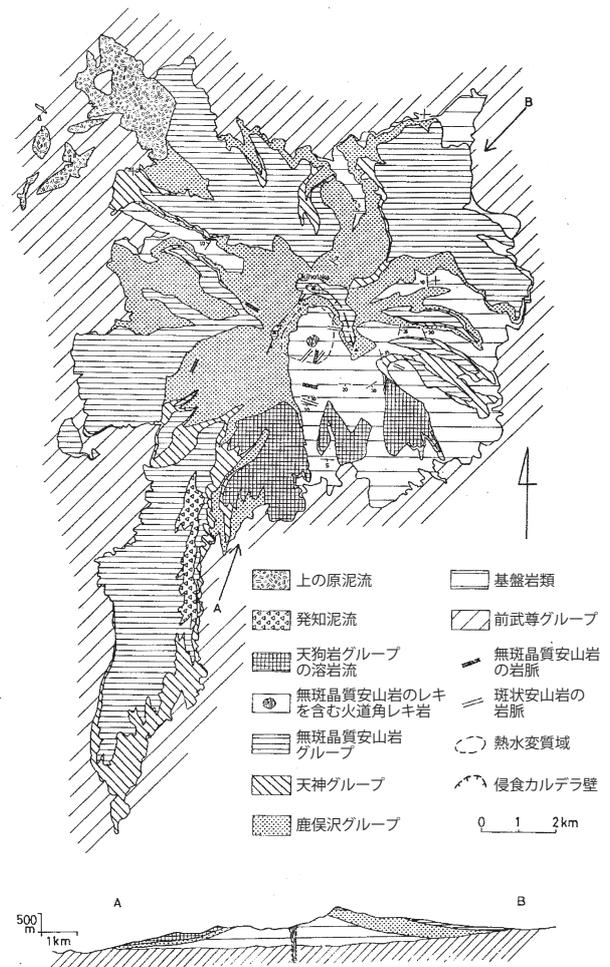
Aタイプ黒色安山岩の主要溶岩露頭がすでに消滅している可能性については、上述したとおりである。中島氏

発見の露頭が、仮にAタイプの溶岩露頭であり、それが大規模に残っているとすると、旧石器時代の石材環境を復元するうえで、これまでの筆者らの想定を修正する必要もある。以上のような経緯から、中島武氏に現地を案内していただき、その産状を調査し試料採取した。本稿では、その概要および試料の偏光顕微鏡観察の結果を報告するものである。

2. 武尊火山の概要

武尊山¹⁾は標高2158mを測る成層火山で、日本百名山のひとつとして知られている。その山体の南側は大きく開析され、火山体内部の構造が良く観察されるというが、火山噴火の詳細については不明な点が多い。ここでは、山口尚志氏による「武尊火山の地質」(山口1981)を参照してその概要を紹介しておこう。

武尊山の火山活動は第四紀初期²⁾に遡り、花こう岩や接触変成作用を受けた蛇紋岩・塩基性緑色岩類を基盤としてこれが火山噴出物で覆われるとされる。火山活動の終焉は明らかにされていないが、100万年前を前後する



第1図 武尊火山の地質構造(山口1981に一部加筆)

頃とされている（吉川・久保1993、久保・川端1995）。基盤岩と火山噴出物の境界は標高950～1250m付近にあるということであるが、北東麓では標高1400m付近まで、北西麓の藤原湖周辺では標高700m付近まで泥流堆積物に覆われるようである。山口氏の記載では、武尊火山の火山噴出物は下位から「前武尊、鹿又沢、天神、無斑晶質安山岩、天狗岩の五つのグループ」にそれぞれ区分されており、武尊火山は初期の爆発的噴火（前武尊・鹿又沢グループ）を経て、爆発性の乏しい溶岩流出へ推移、溶岩円頂丘を形成することなくその活動を終息させたということである。

無斑晶質安山岩グループとされたものは、南東麓を除いて広域に分布しており、複数枚の溶岩流からなることが確実である。このことは氏も認識していたようであるが、具体的な対応関係については触れていない。無斑晶質安山岩とは斑晶量の少ない安山岩という意味であり、斑晶の量は5 vol.%以下と記載されている（山口1981）。山口氏のいう無斑晶質安山岩は、その新鮮な破断面は灰色を呈するものが圧倒的であり、石器に使われたものとは明らかに異なっている。石器に使われたものは黒色・緻密質で、強いガラス光沢のあるものに限定されているが、この種の石材は極めて少ないというのが今回の踏査の印象である。

天狗岩グループには溶岩流と泥流に分別されているが、藤原地区の溶岩流が崩れ、北西側に流れた泥流が「上ノ原泥流」と呼ばれるものである。

3. 黒色安山岩の溶岩露頭について

黒色安山岩という呼称は、飯島静男氏によるものである（中東・飯島1984）。従来、同種石材は「無斑晶質安山岩」「黒色ガラス質安山岩」等と呼ばれていたが、石器石材として使われたものはみな飯島氏が定義したような黒色・緻密質でガラス光沢の強い安山岩に限定されることや、黒曜石と同レベルで石材研究を進めるといった研究的要請もあり、以来その名称が定着した。現在まで、黒色安山岩の原産地は関東周辺域を含めて9ヶ所³⁾が知られている。

武尊山麓の黒色安山岩露頭は、当初からその北麓域にあることが予想されていたが、中東・飯島1984には露頭の位置が明示されていない。その後、飯島氏には木の根沢上流部にある「奥利根水源の森」に近い林道脇の露頭を教えていただき、林道脇の溶岩露頭や河床礫、山腹の至る所に顔を見せる黒色安山岩礫を目の当たりにして、当時、黒色安山岩の原産地の一つとして武尊山北麓があることを確信したが、その後、武尊山産の黒色安山岩の原産地試料を偏光顕微鏡観察したところ、それはいくつかのタイプに分別されることが明らかになり（井上・桜井1999、津島・桜井・井上2001、津島・岩崎2010）、な

かでもAタイプとした黒色安山岩が現在の利根川水系の河床ではごく少量しか見られないのに対して、旧石器時代の石器石材として利用されるものはこのAタイプのものが数量的に群を抜いていることが判明し（津島2008、2010）、なぜそうした差異が生じるのか、これを説明する必要を感じていた。

この疑問は、井野川（旧利根川）の河床礫調査の中で、As-YP降下前の旧利根川河床でAタイプ黒色安山岩が主体を占めたことが明らかになったことで、それ以後その比率を減じると解釈することで解消した。そして、武尊山麓の黒色安山岩露頭ではAタイプのそれが見出せないことを踏まえ、同タイプの原石を供給した黒色安山岩の溶岩露頭自体が消滅している可能性を述べた（津島・岩崎2010）。翌年、報告した石槍製作跡（岩崎・津島2011）は地元在住の中島武氏の発見によるものであり、本稿で報告する黒色安山岩の溶岩露頭も同氏が発見したものである。以下、藤原地区発見の溶岩露頭についてその概要を紹介しておこう。

<藤原地区の溶岩露頭>

黒色安山岩の溶岩露頭は、みなかみ町藤原（未確認だ



写真1 藤原の溶岩露頭遠景1（中島武氏撮影）



写真2 藤原の溶岩露頭遠景2（中島武氏撮影）



第2図 藤原溶岩露頭位置図 (国土地理院、藤原1/25000)



写真3 藤原の溶岩露頭近景



写真4 黑色安山岩の産状1



写真5 黑色安山岩の産状2 (上部空隙部分)

が地元では須原と呼ばれている)の標高1250m付近に所在、水上高原ゴルフ場・同スキー場の東に延びる崖線にある。崖線は原因不明の山体崩壊を起したときのもので、平成23年5月と平成24年の二度、中島氏に同行していただき黒色安山岩の原石を採取した。当日は県道63号線(奥利根ゆけむり街道)を大芦地区から宝台樹方面に入り、山口地区まで進み下車、徒歩で南西側の尾根から溶岩露頭に登り上げた。露頭へは2時間ほどの行程と記憶している。

崖線には上・中・下位の溶岩流(写真1・2)があり、最上位溶岩流の最下層に黒色安山岩露頭がある。溶岩流は20m近く堆積(写真3)、黒色安山岩は下層火砕流堆積物に接した最上位溶岩流の最下部で確認された。最上位溶岩流は20mにも及ぼうというものであるが、これに比べて良質の安山岩は1m程度の薄層であり、それより上位の安山岩は著しくクラックが入る灰色の無斑品質安山岩である。遺跡出土の石器と遜色のない良質部分は最下層の50cmのみであり、その上の安山岩(層厚20cm前後)は細かくクラックが入り、最上部は空隙があり表面が酸化、赤味を帯びていた(写真4・5)。

4. 溶岩露頭採集試料について

溶岩露頭の二つの地点において、黒色安山岩試料を採取した(地点1・地点2)。黒色安山岩のサンプリング地点は最上位溶岩流の上位から伏流水が流れ落ちる地点を挟んだ両側にあり、それぞれの地点でサンプルを採集した。両地点は直線距離でおおよそ100mほど離れている。

溶岩流は厚く、その全体像は明らかでないが、見た限り黒色安山岩は極めて限定されたものであるというのが率直な印象である。地点1および地点2において採取したサンプルをそれぞれ1点ずつ選び、分析試料とした(試料名:藤原の上位溶岩・地点1、藤原の上位溶岩・地点2)。いずれの試料も遺跡出土の石器に利用されているものと同程度の質を備えたものである。

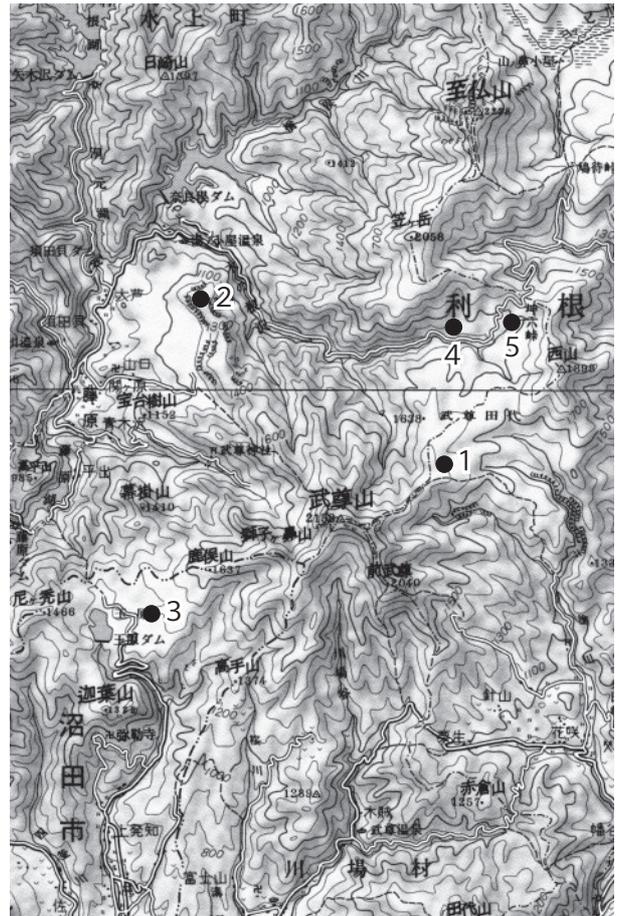
5. 試料の偏光顕微鏡観察(写真6)

これまでの研究実績を踏まえ、一つの試料について直交する二方向の岩石薄片を作成し、偏光顕微鏡にて通常観察した。その結果、二つの試料ともほぼ同じ特徴を有すると判断された。以下、観察結果を記載する。

<藤原の上位溶岩・地点1および地点2>

斑晶は少ない。斜長石の斑晶はわずかな汚れを含み、累帯構造を示すものが認められる。石基部分は細粒であり、斜長石は弱いながら一定方向に配列する。薄片の作成方向による大きな違いは認められない。

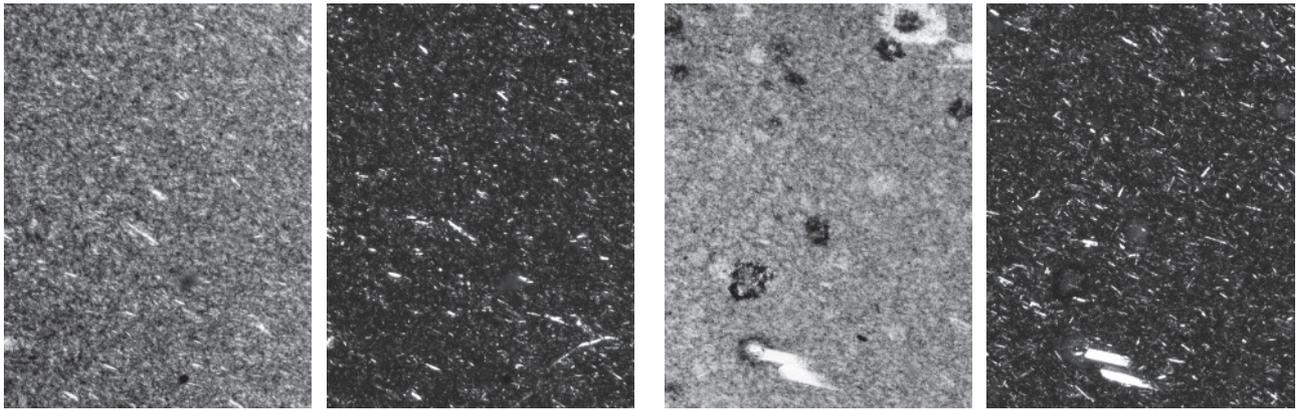
今回分析した試料は、過去の分析でCタイプとしたものと同じ特徴をもつ(津島・岩崎2010、岩崎・津島2011)。このタイプの黒色安山岩は、「セビオス岳の極角礫」「水



第3図 武尊山麓の溶岩露頭

1セビオス岳、2水上高原スキー場、3玉原スキー場、4細久保沢、5林道脇露頭

上高原スキー場上位溶岩」「玉原スキー場溶岩下の極角礫」とした原産地試料(津島・桜井・井上2001)と同じ特徴をもつものである。また、みなみ町藤原にある先述の「礫塚」でも、同じタイプのものが確認されている(岩崎・津島2011)。

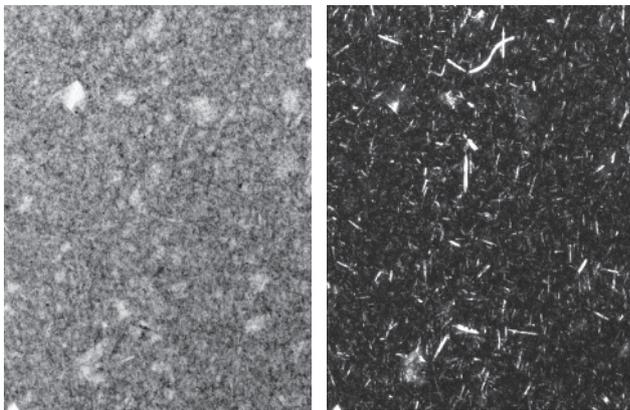


藤原の上位溶岩・地点1 a

a'

b

b'



藤原の上位溶岩・地点2 a

a'

b

b'

写真6 黒色安山岩の偏光顕微鏡写真

a, b: 並行ニコル a', b': 直交ニコル (×50)

6. まとめ

偏光顕微鏡観察した結果、藤原地区の露頭の分析試料はCタイプ黒色安山岩であることが判明した。筆者ら二人は、以前から後期旧石器時代初頭期の旧石器時代遺跡から出土する黒色安山岩製の石器はAタイプが圧倒的であることや、河床礫ではAタイプ黒色安山岩が減少傾向にあることを把握していた(津島・岩崎2010)。そして、武尊火山の黒色安山岩露頭とされるものにはAタイプのものはなく、Aタイプ黒色安山岩露頭は消滅したであろうことを指摘していたので、この結果は筆者ら二人の想定と矛盾するものではないと考えている。

紹介した藤原地区の露頭が1250m、岩宿フォーラム実行委員会発見の細久保沢⁴⁾の露頭が標高1420m付近に位置する(岩宿フォーラム実行委員会2006)。以前、報告した黒色安山岩の採取地点はセビオス岳の標高1830mを除けばマキバの沢が1430m、タキガ沢が1440m、玉原スキー場が1400m付近にある(津島・桜井・井上2001)。このうち、セビオス岳・玉原スキー場・水上高原スキー場のものについてはCタイプの黒色安山岩であるということが判明しており(津島・桜井・井上2001)、Cタイプとした黒色安山岩の溶岩露頭は似た標高に点在すること

が予想される。

今回の踏査成果を挙げるなら、無斑晶質安山岩グループの最上位溶岩流の実態が確認できたこと、良質な黒色安山岩が下層火砕流堆積物と接した溶岩流最下部に形成されていたことが確認されたことである。ガラス光沢に富む良質な黒色安山岩は層厚1mと薄く、それより上位に厚くガラス光沢の乏しい無斑晶質安山岩があり、それがごく限定的に生成されたものであることが判明した。最上位溶岩流の下の中・下位溶岩流についてはそれぞれ溶岩流の頂部が確認されるだけであり、溶岩流全貌は確認できていないが、最上位溶岩流の黒色安山岩がAタイプではないことからすれば、中・下位溶岩流の実態把握が不可欠となる。

石材原産地研究は河床礫から原産地を辿る原産地遡上法というべきものと、所謂「岩体主義」とされるものがある。これについて中村由克氏は石材調査法の手順を示し、採取場所は露頭に限らないことを踏まえ、どこまで調査するのかについては遺跡によって異なることを指摘した(中村1995)。そこでは「岩体主義」の限界が指摘されているが、周知されていない未知の石材原産地を明らかにするには、まずは「岩体主義」が効率的であると

考えるべきだろう。広域移動する生活スタイルを記述しようとした際、これによる石材調査が効果を発揮した(田村ほか2003)。これに対して、より広域に分布する石材について石材採取を具体的に記述しようとするような場合には、石材の採取地点や採取可能な範囲、石材資源としての量的把握を行い、さらにはその歴史的増減を明らかにする必要がある、こうした観点から河川資源の実態⁵⁾を捉えるべきであるというのが筆者ら二人の意見である。従来型の研究法と岩体主義とされる研究法は、研究の進捗状況により、また対象石材により選択されるべきものなのであろう。

謝辞 中村正芳氏には、武尊火山についての詳細を御教授いただいた。飯島静男氏には、日ごろから地質学的・岩石学的知識について御教授いただいている。

また、みなかみ町藤原地区在住の中島武氏(民宿雪割荘の主人)には、家業が忙しいにもかかわらず自ら発見した黒色安山岩の露頭を案内していただいた。記して感謝いたします。

本稿は、平成23年度「財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団職員自主研究指定助成金」(武尊山麓における黒色安山岩の産状調査について 岩崎)による成果の一部である。

註

- 1) 武尊山は、成層火山としてみると、それが意外に小規模であることに気づく。通常、火山山麓の裾野は火砕流堆積物の量に比例するとされ、武尊山麓に広がる火砕流は東西13km・南北10~15km程度で、最も幅広い北東麓-南西麓(田代原-山頂-発知川)でも22kmほどである。同じ成層火山として知られる赤城火山(東西22.5km・南北33.5km)の半分程度の規模である。
- 2) 2009年より、地質学的には第四紀のはじまりは2.588Ma(ジェランアン階の基底年代)とされている。それ以前は1.81Maが第四紀の下限とされており、山口氏の年代観は、後者によるものとなる。
- 3) 関東周辺域の黒色安山岩原産地は群馬県北の武尊山を含めて、八風山・荒船山(群馬-長野県境)、信濃川中流域(新潟-長野県境)、武子川流域(栃木県)・八溝山地(栃木・茨城県境)、大洗海岸(茨城県)、万田野周辺域(千葉県)、箱根周辺域(神奈川)が知られている。
- 4) 藤原地区の露頭調査時に細久保沢の露頭調査をおこない、同露頭3地点で黒色安山岩をサンプリングし、その薄片を作成した。これを観察したところ、少なくともAタイプの黒色安山岩ではないことを確認している。これについては後日詳細を発表する予定である。
- 5) 黒曜石も黒色安山岩も火道や溶岩流本体が崩落して、はじめて石材資源として利用されることになるが、黒曜石は数キロを流れただけで小さくなり、石器石材として利用できなくなる。これに対して、黒色安山岩は下流域ほど小型化傾向-黒色安山岩原礫の小形化傾向については現利根川、および、栃木県武子川流域の河床礫で確認している-は明らかであるが、石器石材として利用可能なサイズを保つ点が異なる。
群馬県域において黒色安山岩は、黒色頁岩と並ぶ典型的な在地石材として知られている。両者とも前橋市以南に広がる利根川砂礫層の構成礫の一つとされており、比較的容易に広域で拾える石材とされているが、旧利根川も絶えず流路を変えていたはずで、利根川砂礫層の堆積域全域に河床礫が露出していたということではないだろう。

引用文献

- 井上昌美・桜井美枝 1999「第4文化層出土黒色安山岩の分析」『三和工業団地I遺跡(1) 群埋文調査報告書第246集』p.222~225
- 津島秀章・岩崎泰一 2010「武尊山産黒色安山岩の消長-石材資源の動的理解に向けて-」『群馬県埋蔵文化財調査事業団研究紀要』28 p.1~16
- 岩崎泰一・津島秀章 2011「みなかみ町藤原の石棺製作跡-武尊山産黒色安山岩の源郷を探る-」『群馬県埋蔵文化財調査事業団研究紀要』29 p.41~52
- 岩宿フォーラム実行委員会 2006「細久保沢黒色安山岩原産地露頭について」『第11回石器文化交流会-発表要旨-』30~33
- 久保誠二・川端経男 1995「武尊火山」『沼田市史自然編』p.101~111
- 田村隆・国武貞克・吉野真如 2003「下総-北総回廊外縁部の石器石材(第1報)-特に珪質頁岩の分布と産状について-」『千葉県史研究』11 p.143~153
- 津島秀章 2008「上武道路・旧石器時代遺跡群の黒色安山岩製石器の原産地分析」『上武道路・旧石器時代遺跡群(1) 群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告書第418集』p.395~399
- 津島秀章 2010「黒色安山岩製石器の原産地分析」『上武道路・旧石器時代遺跡群(2) 群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告書第478集』p.436~439
- 津島秀章・桜井美枝・井上昌美 2001「黒色安山岩の原産地試料-群馬周辺を中心として-」『群馬県埋蔵文化財調査事業団研究紀』19 p.139~156
- 中東耕志・飯島静男 1984「群馬県における旧石器・縄文時代の石器石材-黒色頁岩と黒色安山岩-」『群馬県立歴史博物館報』5 p.28~36
- 中村由克 1995「チャートの原産地推定はどこまで可能か」『岩宿フォーラム2005 石器石材Ⅲ-在地系石材としてのチャート』p.2~10
- 山口尚志 1981「武尊火山の地質」『地質学雑誌』87-12 p.823~832
- 吉川和男・久保誠二 1993「群馬県北東部榑俣川流域に分布する火成岩・火砕岩の放射年代」『群馬大学教育学部紀要 自然科学編』41 p.35~51

縄文時代の石製儀礼具について

—— 孔を持つ石皿を中心に ——

関 根 慎 二

(公財) 群馬県埋蔵文化財調査事業団

- | | |
|--------------------|----------------------|
| 1. はじめに 神道考古学と縄文儀礼 | 3. 特異な形をした石皿と凹み穴を持つ石 |
| 2. 孔を持つ石皿の出土状況 | 4. まとめ |

—— 要 旨 ——

石棒や石冠などに代表される縄文時代の宗教的概念を表現する石製遺物については、古くから研究されその論考も数多くある。これらの遺物は、その定形性や具象性とその数の多さから、解釈や集成なども数多く行われているところである。石棒は、男性原理による儀礼具とすると、それに対して孔を持つ石皿が女性原理に基づく儀礼具と捉えた。孔を持つ石皿の出土状況から女性原理による儀礼とはなにか考察する。あわせて、特殊な形をした石製品が孔を持つ石皿と同じ女性原理に基づく儀礼具であるかを検討する。

キーワード

- 対象時代 縄文時代前期～後期
対象地域 群馬及びその周辺地域
研究対象 縄文時代石製儀礼具

1. はじめに 神道考古学と縄文儀礼

石皿や扁平な礫に人為的に穿孔した石製品について、孔を持つ石皿として「縄文時代前期の石皿状土製品について」(関根2009)において若干の見解を示した。前項では、縄文前期に見られる資料について論じたのであるが、その後、孔を持つ石皿を注意しながら見ていくと、中期から後期へと続いて見られた。孔を持つ石皿の出土状況に、時期を隔てて一定の法則がみられることから、儀礼行為について再度検討することにした。

孔を持つ石皿は、穿孔される前であれば、石皿として第一の道具である生産活動に関連する道具であり得た。石皿を第二の道具として位置づける場合には、その出土状態から儀礼的行為を見だし、第二の道具として位置づける(鈴木1991)。多くの石皿は、第一の道具としての役割を終えた後に粉碎され、炉石や敷石、配石遺構の部材として(祭祀・儀礼に使われたのかはともかくとして)使用されている。しかし、孔を持つ石皿は、粉碎されることなく、ほぼ原形をとどめた石皿に孔を穿ち、石皿としての役割を終える。石皿が、穿孔する行為(儀礼)によって第二の道具として生まれ変わると考える。本論では、孔を持つ石皿について神道考古学という観点からどのような儀礼が推測されるのか、捉えてみたい。

神道考古学は昭和10年(1935)、大場磐雄氏が「神道考古学の提唱とその組織」において、提唱されたものである。昭和56年刊行の神道考古学講座第1巻では、提唱以来集積したものを整理して「神道考古学」をまとめた。この中で、神道考古学の定義を「わが国固有の信仰の発生と、それから起こった宗教現象とを、遺跡遺物を通じて考究する、宗教考古学の一部門である。」と定めた。大場氏は、神道考古学における時間的な区分を1. 神道前期、2. 原始神道期、3. 文化神道期の三期区分を行った。縄文時代は、神道前期にあたり、神道的な信仰形態の未定着期であり、神道との間に相当の懸隔を認めながら、縄文の遺跡・遺物中にも信仰の所産と考えられるものが相当に存在し、それが、後の弥生文化に浸透していくことから神道形成以前として取り扱っている。

石皿は、第一の道具としての研究と第二の道具としての研究の両面から行われてきた。その中で、第二の道具として石皿を捉えた研究では、岡本孝之氏(1978)、鈴木保彦氏(1991)などの研究がある(註1)。石棒と石皿の関係について、三上哲也氏(2007)は、中部地方の遺跡を集成し、祭祀について論じている。孔を持つ石皿に伴う儀礼が、縄文時代前期から後期にかけて長い期間行われ、信仰の対象として普遍的に行われているのか検討したい。

2. 孔を持つ石皿の出土状況

本稿で取り上げる孔を持つ石皿は、石皿の凹み部に穿

孔された石製品である。漏斗状の凹みを持つ石皿は多くみられるが、これとは異なるものである。孔は、石皿を使用して摩滅の結果孔が開くのではなく、人為的に故意に明けられたものである。これらの遺物についての出土状況を確認することから始めることとする。一口に祭祀・儀礼に係わる遺物の出土状況と言ってもその祭祀空間は広く、祭祀遺物の出土する場所には、集落のソトやウチ、家のソトやウチ等に分けられる。孔を持つ石皿は、住居と屋外の土坑から出土することから、これらの遺構を中心にみていくことにする。

永峯光一氏(1981)は、「儀礼は、個人の任意で行われるのではなく、集団を構成する人びとが、広く認知した手順によって行う慣行的な行為であった。文字のない社会であったからもちろん、特定の規式などあるはずもないそれだけにかえて慣行的な方式は遵守されたであろう。」との述べているが、筆者も縄文時代において長い間(少なくとも編年状の土器型式をいくつも超える時間的長さ)祭祀は、慣行的な方式が遵守されていると考える。また、永峯氏は、「石製儀礼具として取り上げる遺物は、非日常的となるような形で、いかにも意味ありげに検出されそれを何か重大な作為と判断してしまう危険性がつきまとう。そのような錯誤を出来るだけ除去するために規則性の検証を行うのである。」と石製儀礼具と判断する際の危険性について注意している。そのため、今回の孔を持つ石皿の出土状況の検証についても、規則性を持つということに重点を置いてみた。

集成した資料は、群馬を中心に関東地方の資料を集め、前期を中心に後期に及んでいる。これらの資料について出土状況を概観し、出土状況について規則性を検証しながら類型化をはかった。

集成した検出例から、孔を持つ石皿の出土検出状況には、ある一定の法則性がみられた。儀礼について永峯氏(2005)は、次のように定義している。「儀礼は、儀礼そのものに意味のある非日常的な思考行動の様式である。そして儀礼は、普通その実践の手段によって、行儀と口儀とに分けられる。行儀とは、動作によって行う儀礼のことを言い、口儀とは、言葉や声によって儀礼技法を構成する場合である。」この定義によれば、発掘調査によって掘り出された遺物の出土状況は、儀礼の過程や口儀などはみることが出来ない。行儀の最終形態を示していることになる。

1類 住居にある建物構造とは関係のないCピット(註2)や住居内土坑に蓋をするように置く(図6-1)ピットの中には、磨石等の丸みを帯びた礫が置かれたり、石皿の上に磨石などが置かれる。検出された遺跡は、次の通りである。

群馬県安中市(松井田町)行田大道北遺跡(長井1997)

26号住居(3)、有尾から諸磯a式の住居、住居内のピットに蓋をするように置かれている。同じく行田大道北遺跡78号住居(2)、有尾式期。住居内のピットに蓋をするように置かれている。

埼玉県大里郡寄居町東原遺跡(関2004)5号住居(20)、有尾・黒浜式期。住居中央のピット状に置かれていた。

埼玉県大里郡寄居町塚屋遺跡(市川1983)13号住居(19)、諸磯a式古段階、住居中央の楕円形の落ち込みの肩口に置かれている。石皿の孔を塞ぐように楕円の礫が置かれている。石皿の隣にも円礫が置かれていた。

埼玉県蓮田市天神前遺跡(田中1991)Ⅱ区3号住居(21)、敲石が上に乗る状態で出土。黒浜式新段階。おなじく、天神前遺跡(田中1991)V区2号住居(22)、黒浜式期、住居のピット上から出土。

埼玉県深谷市(大里郡川本町)竹之花遺跡(利根川1991)20号住居(24)、諸磯b式期、住居中央のCピット上面に置かれている。石皿の上には磨石が孔を塞ぐように出土している。

東京都北区七社神社前遺跡(川田1998)6地点3号住居(26)、諸磯a式古段階、住居内のピット上に置かれた石皿の孔をふさぐように石皿の破片が重なって出土。

東京都世田谷区稲荷丸北遺跡(重久1983)1号住(27)。黒浜式。住居中央部にあるピット上に蓋をするように置かれている。

群馬県安中市中野谷松原遺跡(大工原1998)22号住居(5)、有尾式期。住居内土坑に立てかけて置かれる。

群馬県安中市(松井田町)行田梅木平遺跡(間宮1997)1号住居(4)、諸磯a式期。住居内土坑壁面に立てかけられていた。

1類の出土状況から、二種類の儀礼が考えられる。

1類の儀礼1

炉の近くに存在するCピットに置かれる例では、ピットの底面近くに磨石や敲石などの丸みを帯びた石が置かれ、埋め戻されその上面に石皿が置かれる。石皿の孔を塞ぐように磨石などの丸みを帯びた礫が置かれる。儀礼が考えられる。(図6-1では、胎内と胎児、その出口に孔を持つ石皿が置かれる関係が想像される。)

炉とピットの構築→丸みを帯びた礫の埋納設置→ピット埋め戻し→石皿の設置という順番で行われている。

1類の儀礼2

住居内に土坑が造られその壁面に立てかけられるように置かれる儀礼で、埋甕とそれに接する位置に孔を持つ石皿が置かれることで、両者の関係性を強めている。

住居内土坑の構築→土器の埋設(埋甕)→石皿の設置→埋め戻しの順に行われている。

2類 住居の炉に被せる様に置かれる。地床炉に直接置かれる例や、炉の埋設土器の上に被せるように置かれている。(図6-2)

天神前遺跡V区2号住(23)からは、2点出土している。そのうちのひとつには、炉体土器の上に石皿と凹石が乗っている。時期は、諸磯a式古段階。群馬県安中市中野谷松原遺跡101号住居(7)、諸磯b式期。炉の近くに置かれる。安中市中野谷松原遺跡85号住居(8)、諸磯a式期。炉に伏せた状態で置かれている。

群馬県高崎市山名柳沢遺跡(松田1998)14号住居(12)、黒浜式期。床面よりやや浮いた状態で石皿の周りには円礫が取り囲んでいた。

群馬県渋川市(旧赤城村)見立峯遺跡(伊藤2003)J-4号住居(1)。二木式期。コの字形石囲炉の燃焼面に埋甕の上に接するように置かれている。

2類の出土状況からは次のような儀礼が考えられる。

2類の儀礼

炉の上面に被せたように石皿が置かれることから、炉に拘わる火と石皿の儀礼と考えられる。

住居跡炉の構築→土器の埋設→火を焚く→石皿の設置→埋め戻しの順に行われている。

3類 住居跡床面上に置かれる。柄鏡式住居の柄接合部に置かれたり、深鉢や石棒、多孔石など他の儀礼具と共に置かれる。(図6-4)

群馬県前橋市今井三騎堂遺跡(石坂2005)36号住居(9)、諸磯a式。住居床面に大形の磨石が乗った状態で検出されている。

群馬県前橋市芳賀頭部団地遺跡(1990)J2号住居(10)、諸磯a式期。住居床面に置かれている。

群馬県利根郡昭和村糸井宮前遺跡(関根1986)15号住居(14)、諸磯c式、3個の石皿が床面に置かれた状態で出土。糸井宮前遺跡78号住居(13)、諸磯b式新段階、住居床面に伏せた状態で、有孔浅鉢と対になって出土。

東京都祖師谷大道北遺跡(寺田2010)56号住居(28)、加曾利EⅢ式古段階。床面に伏せた状態で単独出土。近くに倒置土器がある。

群馬県前橋市(旧大胡町)堀越並木遺跡(山下2004)(図6-5)J6H住居(11)加曾利B式期。炉の内径が一辺45cm程の方形になる石囲炉に伴って、石棒、多孔石石皿が出土している。炉の石は焼けている。炉内に置かれた多孔石(報告書では、石皿と報告されているが、平坦面に敲打痕があり、円錐状の窪みがある。)と炉の外側に置かれた円錐状の窪みを持つ石皿に跨がるように自然石の石棒が乗っており、さらにその隣に孔を持つ石皿が表向きに置かれていた。炉内からは加曾利B式土器が出土している。

東京都調布市上布田遺跡(山本2010)第2地点SⅠ-104号住居(25)、称名寺式期。柄鏡形敷石住居の接続部埋甕に接して横に立てた状態で出土している。他に被熱した石棒が2点出土している。1点は敷居資材に転用、1点は炉の南西側敷石の上に横位に置かれている。

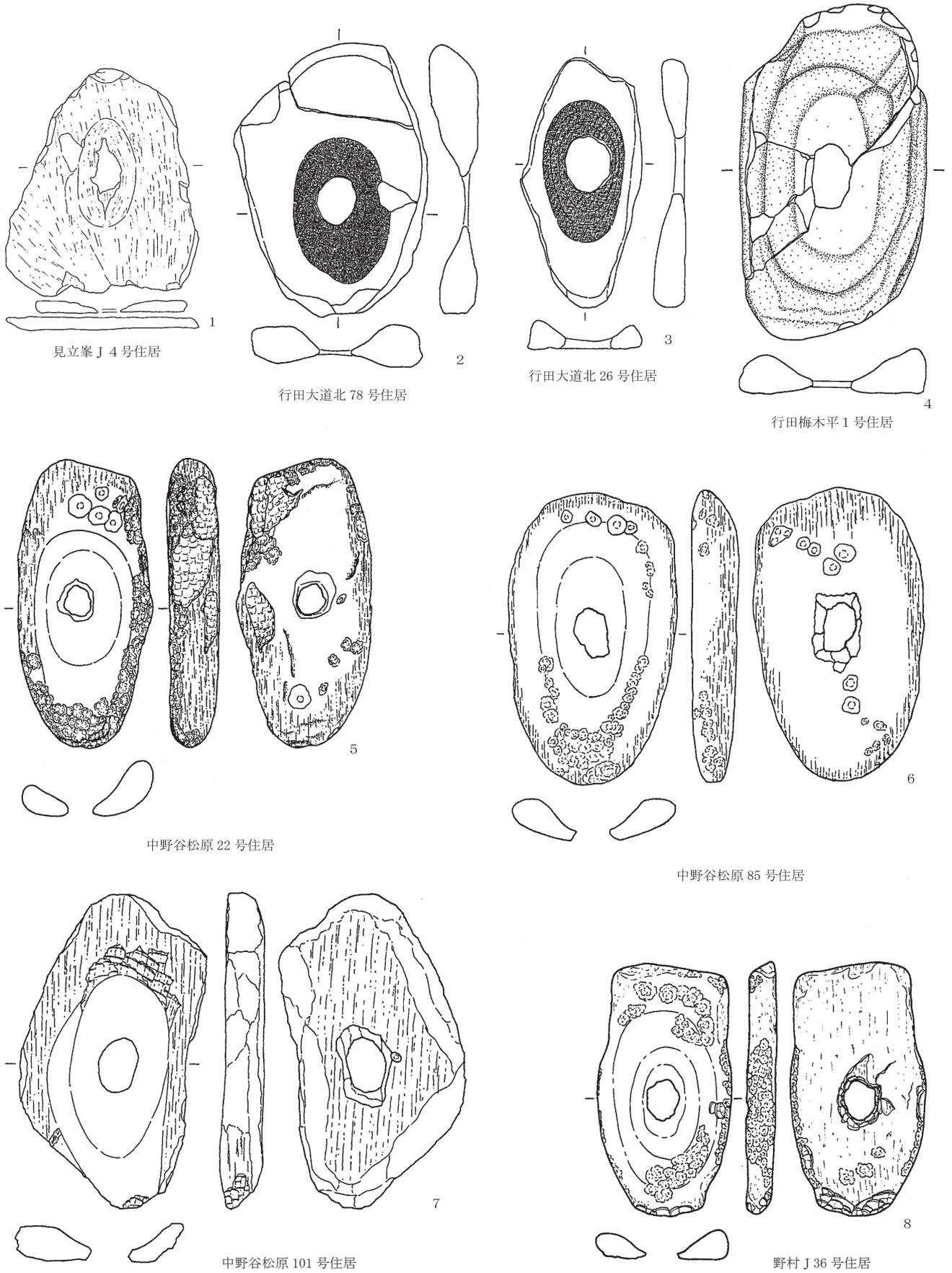
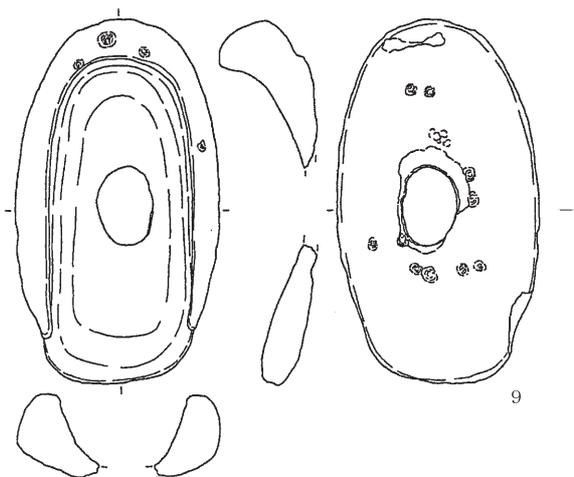
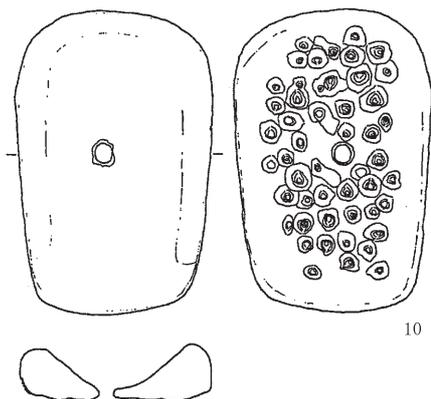


図1 孔を持つ石皿(1)

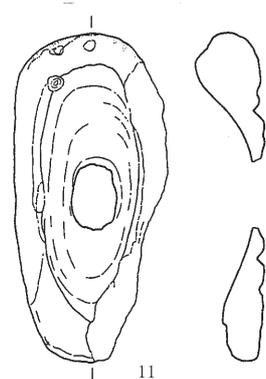
(S: 1/8)



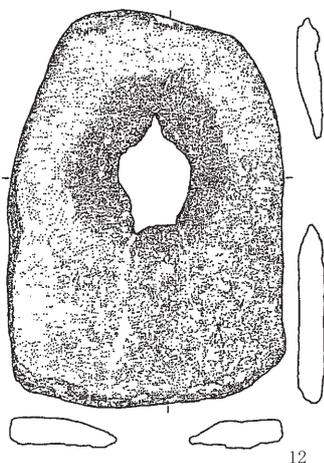
今井三騎堂 36号住居



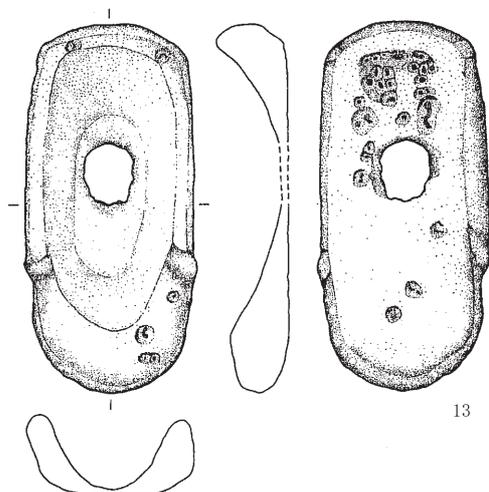
芳賀東部団地 24号住居



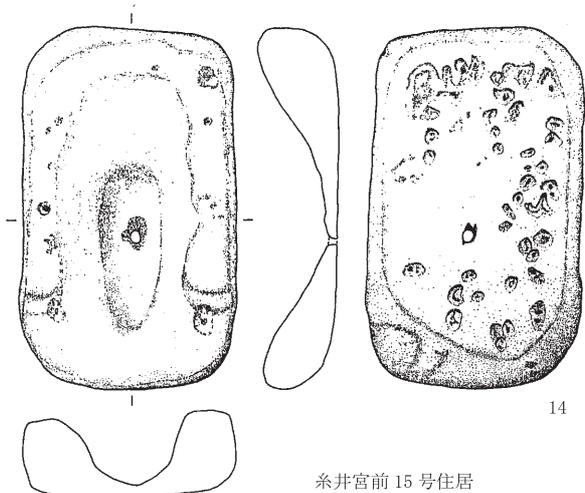
堀越並木 J 6H住居



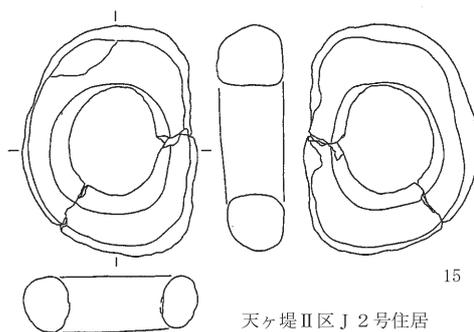
山名柳沢 14号住居



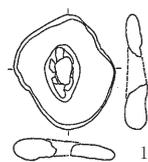
糸井宮前 9号住居



糸井宮前 15号住居



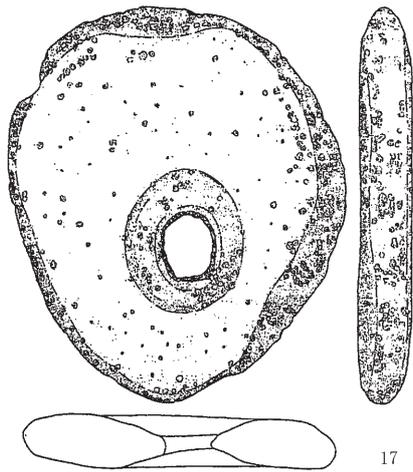
天ヶ堤Ⅱ区 J 2号住居



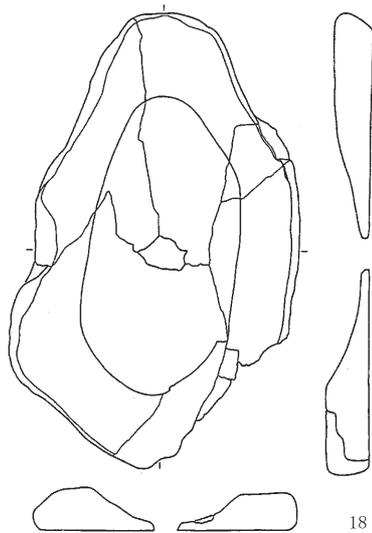
天ヶ堤Ⅲ区 277号土坑

図2 孔を持つ石皿(2)

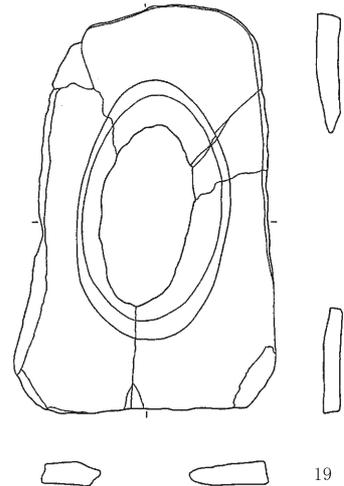
(S:1/8)



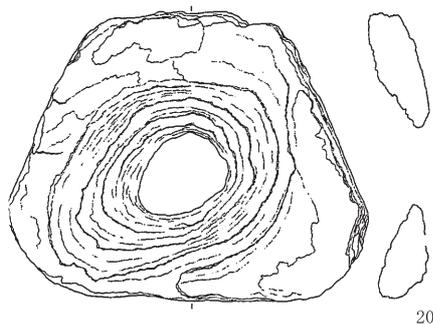
鹿島脇 12号土坑



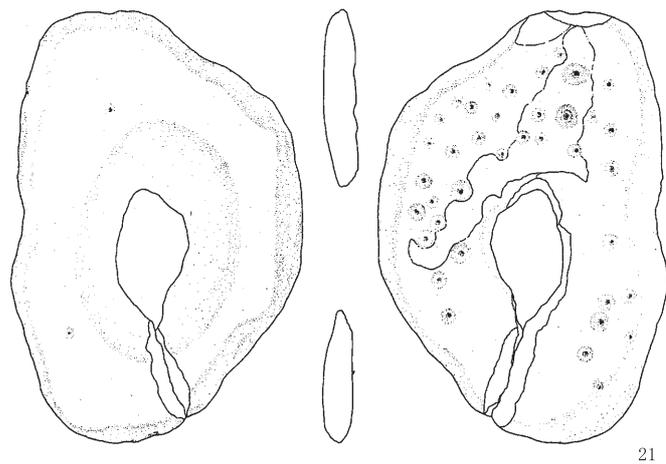
塚屋 5号住居



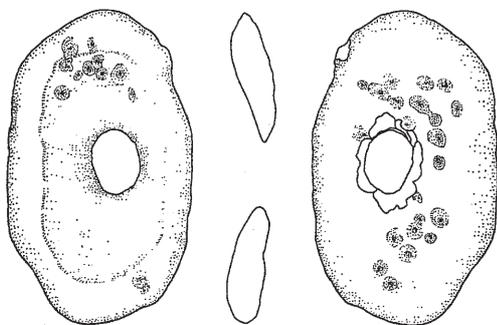
塚屋 13号住居



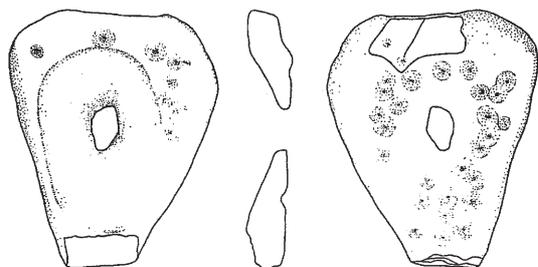
東原 5号住居



天神前Ⅱ区 3号住居



天神前Ⅴ区 2号住居



天神前Ⅴ区 2号住居

図3 孔を持つ石皿(3)

(S:1/8)

群馬県伊勢崎市天ヶ堤遺跡（関根2007）Ⅱ区J 2号住居（15）、柄鏡形住居と思われる柄の付け根中央部分の床面に置かれていた。

3類の出土状況からは次のような儀礼が考えられる。

3類の儀礼

住居床面に孔を持つ石皿が置かれることから、住居内の平面的位置に女性を象徴する場を設ける儀礼が行われたと考える。

住居の構築→石皿・多孔石・土器等の設置→埋め戻しの順に行われる。

4類 土坑の上面に置かれる。（図6-3）

栃木県那須郡那須町鹿島脇遺跡（塚本1998）12号土坑（17）、大木6式、土坑上面に礫、関係深鉢とともに置かれる。

群馬県伊勢崎市天ヶ堤遺跡（関根2008）県側道Ⅲ区277号土坑（16）、中期後半、土坑中央部上面に置かれている。

4類の儀礼からは次のような儀礼が考えられる。

4類の儀礼1

屋外の土坑（墓壙）内に置かれる墓標に関する儀礼で、女性や母子関係を象徴する儀礼と考えられる。

構築→石皿・多孔石・土器等の設置→埋め戻し。

4類の儀礼2

土坑（墓壙）上に置かれる。墓標となる。

土坑の構築→土器や礫などの設置→埋め戻し→石皿の設置

5類 出土位置不明

群馬県安中市野村遺跡（千田2003）J 36住居（8）、関山Ⅱ式の住居から出土しているが出土状況不明。

埼玉県大里郡寄居町塚屋遺跡5号住居（18）、諸磯b中段階の住居から出土しているが出土状況不明。

稲荷丸北遺跡（29）、発掘調査によるものではないが、出土状況不明のものが1点出土している。

横浜市南堀貝塚遺跡（武井2008）（8）、遺構外に伏せた状態で発見されている。

野村遺跡・塚屋遺跡例は、縄文前期の住居から出土しており、1類から3類の中に入ると思われる。南堀貝塚では、集落内に置かれた状態で出土していることから、住居や土坑とは別に、集落のウチで行われる女性を象徴した儀礼があったと予想される。

3. 特異な形をした石皿と凹み穴を持つ石

孔を持つ石皿を集成する中で、形状は石皿に似ているのであるが、石皿のある皿面（凹面）が無く、逆に凸面状になっている外面の平面形が石皿状の形をする資料をみることが出来た。これらの遺物は、まだ類例が少ないため、孔を持つ石皿と同じ儀礼具になるのか、出土状況などから検証してみる。

図5の1から6は、群馬県太田市大道東遺跡出土の物である。報告者の岩崎氏（2009）の観察によれば中央部の平坦面は、摩耗面ではなく整形面としている。形状は、礫の周辺部にU字状に凹みを作り中高部を作り出している。さらに3は、中央部にも凹みを作り馬蹄状に中高部を作り出している。

1は、称名寺式の柄鏡形住居敷石の柄部の敷石として使用されていた。2は、加曾利EⅢ式の土坑から出土している。3は、土坑から出土しているが、土坑上面に須恵器壺・土師器甕が出土しており、土坑中位からは、多孔石が土師器甕の破片により挟み込まれた状態であり、その直下から出土したということである。土坑は、径0.5m、深さ1.5mでCピットのサイズに近い。土坑の位置は、復元すると称名寺式の柄鏡形住居の中に位置するという。須恵器などと伴って出土する状況から見ると、古代に再利用された可能性が高いと思われる。その他の石製品は、遺構からの出土ではなく、包含層出土である。石製品の形状は、女性を象徴した物と思われるがその儀礼的用途について、出土状況からは確証が得られない。しかし、これらの石製品と類似した物が、群馬県伊勢崎市下田遺跡（春山2008）1区3号住居から発見されている（図5-7）。称名寺式の柄鏡形住居で、特異な形をした石皿状の石製品が柄の接続部右側に置かれている状態で検出された（図6-6）。下田遺跡出土例の物は、礫の縁に沿って廻るように凹みを作り出し中央部に二つの瘤状の高まりを作っている。この石製品が、孔を持つ石皿と同じように柄鏡形住居の接合部から出土していることから、女性原理に基づく石製品と考えられ、形状から大道東遺跡出土の石製品も女性原理に基づき作られた物と考えられる。群馬県渋川市（旧赤城村）溝呂木大御堂遺跡（小林2003）J-17号住居（図6-7）では、称名寺式の柄鏡形住居に凹み穴を持つ礫が出土している。形状から、女性を象徴した物と思われる多孔石である。図6-4・6・7のように柄鏡形住居の柄接合部に孔を持つ石皿、特殊な石皿、多孔石などの女性原理に基づく儀礼具を置くと言う3類の儀礼が行われていたと言える。

4 まとめ 孔を持つ石皿から提起される問題

石皿を女性原理に基づく儀礼具とすることについては、多くの論考がみられた。前項で示したように特異な形をした石皿や多孔石、孔を持つ石皿についても女性原理に基づく石製儀礼具として捉えることが出来たと思う。女性原理による儀礼行為について考えてみる。

前期の住居からは、Cピットが多く発見されている。1類にみられるように孔を持つ石皿によるCピット上に蓋をするように置かれるという祭祀儀礼が検証できたのであるが、埼玉県ふじみ野市（上福岡市）鷲森遺跡12号

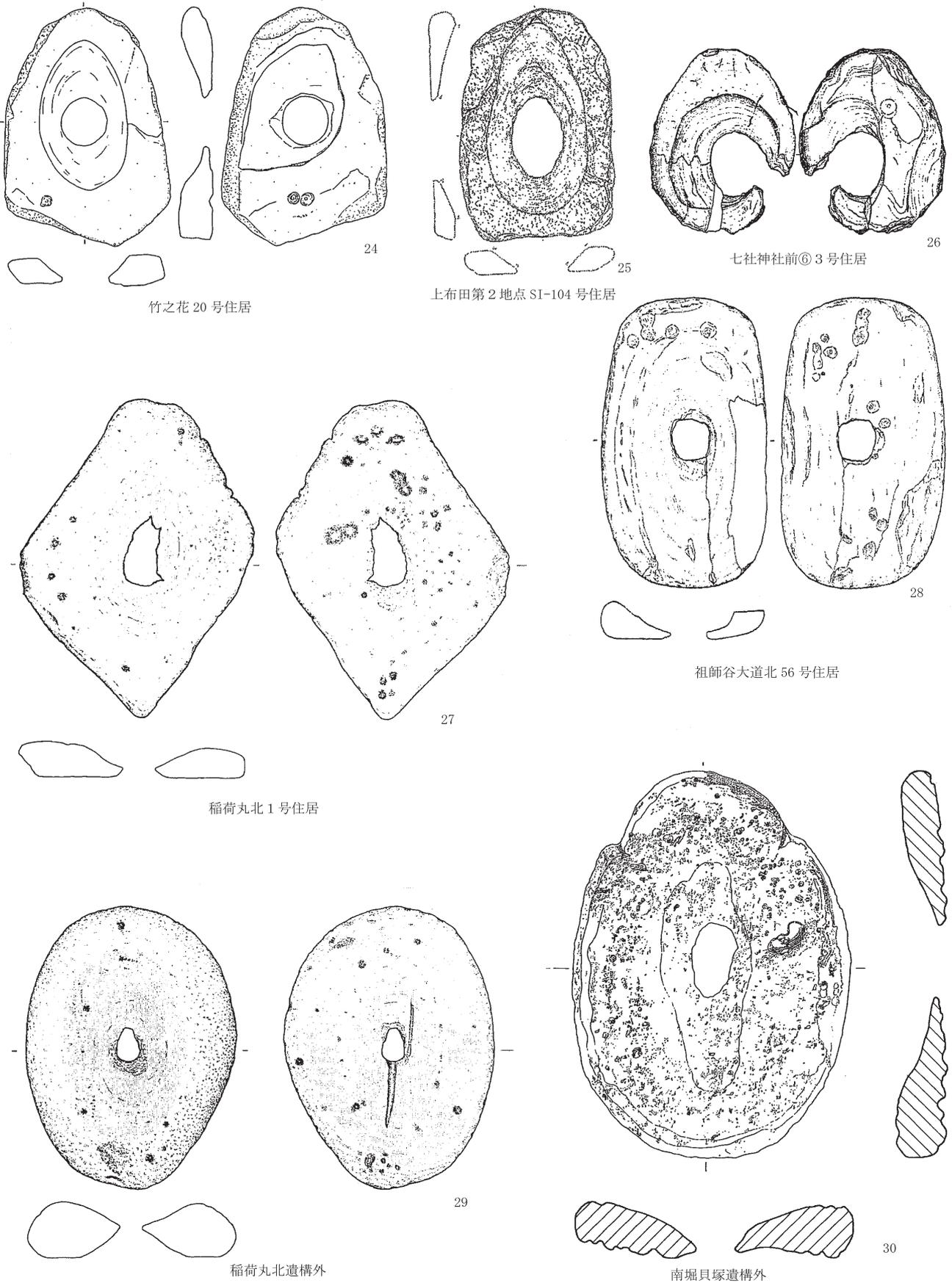


図4 孔を持つ石皿(4)

(S:1/8)

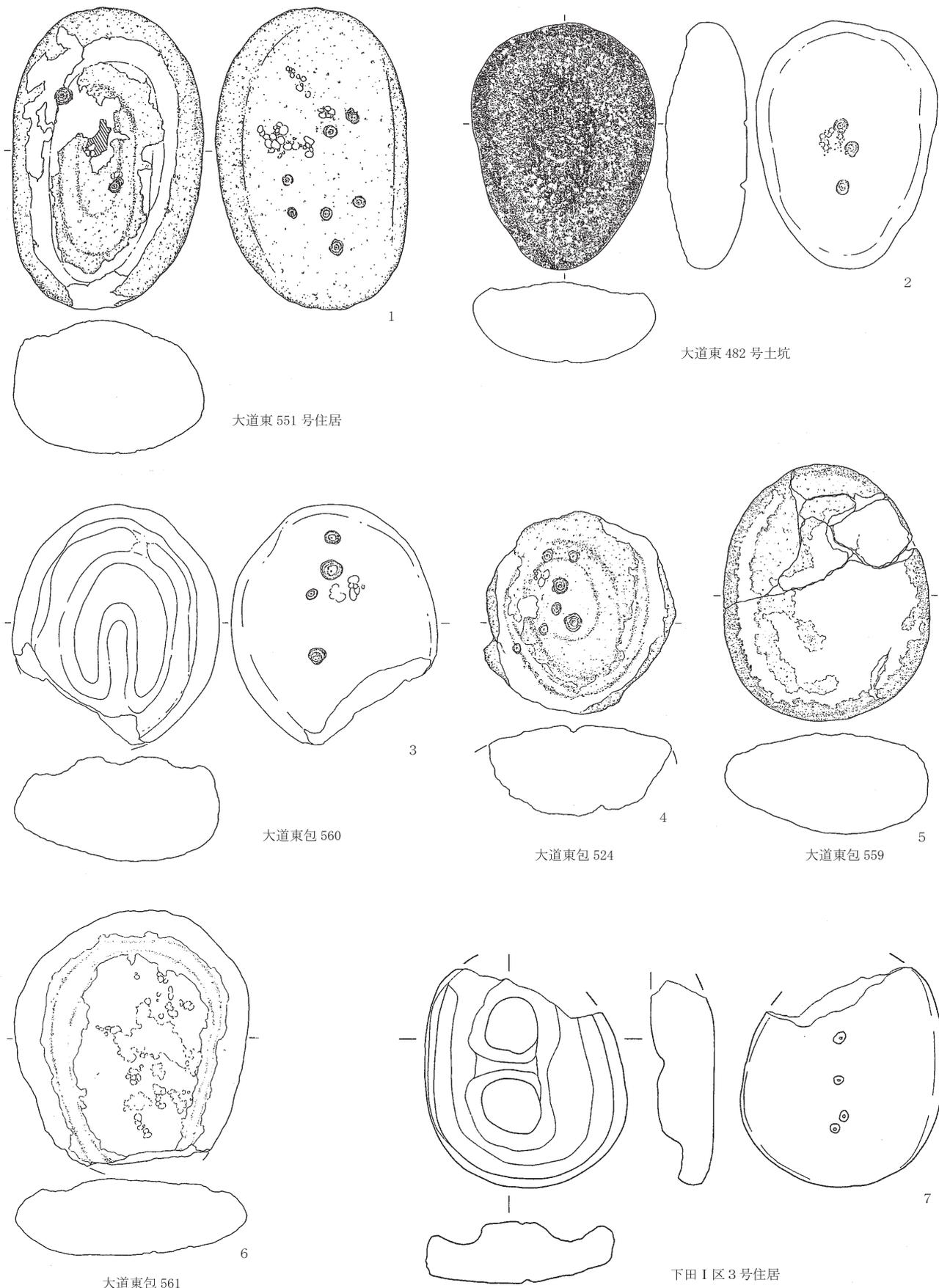


図5 特異な形をした石皿

(S: 1/8)

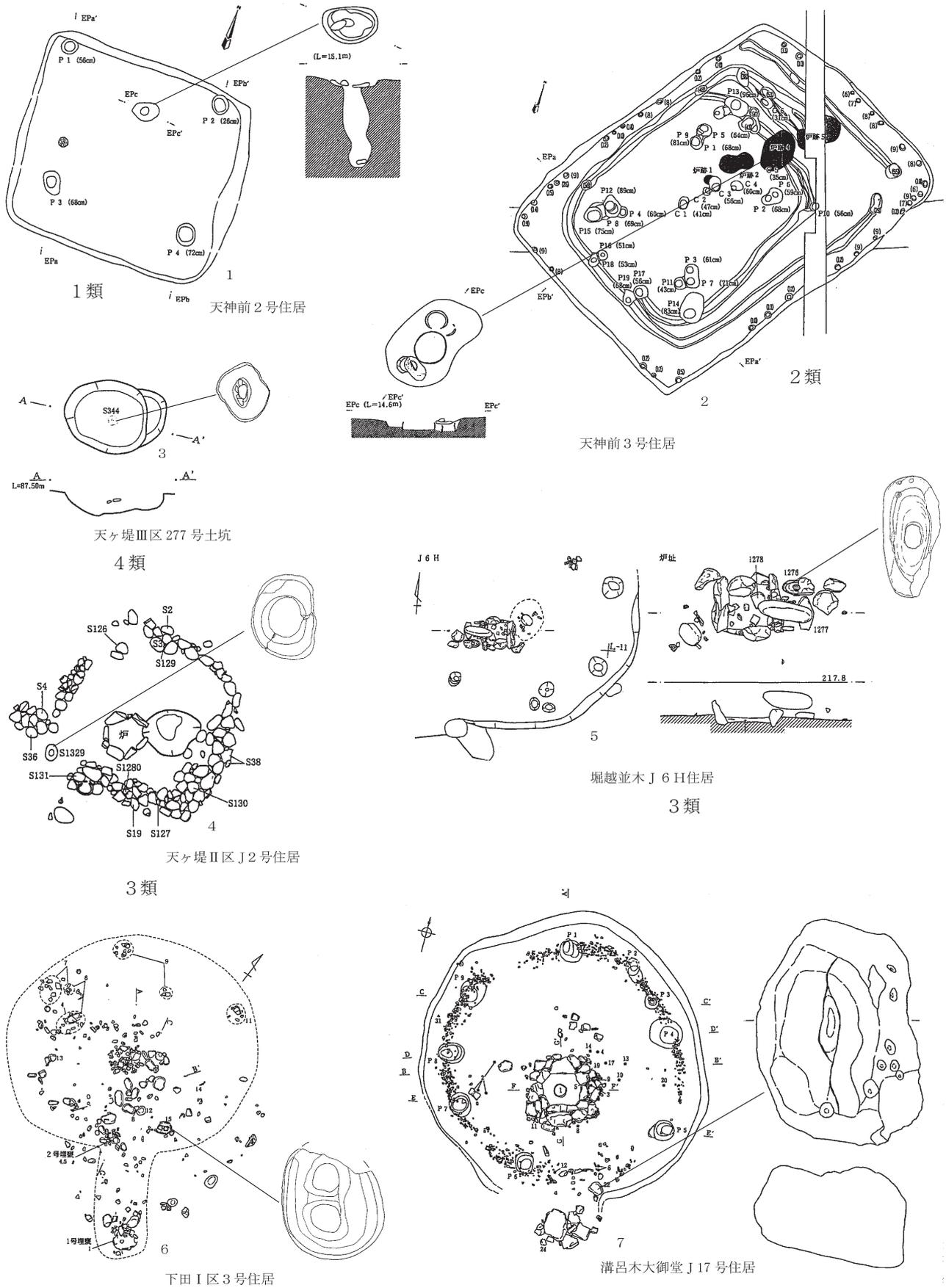


図6 孔を持つ石皿出土遺構と石製儀礼具出土遺構

住居は諸磯b式中段階の住居にあるCピットからは、孔を持たない石皿が置かれて出土している。このことから、石皿自体に女性原理があるのか、或いは、口儀によって、孔を持つ石皿と同じものとみなす場合があるのではないかと考える。

笹森氏(1981)は、Cピットについて、住居内に作られる位置関係から埋甕に連なると述べているが、孔を持つ石皿がこのCピットや埋甕と関連して出土していることから、住居内から単独で出土する場合や、柄鏡形住居の接合部から出土する位置関係も埋甕やCピットと関連して、住居内の女性を象徴する場所に置かれるのではないだろうか。岡本氏(1978)が住居内から出土する石皿の位置が住居の右側、炉の前、壁際と様々な例を挙げているが、これについても、同様に考えられる。つまり、石皿の出土位置の変化は、前期にみられるCピットと同じ女性原理に基づき作られるもので、目には見えないが、あるべきCピットの場所に石皿が置かれる。中期・後期に見られる埋甕は、Cピットが目に見える形になったもので、その側に女性原理である儀礼具が置かれるのである。

前期には、孔を持つ石皿に伴う石棒らしい物が見あたらない、石棒に変わる男性原理の何かが存在したのか、それとも前期においては、女性原理の中でのみ儀礼が行われたのかまだ解明する点が多いと思う。

石皿自体が儀礼具の完成形で女性原理を持つのではなく、石皿を穿孔したものや漏斗状に凹みを持つ石皿によって、女性原理を持つ儀礼具としての完成形と考える。それは、立石や石柱と呼ばれる細長い自然石が儀礼の場に持ち出され、儀礼によって石棒とみなされるのと、削りや磨きをなど加工した男根状のものが男性原理を表すのと同様に、穿孔を加えた石皿が女陰であり女性原理を有するのである。自然石の石柱状のものが男性原理として機能するのは、行儀・口儀によって石棒と見なされるからである。製粉が女性の仕事であるから石皿は、女性原理と考えるのではなく、石皿が女性原理として機能するのはやはり、行儀・口儀によって儀礼の場で用いられることで女性と見なされ成り立つと考える。孔を持つ石皿と同様に、漏斗状の凹みを持つ石皿が多く見られる。この凹みについても女性原理と考える研究者は多い。石皿が女性原理に基づいているのなら、さらに女性原理である凹みを付ける必要はないであろう、石皿が作られた直後には、性の原理差は無くその後の底面に穿孔したり、凹みを付ける等の儀礼によって性の原理が後天的に付けられると考える。

以上、孔を持つ石皿や特異な形の石皿、多孔石などの儀礼をまとめると次のようになる。

Cピットに伴って行われる儀礼：縄文前期の有尾・黒浜期から始まり、Cピットの住居内の異動に伴って孔を

持つ石皿も動いている。中期終末から、後期になると、Cピットと関わりのある埋甕に伴って使われる。

炉に伴って行われる儀礼：炉と炉体土器に被せるように置かれる。二ツ木式から諸磯期、加曾利B期にみられる。後期では炉と石棒と関連してくる。

住居内に置かれる儀礼：孔を持つ石皿と土器などが伴う。諸磯b式、加曾利E式にみられる。

屋外土坑に伴う儀礼：墓壙と思われる土坑の上部から出土する。前期後半、加曾利E式にみられる。

このように、孔を持つ石皿儀礼のあり方は、前期から後期にかけて一定の使われ方をしてきた。永峯氏が縄文儀礼について、「特定の規式などあるはずもない、それだけにかえて慣行的な方式は遵守されたであろう。」と言われている。まさに、女性原理による孔を持つ石皿の儀礼は、少なくとも縄文時代前期から後期に至る長い間慣行的に行われ変わることがなかったと考える。この儀礼が変わるときが、縄文時代の祭祀・儀礼の変換点であり、縄文社会の変化と密接な関わりを持つと想定する。

縄文時代の儀礼については、様々な種類の物がある。今回、孔を持つ石皿から、縄文儀礼の式を考慮に入れながら描くことを試みた。縄文時代の儀礼は、実際に見ることは出来ないが、その残された痕跡からどのような式を行ったのか、一つの遺物を通時的に見て何が同じで、異なるのか。そこから儀礼具とは何かを考えてみた。祭祀儀礼という実証性に乏しい事柄をなるべく実証的に扱おうとした。客観的な資料を検討したつもりであるが、独りよがりになってしまった点が多々あることは否めない。改めて、精神世界の問題の難しさを痛感した。孔を持つ石皿の集成についてもまだ、中途である。ご意見、ご教示を賜れば幸である。

最後に谷藤保彦、綿田弘実、伊藤順一氏には、文献等でご協力いただいた。記して感謝します。

本稿は、(公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団平成23年度職員自主研究活動事業研究費の交付を受けた「縄文前期後半期における住居址出土遺物の検討」の成果の一部である。

註

註1 石皿の研究史は、植物加工具としての第一の道具、配石遺構や墓壙、住居内などに使用される第二の道具としての両方の研究がある。それぞれの研究については、(安達1983、樋口1984)や(岡本1978、鈴木1991、中島2008)等がある。

註2 笹森健一氏(1982)の言うCピットは、住居の上屋構造とは直接関係なく、炉に近接したピットを指している。

註3 埼玉県ふじみ野市(上福岡市)鷲森遺跡12号住居 諸磯b式中段階。孔を持たない石皿が置かれていた。

参考・引用文献

安達厚三 1983「石皿」『縄文文化の研究』7 雄山閣 p.129-139

- 石坂 茂 2005「今井三騎堂遺跡・今井見切塚遺跡」群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 市川 修 1983 「塚屋・北塚屋」 埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 井野誠一 1990「芳賀東部団地遺跡Ⅲ」前橋市教育委員会
- 岩崎泰一 2009 「大道東遺跡（1）」 群馬県埋蔵文化財調査事業団 p.155-169
- 大場磐雄 1981「神道考古学の大系」『神道考古学講座』1 雄山閣 p.1-28
- 大場磐雄 1981「総説」『神道考古学講座』3 雄山閣 p.1-8
- 岡本孝之 1978「住居内出土の石皿について覚え書き」『神奈川考古』3 神奈川考古同人会 p.31-48
- 川田強・大平理恵 1998「七社神社前遺跡Ⅱ」北区教育委員会
- 国分直一 1992「くぼみの造られた石を（盃状穴）をめぐる信仰」『日本文化の古層』第一書房 p.177-182
- 小林 修 2003 「溝呂木遺跡群Ⅰ 溝呂木大御堂遺跡」 赤城村教育委員会
- 小林達雄 1999 「縄文世界における空間認識」 國學院大學日本文化研究所編祭祀空間・儀礼空間 雄山閣 p.1-32
- 小林 徹 2008 「下田遺跡（2）」 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 齋藤 忠 1992「石皿」『日本考古学用語辞典』隔世社 p.22
- 佐野 隆 2008「縄文時代の住居廃絶に関する呪術・祭祀行為」『考古学ジャーナル』578 ニューサイエンス社 p.30-34
- 笹森健一 1982 「縄文時代前期の住居と集落（Ⅲ）」 土曜考古5 土曜考古学研究会 p.117-138
- 笹森健一 1987 「鷲森遺跡の調査」 上福岡市教育委員会
- 千田茂雄 2003 「東上秋間遺跡群」 安中市教育委員会
- 鈴木保彦 1981「信仰儀礼の遺構」『神道考古学講座』1 雄山閣 p.58-107
- 鈴木保彦 1991「第二道具としての石皿」『縄文時代』2 縄文時代文化研究会 p.17-39
- 関 義則 2004 「東原遺跡」 寄居町遺跡調査会
- 関根慎二 2007 「天ヶ堤遺跡（1）」 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 関根慎二 2008 「天ヶ堤遺跡（2）」 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 関根慎二 2009 「縄文時代前期の石皿状土製品について」 研究紀要27 群馬県埋蔵文化財調査事業団 p.33-42
- 関根慎二 1986「糸井宮前遺跡Ⅱ」群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 大工原豊 1998「中野谷松原遺跡」安中市教育委員会
- 大工原豊 2008「儀器化された石匙・石槍」『考古学ジャーナル』578 ニューサイエンス社 p.5-9
- 武井則道 2008 「南堀貝塚」 横浜市ふるさと歴史財団埋蔵文化財センター
- 田中和之 1988「天神前遺跡ー第8地点ー」蓮田市教育委員会
- 谷口康浩 2006 「石棒と石皿」『考古学Ⅳ』 p.77-102
- 谷口康浩 2008「総論 コードとしての祭祀・儀礼」『考古学ジャーナル』578 ニューサイエンス社 p.3-4
- 谷口康浩 2011 「大形石棒の重要性と研究課題」 縄文時代の大型石棒 國學院大學研究開発推進機構学術資料館 p.27-38
- 塚本師也 1988「鹿島脇遺跡・追の窪遺跡」栃木県教育委員会
- 寺田良喜 2010 「祖師谷大道北遺跡Ⅲ」 世田谷区教育委員会
- 利根川章彦 1991 「竹花・下大塚・円阿弥遺跡」 埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 中島将太 2008「石皿に関わる儀礼行為」『考古学ジャーナル』578 ニューサイエンス社 p.14-18
- 中村耕作 2010 「住居廃絶儀礼における縄文土器」 日本基層文化論叢 雄山閣 p.17-26
- 長井正欣 1997「八城二本杉東遺跡・行田大道北遺跡」松井田町遺跡調査会
- 永峯光一 1981「縄文儀礼要説」『神道考古学講座』1 雄山閣 p.49-57
- 永峯光一・館野 孝 1981「信仰儀礼にかかわる遺物（Ⅱ）」『神道考古学講座』1 雄山閣 p.129-143
- 永峯光一 2005 「縄文儀礼要説」 永峯光一著作選集 永峯光一先生著作選集刊行会 p.288
- 能登 健 1981「信仰儀礼にかかわる遺物（Ⅰ）」『神道考古学講座』1 雄山閣 p.108-128
- 能登健 1978 「縄文時代の凹穴に関する覚え書き」 信濃30巻4号 信濃史学会 p.38-43
- 樋口誠司 1984 「住居跡内出土の石皿について」 山麓考古16 山麓考古同好会 p.2-20
- 平出一治 1978 「縄文時代の石皿について」 信濃30巻4号 信濃史学会 p.44-52
- 松田政基 1998「山名柳沢遺跡」高崎市遺跡調査会
- 間宮政光 1997「行田梅木平遺跡」松井田町遺跡調査会
- 三上徹也 2007 「縄文時代屋内祭祀研究における覚書」 山麓考古20 山麓考古同好会 p.103-123
- 山下歳信 2004 「堀越並木（A・C地点）遺跡」 大胡町教育委員会
- 山本暉久 1978「縄文中期における住居跡内一括遺存土器群の性格」『神奈川考古』3 神奈川考古同人会 p.49-93
- 山本暉久 「住居跡での石棒の出土状況」 公開シンポジウム発表要旨 縄文人の石神 國學院大學考古学資料館考古学研究室

復元陶鼓の使用痕跡と有孔罽付土器

— 有孔罽付土器の一義的用途について —

石 守 晃

(公財) 群馬県埋蔵文化財調査事業団

- | | |
|------------------|---------------|
| 1 はじめに | 5 陶鼓としての使用痕小考 |
| 2 用途論に関する学史 | 6 仮説—編物装着説— |
| 3 使用痕に関する既存の実験結果 | 7 おわりに |
| 4 復元陶鼓の使用痕の確認 | |

— 要 旨 —

有孔罽付土器はその名が示すように、頸部に罽を有し、この罽や口縁に複数の小孔列が穿たれる縄文土器である。その用途は貯蔵具説、醸造具説、太鼓説、蛙の飼育説など諸説が示されてきたが、特に太鼓説を巡る論争が盛んであった。この中で長沢宏昌（長沢 2005）と蓑輪温子（蓑輪 2005）は太鼓としての使用痕跡に関する実験を行い、特に小孔列について長沢が孔縁に明確な欠損が現れるとしたのに対し、蓑輪はその使用の痕跡が現れないという、相反する結果が提示されている。

私は群馬県埋蔵文化財調査センターで見学者の利用に供していた二つの陶鼓の皮膜を外し、長沢と蓑輪の実験成果を検討する機会を得た。その結果、皮膜による口縁の摩耗は目視では確認することができず、一方、木釘が挿入された小孔は、一方の陶鼓では木釘を外す時に毀損が発生し、一方では毀損が殆ど見られなかったことから、その発生は製作方法によって異なることを確認し、よって使用痕跡は有孔罽付土器の陶鼓使用の可否を判断する基準とならないことを認識したのである。

一方、陶鼓としての必要条件は口縁が平口であると考えられることから、必ずしも陶鼓が有孔罽付土器である必要はない。そこで有孔罽付土器の特徴である小孔列と罽のそれぞれの本来の作製意図を通して有孔罽付土器の第一義的使用方法を検討したのであるが、罽は三上徹也が提唱した吊るための装置（三上 2010）であり、小孔列はとある民族例から装飾的編み物を結び付けるための装置と解釈するに至った。

キーワード

対象時代 縄文時代
対象地域 日本
研究対象 有孔罽付土器

1 はじめに

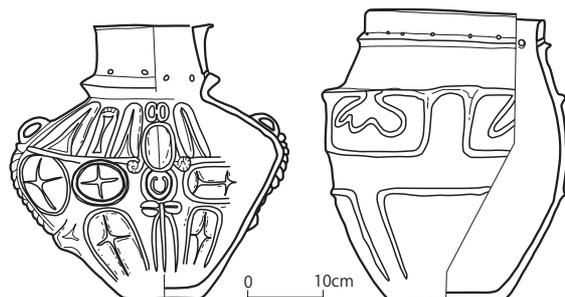
有孔罎付土器は、その名が示すように頸部に罎を有し、この罎或いは口縁に小孔列が穿たれる縄文土器である。後述するように、その使用方法に関しては諸説あるが、有力なものとしては太鼓説と醸造具説がある。そしてこれも後述するように、有孔罎付土器が陶鼓なのか否かの論争は、昭和39年に山内静男がこれを陶鼓と認定したこと（山内1964）から始まるが、その後賛否両論が出され、A.D.2000年を前後する頃からは、太鼓説は復元陶鼓を用いて演奏活動を行っている打楽器奏者（Percussionist）の土取利行がを牽引することとなり、対して醸造具説の長沢宏昌がこれを否定する論陣を張っている。

この論争の中に在って、私は出土楽器を扱った拙考の陶鼓の項で有孔罎付土器に触れ、太鼓としての膜の装着方法案を図示したこともあって（石守1980）（第2図）太鼓説派に分類されている⁽¹⁾。拙稿執筆当時、私は有孔罎付土器の平口や罎、特に小孔列の存在故に、他の土器に比べて陶鼓に転用し易いものとも考えていたが、一方で有孔罎付土器が陶鼓のために製作された土器だと申し上げたことは無く、陶鼓への転用が可能だと申し上げて来たに過ぎない。しかし、一つの道具には一つの用途が与えられるという今日の認識に於いて、モノに第二、第三の使用法が存在するといった考え方は受け入れられにくく、ご叱責を頂戴したこともしばしばあった。今日私は、有孔罎付土器が陶鼓へ転用可能な土器であるという考えには変わりはないものの、有孔罎付土器の小孔列を以て陶鼓への転用に有利になるという考えを取っていない。換言すれば、少なくとも有孔罎付土器の第一義的使用法としての太鼓説は否定しているのである⁽²⁾。

さて、有孔罎付土器に対する陶鼓否定派の論拠となるところには、復元陶鼓が有孔罎付土器の小孔に木釘を差し込むことで生じると予想される摩耗痕等が小孔に全く見られないということがある。この点について私は、上記拙稿で摩耗痕の発生しない幕の張り方を案として示したのであるが、その検証は行って来なかった。しかしこうした使用痕に関しては、後述するように長沢宏昌（長澤2005）と蓑輪温子（蓑輪2005）が検証実験を行っている。その結果、長澤が孔縁に破損が発生したと報告しているのに対し、蓑輪は発生しなかったという正反対の報告がなされている。そのため、両氏の実験結果をどう評価して良いものか判断が付かなかったのである。

私は予てより陶鼓の使用痕跡を実見してみたいと考えていたが、相反する長沢と蓑輪の実験結果を知るにつけその思いを強くした。しかしその機会を得ないまま過ごしていたのであるが、幸いにもその機会が身近にあることに気付いたのである。

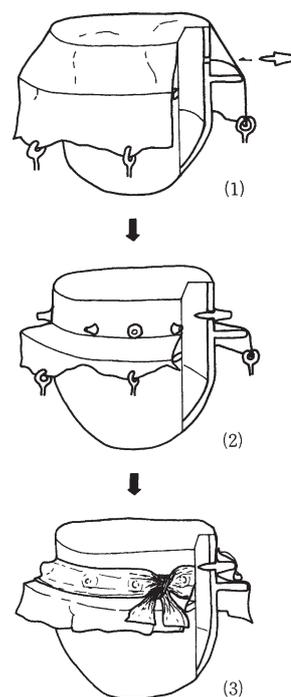
私の勤務先である公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査



第1図 有孔罎付土器

（左：長野県中道尾根遺跡 右：神奈川県下北原遺跡）

事業団が事務局を置く群馬県立の群馬県埋蔵文化財調査センター発掘情報館2階の展示室には、壁際の1/3程のスペースをコマ割にした、同館を運営する同事業団の職員の研究成果を基にした七つの小展示コーナーがある。その一つに平成8年（1996）の開館から平成24年（2012）夏まで出土楽器のコーナーがあり、平成12年（2000）頃からは複製した有孔罎付土器を用いた陶鼓が置かれ来館者が自由に敲けるようになっていた。また同館3階の体験学習室にもその後同様の陶鼓が置かれ、やはり来館者が自由に敲けるようになっていたのである。



第2図 陶鼓製作模式図

もちろん常時観察していた訳ではないので、何人の来館者が何回、どれくらいの強さでこれらの陶鼓を敲いたかの記録はないのであるが、展示室のものは12年程利用に供されていたため、ある程度長い期間の使用実績があったと見做すことができ、陶鼓としての使用の痕跡が残るとすれば、その痕跡を確認できると思われた。そこで、これらのうち2点の陶鼓を解体する許可を所蔵者である群馬県教育委員会から得て⁽³⁾、皮幕を外し、土器に残された痕跡を確認したのである。本稿はその結果を報告し、有孔罎付土器の陶鼓としての使用の可否を確認するとともに、小孔列と罎の作製意図を通して有孔罎付土器の製作意図を検討することを目的とするものである。そしてこれは拙稿（石守2001）に記した有孔罎付土器に対する見解を再検討する作業でもある⁽⁴⁾。

2 用途論に関する先学の研究と実験

有孔罌付土器の研究・実験は戦前から行われてきたが、このうち用途論を中心に振り返ってみたいと思う。

その用途について始めて言及したのは山内静男で、東京都杉並区井草八幡付近出土の有孔罌付土器罌付土器の用途として、「頸部に隆線一条があり。その上方数力所に小孔付けられて居る。恐らくこれに紐を通して、懸垂運搬に利用したのであろう」という見解を示している(山内 1940)。

そして戦後になって、草間俊一・吉田義明は岩手県の畑井野遺跡の発掘調査報告書で出土した無文の甕形土器(有孔罌付土器)を報告する中で、下胴部と底部は火熱を受けて脆弱になっていることを指摘し、「或は頸部の小孔群に紐を通して懸垂して煮沸用の土器に用いた事も推考される」とその用途に言及している。(草間・吉田 1960)。

藤森栄一は武藤雄六との共著の中で、従来「蓋付樽型土器」と呼称していた土器に「罌付有孔土器」と言う呼称を付したのであるが、藤森は有孔罌付土器を種子保存用と解釈した(藤森・武藤 1962)。氏は当初「植物編物の蓋を罌までかぶせ、頸部の多孔に^マ結び付けた」と考え、付された文様も「生産に対する憧憬」を考えていた。しかし、蓋の装着実験を行ったところ小孔に^マ括り付けられず、容量の少ないものもあって「イモなら一つも入らないだろう」として「目下、種子壺説については気持ち反省している」と述べているものの、有孔罌付土器は貯蔵形態土器であるが、最も適したものは種子であるとしている。

一方、同論文の中で武藤雄六は、山ブドウの種子の炭化物が入っていた例のあることから醸造説を提唱している(武藤 1962)。氏は有孔罌付土器の口唇上縁が平らであることから木製か動物皮製の蓋を載せ、小孔の穿孔方向が内部下方にあることから内部の気抜きであり、内面に黒色或いは赤色の顔料を塗っているのは水気亡失防止のためとし、文様もマジカルなもので「酒につきものの踊ったような表現」のものもあるとして醸造容器と解釈している。そして石皿で粉碎した植物材料を用いて醸造実験を行い、7～10日で主醗酵が終わったと報告しているが、この間醗酵によってガスと滓が発生するが、小孔から排出され、罌は「滓の流下を一定にするためではないだろうか」としている。また発酵段階で不要な外気との接触は腐敗を呼ぶため蓋が必要であるとしている。

これに対して山内静男は欧州の出土陶鼓(参考:第3図)が頸部に把手や小突起が並ぶ例を示して有孔罌付土器の用途として太鼓という説を示した(山内 1964)。しかし、山内はその論拠を「煩雑であるから省略」し、その後も論拠の説明は為されないままとなっている。

この太鼓説について八幡一郎は有孔罌付土器はその出土が稀なことから「特殊な用に供せられる」土器であり、その形態的、装飾的特異性と併せて「尋常な土器ではない」としてその用途として陶鼓の可能性を追認している(八幡 1964)。

一方、渡辺誠は縄文農耕論の一環として有孔罌付土器を扱い、有孔罌付土器の用途について貯蔵器であり種子説、醸造具説共にこれを許容し、後者による使用については他の器種との比較により注口土器への変遷を論じ、「これらの土器が様式構造の中核に進出する現象を、単に酒造のみから解釈することは甚だしく穩当を欠くであろう」として、醸造説一辺倒の解釈に疑問を呈している(渡辺 1965)。

江坂照彌は縄文時代前期末から「片栗などの球根の採取と澱粉製造の技術が次第に広がってきたことが考えられる」ことに加え有孔罌付土器が「全面の研磨をされ、表面は緻密な肌をし、いかにも湿気を防げよう」であり、鉄丹が塗布された痕跡のあるものがあり、「全面樹脂と鉄丹をまぜた塗料で塗り上げている」ことも併せて、「澱粉のような保存食の貯蔵用具であろう」と述べている(江坂 1967)。

その後武藤雄六は醸造実験の成果を再度報告しているが、蓋は皮革を用いた蓋をしていたとし、例外を除いて孔は蓋の止め孔とは解釈していない。また太鼓説では孔に損耗が見られる筈であり、罌は口頸部を保護する^{たが}の役目を果たすと解釈している。そして竪穴住居から出土していることから、太鼓である場合は屋内で奏するとは考え辛いと太鼓説を否定し、寧ろ醸造であれば屋内は相応しく、文様等が「酒を供え酒に酔ったときの状況を再現し、再び幻覚をよびおこす酒の再現を願って作製したとしか考えられない造形」と醸造説を強く述べている(武藤 1970)。

一方、中村五郎はマヤや欧州の陶鼓等の類例を示して山内説を補強し、縄文時代の宗教観の転換を考察した上で、縄文時代の土製太鼓は外来の手に持って打つシャーマンのための太鼓ではなく、据え置くものとして集団恍惚を伴うダンシングオーギー(Dancing orgy)の道具であった可能性を示している(中村 1974)。

これに対し、長沢宏昌は有孔罌付土器の分布や変遷を検討した上で、当時出されていた太鼓説(山内、中村)、澱粉質食料の保存容器説(江坂)、種子壺説(藤森)、醸造具説(武藤)を検討し、太鼓説に対しては「日本の実物に対する詳細な観察を行っていない」、澱粉質食料の保存容器説に対しては「湿気防止ということであれば、小孔はむしろ存在しないほうが合理的」、種子壺説に対しては「小孔を必ずしも緊縛孔と考える必要はない」等の反論を行ってこれらを否定し、醸造具説に対しても「ガス抜きのための小孔は必ずしも必要ない」という同説の

欠点を指摘しつつも、最も醸造説が合理的な解釈であると結論付けている（長沢 1980）。

石守（筆者）は有孔鏝付土器陶鼓説に対して、転用楽器としての可能性を述べ、用途の一つとして陶鼓を考えた。尚、有孔鏝付土器の孔の損耗の無い点を説明するため、孔に木釘を挿入した形での復元想定図（第2図）を示した（石守 1980）が、その図は有孔鏝付土器を用いた陶鼓に対する具体的なイメージを提供することとなった。

西山太郎は醸造具説に立っているが、形態分類と系統を示して、「有孔鏝付土器に液状のものがはいついた」と考え、体部に孔が穿たれた樽形或いは壺形の有孔鏝付土器（第2類A系列）を醸造具と想定している（西山 1986）。

D. W. ヒューズは日本の出土楽器を研究する中で陶鼓を取り上げ、有孔鏝付土器鏝付土器には陶鼓説と醸造具説があることを述べている。この中で氏は陶鼓に対する積極的な評価は行っていないが、醸造具説に対しては、氏の調査によって、そうした場合は小孔と小孔の間に繊維痕が残ることを指摘して、暗に醸造具説を否定している。また氏は縄文時代草創期から弥生時代に至る有孔土器を検討しているが、太鼓との関連は否定している。（Hughes 1988）

更に長沢宏昌は打楽器奏者（Percussionist）の土取利行の陶鼓の民族例、平口、太鼓に木の実を入れる民族例、中期の土鈴と土笛の存在を論拠とした⁽⁵⁾太鼓説と、縄文時代前期末の有孔土器から中期末の有孔鏝付土器の変遷が追える、小孔に紐や木釘を通した痕跡が見られない、仕様により内面が黒く変色している事例、山ブドウらしき炭化物出土の例、平口という自身の醸造説の論拠を示した後、検証を行い、積極的に太鼓とする論拠は得られなかったとした（長沢 1992）。

また田村大器も有孔鏝付土器の持つ「胎土の精選や器面の研磨」といったことによってもたらされる「土器製作時に指向された機能」に照らして種子や澱粉の保存説や特に太鼓説を否定し、醸造説に立って実証実験を実施し、孔は濾過工程、鏝は蓋の装着装置として有用であると指摘し、一次機能として醸造が適当であるとし（田村 1994）、醸造具説を補強している。

高橋雄三はメキシコ旅行で購入した土製とヒョウタン製の太鼓を通して太鼓の形態的特徴と機能、用途を検討し、民族例では木釘を用いた土製太鼓の例は少なく、皮膜は膠で接着するか紐で止められるが、皮膜を、鏝が付く陶鼓もまたないと述べ、響孔（Sound hole）や底を抜いたものがある点是有孔鏝付土器には見られないとし、「土器が太鼓であるための必要条件は、「平縁であることに」に尽きる」と述べている。また氏は水が漏れさえしなければよいのであって、長沢宏昌の実験は「原始

的醸造実験であっても、有孔（鏝付）土器の機能・用途を研究するための実験とは言い難い」とし、少なくとも縄文時代前期の有孔土器の醸造への利用は否定されたとした上で氏は中国東部の仰韶文化から農耕そのものではなく、道具や信仰の波及・伝播があったと考えて、死と再生に関する信仰が伝えられ、蛙の冬眠と春の目覚めがそれを象徴するものとして、蛙の飼育説を提唱した（高橋 1994）。

一方、山田光洋は氏の総合的出土楽器研究の一つとして有孔鏝付土器を取り上げ、変遷、出土状況、文様を概観し、有孔鏝付土器の使用に関する各論を提示した後、蓋然性が認められるのは太鼓説と醸造具説だとしているが、諸所出される問題に確実な回答が得られないことから「現時点では太鼓説の存在を頭に入れておくにとどめるのが賢明であろう」としている（山田 1998）。尚、氏は現在は楽器説に否定的見解を持っている⁽⁶⁾。

そして考古学の立場にある人物ではないが、打楽器奏者（Percussionist）の土取利行が陶鼓説を書籍にまとめ、醸造説に対する反論を行っている（土取 1999）。この中で氏は、氏が行った製作実験を報告しているが、この時皮膜は生のシカ皮を用い、木釘（木釘）には藤蔓を用いている。これによって「藤のツルは生で柔らかく、焼成の十分な小孔を傷つけるようなことは」なく、「湿った皮に伸縮性があるため、木釘をいたずらに張力でずらしたりすることも」なく、「乾燥した皮革は、当分は水分を減少させ張力を増すが、この段階では皮が膠質によって口縁部や頸部前面にほどよく膠着し」、「木釘への張力の負担も大幅に減少する」と報告し、孔に摩耗痕が見られないことへの反証としている。そして醸造説における小孔のガス抜きという見解に対しても説得力に欠けるとし、山ブドウの実が一点入っていることを以て醸造具説の根拠となっていることに対して、太鼓の中にモノを入れる民族事例を例示している。

この土取利行の太鼓説に対し長沢宏昌は、土取が有孔鏝付土器の変遷を否定し、盛行期のものだけ取り上げていると指摘し、更に外から内側下方に向ける小孔の穿孔方向を土取が木釘にかかる張力を少しでも軽減させようとする力学的配慮だとしたのに対し、皮膜を張力を持たせて張るためには上方に向けるべきであるなどと細かく反論して太鼓説を否定している（長沢 2003）。更に氏は「孔の摩擦よりも」「孔縁を含む周辺に破損が起ることを想定」して実験を行い、木釘を打ち込めば孔縁周囲に破損が起きることを確認している（長沢 2005）。

これに対し蓑輪温子は考古学的視点から形態の異なる12種類の有孔鏝付土器を作成し、音響実験を行っている。一連の実験の成果から蓑輪は長沢宏昌の指摘に対して、小孔が上を向くのは土器製作者の視点からそうなただけ⁽⁵⁾であり、小孔に破損が無い状態を生じさせ得

ることを示している（蓑輪 2005）。尚この蓑輪の実験と上述の長澤の実験（長澤 2005）は後で詳述する。

音楽学者の笠原潔は出土楽器のうち楽器か否かが問題になっている遺物として有孔鏢付土器を取り上げ、太鼓として使用するのに「不適切なほど大型のものや小型のもの、鼓面を敲いたら壊れてしまいそうなほど薄い口縁をものやもろい土質で作られた」ものがあり、演奏で用いられた陶鼓は適当な大きさ、強度のものを使用していると指摘し、楽器説を否定している（笠原 2004・2006）。

そして三上徹也は有孔鏢付土器の分類と系統の検討を通して吊り下げる機能を見出し、「空中から地下への動き」と設置位置の変化を指摘した。また氏は有孔鏢付土器に関する幾つかの観点を指摘し検討しているが、小孔については土器に被せた草袋を固定するためのものと解釈している（三上 2010）。

3 使用痕に関する既存の実験結果

上述のように有孔鏢付土器に対しては武藤雄六（武藤 1963・1970）、長沢宏昌（長沢 1984・2005）、田村大器（田村 1994）、土取利行（土取 1999）、蓑輪温子（蓑輪 2005）らが実証実験を行っている。

このうち武藤・長沢（1984）、田村の実験は醸造説実証の為の実験であり、土取の実験は太鼓説実証の為の実験であったが、長澤（2005）と蓑輪の実験は太鼓説の可否に対する使用痕確認の為の実験であった。本稿の目的の一つも使用痕跡の確認のためであるので、長澤、蓑輪の実験を今少し詳述したいと思う。

(1) 長澤の実験

長沢宏昌は醸造実験によって、醸造では小孔に棄損の無いことを確認していた（長沢 1984）が、氏は陶鼓としての使用は「孔の摩擦よりも」「孔縁を含む周辺に破損が起こることを想定」して実験を行った（長沢 2005）。

長沢は「小孔に木釘を打ち込み、しかもその後の何回もの打撃に耐えて木釘が差し込まれたままになっている」のであれば「孔の擦痕よりも、まず、第一に、孔縁を含む周辺に破損が起こることを想定している」として、その破損状態を予測し、出土遺物である有孔鏢付土器 18 例の写真を示して、孔縁は鋭いか、氏が「ばり」と呼ぶ器面の磨きに伴って孔縁に生じる「極薄い飛び出し」が有ることを示し、その上で「木釘」の打ち込み実験を行っている（長沢 2005）。

長沢は孔縁に「ばり」を作り出したものや穿孔具を引き抜いたままで歪みのある孔を作り出し、これに「木釘」の差し込みや、蔓材による締め込みや打撃による衝撃を与えている。その結果、「ばり」や「孔のゆがみ」の

部分に「程度の差こそあれ、（中略）破損が生じ」と写真を示して報告している。そして土取利行が 1990 年に行った演奏の際使用した長野県茅野市の長峰遺跡出土土器の復元土器の小孔の状態を確認し、「すべての小孔に破損が確認される」とやはり写真を示して報告し、土取の提示した皮膜の緊縛方法（土取 1999）を否定し、「小孔に木釘や木釘を差し込むという発想自体が完全に否定されなければならない」と結論付けている。尚、長沢は出土遺物としての有孔鏢付土器の観察の中で、「同一個体中に 1、2 個程度、孔縁が荒れており、欠損しているように見受けられる資料の確実に存在する」もののあることから、その痕跡は、二次的利用の結果である可能性を指摘している。

(2) 蓑輪の実験

蓑輪温子は音楽的視点ではなく、その目的として、1) 陶鼓を製作して音響実験を行うこと、2) 有孔鏢付土器の機能・用途の解明の一助とすること、3) 縄文時代の音楽研究の一助とすることを目的とするという考古学的視点から復元有孔鏢付土器を使用した「土器鼓」（陶鼓）に関する実験を行っている（蓑輪 2005）。

そしてその方法として規模、形態の異なる 11 種類の有孔鏢付土器と一つの有孔土器を作成（成形、焼成、漆の塗布）し、鼓面となる鹿の生皮を用意して肉片、脂肪、体毛を除去した皮革と小孔の径に合せ易い藤蔓を用いた「釘」を用意し、鹿皮を口径より大きめに切って被せ、土器の孔に合せて「切り目を入れ」、「釘」を差し込んで固定し、皮を「鏢に密着させ、補強に麻紐をめぐらせ」、鏢部有孔鏢付土器は一孔毎にこま結びしながら花輪を作る要領で皮膜を固定し、最後に何れも皮膜を乾燥させて「土器鼓」作り、音響実験を行っている。

一連の実験の成果から蓑輪は、長沢宏昌の指摘（長沢 2003・2005）のうち、陶鼓であれば小孔の穿孔方向が内側に向かって下方ではなく上方を向く筈であるであるという指摘に対しては、小孔が上を向くのは土器に対して製作者の視点（目の位置）が上位にある為、穿孔すると自然とそうなただけであり、また小孔に破損が無いのは「皮に切り目を入れ、小枝をさせばそれで固定でき」土器の強度を熟知していた「当時の人間が敢えて壊れる可能性の高い行動に出るだろうか」と反論している。また蓑輪は生皮を加工して作業を行っているため「皮が非常によく土器に吸着」して「皮が乾くとしっかり土器に張り付いたままはがれない」とした知見も得ており、音響実験では内面を研磨しないものより研磨したもの、研磨のみより彩色したもの、筒形より樽形のもの、注ぎ口が無いものより有るものの方が共鳴するなどの所見を報告している。

4 陶鼓の解体と観察

群馬県埋蔵文化財調査センターには作製された3個の陶鼓があり、皮膜の装着方法は概ね二通りあった。そこでこのうち装着方法の異なる二つの陶鼓を用いて使用痕の確認を行った。

(1) 使用陶鼓

以下に使用した陶鼓の概略を記す。

① 陶鼓A

使用した二つの陶鼓のうち一つは、長野県富士見町藤内遺跡出土の有孔鏢付土器のうちの一つをモデルに作成されたもの(写真1、以下「陶鼓A」とする)である。この陶鼓本体の土器は平成12年(2000)に製作されたもので、制作後間もなく皮膜を被せて陶鼓とした。この陶鼓には径8mm、長さ15cmで、先端側10.1cmの範囲に皮を巻いた棒状の撥を用意して、平成24年9月まで群馬県埋蔵文化財センター展示室の出土楽器のコーナーに置かれ、利用者に供していたものである。

陶鼓の胴部に当たる土器は、口径18.7cm、胴部に在る最大径は32.0cm、器高40.7cmを測るもので、口縁は高さ2.4cmで厚さ1cm前後を測り、鏢の断面形態は△形で、その幅は1cm、厚みは本体側で2.1cm、先端で0.1cmを測る。その鏢と本体との接合部の上縁屈曲部に3cm程の間隔で径4mmの小孔が外面上方から内面下方に向かって19孔穿孔されているが、その穿孔の位置は内面が低く、内外面の穿孔位置には0.6～1.2cm、平均0.87cmの高低差が有る⁽⁷⁾。

鼓面の皮膜は36、37cmの方形に切断された表面が塗装された厚1.2mmの市販のなめし皮を用い、これを水に浸した後、土器の小孔の位置に千枚通しで穴をあけた後、木釘を孔に打ち込んで皮膜を土器本体に固定し、皮膜の乾燥を待って張りが強くなるようにしていた。

木釘は太い竹ひごを削って作られた長さ2.9～4.0cm(平均3.49cm)を測るもので、元側(器外に出る側)は径3.5～6.0mm(平均4.67mm)に削られ、また先端側は3.5mm以下(平均3.20mm)になるように削られて、皮膜の外側が0.9～1.6cm(平均1.27cm)出るように打ち込まれていたが、これを固定するため、二重の皮紐を木釘の上下を通し木釘と木釘の間で交差させるように一周させて固定し、鏢の下を別の皮紐で巻いていた。

② 陶鼓B

今一つの陶鼓は神奈川県平塚市上ノ入B遺跡出土の有孔鏢付土器をモチーフにして作成されたと思われる復元土器(写真5、以下「陶鼓B」とする)を使用したものである。この土器は口径15.5cm、胴部に在る最大径

が24.1cm、定形6×6.5cm、器高20.5cmを測るもので、口縁の高さは1.8cm、厚さ0.8cm前後を測り、鏢の断面形態は台形で、幅0.6cm、厚みは本体側で0.8cm、先端側で0.3cmを測る。口縁下端の鏢との接合部の直ぐ上に2cm弱の間隔で径4mmの小孔が外面上方から内面下方に向かって27孔穿孔されているが、孔縁表面には土器製作時の穿孔に伴う工具の引き抜き痕の盛り上がりがあるまま残されている。また小孔の内外面の孔の位置は陶鼓A同様に内側が低くなるように開けられ、穿孔位置の内外の高低差は0.2～0.7cm、平均で0.39cmであった。

鼓面の皮膜は28×23cm程の不整な方形様に切られた、表面が塗装された厚1.0mmの市販のなめし皮を用いているが、皮は水に浸して伸ばした後、復元土器の小孔の位置に錐状のもので穴をあけ、木釘として竹串を孔に打ち込んで土器本体に固定した。木釘とした竹ひごは長さ3.5～6.8cm、平均5.84cmで、皮膜の外側が0.4～1.8cm、平均0.8cm出るように打ち込んでいたが、陶鼓Aとは異なって皮紐で固定されていなかったが、これでも十分な音を出すことができた。

(2) 解体

陶鼓A、陶鼓Bは紐、木釘、皮膜を除去して解体した。

① 陶鼓Aの解体

陶鼓Aは初めに木釘を固定していた紐の除去を行ったのであるが、紐の結び目が接着剤で固定されていたため、結び目をそのままに取り外した。

次に木釘の除去に取り掛かったのであるが、木釘は本体に良く喰い込んでいて、全ての木釘を回転させながら外さなければならず、木釘は一部を除いて、クッションを挟んだ上でペンチで引き抜いた。またその際少し木釘を回転させるだけで土器の極細片がポロポロとこぼれ落ちてきた。

その後に皮膜を外したのであるが、木釘のうち一本は皮膜から外すことができなかった。

② 陶鼓Bの解体

陶鼓Bの解体は陶鼓Aに比して簡単だった。木釘とした竹串は手で引き抜くことができたが、孔に引っかかって除去するのに抵抗感があった。またその後皮膜を外したが、木釘が皮膜に残ることは無かった。

(3) 使用等の痕跡の確認

次に陶鼓に使用された土器、特に使用痕の生ずる可能性が考えられた口縁と小孔の痕跡の観察所見と、そして皮膜と木釘の観察所見の概要を記す。



写真1 陶鼓A

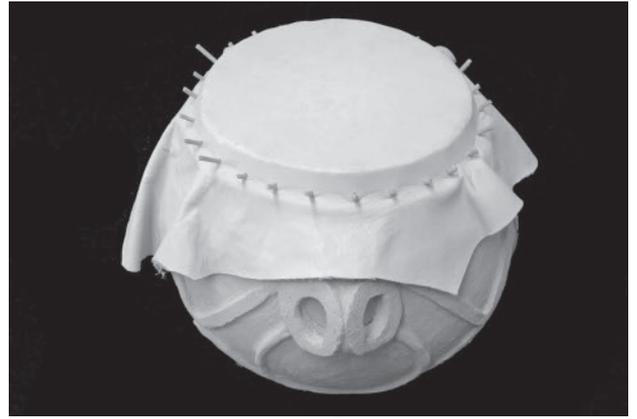


写真5 陶鼓B



写真2 陶鼓A口唇部



写真6 陶鼓B口唇部



写真3 陶鼓A小孔

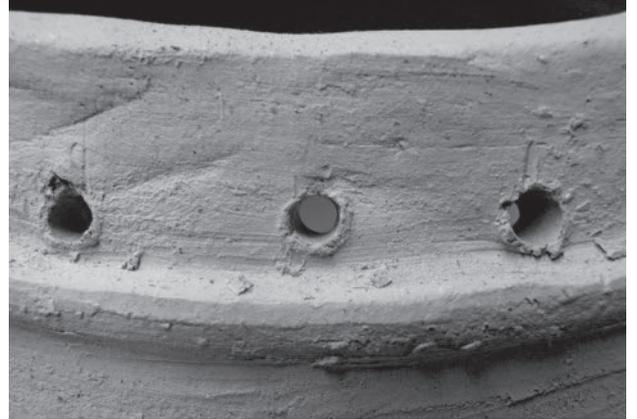


写真7 陶鼓B小孔

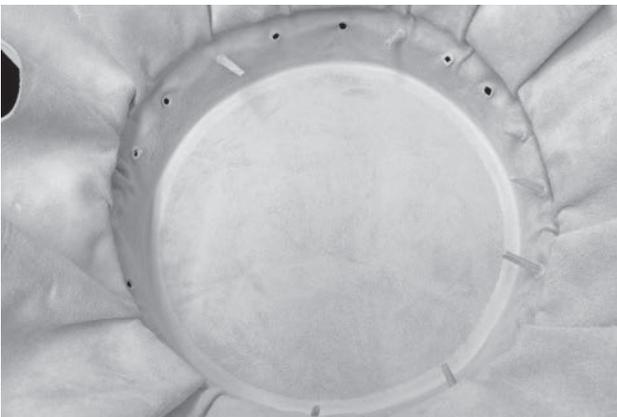


写真4 陶鼓A皮膜（内面）

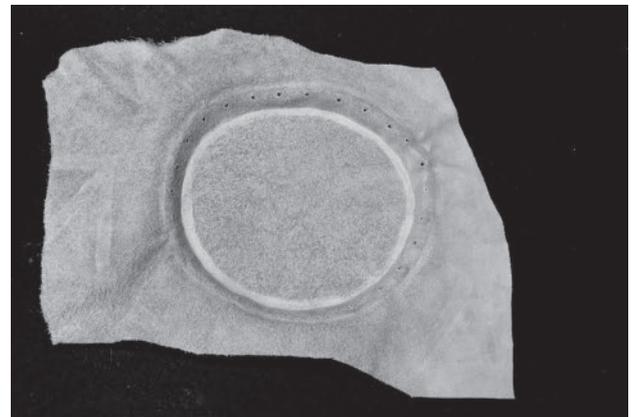


写真8 陶鼓B皮膜（内面）

① 陶鼓Aの使用痕跡

陶鼓Aの土器の口縁は使用による摩耗痕の発生を想定していたが、やや口唇部に変色が見られたものの、目視による使用痕跡の確認には至らなかった(写真2)。しかし指で触診した範囲では平滑な感触が口唇外側縁に認められた。また小孔は27孔のうち16孔の外面孔縁に欠損が見られたが、欠損の程度は何れも厚さ1mm以下であり、幅2mm以下のものが5孔、幅1mm以下のものが11孔あった。

また皮膜は土器に合わせて塑性変形しており、特に土器の口唇部分と鏝の先端部に当たった部分は圧平されて皮の面が平滑になっていた。土器の口唇面に見られた変色はこれと関連するものと考えられる。加えて木釘の打設された部分の内面は、内側に2、3mm突出していた(写真2)。また塗装された皮膜表面は展示された時に正面となっていたと思しき側⁽⁸⁾の口縁の端から8cmを中心に幅8cm、前後6cmの範囲を中心に塗料が剥がれていた。

紐は結び目が接着剤で固定されていた以外は、特に記すべきことはなかった。

② 陶鼓Bの使用痕跡

陶鼓Bの土器の口縁も目視による明瞭な摩耗の痕跡は確認できなかった(写真6)が、触診により口唇の内外両側の縁部に所々に平滑な感触が認められた。

また孔の破損は27孔中4孔と少なく、全体としては孔の破損は非常に軽微であった(写真7)。

皮膜はやはり土器の形状に合わせて塑性変形が見られ、陶鼓Aと同様口唇と鏝の先端部に当たる部分は圧されていた(写真8)。また上述の土器の小孔の穿孔時の表面に現れた抜き痕に合わせて皮膜が変形し、一方内側に1mm以下の高さの突出が散見された。また鼓面中央には5×5cmの範囲で若干塗装面のはがれが見られた。

(4) 使用痕跡の評価

陶鼓A、陶鼓Bには幾つかの使用痕跡が認められた。次にこれらのうち土器の口唇部の研磨状の痕跡と小孔の破損、及び皮膜の塑性変形について若干の検討を試みたい。

① 口唇の摩耗痕

上述のように土器の口唇縁部に想定された摩耗痕は、陶鼓A、陶鼓B共に目視による明瞭な痕跡は見られなかった。しかし触診によって陶鼓Aでは口唇外側縁部、陶鼓Bでは口唇内外両側縁部の所々に研磨状の感触を得た。しかしこうした研磨状の感触は、製作時の撫でによるものなのか、太鼓の演奏によるものか否かの判断は付かなかった。

このような口唇部の状態は、皮の持つ特性、つまり塑性変形によって土器への影響が非常に抑えられていることによるものと考えられる。従って陶鼓A、陶鼓Bのこのような口唇部の痕跡は、長期に亘る陶鼓としての使用に於いてもさほど土器に影響を与えるものではなく、蓑輪温子の実験結果(蓑輪2005)を肯定するものであると言えるものである。

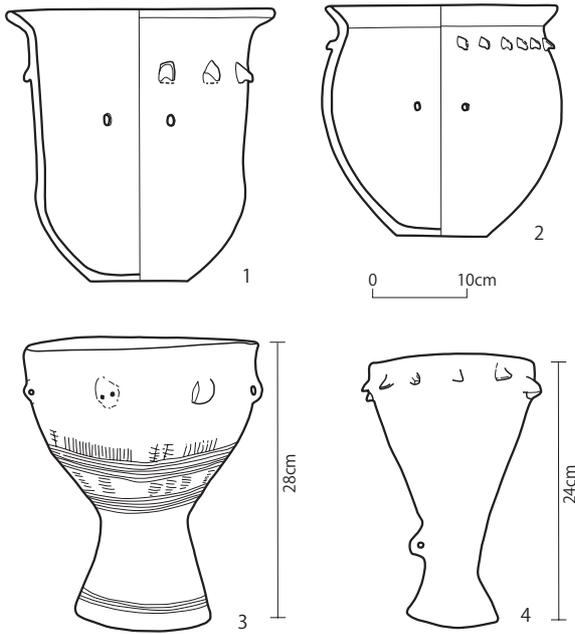
② 小孔破損の痕跡

次に、小孔外面に発生した破損について考えたい。

小孔に生じた破損は軽微なものではあったが、陶鼓Aの殆どの小孔と陶鼓Bの一部の小孔に認められた。何れも土器表面側の孔縁に見られたが、陶鼓Aでは上述のように解体に伴う木釘の引き抜きの時に土器の極細片が発生、落下していることによって、その多くが木釘の引き抜き時に発生したものと解釈される。木釘は取り外した皮幕の痕跡にも見られたように、皮革を巻き込みながら打設されており、かなりしっかりと喰い込んだ状態になっていたため、その引き抜きに伴ってこれに接する孔縁を崩した可能性が高い。しかし、その打設に伴って小孔の孔縁に全く破損がなかったのか、或いは当初の打設時に亀裂が生じていなかったか否かの確認はできなかった。また、もし木釘や皮膜がそのまま小孔に差し込まれた仮の状態で朽ちていけば、或いは孔縁の破損状態が残らなかった可能性も考えられるものと思われる。

一方で陶鼓Bも皮革を巻き込み木釘が打ち込まれていたが、陶鼓Bの場合は木釘の径は小孔の径の半分強でしかなかったため、木釘の打設というよりは差し込むに近い状態であり、その打ち込みによる小孔の孔縁への影響が少なかったものと考えられる。陶鼓Aと陶鼓Bの小孔の破損状態や破損の有無は、皮膜に穿たれた小孔の径に比べて木釘の径が大きいのか小さいのか、木釘挿入のための皮の穿孔が点状の小孔なのか切れ目なのか、木釘を打ち込む際に皮を巻き込んでいるのか否か、そしてそもそも木釘は打ち込まれたのか差し込んだのかといった陶鼓の作成方法の違いによって破損の生じ方が違うことが確認されるのである。

また、陶鼓として使用された有孔鏝付土器の小孔の使用痕跡については、演奏方法、つまり手で打つのか、撥を使うのか、ff(Fortissimo)で敲いたのか、pp(Pianissimo)で良かったのか⁽⁹⁾によってもその影響が出るものと予想されたのであるが、なめし皮を用いた陶鼓A、陶鼓Bの口縁部への観察所見でもその摩耗痕跡が殆ど確認できず、蓑輪温子(蓑輪2005)によれば「皮が乾くとしっかり土器に張り付いたままはがれない」ということであるので、皮膜は口縁で固定され、その力は皮膜に吸収されて演奏による影響はなかったか極小さいものになるのであって、強く敲くか弱く敲くかといった



第3図 ユーラシア大陸の陶鼓

(1・2：中国陝西劉林新石器時代晩期墓葬 3：ドイツ・ノルトハウゼン 4：(チェコ・)プロザン

この影響は余りないものと考えられるのである。

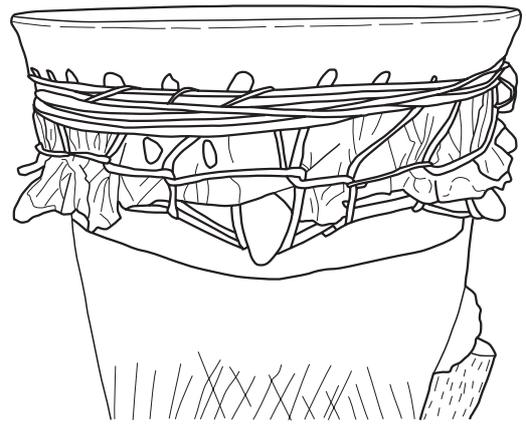
5 陶鼓としての使用痕小考

以上のように、想定された演奏による口唇部や小孔の使用痕は、皮が塑性変形するという特質によってそもそも生じ難(にく)く、小孔の使用痕も打ち込みによって生じるものの、皮膜に付けられた切り込み若しくは孔の開け方や、木釘若しくは木釘の形状や挿入方法の違いといった陶鼓としての作製の違いによって発生させることができ、或は発生させないことができることが確認されたのである。

従って有孔罅付土器陶太鼓説を完全に否定する論拠は失われたとまでは言えないものかなり減退されたのであり、有孔罅付土器太鼓説が生き残る余地が残されたのである。

だが私は、始めに申し上げたように、少なくとも有孔罅付土器を少なくとも第一義的に陶鼓としたとは思わない。かつて私は転用楽器の有力な候補として有孔罅付土器を考えていたが、現在では有孔罅付土器の特徴である小孔列や罅は陶鼓に有効なものとは考えていない。従って有孔罅付土器が転用陶鼓としての有力候補であったという見解は訂正させて戴きたいと思う。その上でその論拠について以下に述べさせて戴きたいと思うのである。

有孔罅付土器陶鼓説を提唱した山内静男(山内1964)そして中村五郎(中村1974)、土取利行(1999)は海外の出土陶鼓や民族例の陶鼓をその論拠として上げている。確かに海外では土器を利用した陶鼓の例を見る



(Scale は任意)

第4図 河南博物院の陶鼓の装着状況

ことができるが、出土陶鼓のうち欧州や中国などユーラシア大陸の出土陶鼓(第3図)は紐留太鼓と考えられているもので、紐を掛ける突起を胴部を持つことを特徴としており、第3図-3・4は手に持つタイプのものである。中国の陶鼓には響孔(Sound hole)開けられているものもある。一方、新大陸の出土陶鼓は手に持つ程の大きさのランプのホヤ形をしている。私は中国河南省の鄭州市の河南博物院でユーラシア大陸の陶鼓の皮膜装着例を目にする機会があり、その演奏を聴いたことがあるが、紐を掛けるのにその突起は合理的であると感じた(第3図)。しかし高橋雄三が指摘するように罅のついたものは確認できない(高橋1994)。

太鼓は皮膜の留め方によって紐留め太鼓と罅留め太鼓に分けられるが、土器を使用した陶鼓では、有効罅付土器を陶鼓に使用した場合は罅留め太鼓に近い皮膜の張り方としてとらえる腰はできるが、正確な意味での罅留め太鼓は作製不可能であり、土器を利用した太鼓は紐留め太鼓に限らざるを得ないのである。有孔土器もそれに準じたものとも解釈できるかも知れないが、有孔罅付土器には大陸の陶鼓のような紐を掛け易い突起はない。また中期の有孔罅付土器の器形が壺形、樽形で紐を掛けやすい形状をしてはいるが、小孔列は必ず必要なものではない。更に陶鼓にとっては私がかつて「口縁が平らであればよい」と述べ(石守1980)、高橋雄三が指摘したように「平縁であることに」に尽きる(高橋1994)のであり、罅は木釘や皮膜を留める紐の装着に利するものの、有孔(罅付)土器に先に現れた小孔列が陶鼓に必ずしも必要ではない。

後述するように、有孔罅付土器は浅鉢形の有孔土器から浅鉢の有孔罅付土器、深鉢のそれへという変遷が確認されている。浅鉢の陶鼓は手に持って演奏するには不便であり、陶鼓としての使用は考え辛い。従って小孔列は陶鼓の為に用意されたものではなく、罅も同様に陶鼓の

ために設けられたものではないのではないかと考えたのである。小孔列や鏝には別の用途があるように考えられるのである。

6 仮説—編物装着説—

(1) 小孔列と鏝の発生の順位

このように私は小孔と鏝は陶鼓とは別の用途があったと考えるのであるが、次に小孔列や鏝の用途について検討してみたいと思う。

有孔鏝付土器の特徴としては小孔列と鏝があるが、武藤雄六(武藤 1970)、長沢広昌(長沢 1980)、西山太郎(西山 1986)ら先学の研究によって、この土器の系譜を辿るとその源に前期末の浅鉢の有孔土器であることが知られるようになった。この小孔列を伴う浅鉢には、はその後もなくこれに鏝が付くようになり、中期に入って小孔列と鏝を伴う壺形、樽形の有孔鏝付土器が出現することになったのである。従って小孔列と鏝は最初から一体のものとして有ったものではなく、最初に小孔列が誕生し、続いて鏝が付くようになったのである。私はその形状の大きな相違から、鏝は小孔列の目的とした行為の補完として設けられたのではなく、別の目的の為に付けられたと考えるものである。

(2) 小孔列の用途

小孔列の穿孔目的としては太鼓の皮膜装着のため(山内 1964 他)、醸造説によるガス抜き、滓抜きのため(武藤 1960 他)という案が出された。

このうち蓋の装着は口縁が平らであることから発想されたもので、その蓋としては編み物(藤森 1960)や革袋(武藤 1970 他)等が考えられている。この蓋の装着は頻繁では無くても良いが、何回か着脱の機会があり、その都度小孔を紐が通ることになる。つまり「小孔の動的使用」である。勿論、太鼓説による木釘や木釘を孔に打ち込む行為は、明らかな「小孔の動的使用」である。次に箕輪温子の実験(箕輪 2005)や今回私が観察した陶鼓Bのような太鼓の皮膜の装着であれば、木釘や木釘の一度の装着で済む。また長野県の井戸尻考古館で写真が示されているような鳥の羽を装着するというアイデアであればやはり頻繁な着脱は避けられる⁽¹⁰⁾(富士見町井戸尻考古館 2006)。従ってこれらは小孔の「静的使用」である。そして醸造説のガス抜きのように固体のものが小孔を通過しないという考え方もあるが、これは「小孔の不使用」ということになる。こうした使用の場合小孔の「不使用」→「静的使用」→「動的使用」の順に小孔に加えられる力は増し、その欠損の危険性が高くなるのであるが、小孔の棄損が無いかあっても少数であるということを考えれば、「不使用」か「静的使用」による使用がその出現に適當であると思われる。

しかし陶鼓としての使用は上述のように第一義的目的としては小さいと判断されるので、陶鼓案は不適當と考える。一方、醸造具によるガス抜き、滓抜きとしての小孔の使用であるが、確かに発酵によってガスや滓が出る。しかし、我国のような酸性土壌の土地柄では確認することはできない可能性はあるものの、ヒューズの指摘するような繊維痕(Hughes 1988)を確認したという事例はなく、醸造説の根拠となったヤマブドウの種が出土した例も一例しかない。また、群馬県前橋市の柳沢酒造の柳沢清嗣氏によると、日本酒では発酵段階で生ずる酸化によって、仮に雑菌が入っても殺菌されてしまうため、そもそも日本酒の発酵では蓋をしないということであり、その前提に立てば、口縁に蓋をしたことが疑問であり、ガス抜き・滓抜き孔はそもそも不必要なものと言えるのである。従って醸造に利するという考え方も適當では無いように思われる。

そこに残るのは井戸尻考古館の羽を用いた装飾案であるが、私は次々項で述べるように小孔に対しては別の使用目的を考えている。

(3) 鏝の用途

次に鏝であるが、鏝の使用法としては口頸部を保護する箍(たが)の役目を果たすという案(武藤 1970)、蓋として革袋(皮蓋)を被せた場合の緊縛の装置という案(田村 1994、三上 2010)、浅井筒状の蓋の受けという案(高橋 1994)、そして三上徹夜による吊る為の装置という案(三上 2010)が出されている。

この中で口頸部の補強という案に対しては、小孔列の存在から生ずる脆弱性への対応という考え方ではあるが、出土遺物で小孔列を境に毀損を生じさせる例はほぼ無いと認識しているので、如何かと思う。また革袋(皮蓋)を被せた留めという案については、鏝の下に無文帯を有するものが多いことから、紐の緊縛に適しているとも言え、この説は評価できる。尚、私は後述する私が考える小孔列の用途との整合性に鑑みるならば、皮袋は被せられなかったものと解釈している。吊る為の装置という考え方は、今後確認してみる必要はあるように思うが、やはり鏝の下に無文帯の存在に照らして有用な説であると考える。尚、私は、後述する私案とも整合することから、現段階では吊る装置という考えを支持したいと考えるものである。

(4) 小孔に関するアイデア—編物装着という案—

さて私は先に出土遺物の小孔列の遺存状況に鑑み、小孔に対する作用として「不使用」か「静的使用」が適當ではないかと述べた。その中で静的使用として井戸尻考古館の鳥の羽を用いた装飾案があることを述べたが、別の案を提示したい。「編物装着」という案である。



写真9 現代の有孔土器

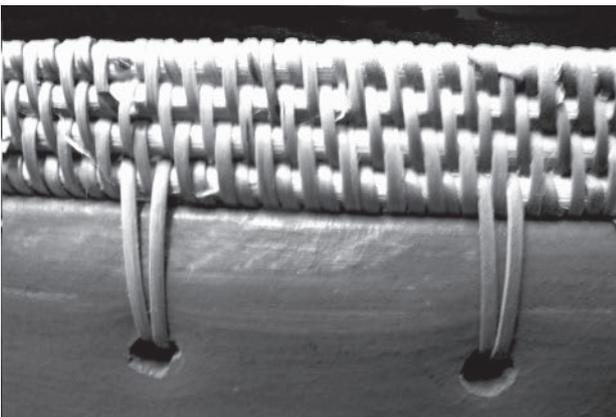


写真10 現代の有孔土器 孔と編み物

私は出土楽器の一環として有孔罎付土器を見てきたのであるが、有孔罎付土器が陶鼓への転用に適した土器では無いと考えるようになってから、少なくとも小孔列の第一義的使用目的が何であったのか疑問に思ってきた。先学の提示されてきたアイデアにも、説得力はあるものの、何かしっくりこないものを感じてきた。そのようなときある土器と出会ったのである。

その土器は平成10年(1998)に那覇市内で購入したもので(写真9)、店員の話によるとインドネシアの土器だということであった。この土器は口径29.3cm、底径28.3cm、器高5.5cmを測る缶形平底の浅鉢で、器面は濃い柿色を呈して小さい黒斑が散見され、内外面は磨かれていた。そしてこの土器の口縁端部から1cmほど下がった位置に、3cm前後の間隔で口縁を貫通する径3mmの小孔が26孔穿たれていた。そして口縁には編み物が装着されているのがこの土器の特徴であるが、写真10に示したようにこの編み物を装着しているのは小孔列を通した編み物と同じ素材の茎である。

この使用法は小孔の静的使用であり、浅鉢の有孔土器でも深鉢の有孔土器にも使用可能な方法である。私は小孔列の穿孔目的としてこの「編み物装着」という案を提唱したいと思う。

尚、この土器の小孔の孔縁は写真10で分かるように

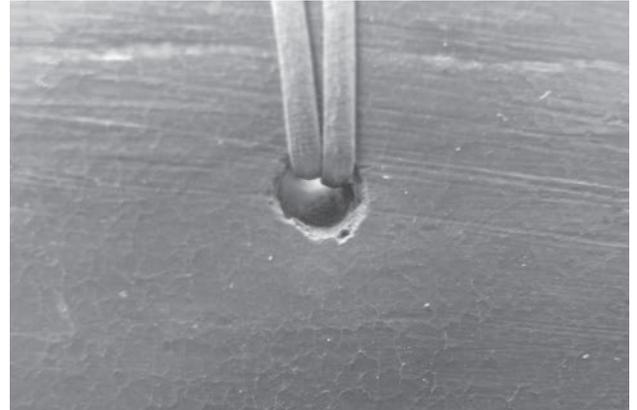


写真11 現代の有孔土器 小孔の欠損状況

欠損しているが、この欠損が購入時から有ったものか否かは記憶にない。但し編物を装着している茎素材は小孔の上縁にしっかりと固定されているので、欠損した部分に当たることは無く、その後の扱いによるものと解釈される。

また口縁が平らなことに関しては、こうした口縁が編み物を装着するのに適している。つまり波状口縁のような装飾が施されない代わりに、編み物が装着されたのではないかと現段階では解釈したいと思うのである。

7 おわりに

以上のように有孔罎付土器の使用痕跡に関する長沢宏昌(2005)と簗輪温子(2005)の実験成果に対して、群馬県埋蔵文化財調査センターに保管されている二つの陶鼓の解体を通して追証を行い、その結果、使用痕跡から太鼓としての使用の有無を判定することはできないということを確認した。そして浅鉢型の有孔罎付土器の存在から第一義的使用目的が陶鼓ではないと判断して、これを検討するため特に有孔罎付土器の特徴である小孔列と罎の穿孔、作製目的を考察した。その結果、有孔罎付土器の特徴である小孔列と罎はそれぞれ別の目的が有って作られたものと判断し、小孔列については「編み物装着」のためのものという案を提示し、罎については三上哲也(三上2010)による吊下げ用の装置であるとの考えを支持したのである。つまり有孔罎付土器の特徴である小孔列と罎は一体の目的のために造られたものではなく、製作過程の中で一体のものとなったのではないかと解釈したのである。

従って、少なくとも有孔罎付土器の第一義的使用目的は陶鼓の製作に有用なものではないと考えるものである。しかしそれでも有孔罎付土器は口縁が平らである点から陶鼓としての二次的使用の可能性は残される。尤もそれは数多(あまた)ある口縁が平らな土器の一つとしてその可能性が否定されるものではないというものに過ぎないのである。

最後に陶鼓解体の許可を戴いた群馬県教育委員会、陶鼓としての有孔鏝付土器について議論してきた音楽考古学会の会員各位と故笠原潔先生、陶鼓の作製についてご教示戴き、その復元に協力して戴いた桜岡正信氏、そして種々ご教示を賜った谷藤保彦氏に感謝申し上げて稿を閉じたいと思う

【註】

- (1) 田村大器 (1994) に記載され、口頭で言われることも多い。
- (2) 私は初源期の楽器の検討から、最初から完成された楽器が現れたのではなく、初めは音 (音楽) を奏したいと思った時に手近に有った自然物或は他用途の道具を用いて音を出したのではないかと考え、専用の道具 (楽器或は音響発生具) が生まれるまで使われた転用楽器を「音具」と呼称している。有孔鏝付土器も当初より陶鼓に転用された音具と解釈し (石守 1980)、換言すれば元々の楽器としての使用は否定しているのである。
- (3) 平成 25 年 11 月 13 日承認 (承認番号 111 号)
- (4) 文献 (石守 2001) のうち pp35-36 で、本稿で記したのと同様の若干の考察と、使用方法に対する想定案を提示した。
- (5) この時点では土取利行氏が論拠を記していなかったため、その論拠は長沢宏昌氏は土取氏の主張を資料から読み取ってまとめたものとして論考 (長沢 1992) に述べたものである。
- (6) 山田光洋氏は私も所属する音楽考古学会の例会で度々有孔鏝付土器否定説を披露している。
- (7) 今回私が使用痕を確認した「陶鼓 A」「陶鼓 B」も小孔の穿孔方向はともに外上から内下に向けられていた。作製時にその穿孔作業を確認することはしていなかったが、作業室の状況に鑑み、恐らく机上に置いた土器に椅子に座ったまま穿孔したものと想定されるのである。孔の穿孔方向を水平に保つには目線を穿孔の位置まで落とすか、(生乾きの器への影響があるにもかかわらず) 土器を傾けて穿孔せねばならず、そこまで配慮して穿孔したとは考え辛く、従って蓑輪温子氏のこの指摘には私も首肯するものである。
- (8) 展示中の陶鼓 A の正面は、陶鼓 A が展示されていたときその設置位置が展示台上に在って、特に子供さんたちでは手が届きにくい状態であったことから想定されるものである。
- (9) 一般的に民族例での視覚的印象が強いためか、復元土器を用いた陶鼓の演奏は火を囲んで人々が踊るような Dancing orgy の姿として捉えられることが多い。しかし縄文時代の楽器 (音響発生具) である土鈴が、聞き取れない程小さな音しか発さないものであった。私が体感する楽器としてそれを捉えた (石守 1980) ののであるが、実際に演奏するときには静寂を必要とするものである。従って、当時の音楽が必ずしも大きな音で演奏するものではなかったことが想定されるのである。
- (10) 長野県富士町の井戸尻考古館では有孔鏝付土器は「酒造具と認識されており (富士見町井戸尻考古館 2006)、平成 25 年 12 月 15 日現在、復元された有孔鏝付土器のカラー写真が展示され、その解説文に「黒 (漆) と赤 (色顔料) で彩色されるのは、神聖な器であるから。(小孔にヤマドリ) の羽を有するのは、この器が月、ひいては天に属するからである。」(括弧内は筆者加筆) と、羽を挿す考え方を示している。

【文献】

- 石守 晃 1980 「原始・古代楽器の考古学的研究」『長野県考古学会誌』37, pp19-46、長野県考古学会
- 石守 晃 2001 「群馬県で出土した縄文の土笛と呼ばれる遺物」『群馬県考古学手帳』11, pp33-40、群馬土器観会
- 江坂照彌 1967 『日本文化の起源』, pp82-84、講談社
- 王子初 2003 『中国音楽考古学』、福建教育出版社
- 笠原潔 2004 『埋もれた楽器』, pp58-60、春秋社
- 笠原潔 2006 「楽器の考古学」『日本音響学会誌』62 巻 8 号, pp593-598、社団法人日本音響学会
- 小島俊彰 1966 「富山・石川両県地方の鏝付有孔土器」『信濃』第 18 巻第 1 号, pp31-37、信濃史学会
- von Otto Seewald 1934 『Beiträge zur Kenntnis der sreinzeitlichen Musikinstrument Europas』

- 高橋雄三 1994 「有孔鏝付土器の用途」『福島考古』35 号, pp77-94、福島考古学会
- 田村大器 1994 「有孔鏝付土器の構造と機能について」『長野県考古学会誌』73, pp1-21、長野県考古学会
- 土取利行 1999 『縄文の音』、青土社
- 長沢宏昌 1980 「有孔鏝付土器の研究」『長野県考古学会誌』35, pp18-42、長野県考古学会
- 長沢宏昌 1984 『縄文時代の酒造具—有孔鏝付土器展—』、山梨県立考古博物館
- 長沢宏昌 1992 「有孔鏝付土器」『考古学ジャーナル』No.346, pp6-12、ニュー・サイエンス社
- 長沢宏昌 2003 「2 孔 1 単位の小孔を有する有孔鏝付土器」『新世紀の考古学—大塚初重先生喜寿記念論文集—』, pp103-118、大塚初重先生喜寿記念論文集刊行会
- 長沢宏昌 2005 「有孔鏝付土器再論—小孔の縁の状況から—」『考古論集—川越哲志先生退官記念論文集—』, 173-190、川越哲志先生退官記念事業会
- 長沢宏昌 2007 「最古の鏝穿孔タイプの有孔鏝付土器について」『山麓考古』第 20 号, pp17-22、山麓考古同人会、武藤雄六さん喜寿記念誌刊行発起人会編集
- 中村五郎 1974 「土製太鼓覚書」『物質文化』23, pp16-25、物質文化研究会
- 中山真治 2008 「多摩川流域の有孔鏝付土器—多摩地域とその周辺遺跡を中心に—」『東京考古』26, pp1-26、東京考古談話会
- 西山太郎 1986 「有孔鏝付土器研究の現状と課題」『印旛都市文化財センター 研究紀要』1, pp43-91、財団法人印旛都市文化財センター
- David W. Hughes 1988 「Music Archaeology of Japan」『The Archaeology Early Music Cultures』, pp55-87
- 富士見町井戸尻考古館 2006 『井戸尻』第 8 集, p26
- 藤森栄一・武藤雄六 「中期縄文土器の貯蔵形態について」『考古学手帳』20 輯, 1-6
- 藤森栄一 1970 『縄文農耕』、学生社
- 三上哲也 2010 「有孔鏝付土器の一試論」『長野県考古学会誌』131・132, pp34-57、長野県考古学会
- 蓑輪温子 2005 「シカ皮の太鼓幕利用に関する実験考古学的研究」『動物考古学』22, pp1-22、動物考古学会
- 武藤雄六 1970 「有孔鏝付土器の再検討—八ヶ岳南麓地方の基礎資料—」『信濃』第 22 巻第 7 号, pp53-73・26、信濃史学会
- 山内静男 1940 『二本先史土器図譜 第一部・関東地方・VIII』, pp23-24
- 山内静男 1964 「縄文土器・総論 II 縄文土器の製作と用途 縄文式の太鼓」『日本原始美術』1, pp152-153、講談社
- 山田光洋 1998 『楽器の考古学』, pp83-97、ものが語る歴史 1、同成社
- 八幡一郎 1964 「勝坂式文化圏の中心」『信濃』第 16 巻第 5 号, pp1-5、信濃史学会
- 李 純一 1996 『中国上古出土楽器綜論』, pp1-29、文物出版社
- 渡辺 誠 1965 「勝坂式土器と亀ヶ岡式土器の様式構造—東北地方の鏝付有孔土器を介して」『信濃』第 17 巻第 2 号, pp46-52、信濃史学会

【図版】

- 第 1 図 藤森栄一 (1970) 18・27 頁掲載図を元に加筆
- 第 2 図 石守晃 (1980) 第 11 図 (筆者作図) を転載
- 第 3 図 1・2 李純一 (1996) 図 24-1・2 に加筆
- 3 Nach A. Stolberg, Ein Hockergrab des Bernburger Typus im Alten Museum zu Nordhausen, Mannus XXIV, 1932, S.258, Abb.5, u. S.259, Abb.6. による Otto Seewald (1934) Tafel 7. -1 に加筆
- 4 Nach A0 Stocky, a. a. O., Taf. XCI:9. による Otto Seewald (1934) Tafel 7. -6 に加筆
- 第 4 図 石守作図
- 写真 1~8 群馬県教育委員・公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団平成 25 年 11 月 13 日承認 (承認番号 111 号) により石守撮影、掲載
- 写真 9~13 石守撮影

縄文時代前期前葉の「コの字形石敷炉」

谷藤 保彦¹⁾・高橋 清文²⁾・伊藤 順一²⁾

(公財) 群馬県埋蔵文化財調査事業団¹⁾ 縄文時代前期遺構研究グループ²⁾

- | | |
|--------------------|-----------------|
| 1. はじめに | 5. 「コの字形石敷炉」の変遷 |
| 2. 前期前葉における炉の研究史 | 6. 「コの字形石敷炉」の分布 |
| 3. 「コの字形石敷炉」の定義と分類 | 7. 結語 |
| 4. 前期前葉炉の集成 | |

— 要 旨 —

縄文時代前期の研究を行う上で、土器等にみられる遺物研究と同様に、遺構研究を促進させることを目的にグループ研究を行うこととし、関東およびその周辺地域を含めた前期前半期における遺構（住居）集成を進めてきた。今回は、その一端として、地域特有の「コの字形石敷炉」に視点をあてる。

群馬県内における前期前葉期（花積下層式～関山式）の発掘調査された住居数は300軒を超え、それら住居に設置される炉の多くは特異な形態の炉であり、他地域ではあまり例を見ない。炉の底面に平石を据え、その三方を石で立囲んだ特異な形態を呈する炉で、本稿ではその形状から「コの字形石敷炉」と呼称し、集成を通してその分類（「コの字形石敷炉」の基本型およびその類型）、炉の時期変遷（「コの字形石敷炉」の先駆段階、基本形の出現および盛行段階、崩壊および最終的な変容）、分布を検討し、地域特有の炉形態であることを明らかとする。

キーワード

対象時代 縄文時代
対象地域 群馬県を中心とした関東
およびその周辺地域
研究対象 炉

1. はじめに

縄文時代前期の研究を行う上で、その時間軸の探求については土器の細分・変遷・広域および交差編年が意欲的に推し進められている¹⁾。また、玦状耳飾を始めとする石製品等の研究も、今日的にはかなりの進展を見せている²⁾。そうした遺物を対象とした研究・論考に比べ、遺構研究に関しては意外に少ないのが現状である。そこで、遺物研究と同様に、遺構の研究についても促進させることを目的にグループ研究を行うこととし、関東域およびその周辺域を含めた前期前半期における遺構(住居)集成を進めてきた。今回は、その一端として、地域特有の「コの字形石敷炉」に視点をあてる。また、2013年12月7・8日に開催された、山梨県考古学協会による研究集会「縄文前期前葉の甲信地域—山梨からみた中越式期—」では、グループ研究の成果の一部を谷藤が発表した経緯がある。

縄文時代前期前葉の住居に設置される炉の存在は、よく知られていることではあるが、その中でも特異な形態を呈する炉が以前より指摘されており、「三方石囲炉」(小栗1998)³⁾あるいは「コ字状の石敷炉」(谷藤2002)⁴⁾として呼称された炉である。群馬県内における前期前葉期(花積下層式~関山式)の発掘調査は50遺跡以上に及び、住居軒数も300軒を超えている。それら住居に設置される炉の多くは、指摘された特異な形態の炉であり、他地域ではあまり例を見ない。

本稿では、こうした特異な形態の炉を「コの字形石敷炉」と呼称し、集成を通してその分類、炉の時期変遷、分布を検討し、地域特有の炉形態であることを明らかにする。併せて、今後の前期遺構研究の指針の一つとし、地域間における遺構形態差、集落構成の在り方等々へと、研究を進展させていきたい。

なお、執筆にあたっては、1の「はじめに」および3を谷藤、2を高橋、6を伊藤、4を高橋と伊藤の両者が各々分担し、さらに5・7は3者による検討の結果を谷藤がまとめた。

2. 前期前葉における炉の研究史

コの字形石敷炉の最初の報告例として、群馬県市之関遺跡(尾崎1964)がある⁵⁾。その後、群馬県内における1980年代の大規模開発に伴って前期前葉期の調査が急増し、1982年に調査された三原田城遺跡(谷藤1987)を皮切りに、中畦・諏訪西遺跡(谷藤1986)、分郷八崎遺跡(柿沼1986)、勝保沢中ノ山遺跡(石坂1988)等で、コの字形石敷炉の事例が蓄積された。

前期前葉期の炉に関する論考として、先ず、笹森健一の「縄文時代前期の住居と集落」(1981a・b, 1982)がある⁶⁾。笹森は関東における前期の住居跡を通観し、炉

の脇に位置する小穴を「Cピット」と呼称し、その存在に言及している。また、Cピットと同位置にある埋設土器は、Cピットの一類系と捉え、その機能も同様であることも指摘している。

三田村美彦は宿遺跡(1987)の報告の中で、南関東の地床炉に伴う埋設土器について考察している⁷⁾。埋設土器は花積下層式期から二ツ木式期に増加、関山I式期からII式期にかけて減少し、単純な地床炉または礫や土器片を炉の一部に配する例が多数となつた。また土器の埋設位置を4パターンに分類し、埋設土器とCピットが補完関係にあるとして両者が同様の機能を有し、埋設土器からCピットへの置換という変遷を示唆している。

小栗一夫は「住居型式」論からの視点—縄文時代前期の集団領域解明に向けて—(1991)で、関東平野全体を視野にいれた「住居型式」について論じ⁸⁾、多摩ニュータウン遺跡No27遺跡(1996)の報告で、居住形態について考察している⁹⁾。その中で、コの字形石敷炉を「三方石囲炉」と呼称し、先の住居D型式とした住居に認められる炉として、その住居形態の分布が群馬県域を中心としたローカルな広がりであることを示し、花積下層式から関山II式まで継続するとしている。併せて、No27遺跡17・24号住居が、赤城山麓での住居群と同一系統上の住居であるとも指摘している。

齋田明は下弥堂遺跡(1994)の報告¹⁰⁾で、前期初頭の周辺遺跡例では地床炉が一般的であるとする一方で、J-12号住居の石囲炉を特異な例としている。

大工原豊は「群馬県における縄文時代集落の諸様相」(石坂・大工原2001)で¹¹⁾、前期の記述に「配石炉」・「石囲炉」とする名称を用い、三原田城遺跡例が祖型(配石炉)と位置づけ、関山式期における石囲炉での底石の有無で関山I式(底石が有)から関山II式期(底石が無)へ変遷するとした。また、石囲炉に併設される埋設土器の有無から、群馬県内における細地域性を示唆している。さらに、有尾・黒浜式期になると、関山II式期の伝統を引く石囲炉は減少し、多くが地床炉で、土器埋設炉が少数認められるとしている。

谷藤保彦は「群馬県における二ツ木式土器」(2002)で、二ツ木式土器の検討のみならず、当該期の住居形態に加えて炉にも言及した¹²⁾。コの字形石敷炉を「コ字状の石敷炉」と呼称し、炉を含めた住居形態においても二ツ木式期は花積下層III式期と関山式期の間に位置づけられる一連の流れのものであることを確認した。また、コの字形石敷炉が、群馬県域に分布の主体をおく炉形であり、離れた他地域で検出されることの意味の重要性を指摘している。

高橋清文は秋山西部遺跡群(2012)の報告¹³⁾で、コの字形石敷炉の存在に視点を当て、類例に池田遺跡第1地点J-3号住や下御堂遺跡の例を挙げ、群馬隣

接地での状況を注視した。

以上、研究史からも明らかのように、前期前半期の炉には、地床炉と「コの字形石敷炉」の両者が存在し、両者共に埋設土器やピットが伴うことが知られ、二ツ木式期から関山Ⅰ式期にかけて盛行していることも共通した見解と言える。

3. 「コの字形石敷炉」の定義と分類

「コの字形石敷炉」とは、炉の底面に平石（扁平礫）を据え、その三方を石でコの字状に立囲んだ炉であり、その形状（特に、底面に石を据える点に注目した）から「コの字形石敷炉」と呼称した。また、各部の名称は、底面に据えられる平石を底石、コの字状に立囲む奥の石を奥石、その両脇を側石（右・左側石）とした。

この「コの字形石敷炉」には、形状をそのままに数種類のバリエーションが存在する。底石をもたない例や、底石を囲む石を他の素材で築く例もある。こうしたバリエーションを、次のA～E類に分類することができる。

A類（基本型）： 本類は、「コの字形石敷炉」の基本型となる類。その構造は、底面に据えた底石に大型扁平礫ないし扁平礫を組み合わせて用い、コの字状に立囲む奥石にやや大型礫、両側石に奥石と同様の大型礫ないし数石の中型礫を組み合わせて構成させる。奥石に、半割の石皿が使用されている例もある。

また、炉の構築順としては、底石を据えた後に奥石・両側石を設置する場合と、奥石・両側石を設置した後に底石を据える場合とがある。前者の場合、底石と奥石・両側石の間に隙間がほとんどなく接し、むしろ奥石や両側石がやや覆い気味に傾いている例

等から推定できる。後者の場合は、底石と奥石・両側石の間に隙間があり、構築の最後に底石を据えることが可能である。

なお、コの字形の解放する側には、やや離れて埋設土器やピットが伴う場合が多く、これらを含めて一体の炉と考えることができる。

B類： 基本型であるA類に近いが、底石をもたない類。炉底面は地で、コの字状に立囲む奥石にやや大型の礫、両側石に奥石と同様の大型礫ないし数石の中型礫を組み合わせて構成させる。また、A類と同様に、コの字形の解放する側には、やや離れて埋設土器やピットが伴う場合が多い。

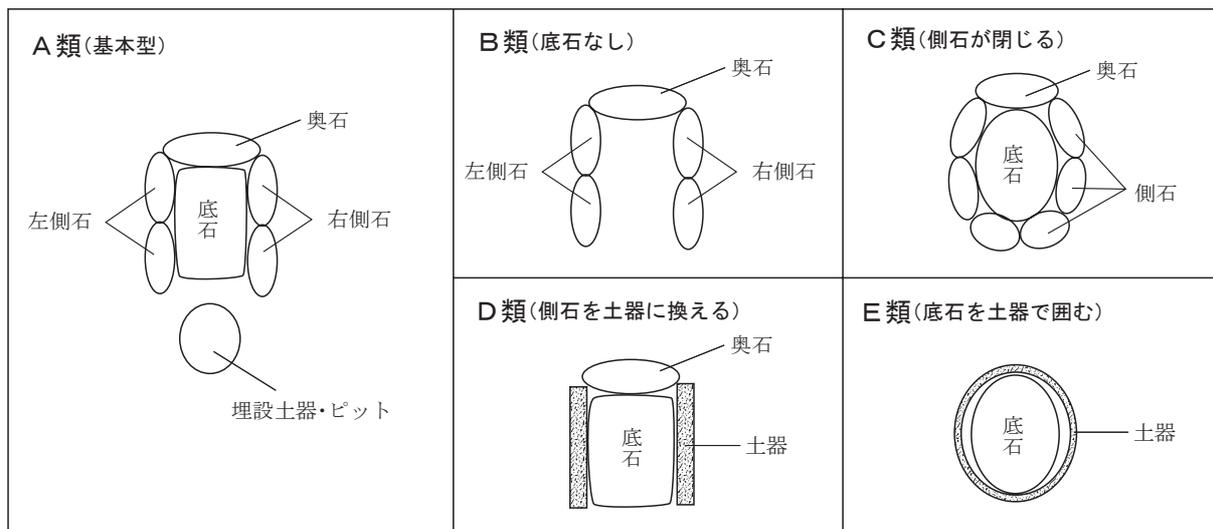
本類の場合、底石の抜き取りによる結果である可能性を含むため、炉底の被熱状況等を考慮する必要がある。

C類： コの字状の様な解放部をもたない類。底石に据えた大型扁平礫の周囲を、奥石と側石で囲む（解放部を閉じる）構造となる。

D類： 基本型であるA類に近いが、側石の代わりに両側に土器を使用する類。底石と奥石はA類と同様であるが、両側に土器片を組み合わせた構造となる。また、A類と同様に、コの字形の解放する側には、やや離れてピットが伴う場合がある。

E類： 土器を埋設した内部に、底石をもつ類。大型の土器を埋設させ、その内部に底石を据える構造となる。さらに、土器で底石の周囲を囲いきれない場合は、側石を加える例もある。

上記した「コの字形石敷炉」の他に、概期の住居には地床炉も存在しており、そのバリエーションも幾つかみられる。ここでは、A・B類として簡単に触れるに



第1図 「コの字形石敷炉」の分類模式図

止め、詳細については稿を改めたい。

(地床炉)

A類: 所謂、地床炉であり、床面を浅く凹めた程度の類。炉の一方に、やや離れて埋設土器やピットが伴う場合がある。

B類: 地床炉に一石のみを立てる類。地床炉内に、「コの字形石敷炉」での奥石の様に一石のみをもつ。炉の一方に、やや離れて埋設土器やピットが伴う例もある。

4. コの字形石敷炉の集成

先述したコの字形石敷炉の分類に基づき、群馬県内55遺跡、群馬県外12遺跡を対象に、その集成を行った。

(1) 群馬県内における例

群馬県内を、便宜的に4地域(赤城山山麓域、榛名山・子持山山麓域、北毛地域、西毛地域)に分けた。

《赤城山山麓域》

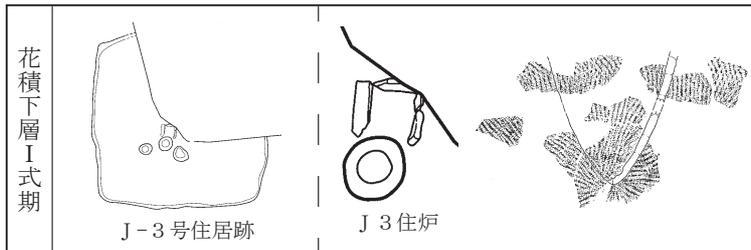
渋川市見立相好遺跡 (旧赤城村 / 第2図)

花積下層Ⅰ式期の住居が2軒調査されている。この内、J3号住居は扁平礫5点によるコの字状となる石組炉で、解放側に窪みを伴う。コの字形石敷炉のB類に属すると考えられる例であり、時期的にもコの字形石敷炉の最も古い例となる。なお、他の住居は不明である。

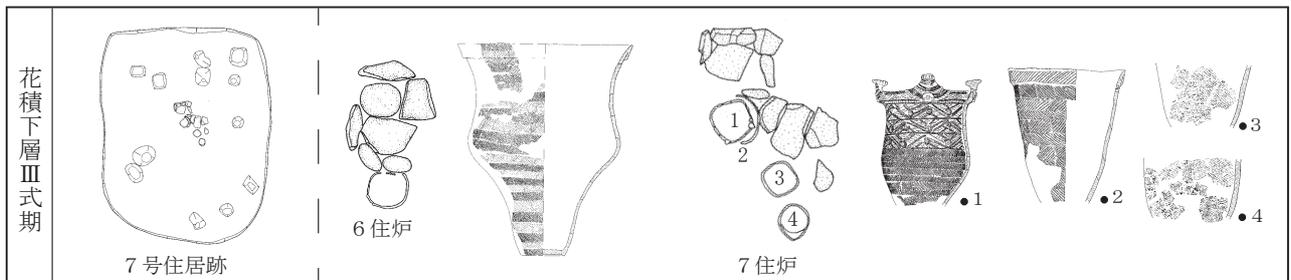
渋川市三原田城遺跡 (旧赤城村 / 第2図)

花積下層Ⅲ式期の住居が8軒調査されている。住居の平面は隅丸長方形ないし不正楕円形を呈する。主柱穴は規格的な配置を有するものは少ないものの、炉の位置は

見立相好遺跡



三原田城遺跡



第2図 コの字形石敷炉集成(1) 見立相好遺跡・三原田城遺跡

「●」は埋設土器

概ね中軸線が交差する箇所より長軸方向にやや片寄る。コの字形石敷炉は3・6~8号住居4軒共にA類。6・7号住居の炉の解放側には、埋設土器を伴う。他の住居は地床炉。

渋川市上三原田大宮遺跡 (旧赤城村)

花積下層Ⅲ式期1軒、関山Ⅰ式期1軒、有尾・黒浜式期4軒、時期不明2軒の住居が調査されている。炉は、花積下層Ⅲ式期の37号住居は不明。関山Ⅰ式期の38号住居がコの字形石敷炉A類。有尾・黒浜式期では、31号住居が地床炉で、32・35・41号住居は不明。時期不明の33号住居は地床炉で、34号住居は不明。

渋川市見立峯遺跡 (旧赤城村 / 第3図)

二ツ木式期の住居が13軒調査されている。J1、4、6~10、12、14~16号住居11軒がコの字形石敷炉A類、J3・11号住居2軒は不明。コの字形石敷炉の解放側に埋設土器を伴うのはJ4・7・8・12・14・15号住居で、J1号住居にはコの字形石敷炉A類と地床炉が併設され、地床炉に埋設土器が伴う。

渋川市見立十三塚遺跡 (旧赤城村 / 第3図)

関山Ⅰ式期8軒、関山Ⅱ式期4軒の住居が調査されている。関山Ⅰ式期では、J1~4・7・9・12号住居7軒がコの字形石敷炉A類、J10号住居は不明。J4・9号住居の炉の解放側に埋設土器が、J1・2・7号住居では小穴が伴う。なお、J2・7号住居では、炉の造り替えが確認されている。関山Ⅱ式期では、J6・8号住居がコの字形石敷炉A類で、J6号住居は炉の造り替えが確認されている。J11号住居は地床炉、J5号住居は不明である。

渋川市見立溜井遺跡 (旧赤城村 / 第4図)

有尾・黒浜式期5軒の住居が調査されている。J7号住居はコの字形石敷炉B類、J5・6・9号住居は地床炉、J2号住居は不明。J7号住居のコの字形石敷炉は解放部が短軸方向に向き、炉の手前にピットが伴う。

渋川市諏訪西遺跡 (旧赤城村 / 第4図)

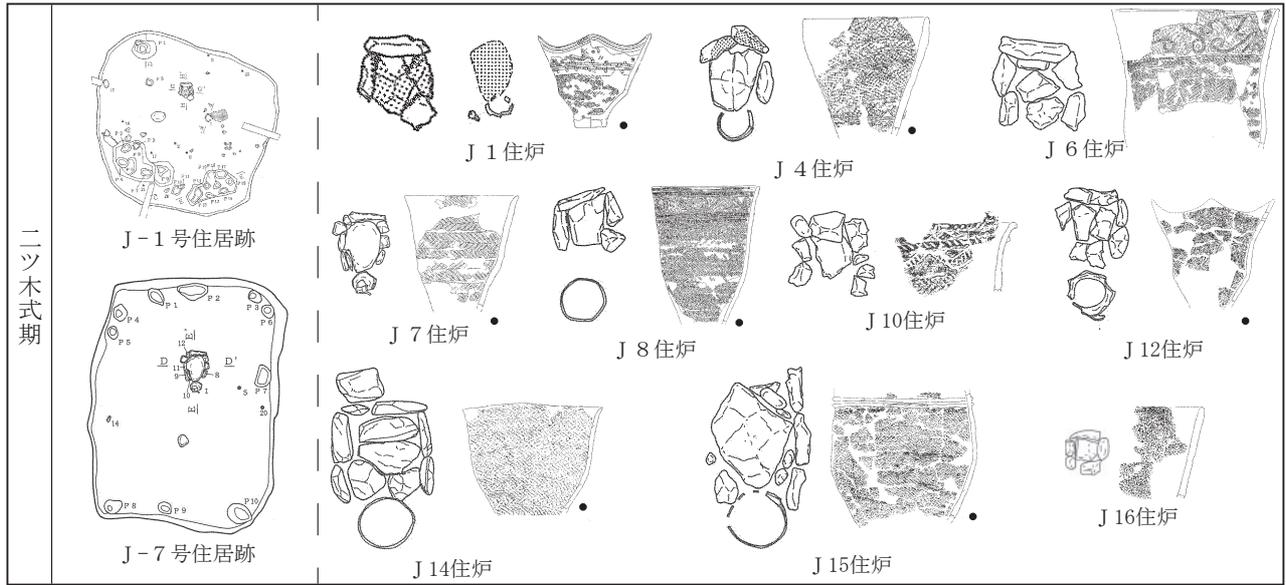
二ツ木式期2軒、関山Ⅰ式期7軒の住居が調査されている。二ツ木式期では、7・10

号住居2軒がコの字形石敷炉A類で、10号住居の炉の解放側に小穴を伴う。関山I式期では、1・3・4・8・11・13号住居6軒がコの字形石敷炉A類、12号住居がコの字形石敷炉B類である。3号住居の炉の解放側に埋設土器が、1・4号住居では小穴が伴う。また、炉石には、3・8・11号住居で石皿が用いられている。なお、

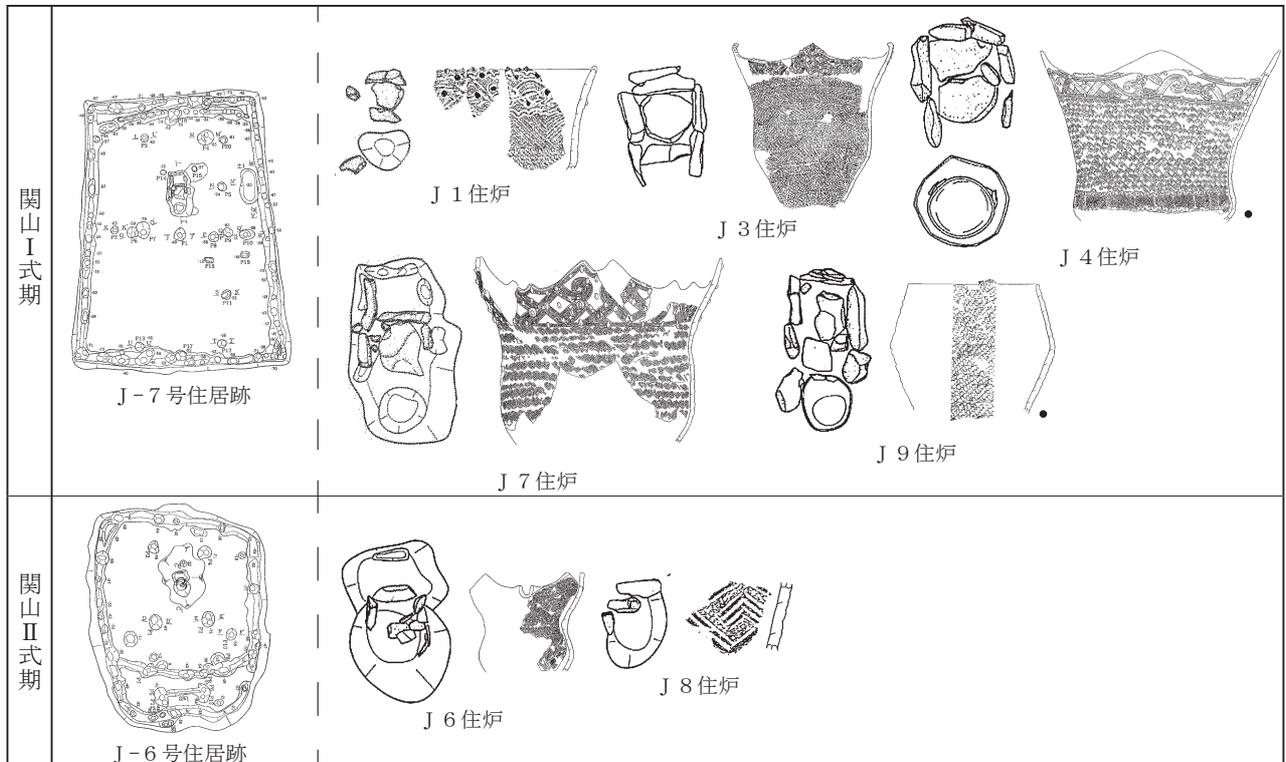
12号住居では、側石の抜き取りが考慮される。
渋川市三原田諏訪上遺跡（旧赤城村 / 第5図）

関山I式期2軒、関山II式期4軒、有尾・黒浜式期9軒、時期不明3軒の住居が調査されている。関山I式期は、II区J4・5号住居がコの字形石敷炉A類。関山II式期では、II区J10号住居がコの字形石敷炉D類、I区J

見立峯遺跡



見立十三塚遺跡



第3図 コの字形石敷炉集成(2) 見立峯遺跡・見立十三塚遺跡

7・Ⅱ区J7・8号住居が地床炉、Ⅰ区J9号住居は不明。有尾・黒浜式期では、Ⅱ区J6・9・12号住居3軒がコの字形石敷炉A類、Ⅰ区J3・4・10・11号住居4軒が地床炉。Ⅰ区J5号住居は埋設土器の周りに礫が配される。なお、Ⅱ区J9・12号住居は、石囲の一部が解放する炉形で、コの字形石敷炉A類の変容形と想定される。時期不明のⅠ区J2・Ⅱ区J3号住居はコの字形石敷炉A類、Ⅱ区J1号住居は地床炉。

渋川市滝沢天神遺跡B地点（旧赤城村）

関山Ⅱ式期2軒の住居が調査されている。12号住居はコの字形石敷炉B類、18号住居は地床炉。

渋川市勝保沢中ノ山遺跡（旧赤城村 / 第5図）

関山Ⅰ式期6軒、関山Ⅱ式期2軒、有尾・黒浜式期3軒の住居が調査されている。関山Ⅰ式期では、3・5～7号住居4軒がコの字形石敷炉B類、2・9号住居は不明である。関山Ⅱ式期の10・11号住居は不明。有尾・黒浜式期では、8号住居が地床炉、1・4号住居は不明である。5号住居の奥石は抜取りが想定される。

渋川市箱田遺跡群（旧北橋村 / 第5図）

関山Ⅰ式期の住居が2軒調査されている。J19・21号住居はコの字形石敷炉A類である。J21号住居の炉の解放側には埋設土器が伴う。また、J19・21号住居では、両側石の抜取りが認められる。

渋川市下箱田向山遺跡（旧北橋村 / 第5図）

関山Ⅱ式期3軒、有尾・黒浜式期2軒の住居が調査されている。関山Ⅱ式期の8号住居はコの字形石敷炉B類、

5号住居は地床炉、1号住居は不明。8号住居の側石は抜取りが考慮される。有尾・黒浜式期の2・3号住居は地床炉である。

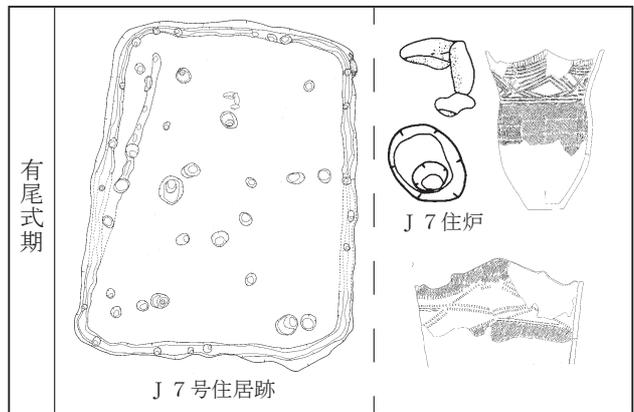
渋川市分郷八崎遺跡（旧北橋村）

関山Ⅰ式期3軒、有尾・黒浜式期6軒、時期不明1軒の住居が調査されている。関山Ⅰ式期の1～3号住居はコの字形石敷炉A類。有尾・黒浜式期の5～9号住居5軒が地床炉、10号住居は不明。時期不明の4号住居は地床炉。3号住居の炉の解放側に小穴が伴う。

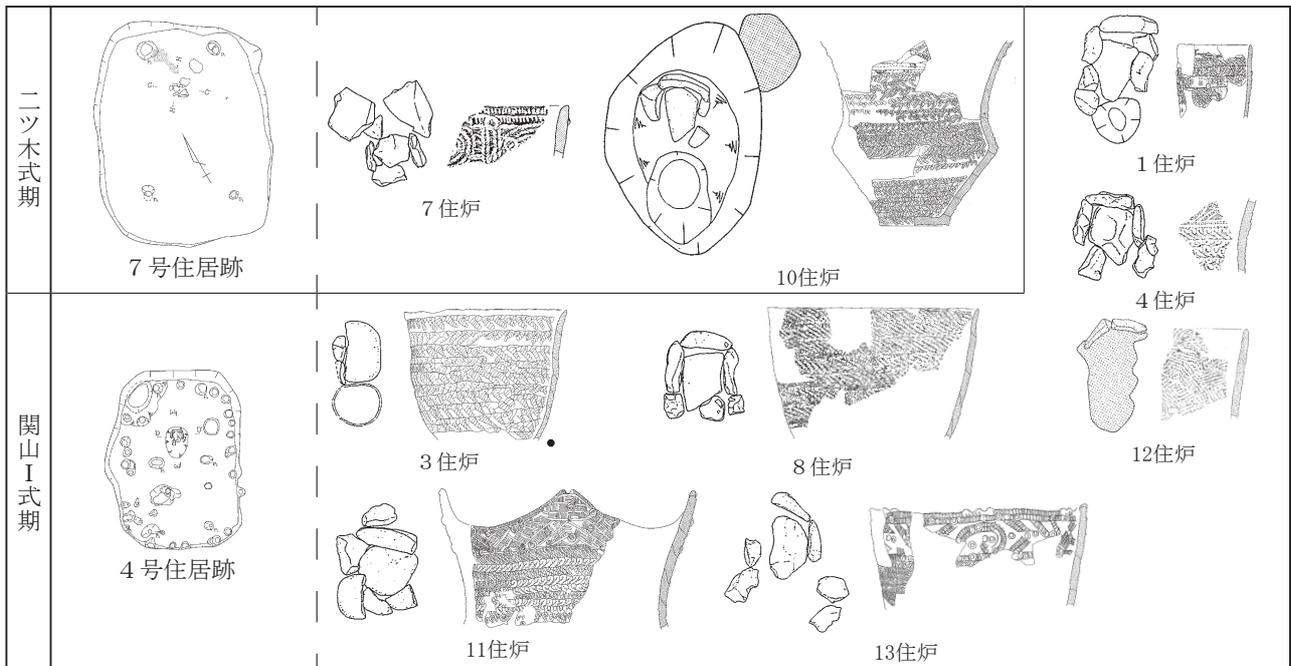
渋川市芝山遺跡（旧北橋村 / 第6図）

二ツ木式期の住居が5軒調査されている。J1・11・14号住居3軒がコの字形石敷炉A類、J5・10号住居2軒がコの字形石敷炉B類。J14号住居の炉の解放側に埋設土器を伴う。

見立溜井遺跡

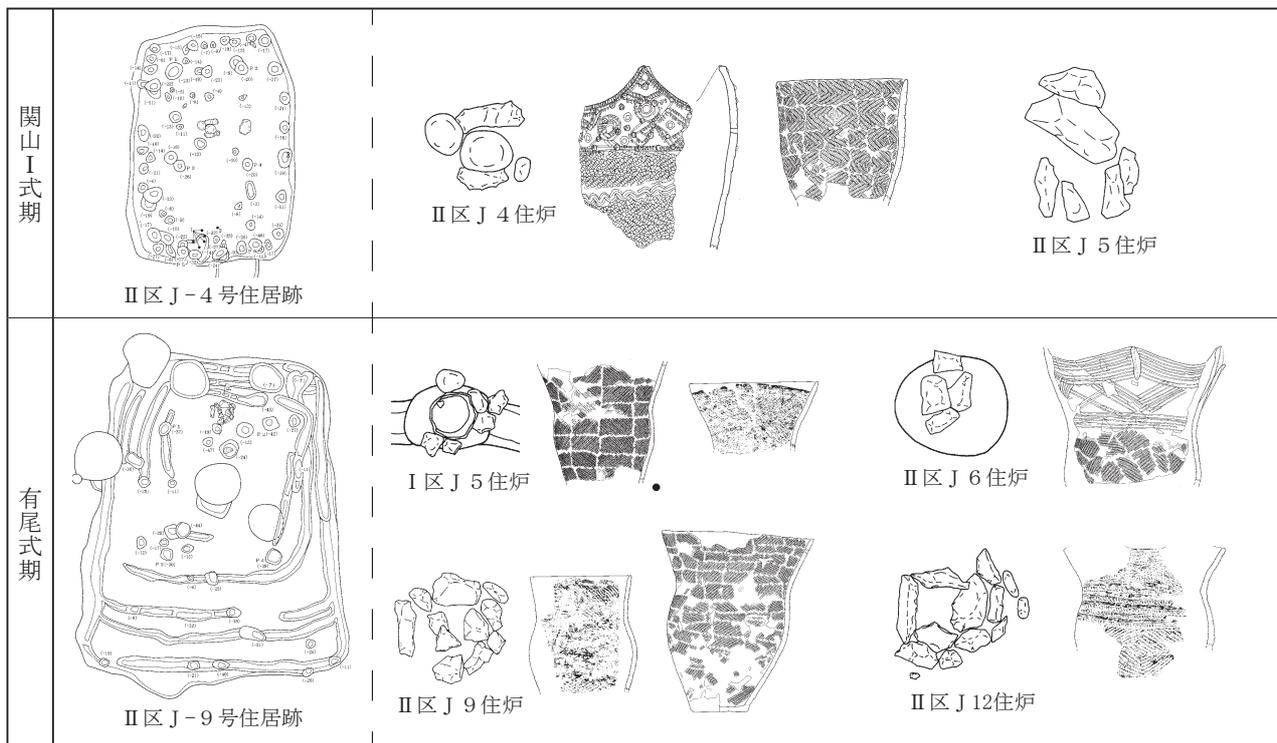


諏訪西遺跡

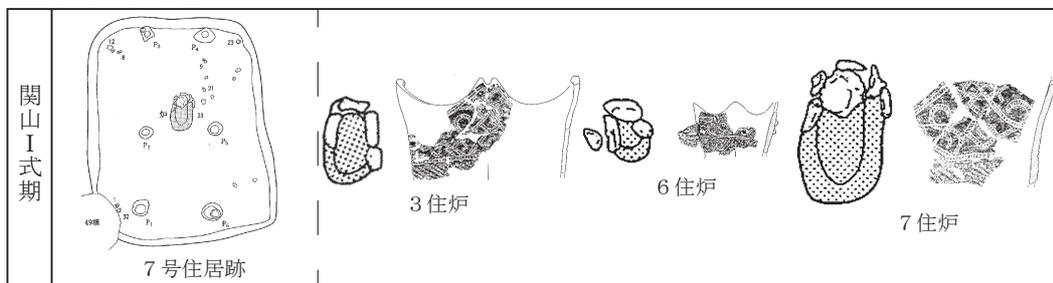


第4図 コの字形石敷炉集成(3) 見立溜井遺跡・諏訪西遺跡

三原田諏訪上遺跡



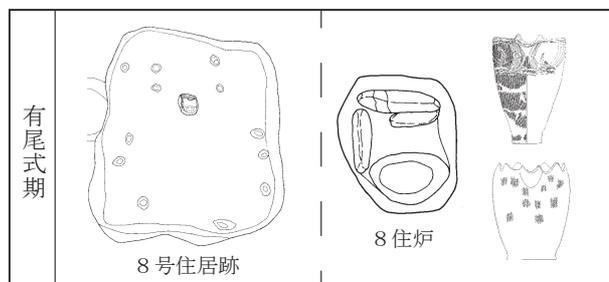
勝保沢中ノ山遺跡



箱田遺跡群（上原・三角遺跡）



下箱田向山遺跡



第5図 コの字形石敷炉集成(4) 三原田諏訪上遺跡・勝保沢中ノ山遺跡・箱田遺跡群・下箱田向山遺跡

前橋市川白田遺跡 (第6図)

有尾・黒浜式期 16軒の住居が調査されている。有尾・黒浜式期の 12・15号住居がコの字形石敷炉A類、2・6・11・13・16・17・20～22号住居 14軒は地床炉、10・18号住居は不明。J 15号住居の側石は抜取りが考慮される。

前橋市芳賀団地西部遺跡群 (第7図)

有尾・黒浜式期 5軒の住居が調査されている。J 6号住居はコの字形石敷炉B類、J 2・7号住居は地床炉、J 3号住居はコの字形石敷炉の可能性のあるものの詳細は不明、J 4号住居も不明。なお、J 6号住居のコの字形石敷炉は円礫が不整に配され、解放側が長軸上を向かず、炉の手前に2箇所の埋設土器が伴う。

前橋市芳賀東部団地遺跡 (第6図)

花積下層I式期 3軒、二ツ木式期 7軒、黒浜式期 12軒の住居が調査されている。花積下層I式期の住居の炉は不明。二ツ木式期では、J 35・41・48・51・53・55号住居 6軒がコの字形石敷炉A類、J 44号住居は不明。J 35・53号住居の炉の解放側に埋設土器を伴う。黒浜式期ではJ 12・17～20・25・43号住居の 7軒が地床炉、J 14・15・21・26・36号住居の 5軒は不明。J 18号住居は地床炉に埋設土器を伴う。

前橋市芳賀東部団地遺跡 (事業団調査)

有尾・黒浜式期 2軒の住居が調査されている。I区 2号堅穴は解放側が短軸方向に向き、埋設土器を伴うコの字形石敷炉B類の可能性はある。また、手前側に接して地床炉を併設する。I区 1号堅穴は地床炉。

前橋市上泉新田塚遺跡群 (第7図)

花積下層III式期 1軒、二ツ木式期 5軒、関山I式期 2軒、有尾・黒浜式期 1軒の住居が調査されている。花積下層III式期の 10号住居にコの字形石敷炉A類が検出されているが、炉の底石下に深鉢を敷く特異な形態。二ツ

木式期では、6・芳賀東部団地遺跡

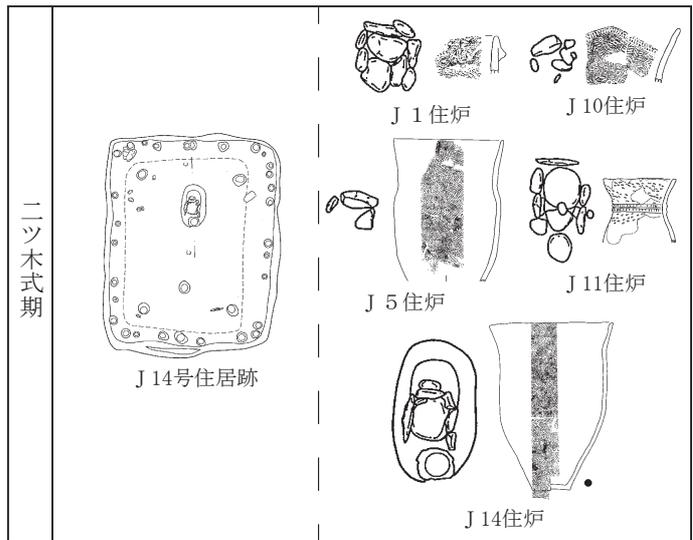
8・12号住居にコの字形石敷炉A類、11号住居は不明。12号住居の炉の解放側に埋設土器が、8号住居では小穴が伴っている。なお、11号住居は埋設土器のみが検出されており、炉石は全て抜き取られたと想

定される。関山I式期の 14・17号住居はコの字形石敷炉A類。有尾・黒浜式期の 5号住居は地床炉。

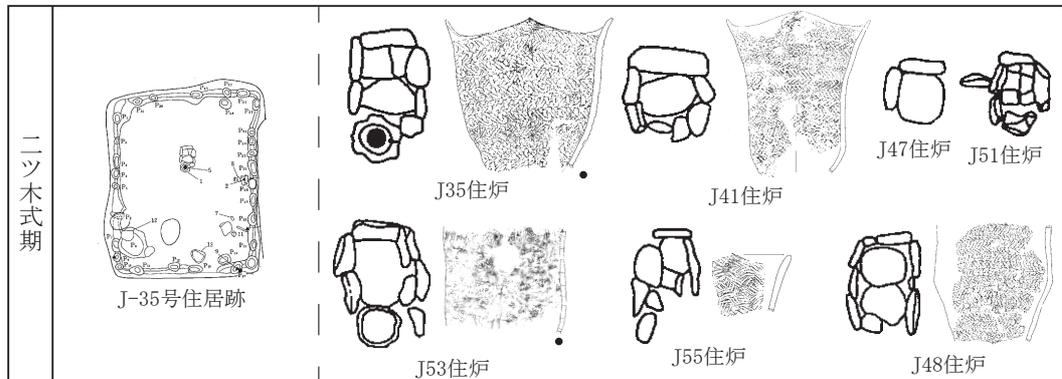
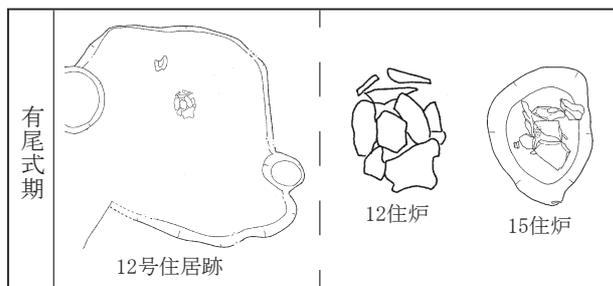
前橋市横沢新屋敷遺跡 (旧大胡町 / 第8図)

花積下層I式期 3軒、二ツ木式期 21軒の住居が調査されている。花積下層I式期の 21号住居は地床炉で、他の 2軒は不明である。二ツ木式期では、1～10・12～15・17・18・20・26号住居 18軒がコの字形石敷炉A類、11号住居がコの字形石敷炉B類で、22号住居は地床炉、19号住居は不明。7・10・12・13号住居の炉の解放側

芝山遺跡



川白田遺跡



第6図 コの字形石敷炉集成(6) 芝山遺跡・川白田遺跡・芳賀東部団地遺跡

に埋設土器を、4号住居に小穴を伴う。また、7・9・12・14・18・20号住居では、炉の底石や側石に石皿・凹石・磨石を使用している。

前橋市堀越中道遺跡 (旧大胡町 / 第8図)

二ツ木式期の住居が17軒調査されている。J 1～14・16号住居15軒がコの字形石敷炉A類、J 15・17号住居は不明。J 6・16号住居の炉の解放側に埋設土器を、J 2・3・5・13号住居に小穴を伴う。J 15号住居は埋設土器のみ確認されているが、検出状態から炉石は削平されたと考えられる。また、炉石には、J 10号住居の底石に石皿及び凹石が、J 13号住居の奥石に石皿が使用されている。

前橋市堀越丁二本松B地点遺跡 (旧大胡町)

二ツ木式期の住居が1軒調査され、1号住居はコの字形石敷炉A類。

前橋市丙二本松遺跡 (旧大胡町 / 第7図)

二ツ木式期の住居が3軒調査されている。2・3号住居がコの字形石敷炉A類、1号住居は不明。2号住居の炉の解放側に埋設土器を伴う。

前橋市柏倉芳見沢遺跡 (旧宮城村 / 第9図)

二ツ木式期の住居が4軒調査されている。いずれの住居もコの字形石敷炉A類で、1・3・4号住居は炉石の一部が抜取られ、3号住居の炉の解放側に小穴を伴う。

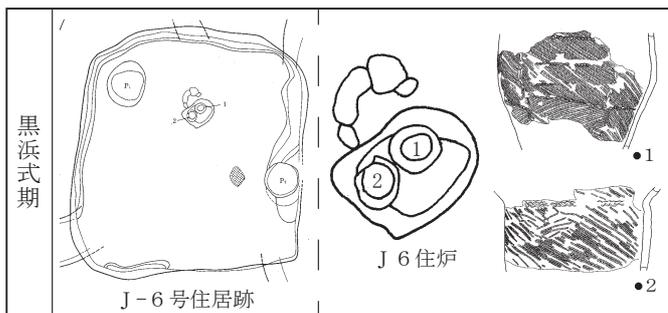
前橋市市之関前田遺跡 (旧宮城村 / 第9図)

関山I式期4軒、関山II式期2軒、時期不明1軒の住居が調査されている。関山I式期では、8・12・32号住居はコの字形石敷炉A類、6号住居は不明。関山II式期では、31号住居がコの字形石敷炉A類、30号住居がコの字形石敷炉B類。時期不明の20号住居はコの字形石敷炉A類。32号住居の炉の解放側に埋設土器を伴う。なお、12号住居の側石、30号住居の奥石は、抜き取りが考慮される。

伊勢崎市八幡林古墳群 (旧赤堀町)

花積下層III式期1軒、二ツ木式期2軒、時期不明1軒の住居が調査されている。花積下層III式期の3号住居はコの字形石敷炉A類。二ツ木式期の4号住居はコの字形石敷炉A類、2号住居は不明。時期不明の1号住居はコの字形石敷炉B類。3号住居は奥石と右側石の抜き取りが考慮され、炉の解放側に小穴を伴う。

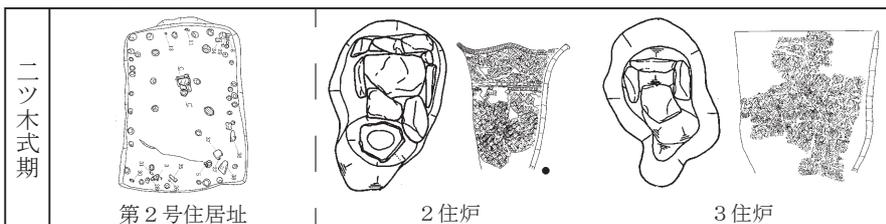
芳賀西部団地遺跡



上泉新田塚遺跡

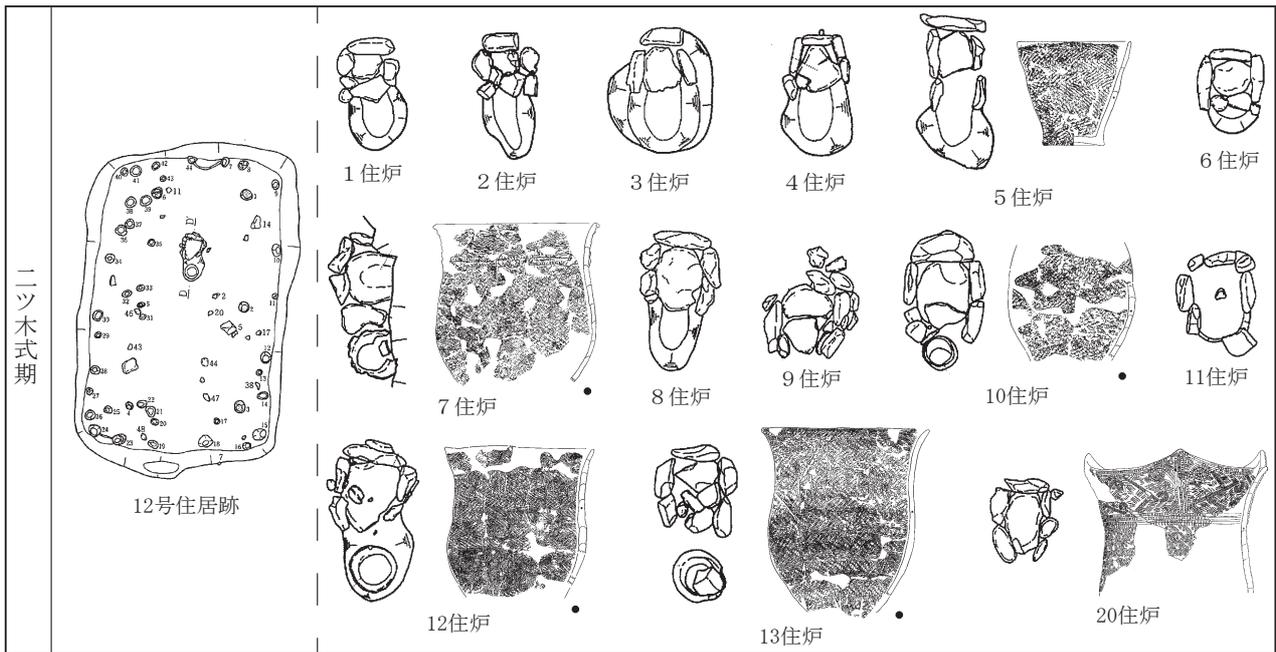


丙二本松遺跡

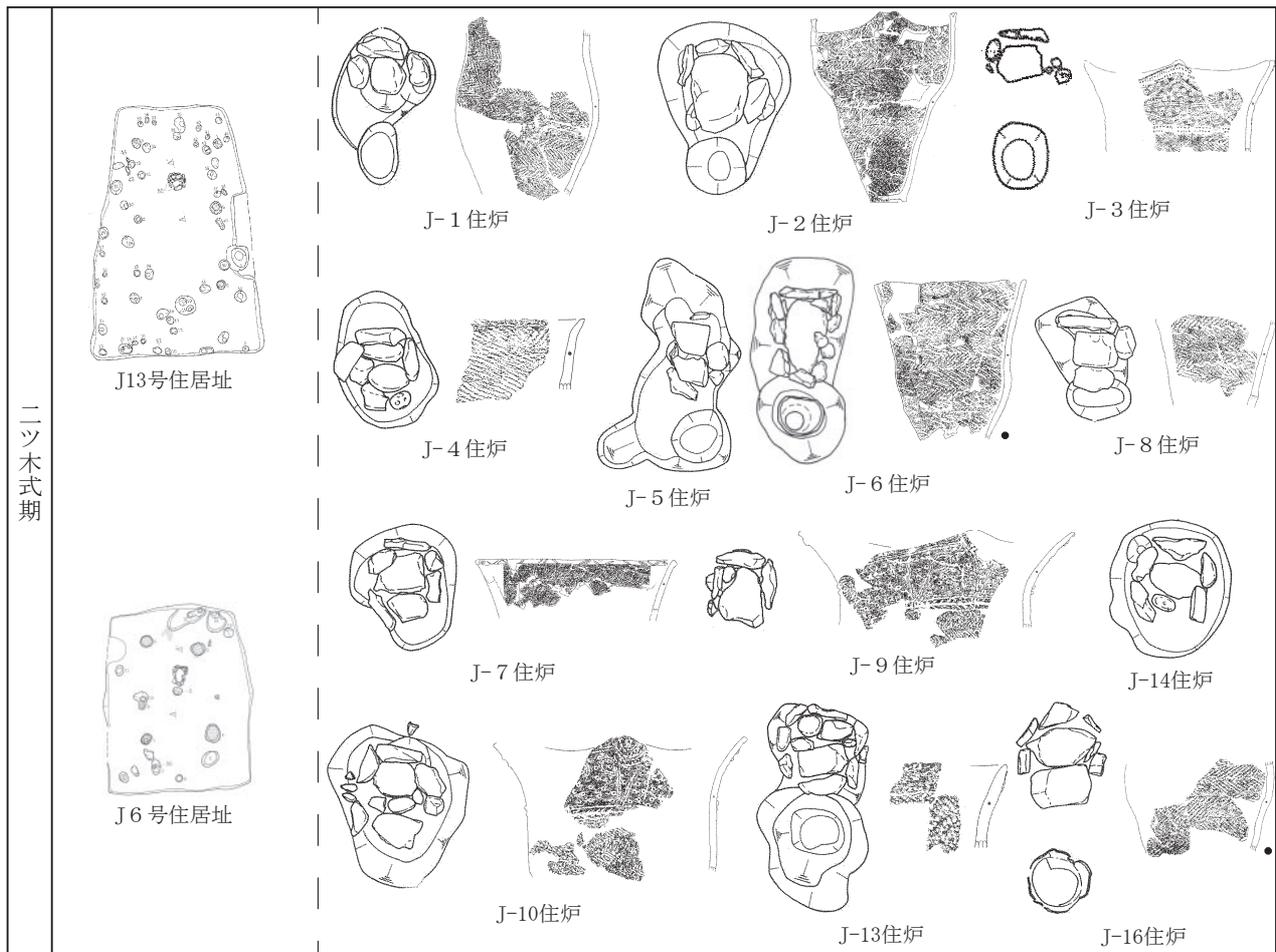


第7図 コの字形石敷炉集成(6) 芳賀西部団地遺跡・上泉新田塚遺跡・丙二本松遺跡

横沢新屋敷遺跡



堀越中道遺跡



第8図 コの字形石敷炉集成(7) 横沢新屋敷遺跡・堀越中道遺跡

伊勢崎市五目牛南組遺跡 (旧赤堀町 / 第9図)

花積下層 I 式期 1 軒、二ツ木式期 3 軒の住居が調査されている。花積下層 I 式期の 2 号住居の炉は不明。二ツ木式期では、1・4 号住居がコの字形石敷炉 A 類、3 号住居は不明。1・4 号住居の炉の解放側には埋設土器を伴い、1 号住居では埋設土器を 2 箇所を持ち、その内の 1 箇所は底石の下部に位置する。

伊勢崎市五目牛清水田遺跡 (旧赤堀町)

花積下層 II 式期の住居が 6 軒調査されている。炉は全て地床炉である。

れている。また、炉石には、2 号住居の奥石に石皿、3 号住居の底石に台石が使用されている。

渋川市中郷遺跡 (旧子持村 / 第10図)

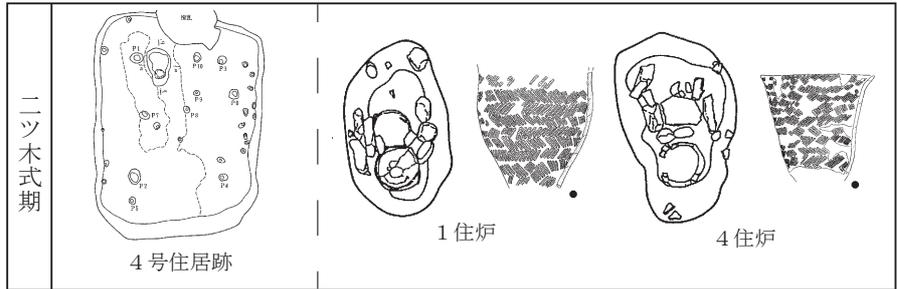
二ツ木式期 3 軒、関山 I 式期 1 軒、二ツ木～関山 I 式期 1 軒、有尾・黒浜式期 1 軒の住居が調査されている。二ツ木式期の 11 区 32・35 号住居がコの字形石敷炉 A 類、11 区 6・23 号住居は不明。11 区 32 号住居の炉の解放側に埋設土器を伴う。また、11 区 28 号住居には、奥石及び底石に石皿、側石に凹石・磨石が用いられている。関山 I 式期の 11 区 32 号住居はコの字形石敷炉 A 類で、

《榛名山・子持山麓域》

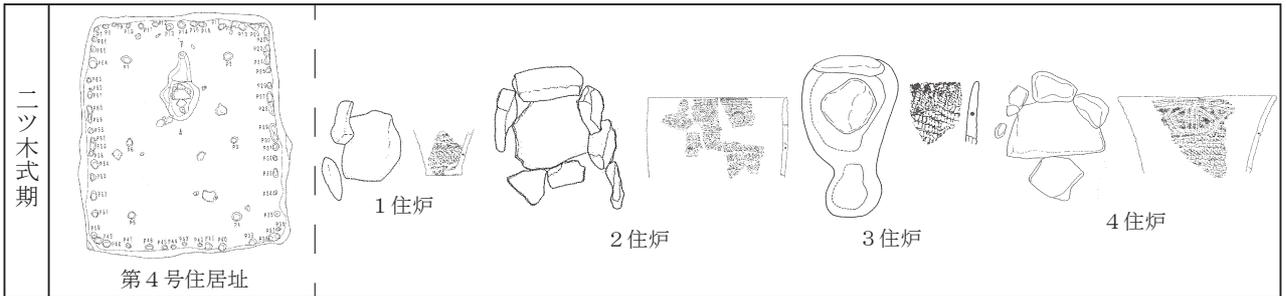
渋川市上白井西伊熊遺跡 (旧子持村 / 第10図)

二ツ木式期の住居が 5 軒調査されている。いずれの住居もコの字形石敷炉 A 類。2・7 号住居の炉の解放側に埋設土器を伴い、2 号住居では埋設土器が 2 箇所検出さ

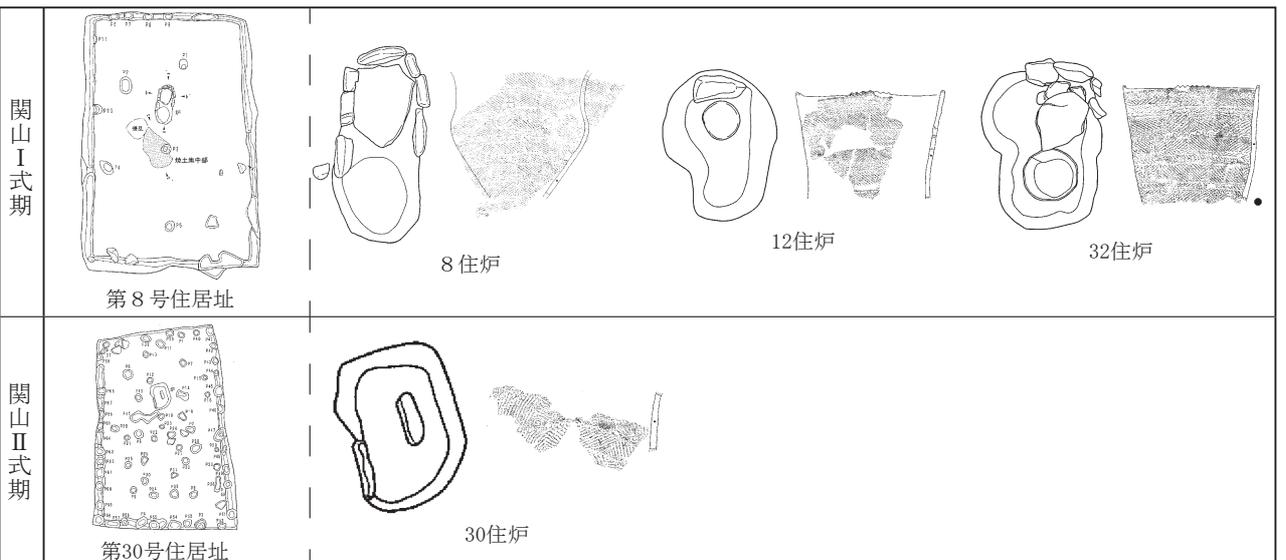
五目牛南組遺跡



柏倉芳見沢遺跡



市之関前田遺跡



第9図 コの字形石敷炉集成(8) 五目牛南組遺跡・柏倉芳見沢遺跡・市之関前田遺跡

炉の解放側に埋設土器を伴う。有尾・黒浜式期の11区52号住居の炉は不明。

渋川市半田南原遺跡

関山I式期3軒、有尾・黒浜式期5軒、時期不明5軒の住居が調査されている。関山I式期では、168・184号住居がコの字形石敷炉A類、185号住居がコの字形石敷炉B類。有尾・黒浜式期では、182号住居に埋め甕を礫で囲む形態の炉が検出され、他の169・180・181・189号住居は不明。時期不明の186・188号住居も不明。

《北毛地域》

沼田市背戸田遺跡 (第10図)

花積下層I式期2軒、二ツ木式期4軒、黒浜式期1軒の住居が調査されている。花積下層I式期の10・11号住居は地床炉。二ツ木式期では、7号住居がコの字形石敷炉B類、1号住居は地床炉、5・9号住居は不明。黒浜式期の3号住居は不明。

長野原町暮坪遺跡

二ツ木式期の住居2軒が調査され、S I 02は地床炉、S I 01は不明。

みなかみ町下津十二原遺跡 (旧月夜野町)

関山I式期3軒、時期不明2軒の住居が調査されてい

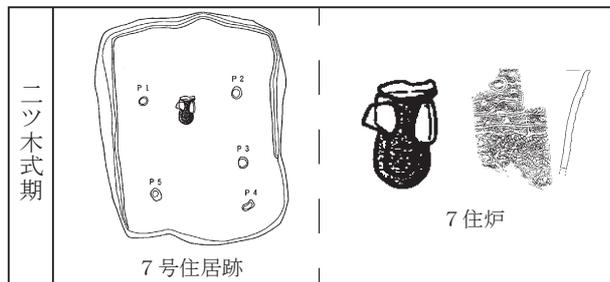
る。関山I式期の1・4号住居がコの字形石敷炉A類、3号住居がコの字形石敷炉B類。時期不明の2・5号住居は地床炉。

みなかみ町十二原II遺跡 (旧月夜野町)

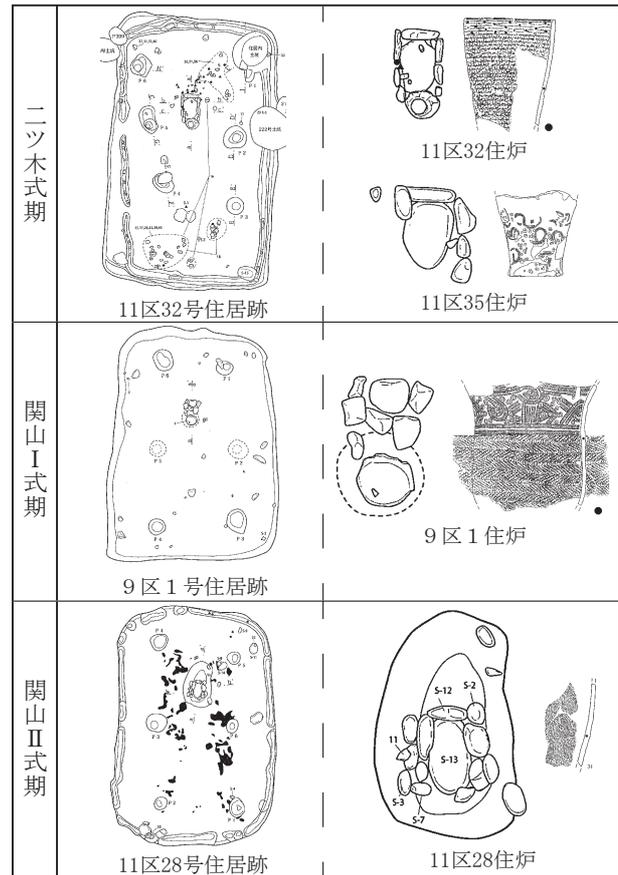
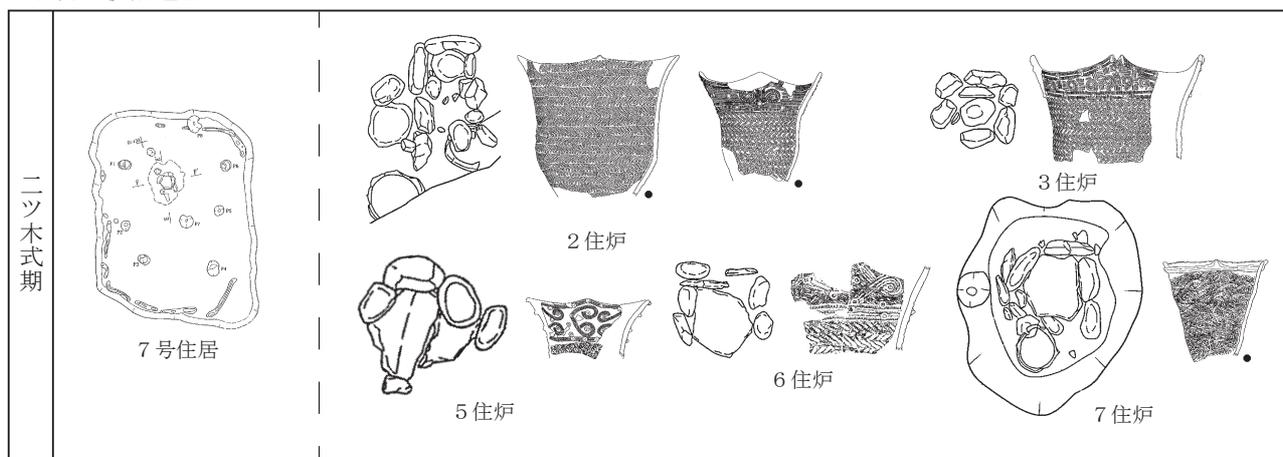
関山I式期2軒、有尾・黒浜式期1軒、時期不明1軒の住居が調査されている。関山I式期のJ2号住居がコ

中郷遺跡

背戸田遺跡



上白井西伊熊遺跡



第10図 コの字形石敷炉集成(9) 中郷遺跡・背戸田遺跡・上白井西伊熊遺跡

の字形石敷炉A類、J 1号住居は不明。黒浜式期のJ 11号住居は地床炉。時期不明のJ 3号住居は不明。

《西毛地域》

安中市新堀東源ヶ原遺跡 (旧松井田町 / 第11図)

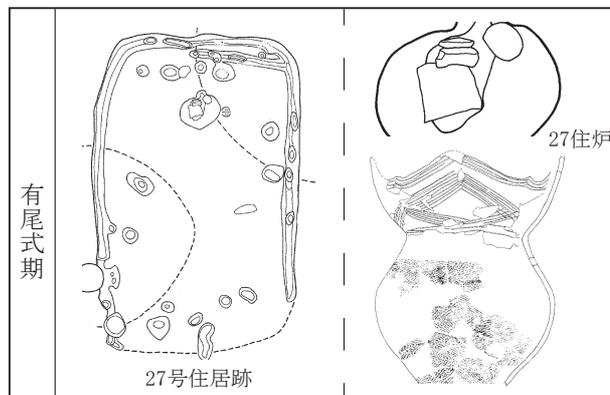
花積下層I式期1軒、有尾・黒浜式期1軒、時期不明1軒の住居が調査されている。花積下層I式期の75号住居の炉は不明。有尾・黒浜式期の27号住居はコの字形石敷炉A類で、炉の側石は抜取りが考慮される。時期不明の68号住居は不明。

安中市八城二本杉東遺跡 (旧松井田町 / 第11図)

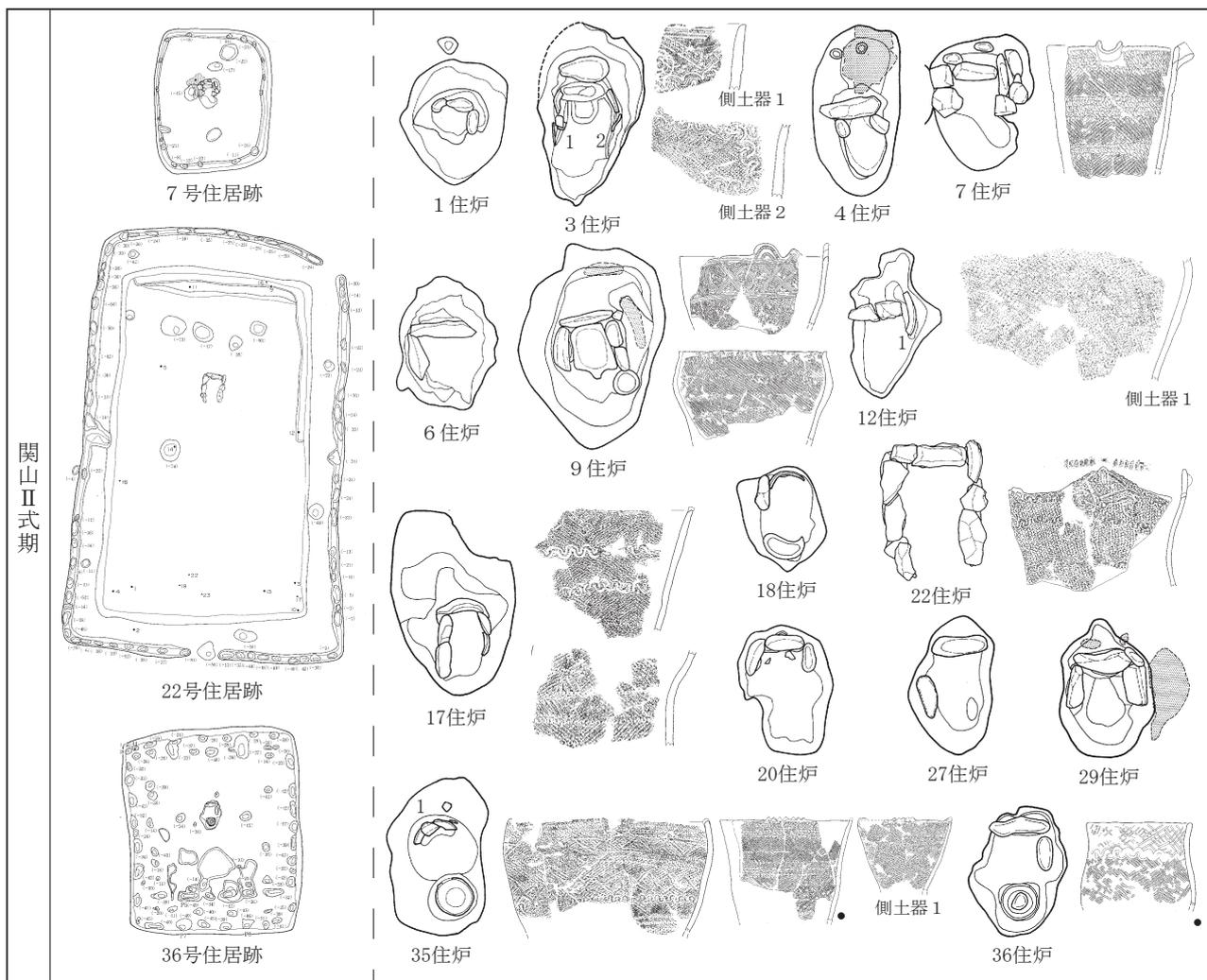
関山II式期22軒、時期不明2軒の住居が調査されている。関山II式期では、9号住居がコの字形石敷炉A類、1・6・7・17・20・22・27・29・36号住居9軒がコの字形石敷炉B類、3・12・18号住居3軒がコの字形石敷炉D類、11・16・19・21・23・24・

26・35号住居8軒が地床炉、2・14号住居は不明。時期不明の4号住居はコの字形石敷炉A類、10号住居は不明。1・6・12・18・24・27・36号住居は、側石等

新堀東源ヶ原遺跡



八城二本杉東遺跡



第11図 コの字形石敷炉集成(10) 新堀東源ヶ原遺跡・八城二本杉東遺跡

の抜き取りが考慮される。36号住居の炉の解放側に埋設土器を伴う。29号住居の奥石には磨石が用いられている。D類とした18号住居は、奥石部に土器片が代用されている。

富岡市八木連荒畑遺跡 (旧妙義町)

時期不明1軒の住居が調査され、13号住居はコの字形石敷炉B類で側石は抜取が考慮され、解放側にピットが伴う。

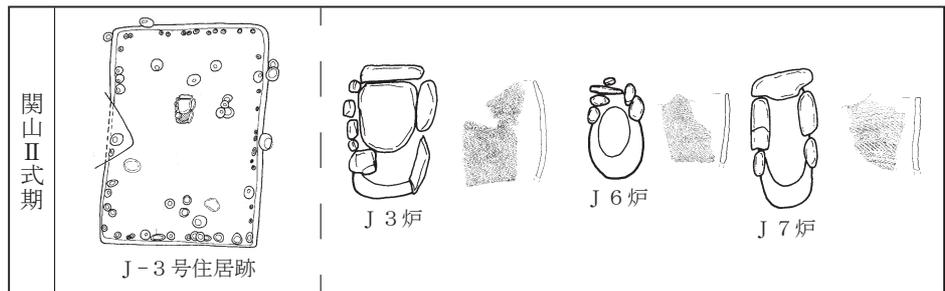
安中市中原遺跡 (第12図)

関山Ⅰ式期13軒、関山Ⅱ式期1軒、有尾・黒浜式期2軒の住居が調査されている。関山Ⅰ式期では、J3・4・8～11・16・17号住居8軒がコの字形石敷炉A類、J5・14号住居2軒がコの字形石敷炉A類ないしB類、J12・15・19号住居は不明。関山Ⅱ式期のJ1号住居はコの字形石敷炉A類。有尾・黒浜式期のJ6号住居は地床炉、J17号住居は不明。J5・14号住居は奥石のみであるが、側石と底石は抜取りが考慮される。また、J14号住居は炉の解放側と想定される位置に埋設土器、J5号住居は小穴が伴う。

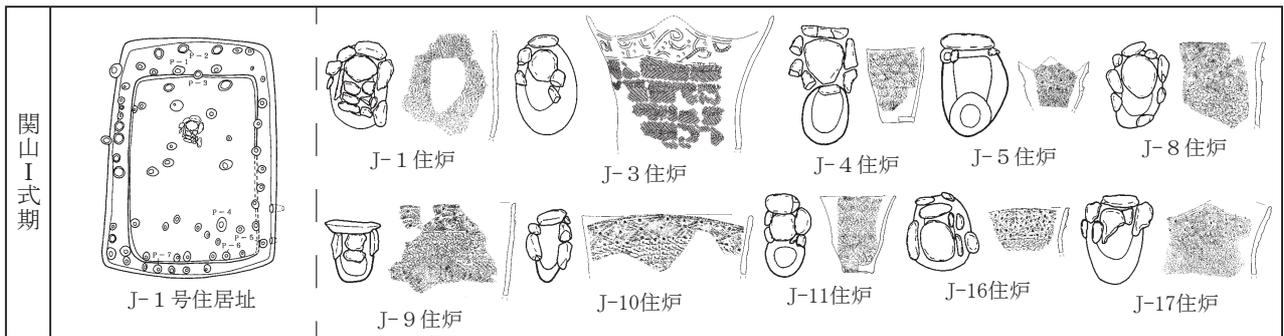
安中市野村遺跡 (第12図)

関山Ⅱ式期22軒の住居が調査されている。J38・39・42・47・52号住居5軒はコの字形石敷炉B類、J1・4・6・9・35・36・41・43・45・46・48・50・54号住居14軒は地床炉、J8・40・

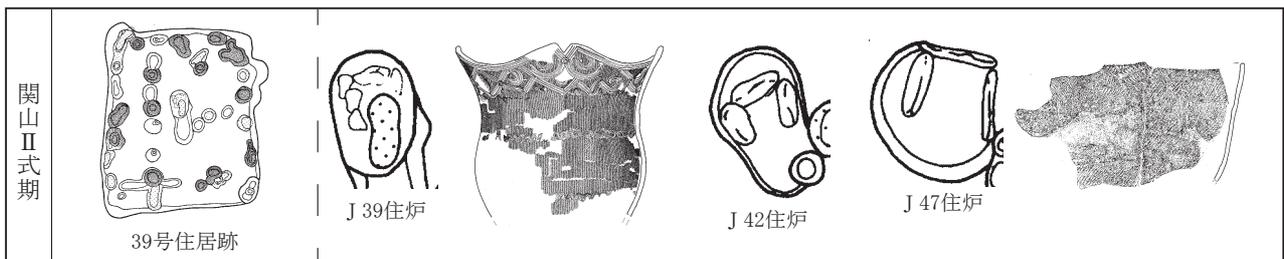
東畑遺跡



中原遺跡



野村遺跡



第12図 コの字形石敷炉集成(11) 東畑遺跡・中原遺跡・野村遺跡

56号住居は不明。J39・52号住居では側石の抜き取りが考慮される。また、J39号住居は小型の円礫を多用する。

安中市吉田原遺跡

関山Ⅱ式期3軒、時期不明2軒の住居が調査されている。関山Ⅱ式期のJ10号住居は炉の底石のみが残存し、類別は不明。J1号住居は地床炉、J4号住居は不明である。時期不明のJ3号住居は地床炉、J2号住居は不明。

安中市東畑遺跡 (第12図)

関山Ⅱ式期6軒の住居が調査されている。J3号住居はコの字形石敷炉A類、J6・7号住居はコの字形石敷炉B類、J1・4・5号住居は地床炉。J3号住居の左側石は円礫が並び、対称的ではない。J6号住居は小型礫を多用。

安中市三本木Ⅱ遺跡 (第13図)

関山Ⅱ式期1軒、有尾・黒浜式期2軒、時期不明2軒の住居が調査されている。関山Ⅱ式期のJ1号住居はコ

の字形石敷炉B類で、炉の解放側に埋設土器が伴う。有尾・黒浜式期のJ 3・4号住居や時期不明のJ 2・5号住居は地床炉。

なお、今年度（2013年）に大々的な調査が実施され、関山Ⅰ式期～有尾・黒浜式期の住居が多数検出されている¹⁴⁾。

安中市大下原遺跡（第13図）

有尾・黒浜式期5軒、時期不明3軒の住居が調査されている。有尾・黒浜式期のJ 17号住居は地床炉、J 9・13・15 B・18号住居は不明。時期不明のJ 12号住居はコの字形石敷炉B類で、その北側にも炉が見られるが詳細は不明。J16・20号住居も不明。

安中市北下原遺跡

関山Ⅱ式期の住居が2軒調査され、J 2・3号住居はコの字形石敷炉B類。J 2号住居は炉石に磨石が使用される。

安中市行田大道北遺跡（旧松井田町）

関山Ⅱ式期1軒、黒浜式期37軒の住居が調査されている。関山Ⅱ式期の41号住居は地床炉。黒浜式期の13号住居がコの字形石敷炉B類、14・39・46・81号住居が地床炉、他の32軒は不明。39・41号住居には埋設土器を伴う。

安中市西原遺跡

関山Ⅱ式期1軒の住居が調査され、J 10号住居はコ

の字形石敷炉A類。

安中市中野谷松原遺跡

有尾・黒浜式期34軒、時期不明29軒の住居が調査されている。時期不明のJ 21号住居がコの字形石敷炉B類。J 51・52号住居は炉に底石のみを残存するものの、類別は不明。他の住居は地床炉ないし不明。

下仁田町下鎌田遺跡

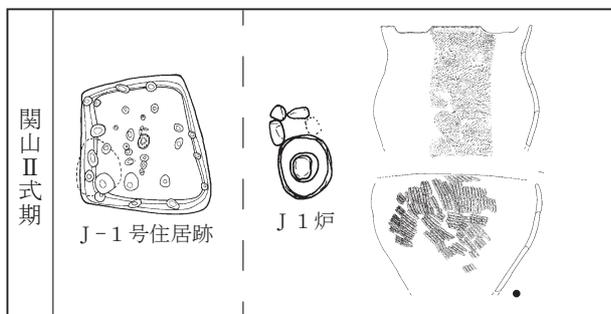
花積下層Ⅰ式期1軒、関山Ⅱ式期12軒、有尾・黒浜式期1軒、時期不明10軒の住居が調査されている。花積下層Ⅰ式期の113号住居は炉が不明。関山Ⅱ式期では、94号住居がコの字形石敷炉A類、45・51・60・108・162号住居がコの字形石敷炉B類、210号住居が地床炉、53・91・160・178・179号住居は不明。有尾・黒浜式期の70号住居は不明。時期不明の20・23号住居はコの字形石敷炉A類、15号住居は地床炉、7・11・103・110・118・191・200号住居は不明。20・23・94号住居は側石の抜取りが考慮される。

下仁田町米山遺跡

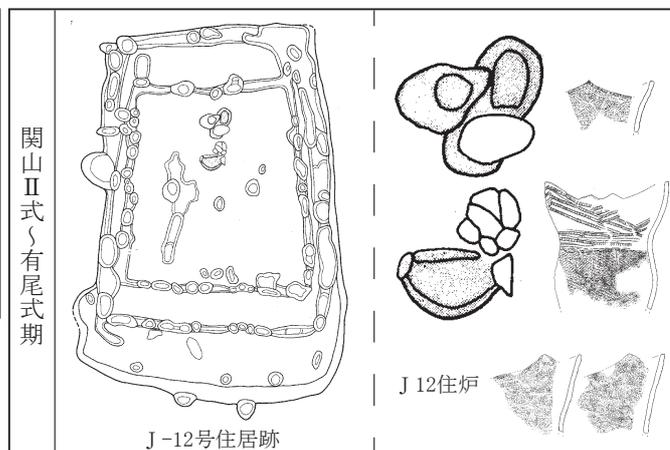
C区で関山Ⅱ式期1軒、時期不明3軒の住居が調査されている。関山Ⅱ式期の5号住居の炉は不明。時期不明の2号住居はコの字形石敷炉A類、3号住居はコの字形石敷炉B類で、側石は抜取りが考慮される。4号住居は地床炉。

下仁田町千足遺跡

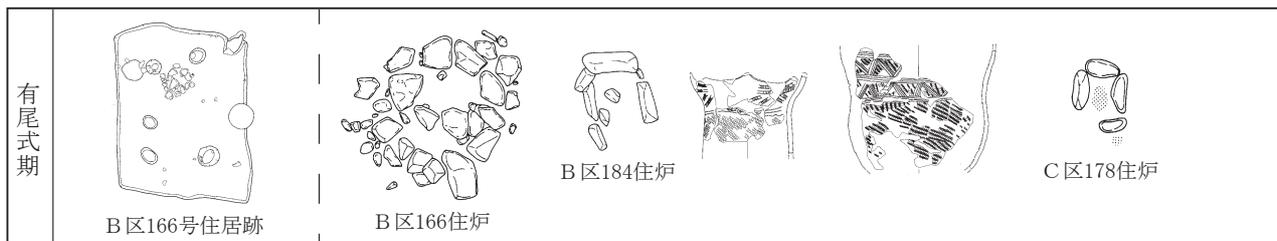
三本木Ⅱ遺跡



大下原遺跡



南蛇井増光寺遺跡



第13図 コの字形石敷炉集成(12) 三本木Ⅱ遺跡・大下原遺跡・南蛇井増光寺遺跡

関山Ⅰ式期の住居1軒が調査され、4号住居はコの字形石敷炉B類。

富岡市諸戸日影遺跡

二ツ木式期2軒、関山Ⅱ式期2軒、時期不明3軒の住居が調査されている。二ツ木式期では、5・8号住居がコの字形石敷炉A類、8号住居の炉の解放側に埋設土器を伴う。関山Ⅱ式期の3・9号住居の炉は不明。時期不明な6・12・13号住居の炉は不明。

富岡市鞆戸原Ⅱ遺跡

関山Ⅱ式期2軒、有尾・黒浜式期3軒、時期不明9軒の住居が調査されている。関山Ⅱ式期の3号住居は地床炉、7号住居は不明。3号住居には埋設土器が伴う。有尾・黒浜式期の16号住居は地床炉、6・11号住居は不明。時期不明の27号住居はコの字形石敷炉A類、31号住居は地床炉、他の住居は不明。

富岡市下丹生中山Ⅰ遺跡

二ツ木式期1軒、関山Ⅰ式期4軒、時期不明1軒の住居が調査されている。二ツ木式期のNYI 8号住居がコの字形石敷炉A類。関山Ⅰ式期のNYI 1・4・5号住居がコの字形石敷炉A類、NYI 2号住居はコの字形石敷炉AないしB類(右側石のみ残存)。NYI 5号住居には炉の解放側に小穴が伴う。時期不明のNYI 7号住居は地床炉。

富岡市南蛇井増光寺遺跡(第13図)

有尾・黒浜式期20軒、時期不明2軒の住居が調査されている。B区166号住居がコの字形石敷炉A類、B区184・C区178号住居がコの字形石敷炉B類、B区179・C区30・79・88号住居4軒が地床炉、B区96・111・120～122・183およびC区77・96・118・165・169・174・203号住居は不明。時期不明のC区100・101号住居は不明。なお、B区166・C区178号住居は、石囲の一部が解放する炉形で、コの字形石敷炉A・B類の変容形と想定される。

高崎市山名柳沢遺跡

花積下層Ⅲ式期1軒、二ツ木式期1軒の住居が調査されている。花積下層Ⅲ式期の44号住居は不明。二ツ木式期の14号住居はコの字形石敷炉A類で、奥石と右側石は抜取りが考慮され、炉の解放側に埋設土器を2点もつ。

以上、群馬県内55遺跡542軒を対象にコの字形石敷炉をもつ住居は、花積下層Ⅰ式期の7遺跡13軒中に、1遺跡A類1軒のみである。花積下層Ⅲ式期の5遺跡12軒中には、3遺跡にA類6軒(内、埋設土器を伴うのは2軒、小穴を伴うのは1軒)が認められる。二ツ木式期の20遺跡100軒中には、18遺跡でA類79軒(内、埋設土器を伴うのは24軒、小穴を伴うのは8軒)、B類3軒を数える。関山Ⅰ式期の16遺跡62軒中には、16遺跡でA類43軒(内、埋設土器を伴うのは6軒、

小穴を伴うのは8軒)、B類11軒(内、埋設土器を伴うのは1軒、小穴を伴うのは1軒)を数える。関山Ⅱ式期の19遺跡95軒中には、13遺跡でA類8軒、B類27軒(内、埋設土器を伴うのは1軒)、D類4軒を数える。有尾・黒浜式期の24遺跡177軒中には、8遺跡でA類7軒、B類6軒(内、埋設土器を伴うのは3軒、小穴を伴うのは1軒)を数える。時期不明の77軒中には、A類6軒、B類4軒である。なお、群馬県内の調査例は、赤城山麓域に花積下層Ⅲ式・二ツ木式・関山Ⅰ式期の調査例が多く、西毛域に関山Ⅱ式期の調査例が偏っている状況があり、これが時期別の分布変遷と考えるのは尚早であろう。また、炉に併設される埋設土器の有無からは、群馬県内での細地域性は言及し難い。

(2) 群馬県外における例

《長野県》

御代田町塚田遺跡

塚田式期(花積下層Ⅰ式期)6軒、神ノ木式期(関山Ⅱ式期)10軒、有尾式期2軒、時期不明5軒の住居が調査されている。塚田式期のJ 15・17・19～21・23号住居の炉は不明。神ノ木式期では、J 3号住居の炉において対峙する両縁に石を持ち、J 10号住居はコの字形石敷炉B類の可能性がある。J 1・2・4・5・8・9・12・13号住居の炉は不明。有尾式期のJ 7号住居は円形の石囲炉、16号住居は不明。時期不明の11・14・18・22・24号住居は不明。

御代田町下弥堂遺跡

塚田式期(花積下層Ⅰ式期)の住居が14軒調査されている。J 12号住居では、住居形状は不明であるものの、扁平礫がコの字状に配され、解放部に底石が1石据えられていることからコの字形石敷炉A類。他の住居跡は、地床炉ないし炉を有していない。

茅野市駒形遺跡

塚田式期から有尾式期37軒の住居が調査されている。中越Ⅲ式期(関山Ⅰ式期)の42号住居は底石をもつ方形の石囲炉。中越Ⅳ式・神ノ木式期(関山Ⅱ式期)では、46号住居が底石をもつ円形の石囲炉でコの字形石敷炉C類、57号住居は方形の石囲炉で地床炉と重複。60号住居は底石をもつ方形の石囲炉。

茅野市阿久尻遺跡

中越Ⅱ式期15軒、中越Ⅲ式期15軒の住居が調査されている¹⁵⁾。中越Ⅲ式期の4号住居はコの字形石敷炉A類で、他の中越Ⅱ・Ⅲ式期の住居は地床炉。

茅野市広井出遺跡

中越Ⅲ式期の住居跡が10軒調査されている。4号住居はコの字形石敷炉A類、5号住居がコの字形石敷炉B類。他の住居は地床炉。4号住居の炉の解放側に小穴が伴う。

原村阿久遺跡

中越式から有尾・黒浜式期 49 軒の住居が調査されている。中越Ⅲ式期（関山Ⅰ式期）の住居址 37 は方形の石囲炉。中越Ⅳ式・神ノ木式期（関山Ⅱ式期）の住居址 63 は、底石と奥石が残存するコの字形石敷炉 A 類に近似し、奥石側に小穴が伴う。黒浜式期の住居址 74 は、炉に平石が残存するが詳細は不明。

《埼玉県》

神川町池田遺跡第 1 地点

中道式期（花積下層Ⅲ式期）1 軒、有尾・黒浜式期 1 軒の住居が調査され、中道式期の J 3 号住居は、側石の一部を欠くが、コの字形石敷炉 A 類。

本庄市秋山西部遺跡群中山遺跡

二ツ木式期 5 軒、有尾・黒浜式期 2 軒、時期不明 4 軒の住居が調査されている。二ツ木式期では、3・9 号住居がコの字形石敷炉 A 類、2・8 b 号住居が地床炉、16 号住居は不明。3・9 号住居の炉の解放側に埋設土器が伴う。有尾・黒浜式期では、18 a・22 号住居が地床炉。時期不明の 11 a・11 b・18 b・19 号住居は不明。

本庄市秋山西部遺跡群南飯盛遺跡

二ツ木式期 2 軒、関山Ⅱ式期 1 軒の住居が調査されている。二ツ木式期の 8 号住居はコの字形石敷炉 A 類、7 a 号住居は不明。関山Ⅱ式期の 6 号住居は不明。7 a 号住居の解放側に埋設土器が伴う。

《東京都》

多摩ニュータウン遺跡 No27 遺跡

二ツ木式期の住居 5 軒が調査されている。17・24 号住居がコの字形石敷炉 B 類で、他は地床炉。

多摩ニュータウン遺跡 No402 遺跡

関山Ⅰ式期の住居が 1 軒調査され、コの字形石敷炉 A 類。炉の解放側に小穴を伴う。

《山梨県》

北杜市板橋遺跡

中越Ⅲ式期～Ⅳ式期の住居 53 軒が調査されている。中越Ⅲ式期の 29 号住居は方形の石囲炉で、他の住居は地床炉。

以上、群馬県外でのコの字形石敷炉をもつ住居は、A 類 10 軒、B 類 2 軒、C 類 1 軒を数える。なお、コの字形石敷炉とは異なる石囲炉の炉として、底石をもつ方形石囲炉、通常の方石石囲炉、円形石囲炉が 7 例存在する。地域差的なコの字形石敷炉からの変容した炉とみることでもできるが、系統の異なる炉形態と考えることもでき判然としない。但し、系統の異なる炉形態と捉える場合、その出自および変遷を考えざるを得ない。

い。

5. 「コの字形石敷炉」の変遷

炉は住居形態の一要素であるため、コの字形石敷炉の変遷を考える上で、住居形状等についても併せて確認する。

前期初頭から前葉にかけての住居形状は、不定形な形状から長方形ないし台形状を呈する住居に変化し、前期前葉を通じて長方形ないし台形状住居が概ね定型化する。しかし、その末段階では形状が崩れ、方形住居も徐々に増加し、前期中葉へと変遷していく。また、住居形状の変化と同様に支柱穴および周溝・壁柱穴も推移し、炉の形状も変化をみせている。

以下、これらの推移状況を把握するため、各時期毎の変化をみていく。

《花積下層Ⅰ・Ⅱ式期》

本時期の住居は、楕円形ないし隅丸方形的な不定形な形状を呈する住居がほとんどで、壁も緩く傾斜し、明確な支柱穴をもたない住居が多い。炉は地床炉を主とするが、見立相好遺跡 J-3 号住居の炉は、後出するコの字形石敷炉の先駆的な炉に位置づけることができ、コの字形石敷炉の初源の形状は B 類で、花積下層Ⅰ式期にあると考えられる。現在、管見する中では、花積下層Ⅱ式期には見当たらないが、その存在の可能性は少なからずある。

《花積下層Ⅲ式期》

住居形状は前時期とほぼ同様であるが、三原田城遺跡ではコの字形石敷炉（A 類）をもつ住居が存在し、前時期の住居とは大きく異なる。

《二ツ木式期》

住居形状をみると、不定形な形状は残るが、長方形ないし台形状を呈する住居が主体となる。支柱穴は明瞭となり、6 本支柱穴が多く、壁際に壁柱穴がみられる等、前時期との相違をみることができる。また、大型住居もみられるようになる。炉はコの字形石敷炉（A・B 類）が主体となる。

《関山Ⅰ式期》

住居形状は長方形ないし台形状を呈する住居が主で、住居の大きさにバラエティーがみられる。支柱穴は 6 本柱が主で、壁周溝および壁柱穴をもつ例が多くなる。炉はコの字形石敷炉（A・B 類）が主体である。

《関山Ⅱ式期》

前時期の住居形状等を踏襲するが、全体に崩れる傾向にある。また、方形の住居も目につく。支柱穴は 6 本柱が多いものの、方形住居では 4 本柱となる。炉はコの字形石敷炉（A・B 類）をもつ例は多いが、雑なコ

の字形石敷炉やC・D・E類といった変容したコの字形石敷炉もみられる。さらには、地床炉も増える傾向にあり、地床炉内に1石のみを立て置く例もみられる。(有尾式期)

住居形状は関山Ⅱ式期を踏襲する住居が古い段階に多く、長方形ないし台形状住居では拡張を繰り返したような周溝が幾重にも巡る住居が目立つ。また、方形住居が増加していく。炉はコの字形石敷炉が僅かに残るものかなり減少し、炉の位置や、炉の解放する向きも住居の長軸状にない場合がある。替わって地床炉が主体となり、地床炉内に1石のみを立て置く例も多い。

以上、各時期の住居推移状況をみてきたが、コの字形石敷炉の変遷については、次のようにまとめられる。

- 1) コの字形石敷炉の先駆的な炉は、花積下層Ⅰ式期に僅かに見ることができ、三方を石で立囲んだのみで、底面に平石をもたない。花積下層Ⅰ式期が、初現期に位置づけられる。
- 2) 基本型となるA類は、花積下層Ⅲ式期からであり、二ツ木式・関山Ⅰ式期に盛行し、有尾式期まで存続するが、有尾式新段階では見あたらない。
- 3) 基本型となるA類の解放側に埋設土器をもつ形態は、その後の二ツ木式・関山Ⅰ式期に顕著であるが、徐々に埋設土器をもたずに小穴のみとなる傾向へと変化していく。
- 4) 関山Ⅱ式期になるとコの字形石敷炉は崩れはじめ、C・D・E類といった変容したコの字形石敷炉もみられる。また、コの字の解放する向きも一定しない例も間々ある。さらに、地床炉が増える中、地床炉に一石のみを立てるという例が僅かに見られる(地床炉B類)。この地床炉B類は、コの字形石敷炉の奥石のみが残存した、終末的な変容の姿と考えることができる。
- 5) 有尾式期には、コの字形石敷炉が僅かに残るものかなり減少し、炉の位置や解放する向きも一定しない。地床炉が主体となり、地床炉B類も多い。

6. 「コの字形石敷炉」の分布

先述のコの字形石敷炉集成からも解るように、群馬県域を中心にその周辺域まで散見することができ、55遺跡205軒のコの字形石敷炉をもつ住居が確認された。また、コの字形石敷炉の変遷から、花積下層Ⅰ式期に先駆的なコの字形石敷炉B類、花積下層Ⅲ式期にA類、二ツ木式・関山Ⅰ式期にA・B類が主体となり、関山Ⅱ式期に変容したC・D・E類が現れ、有尾式期にまで残ることも確認できた。

ここでは、5期に分けてその増減分布を検証する。

初現期(花積下層Ⅰ式期)

赤城山南西麓に位置する見立相好遺跡に1軒、長野県の下弥堂遺跡に1軒の計2遺跡2軒の例を見るに止まる。ちなみに、下弥堂遺跡は群馬県境と接する長野県東部(東信)に位置する。

成立期(花積下層Ⅲ式期)

花積下層Ⅲ式期には、コの字形石敷炉の基本型であるA類が赤城山麓域に確認でき、成立期とみられる。この時期の調査例も少ないが、三原田城遺跡・上泉新田塚遺跡の2遺跡5軒、他には埼玉県池田遺跡で1軒ある。やはり、池田遺跡も群馬県境と接する地域にあたる。

なお、先行する花積下層Ⅱ式期は、調査事例が少なく詳細は不明である。

盛行期(二ツ木式～関山Ⅰ式期)

この段階はコの字形石敷炉が最も数を増し、赤城山麓域はもとより、榛名山・子持山麓域、北毛域、西毛域に分布の広がりを観ることができる。赤城山麓域で18遺跡103軒(見立峯遺跡・見立十三塚遺跡・諏訪西遺跡・三原田諏訪上遺跡・勝保沢中ノ山遺跡・箱田遺跡群・芝山遺跡・分郷八崎遺跡・芳賀東部団地遺跡・上泉新田塚遺跡・横沢新屋敷遺跡・堀越中道遺跡・堀越丁二本松B地点遺跡・丙二本松遺跡・柏倉芳見沢遺跡・市之関前田遺跡・八幡林古墳群・五目牛南組遺跡)を数え、現段階では全体の7割以上が集中する。榛名山・子持山麓域では3遺跡9軒(上白井西伊熊遺跡・中郷遺跡・半田南原遺跡)、北毛域では4遺跡5軒(背戸田遺跡・暮坪遺跡・下津十二原遺跡・十二原Ⅱ遺跡)、西毛域では4遺跡18軒(中原遺跡・諸戸日影遺跡・下丹生中山Ⅰ遺跡・千足遺跡)がある。群馬県外では、東京都で2遺跡3軒(多摩ニュータウンNo.27・402遺跡)、埼玉県で2遺跡4軒(中山遺跡・南飯盛遺跡)、長野県で4遺跡5軒(駒形遺跡・阿久遺跡・阿久尻遺跡・広井出遺跡)、山梨県で1遺跡1軒(板橋遺跡)を挙げることができる。群馬県外における当該期の炉形態は地床炉が主体であるのに対し、極めて客体的にコの字形石敷炉が点在することが看取される。

変容期(関山Ⅱ式期)

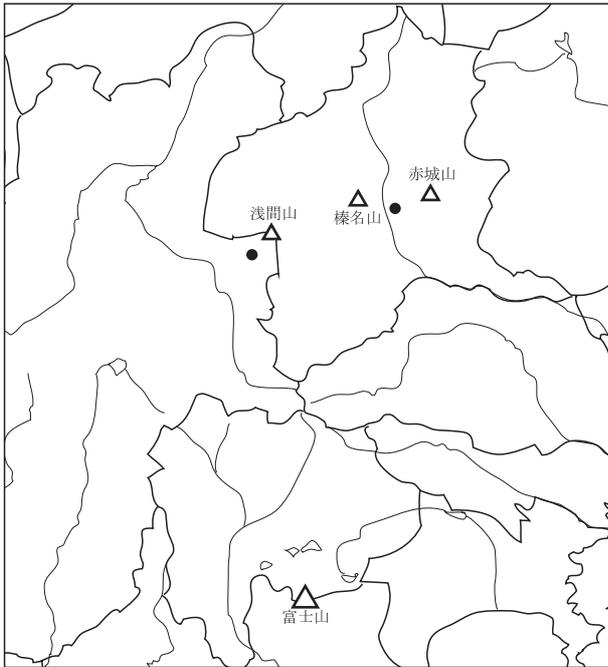
図示していないが、関山Ⅱ式期には赤城山麓域で6遺跡10軒(見立十三塚遺跡・諏訪西遺跡・三原田諏訪上遺跡・滝沢天神B遺跡・下箱田向山遺跡・分郷八崎遺跡・市之関前田遺跡)、西毛域で8遺跡28軒(中原遺跡・八城二本杉遺跡・野村遺跡・東畑遺跡・三本木Ⅱ遺跡・下北原遺跡・西原遺跡・米山遺跡)がある。群馬県外では、長野県において2遺跡3軒(塚田遺跡・阿久遺跡)を挙げることができる。この段階は、群馬県域においても地床炉が増加し、変容したコの字形石敷炉が多くみられることから変容期として捉えることができる。

衰退期(有尾・黒浜式期)

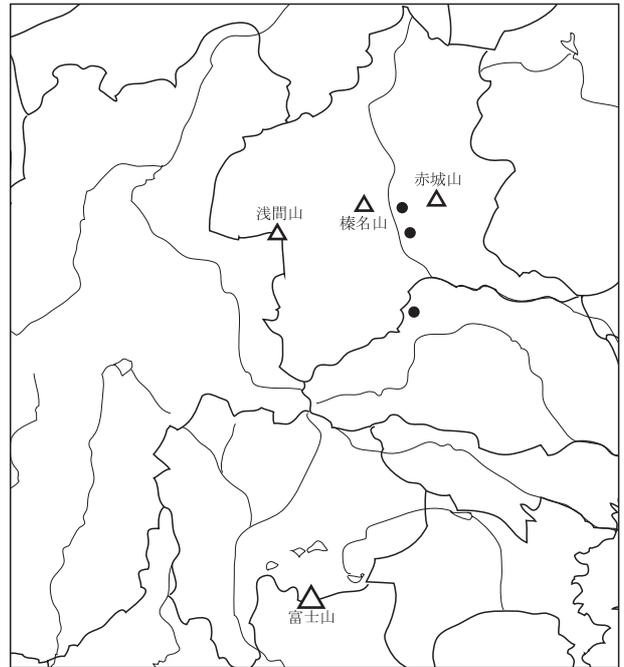
群馬県域での有尾・黒浜式期は、遺跡数と共に住居数も著しく増加する。コの字形石敷炉は、有尾式の古段階から中段階にかけて僅かに残るものの、地床炉が圧倒的な主体を占める。依って、この段階はコの字形石敷炉が激減する衰退期と捉えることができる。僅かに残るコの字形石敷炉を挙げると、赤城山麓域では5遺跡8例（見立溜井遺跡・三原田諏訪上遺跡・芳賀団地西部遺跡群・

芳賀東部団地遺跡・川白田遺跡）、西毛域では2遺跡4例（新堀東源ヶ原遺跡・南蛇井増光寺遺跡）があり、群馬県外では礫を用いた炉としては長野県で2遺跡3例（塚田遺跡・阿久遺跡）が認められる。

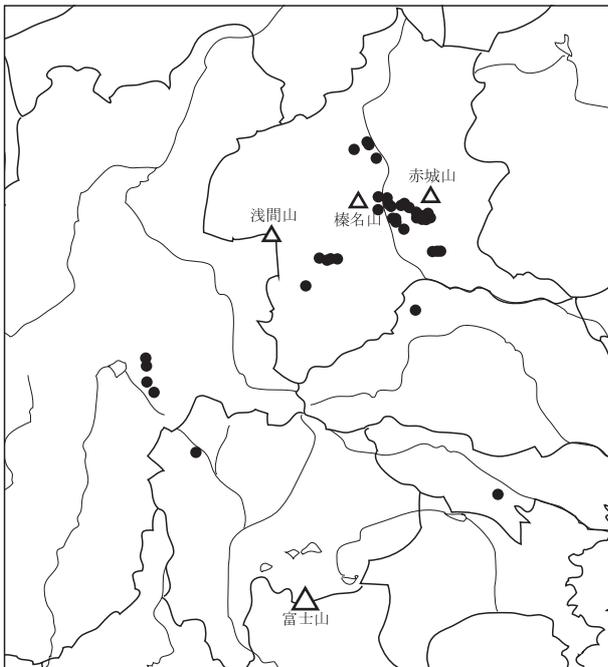
第14図からも解るように、各段階の分布の集中は赤城山麓域にあることは明白であり、広くみてもその分布域は群馬県域に止まっている。もちろん、その周辺域に



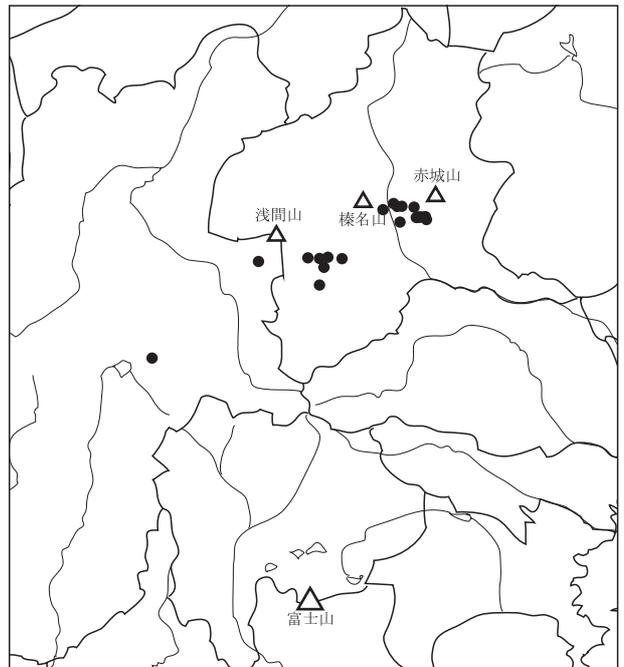
初現期（花積下層 I 式期）



成立期（花積下層 III 式期）



盛行期（二ツ木式～関山 I 式期）



衰退期（有尾・黒浜式期）

第14図 コの字形石敷炉時期別分布図（コの字形石敷炉に類似する炉及び石囲い炉も含める）

も散見でき、コの字形石敷炉が点的に拡散している状況が窺える。

7. 結語

コの字形石敷炉は、その形態をA類を基本型としてA～E類に分類することができ、さらにコの字形の解放する側に埋設土器や小穴を併せ持つ場合がある。この埋設土器や小穴の性格・機能についての言及は難しいが、炉と一体となる施設であることは明らかである。なお、地床炉A類の内、炉の一方に埋設土器を伴う形態¹⁶⁾は、コの字形石敷炉に埋設土器を伴う形態と、近似する形態とみることができ、炉形態の伝播する一つの在り方とも考えられ、小穴と共に再論する必要性を感じる。

また、コの字形石敷炉の変遷は先駆的なコの字形石敷炉が花積下層Ⅰ式期に出現し（B類）、基本型となるA類が花積下層Ⅲ式期に成立し、二ツ木式・関山Ⅰ式期に盛行期を迎え、関山Ⅱ式期になると変容期となり、その後の有尾式期まで存続が認められるものの、地床炉が関山Ⅱ式期以降増加しはじめ、有尾式・黒浜式期には地床炉が主体となっていくことが明らかとなった。

さらに分布では、小葉も指摘しているように（小葉1998）、赤城山麓域に集中する形で群馬県内のみことができ、その数も群を抜いて他地域を圧倒している。先駆的な炉の存在も含め、コの字形石敷炉が地域（群馬県域）特有の炉であることは明らかである。群馬県から離れた地域でのコの字形石敷炉の分布をみると、二ツ木式期にA・B類が東京都多摩地域に散見でき、関山Ⅰ式期（中越Ⅲ式期）ではA類が東京都多摩地域や長野県諏訪、さらには地域差的なコの字形石敷炉からの変容した炉とみることができ底石をもつ方形石囲炉、方形石囲炉、円形石囲炉が少数存在する。つまり、二ツ木式期に「コの字形石敷炉」が拡散している状況が窺え、モノの移動ではなく、人的な交流の姿を垣間見ることができる。この点在する状況は、人的な交流・移動（伝播？）の姿を垣間見ることができると思われ、他の要素おも加味して考える必要があろう。

前期前半の遺構の理解および地域的な様相を明らかにするために、今回の考察を踏まえ、今後は同時期の地床炉についての考察が必要であろうし、さらには住居形状・形態についての考察も必要と考えている。今後に向け、さらなる研鑽を積んでいきたい。

なお、紙面の都合から、県外事例の図示、図の出典報告書については割愛した。ご容赦願いたい。

註

- 1 縄文セミナーの会による「第7回縄文セミナー 早期終末・前期初頭の諸様相」(1994)、「第10回縄文セミナー 前期中葉の諸様相」(1997)、「第19回縄文セミナー 前期前葉の再検討」(2006)、「第24回縄文セミナー 縄文前期土器研究の現状と課題」(2011)等に代表される。
- 2 敬和学園大学人文科学研究所によるシンポジウム「環日本海の玉文化の始源と展開」(2004)。日本玉文化研究会による瑛状耳飾集成や、長野大会「瑛状耳飾（瑛飾）の製作技術からみた玉文化交流」(2009)。早稲田大学先史考古学研究所による「公開シンポジウム 縄文時代装身具の考古学—身体の装飾をどうとらえるか—」(2013)。また、『季刊考古学』第89号等での特集に代表される。
- 3 小葉一夫 1998「2）縄文時代前期前半の住居跡と居住形態」『多摩ニュータウン遺跡—No27 遺跡—Ⅱ』東京都埋蔵文化財センター p. 267～278
- 4 谷藤保彦 2002「群馬県における二ツ木式土器」『地域考古学の展開—村田文夫先生還暦記念論文集—』村田文夫先生還暦記念論文集刊行会 p. 45～68
- 5 尾崎喜左雄 1964『市之関遺跡』宮城村教育委員会
- 6 笹森健一 1981「縄文時代前期の住居と集落（Ⅰ）」『土曜考古』第3号 p. 47～56
笹森健一 1981「縄文時代前期の住居と集落（Ⅱ）」『土曜考古』第4号 p. 45～72
笹森健一 1982「縄文時代前期の住居と集落（Ⅲ）」『土曜考古』第5号 p. 117～138
- 7 三田村美彦 1987「SI02Bの炉址南端に埋設された土器について」『宿遺跡』東京都北区教育委員会 p. 60～67
- 8 小葉一夫 1991「「住居型式」論からの視点—縄文時代前期の集団領域解明に向けて—」『研究論集 X』東京都埋蔵文化財センター p. 171～189
- 9 註3に同じ。
- 10 齋田明 1994『下弥堂遺跡』御代田町教育委員会
- 11 石坂茂・大工原豊 2001「群馬県における縄文時代集落の諸様相」『第1回研究集会 基礎資料集 列島における縄文時代集落の諸様相』縄文時代文化研究会 p. 183～247
- 12 註4に同じ。
- 13 高橋清文 2012『秋山西部遺跡群』本庄市教育委員会
- 14 調査では関山Ⅰ式期のコの字形石敷炉A・B類、関山Ⅱ式期のA～E類が検出されている。見学させていただき、安中市教育委員会の井上慎也氏に御教授いただいた。
- 15 平成24年度山梨県考古学会シンポジウムに際し、尖石考古資料館で阿久尻遺跡の出土土器を実見させていただいた。
- 16 千葉県上長者台遺跡（新井和之 1992）第5・16・18・19・23・24号住居の炉（地床炉）の一方に埋設土器をもつ。この内、第24号住居は関山Ⅰ式期であり、それ以外は二ツ木式期の住居である。

平安時代主食穀物についての素描 2

長野原町上ノ平 I 遺跡の土器使用痕と出土炭化種実

洞口正史¹・外山政子²・有山径世³・小此木真理³

佐々木由香⁴・バンダリ スダルシャン⁴

群馬県教育委員会¹ 高崎市榛名町誌編さん室² ススコゲ研究会会員³ 日本植生史学会会員⁴

はじめに

I 上ノ平 I 遺跡における土器使用痕観察

II 上ノ平 I 遺跡における炭化種実の抽出と同定

III 課題と展望

— 要 旨 —

長野原町上ノ平 I 遺跡の平安時代竪穴建物出土煮沸具の使用痕跡の観察を行った。また、竪穴建物 2 棟の土壌を水洗選別し、炭化種実を抽出・同定した。

煮沸具の使用痕には、内外面ともに使用痕が認められないもの（A類）が多いが、外面に加熱痕跡があるが、内面には使用痕が認められないもの（B類）、外面に加熱痕跡があり、内面に使用痕が認められるもの（C類）の 3 者がある。B類は 9 世紀末段階には各サイズのコの字甕と台付き甕があり、羽釜登場以後は羽釜もこれに加わる。小型甕にはこの類が見られない。C類は、9 世紀末段階では小型甕や台付き甕など小型機種に多く見られるが、コの字甕にもこれが認められる。羽釜登場以後は小型甕と羽釜に多く見られる。

また、土壌の水洗選別により、2 棟の竪穴建物から、24 分類群 257 点（破片も含む）の炭化種実が得られた。ともにイネはごく少量が認められたに過ぎず、最も多く検出された穀物はアワであり、ムギ類がこれに次ぐ。

平安時代において、上ノ平 I 遺跡のように、イネ以外の穀物が主食として用いられる集落が見られるようになる。水田耕地の乏しい地域での集落出現の基礎には、ムギ作や雑穀作に商品としてのコメ流通も含めた、新しい食料獲得システムの形成があったものと考えられる。こうした中で、食文化の実相を追求するためには、イネ以外の穀物の調理による土器使用痕の調査の積み重ねが不可欠である。

キーワード

平安時代 炭化種実 土器使用痕

はじめに

筆者らは、本県の原始、古代における食文化の実相を追求するための基礎研究を続けている。本紀要においても、25・26号で本県内の種実調査遺跡を集成し、29号では吉岡町万蔵寺廻り遺跡の調査を通じて、平安時代の主食穀物構成を考察した¹⁾。また、28・31号では、富岡市南蛇井増光寺遺跡の弥生土器ならびに渋川市吹屋糶屋遺跡の古墳時代土器の、特に煮沸具に残された使用痕の観察を通じて、それぞれの時代における調理形態を考察した²⁾。本稿はこの研究の一環として行った、吾妻郡長野原町上ノ平Ⅰ遺跡³⁾における土器の使用痕観察及び堅穴建物からの炭化種実の抽出・同定の結果を報告するものである。なお、本項及びⅡ-1は洞口が、Ⅱ-2～4は佐々木、バンダリが執筆し、他は外山、有山、小此木との共同作業の結果を洞口が集約した。

なお、種実の写真撮影等については、平成20年度当事業団自主研究費の一部を使用した。

Ⅰ 上ノ平Ⅰ遺跡における土器使用痕観察

1 土器使用痕の観察

加熱調理に用いられた煮沸用の土器には、その内外面に何らかの使用痕跡が残されることが多い。外面では、火にかけたために生じるススの付着や、付着したススの酸化消失、器表面の変色、劣化などが観察できる。内面では、内容物が加熱されて生じるコゲ、ヨゴレや吹きこぼれ、あるいは内容物をすくい取る用具や蓋の擦痕が観察できる。筆者らは、各地域の研究者と連携して、煮沸具に残されたこれらの痕跡が、調理のどの段階の、どのような使用によって生じたのかを、器表面の詳細な観察や、実験考古学的手法、あるいは民族学的な調査によって追求してきた。弥生時代以後のコメ調理に関する最近の調査によって、特に西日本の弥生時代から竈導入以前の古墳時代中期において、土器の器表面に残された使用痕、時に「斜め白吹き」の存在から、「コメを炊き上げる湯取り法」が行われた事が知られるようになってきた。そして、古墳時代の竈導入以後は、「蒸し」調理が主流となり、古代から中世に「炊き干し法」が一般化して、これが現代まで続くというコメ調理の変化が跡づけられている。

筆者らもこうした研究を承け、またその一端を担って、群馬県地域の弥生時代以後の煮沸具を中心として、使用痕観察を行ってきた。南蛇井増光寺遺跡の弥生土器の観察では、顕著な斜め白吹きが見られず、湯沸かしや炊飯に使用された痕跡のほか、外面の顕著なスス酸化消失に内面の比較的弱いコゲが組み合うという、強火加熱による「煮込み」調理を示すような使用痕が観察された。また、古墳時代中期の吹屋糶屋遺跡出土甕の内面にもコゲが見られるものがあり、竈導入期には伝統的な煮込み調

理も継続されていたとした。これらにより、地域ごとのコメ調理形態に差があり、調理実態の解明には、それぞれの地域における土器使用痕調査の積み重ねが必要であることを示してきた。

また外山は、北野らとともに起こった、インド、スリランカ、バングラデシュ、ラオス、タイ、フィリピンなど、南アジアから東南アジア各地におけるコメ調理の民族学的調査を通じて、イネの品種によって調理法が微妙な差違を有し、これが煮沸具の使用痕にも反映される可能性があるとした。これにより、我が国のコメ調理の変化も、イネ品種の変化により惹起されたものではないかとの見通しがたてられた⁴⁾。これらの検討の中で、筆者らが南蛇井増光寺遺跡及び吹屋糶屋遺跡の分析を通じて示した土器使用痕の地域的差異が、イネの品種差を要因とするものであるか否かについての追求も、重要課題の一つとなっている。

翻って、本稿で取り上げた上ノ平Ⅰ遺跡を見る。後述するとおり、炭化種実調査を行った2棟の堅穴建物は、ともにムギとアワを主体とする穀物構成を有していて、イネをほとんど持っていない。イネ以外の穀物が主食に用いられていたのである。煮沸具を用いた調理を考える場合、我々が主にイメージしていたのは、今も変わらぬ「ご飯と味噌汁」をつくること、すなわちコメと汁物の加熱調理であった。縄文土器を対象とした場合には、堅果類をはじめとする植物質食料に加えて、獣肉、魚介などの加熱調理も想定して、さまざまな使用痕の追求が行われている⁵⁾のであるが、農耕開始期以後を対象とした土器使用痕観察においては、イネ以外の穀物の調理を考えるという意識は希薄であった。上ノ平Ⅰ遺跡出土土器の使用痕観察は、こうした従来の研究の欠を補うための基礎作業として取り組んだものである。

2 上ノ平Ⅰ遺跡出土土器の使用痕に関する記載

(1) 上ノ平Ⅰ遺跡

上ノ平Ⅰ遺跡は、吾妻郡長野原町大字川原畑字上ノ平に所在する。標高584mから598mにかけての南向き傾斜地に立地する、縄文時代と平安時代を中心とする遺跡である。縄文時代では、中期を中心とする堅穴や敷石住居など15棟があり、縄文時代晩期から弥生時代中期前半にかけての土器も少量出土しているが、古墳時代、奈良時代の遺構は認められず、平安時代に至って、再び集落が営まれることになる。9世紀から10世紀にかけての堅穴建物20棟と、陥穴と考えられる多数の土坑などが認められている。遺跡内には湧水があるため、生活用水に事欠くことはなかったと思われるが、直近地には水田耕地は求められない。周辺の遺跡をみても、縄文時代と平安時代の集落があつて、弥生時代から奈良時代にかけての集落を欠くという、本県中・山間地域に見られる一般的な

遺跡分布傾向を示す。周辺地での平安時代遺跡をみると、楡木II遺跡⁶⁾では竪穴建物34棟、横壁中村遺跡⁷⁾では18棟が調査されていて、本遺跡とともに、まとまりを持った集落であったことが想定される。一方、川原湯勝沼遺跡⁸⁾、長野原一本松遺跡⁹⁾、立馬I遺跡¹⁰⁾では数棟の確認にとどまり、小規模な集落あるいは臨時的な居住であったことが想定されている。小規模な遺跡が点在する中に、やや大きめの集落遺跡があるという地域構造が示されている。

(2) 各竪穴建物出土土器の使用痕

1号住居 土師器の、いわゆる「コの字状口縁甕」（以下コの字甕）と羽釜の両者がある。No11～14はコの字甕である。11・12・14は口縁のみの破片で、内外面とも使用痕は認められない。13は底部を欠くものの、口縁から胴部下位まで連続して観察が可能であった。復元口径19.8cm。口縁部外面から一部内面にかけて、部分的にススが付着するが、胴部は広く、廃棄後の二次的な熱を受けていて（以下「二次被熱」とする）、使用痕は認められない。内面にもコゲはない。No15～18は羽釜である。15・16は口縁付近のみの破片で、内面にはコゲや器面のアレは認められず、外面にもススはごく薄い、あるいは認められない。17は口縁から胴上位の破片で、鏝の下位にススが付着し、濃い部分も認められるが、内面にはコゲもアレも認められない。18は全体の1/4ほどしか残っておらず、胴部下位に接合できない部分があるが、口縁から底部まで復元可能な個体である。二次被熱の有無強弱が破片ごとに異なるが、総体としては内外面共に使用痕跡の観察が可能であった。外面は全体に薄いススが着くが、鏝上位にはない。底部は赤化していて、相当強火の加熱があったものと判断される。内面は鏝相当位置以下に濃いコゲが着き、鏝位置より上位には濃淡のムラのあるコゲが口唇近くまで認められる。胴中位以下はコゲが薄くなるが、底部近くでは部分的に厚いコゲが剥離した状態の、ムラのあるコゲが見られる。

コの字甕は、加熱使用されたことが確かめられるものであっても、内面にはコゲを伴わない。羽釜は外面に加熱痕跡があるものの中に、内面にコゲやアレのないものと、コゲの付着するものの両者がある。10世紀初頭。

2号住居 コの字甕口縁部破片1点（No4）のみである。二次被熱が見られ、内外面ともにススが付着する。10世紀前半。

4号住居 羽釜3点があり、3点共に使用痕跡が認められる。No1は破片毎に二次被熱の有無強弱が異なっているが、外面胴中位にうすいススが付着し、破片の端部でやや濃くなる部分がある。明瞭なススラインは形成されていない。外面にススが付着する破片であっても、内面には明瞭なコゲはない。胴中位の破片では調理の痕跡と思われる茶色っぽい変色が認められる。

No2も全体的に薄いススが付着する。鏝直下にはススだまりが弱いながら形成されるが、鏝より上位の口縁部にも薄いススが付着する。底部近くは赤化していて、強い加熱を思わせる。外底面中央近くには、ススや赤化が見られない部分としての支脚痕跡が見られる。内面は鏝相当位置以下の全体にコゲが付着すると共に、器面のアレが見られる。特に鏝相当位置から最大径よりやや下の位置にかけて帯状に、やや強いコゲのラインがある。鏝相当位置より上位には、薄いヨゴレが付着する。

No3は唯一の吉井型の羽釜で、これも破片毎に二次的な熱を受けている。外面には薄いススが付着し、鏝直下にはやや濃いススが付着する。内面は胴部最大径位置近くにやや濃いコゲが帯状に付着し、一部ではコゲが剥離してムラになっている。この帯状部以下は器面が茶色く変色している。

No1は湯沸かしあるいは薄い汁状のものの調理、2、3は比較的濃い内容物の調理に使用されたものと想定され、かつ、1、2の底部状況からはかなりの強火使用が想定される。10世紀初頭。

5号住居 羽釜底部1点のみである。底部から鏝方向への削りを持つ月夜野型の羽釜で、外面にススはなく、内面にもコゲ、ヨゴレは認められない。10世紀初頭。

8号住居 小型の台付き甕、小型のコの字甕と普通サイズのコの字甕の三者がある。No3は小型の台付き甕である。外面は口唇から脚部との接合部にかけて薄いススが付着する。胴上部は二次被熱により、広い範囲でススが酸化消失している。内面は口唇内面には薄いススが付着する。胴上部はやはり二次被熱により広い範囲でコゲが酸化消失している。最大径位置以下にはコゲが付着し、部分的に濃いコゲの斑が見られる。器面のアレは見られない。底部には脚があるため火を受けておらず、当然コゲは着いていない。

No4は小型のコの字甕である。外面には二次被熱によると思われる薄いススが付着する。内面は外面のススと対応するように薄いヨゴレが付着する。

No5は小型の台付き甕である。外面の脚部及び脚接合部にはススは付着しない。脚接合部より上位は、やや酸化して変色する。強い炎を受けたことによるものと思われる。内面にはコゲは付着していないが、外面の酸化部と対応した範囲がやや摩耗したように変形する。

No6～12はコの字甕である。6の外面には二次被熱によると思われるススが付着する。内面にはコゲはない。7は外面にはススはなく、内面のコゲもない。二次被熱がある。8の外面にはススは付着していない。内面は口唇内面に薄いススが付着するが、コゲ、アレともに認められない。9の外面は口縁部にススが付着する。特に口唇部がやや濃い。内面はやや変色するが、コゲは付着していない。二次被熱によるものかと思われる。10の外面

にはススは付着していない。内面はコゲ、アレはない。11の外面には薄いススが付着する。内面は口縁にも薄いススが付着する。12の外面にはススは付着していない。内面にはコゲはない。二次被熱によるものか、やや摩耗している。9世紀末。

9号住居 No8～13はコの字甕である。8の外面には口唇部に薄いススが付着する部分があり、胴部最大径近くにもススが付着する。内面は口縁部にヨゴレがめぐり、外面のスス付着位置に対応するように、コゲが付着している。このサイズのコの字甕では珍しく、使用痕跡が明確に残されている。9は外面口縁部にススが付着する。頸部近くにやや濃いススが見られる。内面は口縁部近くにはヨゴレがあるが、明確なコゲはない。10は外面にはススは付着しておらず、内面にもコゲなどはない。11も外面のススはなく、内面のコゲなどもない。12の外面は口唇部、頸部近くに薄いススが付着している。内面にはコゲはない。13では外面は口縁部にごく薄いススが付着する。内面にはコゲはない。

No14・15は小型甕である。14の外面は肩部に薄いススが付着する。内面は頸部括れ部近くに帯状のスス又はヨゴレが付着する。15は外面全体に黒みが強く、胴部中位はスス酸化でばやけた黒灰色を呈する。底部近くも黒みが強いが、ススではなく黒斑の可能性もある。内面は黒みが強い。強く吸炭していて、これが焼成時のものか、あるいは炭壺のような用途で用いられた故のススであるのか、判定がつきがたい。羽口の出土などを考慮すると、煮沸具以外の用途を想定する方が妥当であろう。

No16～18は甕底部である。16の外面にはススは付着しておらず、内面にもコゲ、アレはない。17の外面は赤みが強いが、使用痕としての赤化なのか、二次被熱によるものか判断できない。内面にはコゲはない。全体に器面がざらつき、斑状に荒れた部分が見られる。18の外面は底面も含め、全体にススが付着する。底部近くには斑状に濃いススの付着も見られる。内面はコゲ、アレはない。9世紀末。

11号住居 No1～3はコの字甕で、1・2の外面にはススは付着しておらず、内面もコゲ、アレはない。3の外面は口縁部下位から頸部に掛けて薄いススが付着する。部分的に二次被熱によるスス酸化焼失が見られる。内面のコゲ、ヨゴレはない。No4は甕底部である。外面には部分的に薄いススが付着する。内面にはコゲ、ヨゴレはない。No5は台付き甕の底部で、外面にはススは付着しておらず、内面にもコゲやヨゴレはない。9世紀末。

12号住居 煮沸具はNo4の羽釜1点である。外面は鏝位置以下に薄いススが部分的に残るが、内面のコゲ、ヨゴレは認められない。10世紀初頭。

13号住居 No12・13は小型の甕である。12には二次的な熱を受けて橙色に変色した破片と、これのない、やや還

元気味の灰褐色を呈する破片が混在する。外面口縁部にススが付着し、胴下部は底部近くまでススが付着する。底部には明確なススが観察できないため、内部のコゲの状況も合わせて、直置きでオキ火上加熱された可能性が高い。内面は口縁から底部まで濃淡のコゲが付着し、胴下位から底部直上では斑状にコゲが抜けている部分も見られる。底面内部は一方にコゲが見られ、一方にはヨゴレが見られる。内容物がやや傾いた形で加熱されたものであろう。No13は二次被熱を受けていて、内外面ともに使用痕は認められなかった。

No14～18は羽釜である。14は復元口径14cmほどの小型の羽釜の口縁部破片で、外面は鏝位置より上位に薄いススが付着し、鏝より下位にはやや濃いススが付着する。内面にはコゲ、ヨゴレは認められない。

No15は口径17cm近い。外面は鏝位置より上位に薄いススが巡る。鏝直下にはやや濃いススが巡るが、鏝から2.5cmないし3cmほどの位置で巾5mm前後のススが付着しない帯状の部分が認められ、粘土が付着することから、この位置で甕本体と接していたものだろう。また、同様の位置で斑状に器面がこすれたような痕跡もあり、これも甕本体あるいは袖部との接点を示すものとみられる。胴部は比較的濃いススが付着する面と薄いススが付着する面とがある。底部近くにはスス酸化消失部が認められる。内面は鏝相当位置以上に、もやもやとした色調変化を示すヨゴレがあり、それ以下にコゲが一周する。コゲの上端ラインは特に濃いコゲとなっていて、高い位置まで炎が上がっていたことが示される。底部にもコゲが付着する。

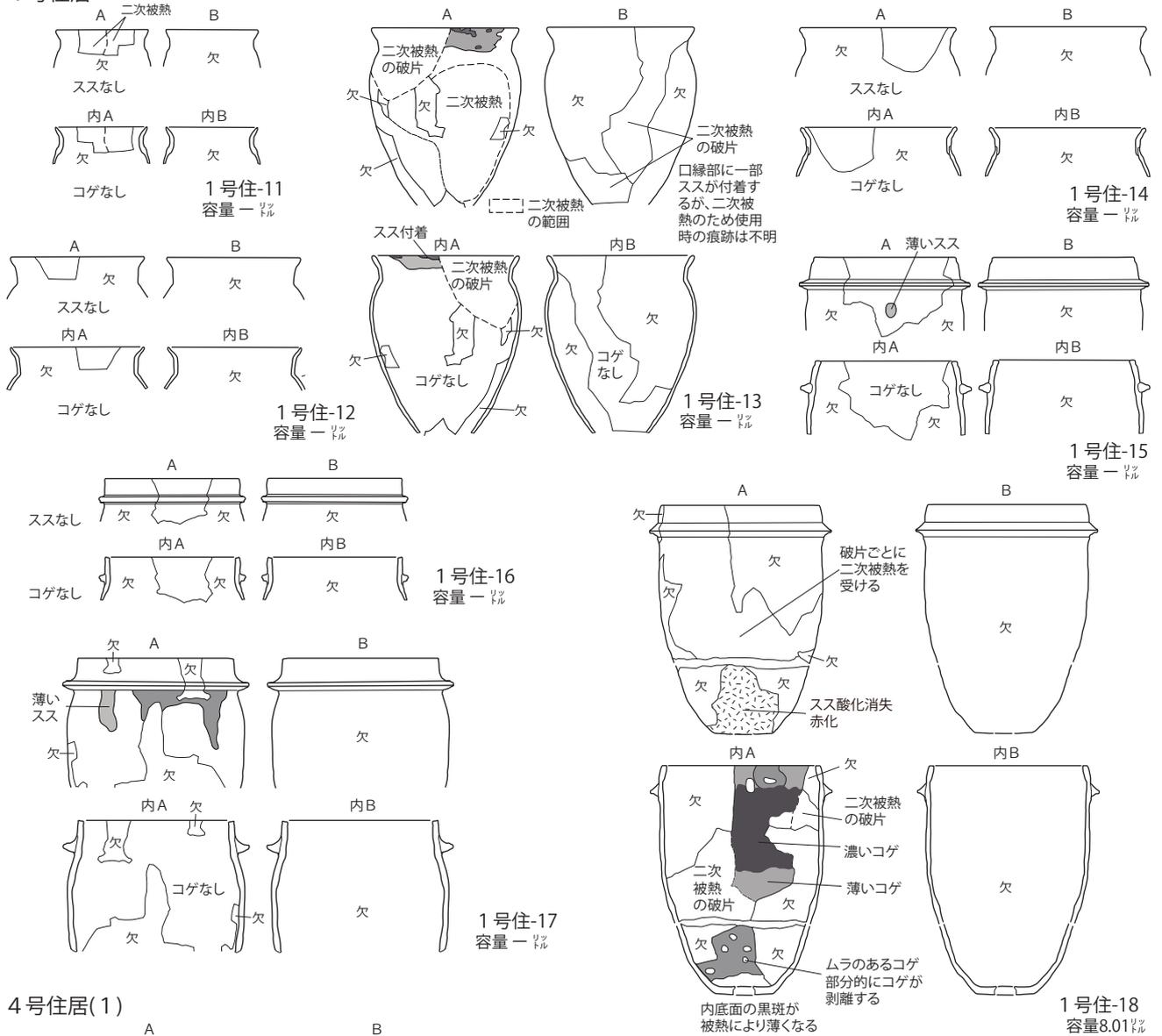
No16、17はともに復元口径16cmほどの羽釜の口縁破片であるが、内外面ともに使用痕は認められない。18も口径16cmほどの大きさである。口縁から胴部中位にかけての破片である。外面は口唇に部分的にススが付着し、鏝位置以下にも薄いススが付着する。図示した面が火前に当たるものと思われ、胴上位にはやや濃いコゲが付着するとともに、斑状のスス酸化消失部が認められる。内面は外面のスス酸化消失部に対応するように濃いコゲやコゲがはがれた部分が認められる。鏝位置以下には薄いコゲや、ムラのあるコゲの痕跡が認められた。

No19～22は甕の底部である。19～21にはススやコゲは認められなかった。22も、ごく部分的に斑状のススが付着するが、内面にはコゲやヨゴレはない。10世紀前半。

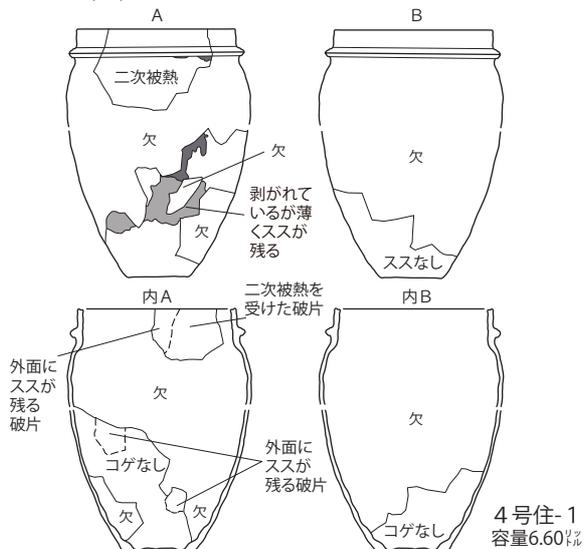
15号住居 煮沸具はNo2の土釜のみである。外面全体にススが付着する。口縁部及び底部近くは濃く、底部の濃いススの上端ラインは波打つ。底面にもススが付着する。胴部のススは、やや薄い部分、薄い部分、酸化消失した部分が斑状に入り組む。内面は全体が黒斑により暗灰色を呈する。明瞭なコゲは認められない。10世紀後半。

16号住居 煮沸具はコの字甕3点と甕底部1点である

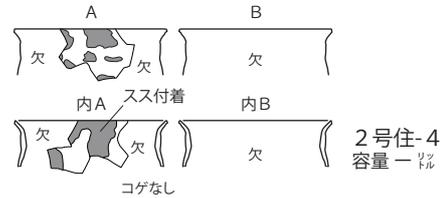
1号住居



4号住居(1)



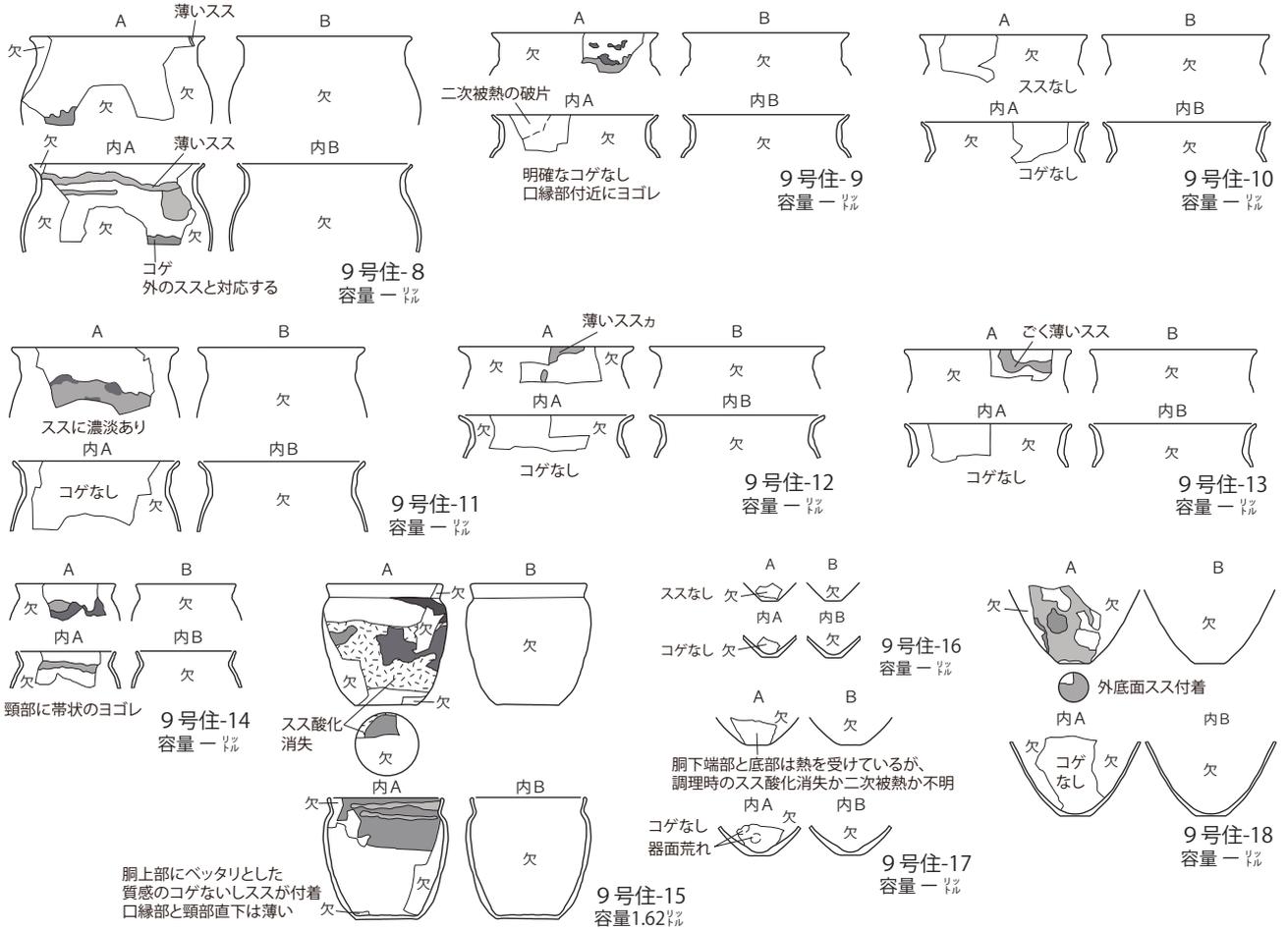
2号住居



濃いスス・コゲ	スス酸化消失赤化・荒れ
↓	スス・コゲ抜け
↑	吹きこぼれ
薄いスス・コゲ(ヨゴレ)	

図1 上ノ平I遺跡出土土器の使用痕観察図 1

9号住居



11号住居

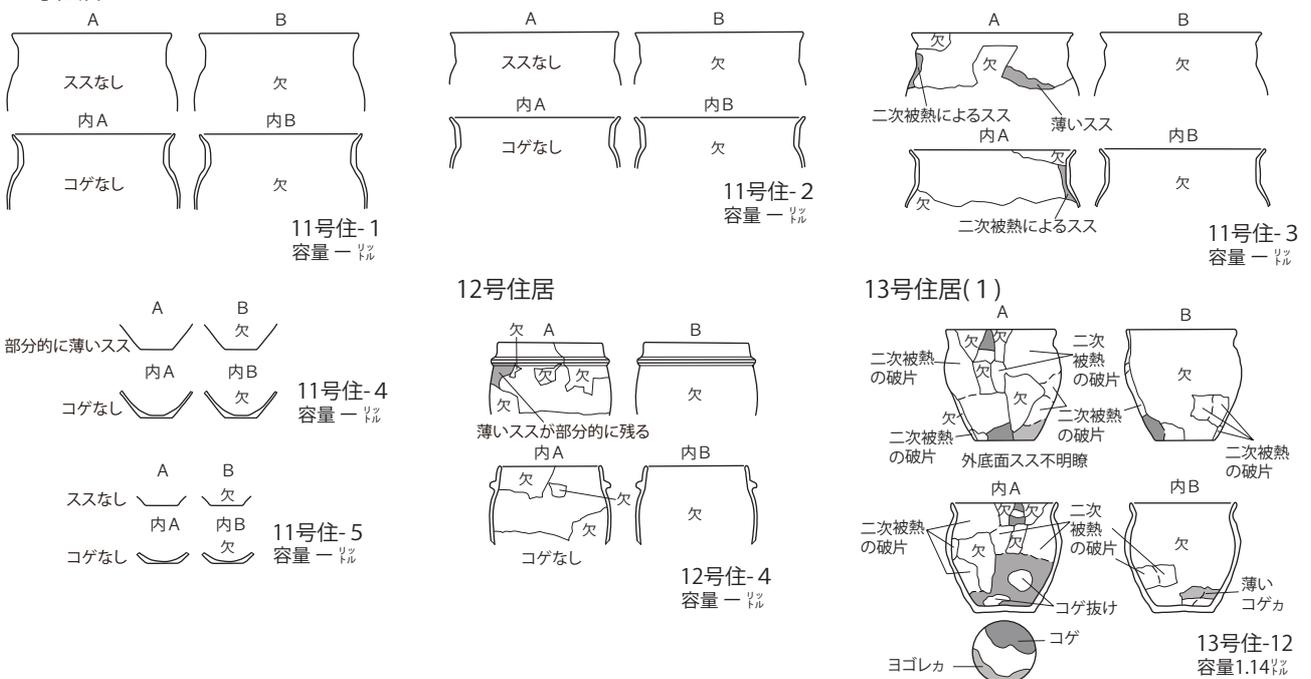
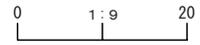


図3 上ノ平Ⅰ遺跡出土土器の使用痕観察図 3



13号住居(2)

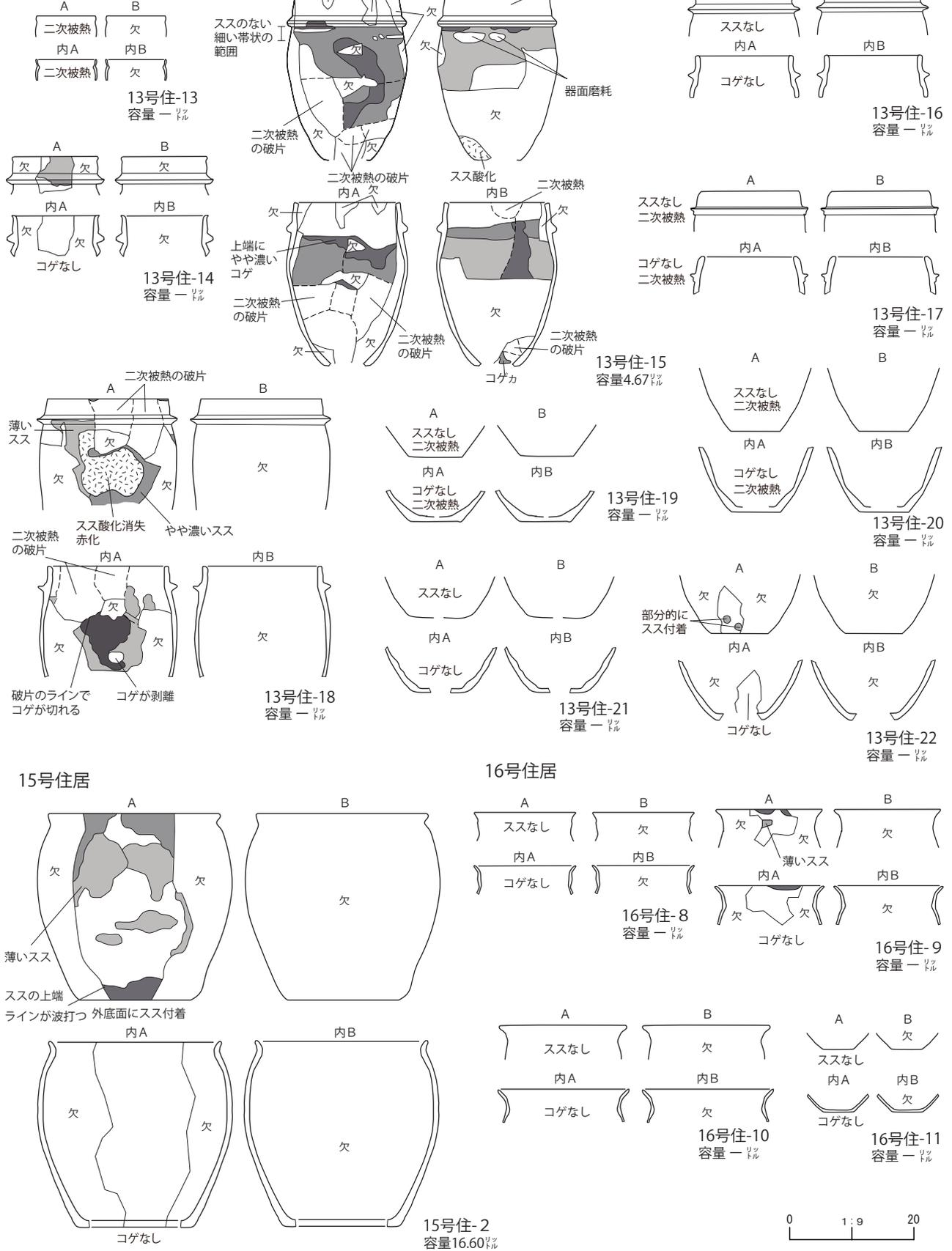


図4 上ノ平I遺跡出土土器の使用痕観察図 4

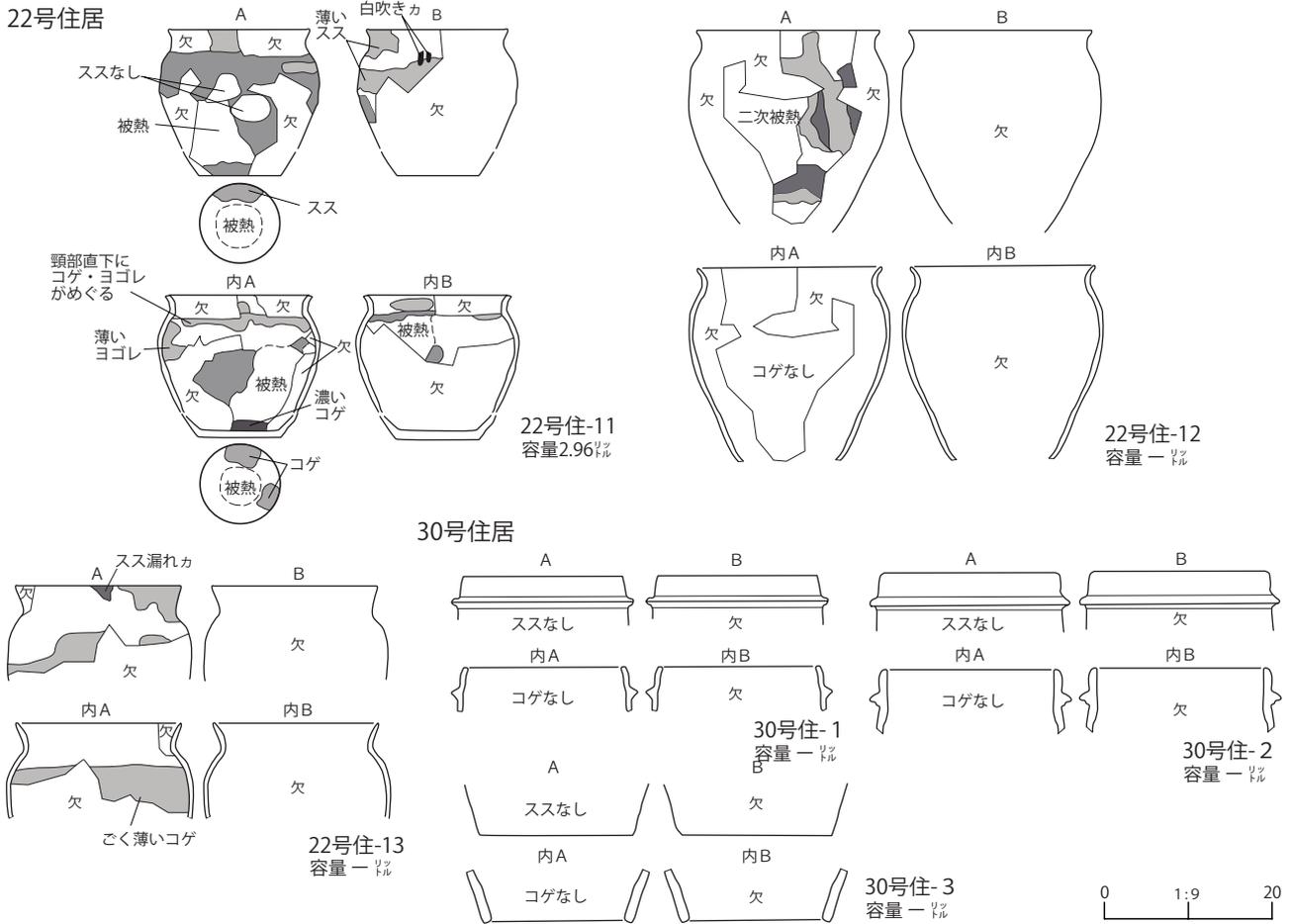


図5 上ノ平Ⅰ遺跡出土土器の使用痕観察図 5

が、No 9 の口縁部にススが認められるほかは、いずれも明確なスス、コゲが認められない。10世紀初頭。
 22号住居 No11は口径17.5cm、器高17.5cmの甕である。外面は口縁部に薄いスス、肩部にはやや濃いススと薄いススが斑状に付着する。最大径以下に、帯状にスス酸化消失部分があって、それ以下には再びススが付着する。口縁部には垂直に方向の白吹きが認められる。底部は外縁に一部ススが付着し、中央部は被熱する。オキ火上の加熱によるものであろう。内面は口縁部に薄いヨゴレが巡り、頸部直下には薄いコゲ、ヨゴレが巡る。胴中位には外面のスス酸化消失部に対応してコゲが認められ、底部近くにも強いコゲがある。No12は土釜で、外面には口縁から胴下部にかけて濃淡のムラが顕著なススが付着する。内面のコゲ、ヨゴレはない。No13はコの字甕で、外面には口縁部にも、もやもやとした薄いススが付着し、部分的にカマドのスス漏れを示すかと思われるやや濃いススが認められる。肩部には帯状にススのない部分があり、それ以下には上端線が波打つようにススが付着する。内面は肩部以下にもやもやとした色調変化を示すようなヨゴレが付着する。10世紀初頭。

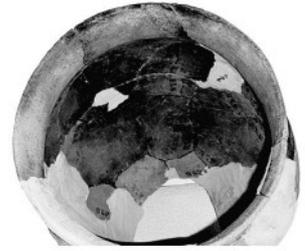
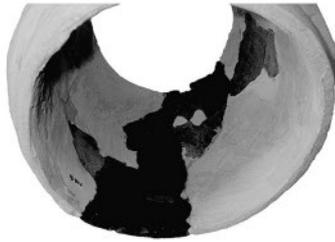
30号住居 煮沸具はNo 1、2の羽釜及びNo 3の甑であるが、いずれにもスス、コゲなどの使用痕跡は認められなかった。10世紀前半。
 その他 6号住居と14号住居では、煮沸具の出土は報告されていない。

3 煮沸具の変遷と土器使用痕の傾向

上ノ平Ⅰ遺跡で用いられた煮沸具を通観する。観察した使用痕を大きくまとめると、基本的には以下の三者に区分される。

A類 内外面ともにスス・コゲやヨゴレ、スス酸化消失、あるいは被熱による変色や劣化などの使用痕が認められないもので、「使用されなかった」・「残存部位にたまたま使用痕が残らなかった」・「二次的な加熱によって、本来の使用痕が消えないし上書きされたために観察できなかった」等の状態が考えられる。

B類 外面に加熱痕跡が認められるが、内面にはコゲ、ヨゴレなどの使用痕が認められないもので、水などの、コゲやヨゴレが付着しない内容物を加熱した、湯釜のような使用が想定される。



1号住居No.20



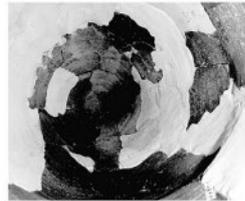
1号住居No.19



1号住居No.21



4号住居No.9



4号住居No.10



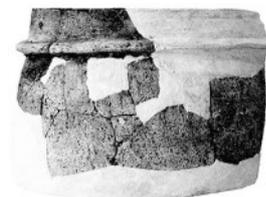
8号住居No.5



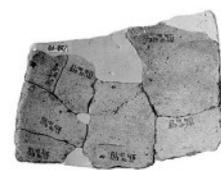
9号住居No.17



9号住居No.9

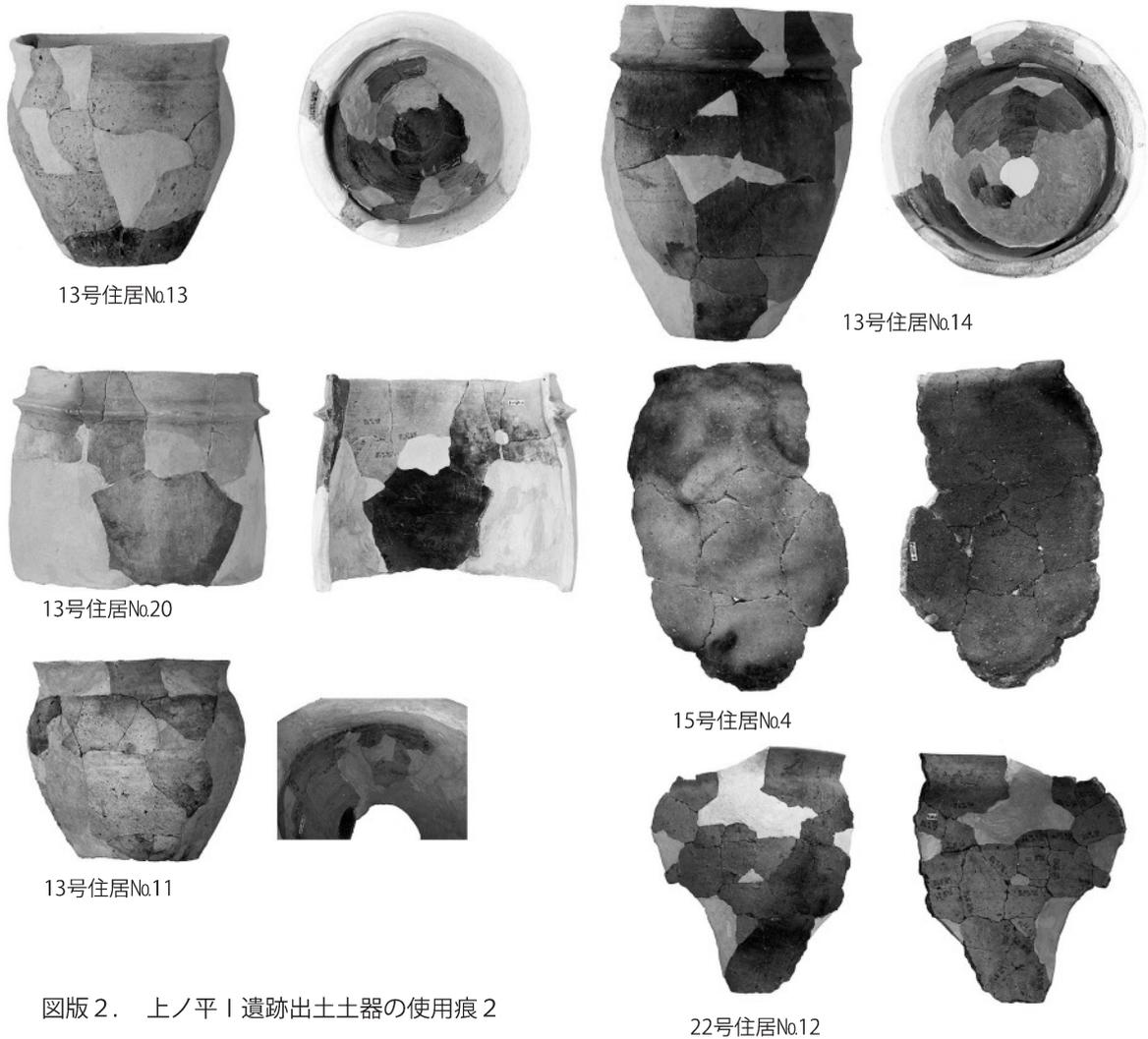


9号住居No.25



12号住居No.4

図版1. 上ノ平 | 遺跡出土土器の使用痕 1



図版2. 上ノ平Ⅰ遺跡出土土器の使用痕2

C類 外面に加熱痕跡があり、内面にはコゲ、ヨゴレなどの使用痕が認められるもので、煮沸具内に水と具材を入れて加熱するという、一般的に考えられる加熱調理の痕跡を留めたものと考えられる。

以上の分類を踏まえて、ここでは特にB類とC類を対象に考察する。

9世紀末段階には、8号、9号、11号がある。この時期の煮沸具は台付き甕、小型甕とコの字甕である。このうちB類に属するものには、口径19cmから21cmのコの字甕（8号住居No.9・11、9号住居No.11・12、11号住居No.3）、口径11cmほどの小型甕（8号住居No.4）と台付き甕（8号住居No.5）がある。また、底部片（9号住居No.18・11号住居No.4）はいずれもコの字甕のものと思われる。C類に属するものには、コの字甕（9号住居No.8：口径21cm）、口径12cm～14cmの小型甕（9号住居No.14・15）と台付き甕（8号住居No.3：口径10.8cm）がある。コの字甕の多くはB類に属し、C類は小型甕に顕著である。

10世紀初頭段階には、1、4、5、16、22号の各住居がある。この時期には羽釜が登場し、コの字甕も併存する。台付き甕は認められなくなる。B類に属するものとして、コの字甕（1号住居No.13、16号住居No.9、22号住居No.12）、羽釜（1号住居No.15・17、4号住居No.1、12号住居No.4）がある。C類には土師器の小型甕（22号住居No.11・13）と羽釜（1号住居No.18、4号住居No.2・3）がある。小型甕には前段階から引き続きC類の使用痕が見られ、羽釜ではB類、C類の両者が見られる。土師器の中・大型の甕にはC類が少ないのに対し、羽釜ではこれが少なからず見られる。

10世紀前半段階では、土師器のコの字甕が減少し、煮沸具の主体は羽釜と土師器の小型甕となる。B類には、コの字甕（2号住居No.4）と口径14.2cmのやや小型の羽釜（13号住居No.14）がある。C類には、土師器の小型甕（13号住居No.12）と羽釜（13号住居No.15・18）がある。引き続き小型甕にはC類が顕著に見られ、羽釜はB類、C類の両者が見られる。

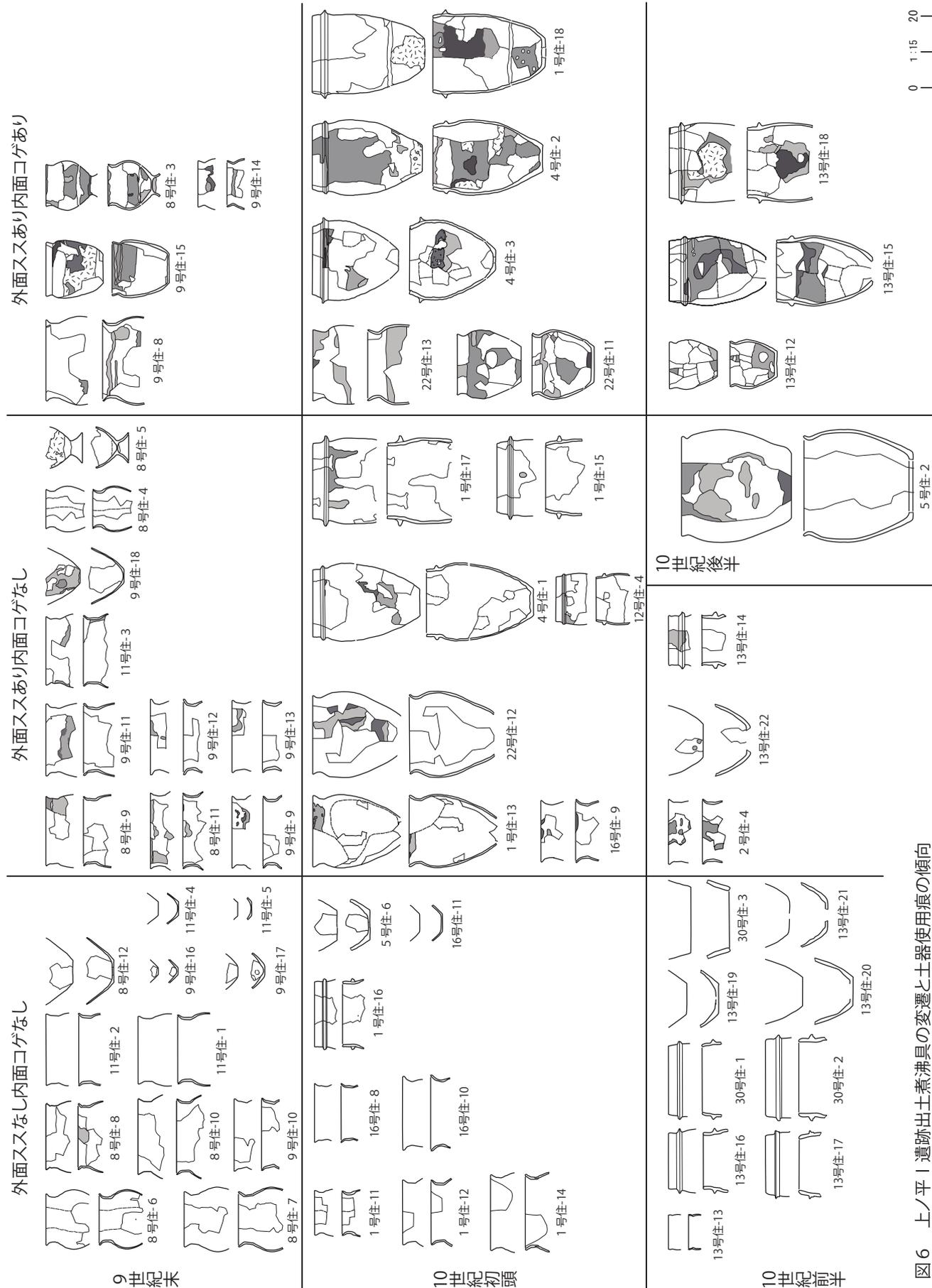


図6 上/平 | 遺跡出土煮沸具の変遷と土器使用痕の傾向

10世紀後半段階は15号住居のみであり、煮沸具も土釜1点のみである。B類に属するものである。

湯沸かしを中心とする使用が想定されるB類は、9世紀末段階には各サイズのコの字甕と台付き甕があり、羽釜登場以後は羽釜もこれに加わる。土釜は例が少ないが、いずれもB類である。小型甕にはこの類が見られない。

一方内容物を伴う加熱調理の痕跡と見られるC類は、9世紀末段階では小型甕や台付き甕など、特に小型器種に多く見られるが、コの字甕にもある。羽釜登場以後は小型甕と羽釜に多く見られるという結果が得られた。

II 上ノ平I遺跡における炭化種実の抽出と同定

1 対象とした遺構及び炭化種実抽出手順

上ノ平I遺跡で調査された21棟の平安時代堅穴建物のうち、13号住居と23号住居の2棟を対象に、覆土の一部について、試験的に炭化種実の抽出を行った。

(1) 13号住居

調査担当者により土嚢袋78袋分の土壌が採取された。各袋の容量は不明である。また、住居内の採取位置及び層位についても不明であり、覆土上位部から採取されたと思われる、炭化物をほとんど含まない土壌もある。このため、計画されていた分析委託に備えて、全ての採取土壌を分析対象とするべきか否かを判断するための予備的な作業として、洞口が土嚢袋の各袋から1リットルを取り分け、水洗選別を行った。

水洗選別の手順は以下の通りである。

手順1 水を張ったメスカップに土壌を少量入れ、攪拌する。上位の水を金属ザルの上に広げたガーゼ（二重に折ったもの）に、浮遊物と共にゆっくり注ぐ。

手順2 再び水を加えて攪拌し、水の濁りがなくなるまで手順1・2を繰り返す。

手順3 ガーゼ上の浮遊物を乾燥させ、入手の容易な24メッシュ（0.71mm目）の粉篩上にあけて、5倍程度のルーペを用いて観察し、異物を除去し、種実を抽出した。また、残滓についても同様に観察し、浮遊しなかった種実を抽出した。この結果、78試料中37試料から種実資料が得られた。

(2) 23号住居

23号住居についても13号住居同様の炭化物調査を行いたい旨調査担当者から洞口に相談があった。この堅穴も明確な焼失状況を示し、炭化材を覆う焼土があった。炭化材上に焼土がある例については、土屋根の建物が焼けた状態、あるいは消火のために土をかぶせたと解釈できる。いずれにせよ、こうした焼土の下位の土壌は、焼失前のその場にあった土壌、あるいは焼失中に建物内に流入した土壌であって、その後の攪乱は少ないと考えられる。遺物の出土数も他の住居に比して多く、こうした点からも、焼失後に人為が関与した可能性はかなり低いと

想定される。また、他の遺構との重複が認められないことから、この住居構築以前にあった種実が覆土に含まれたとも考えがたい。従って、焼土下の土壌に含まれる炭化種実はこの建物に何らかの形で伴うものであって、最終的には建物部材である材と同様の成因により炭化した可能性が高いと考え、焼土以下の土壌を採取することとした。遺構の詳細は近刊予定の報告書に譲る。

水洗選別の手順は以下の通りである。

手順1 土嚢に詰められた採取土壌を風乾した。土壌を遺物収納用の浅いコンテナパッド内に広げて、屋外及び室内で乾燥させた。

手順2 水を張った遺物収納用コンテナパッド内に土壌を少量ずつ入れて、浮かび上がった物について、ガーゼを張った網ですくい上げた。

手順3 沈殿した土壌を攪拌し、浮遊物について、ガーゼを張った網ですくい上げた。なお、コンテナパッドの水は1サンプルごとに交換した。水道水でコンテナパッドを洗浄して新たに水を張り、次のサンプルの処理に当たった。また、1サンプルの土量が多い場合にも、途中でコンテナパッドの水を交換した。

手順4 手順2・3ですくい上げた浮遊物について、新鮮な水を張った容器内で網を静かに揺らしてふるい落とした。これを繰り返して、サンプルごとに浮遊物を集めた。

手順5 手順4で集められた各サンプルから採取された浮遊物を集めた容器について、金属ザル上にガーゼを置き、ガーゼ上に浮遊物が広がるようにゆっくりと水をこぼして、浮遊物をガーゼ上に移した。

手順6 ガーゼ上の浮遊物を乾燥させ、24メッシュの粉篩上にあけて、5倍程度のルーペを用いて観察し、異物を除去し、炭化種実を抽出した。また、篩を通った残滓についても同様に観察し、炭化種実を抽出した。

手順5までは調査担当者の指示により、発掘作業員が行った。手順6については洞口が行った。

種実調査用土壌は、カマド周辺（1～14）、西部（1～20）、中央部（1～25）、東部（1～35）の4区分で採取されており、ほかに区分が無く、番号のみふられた資料（1～6）の計100袋があった。これから各2リットルを取り分けて、水洗選別を行った。この結果、西部5・8・9・10・16、東部29を除く94試料から炭質物が得られ、このうち66試料から種実が得られた。

2 試料と方法

同定対象とした試料は、13号住居の覆土全体から回収された39試料（採取位置不明、うち2試料は虫食い、子嚢菌のみを検出）、23号住居の覆土下位から回収された66試料（カマド周辺10、東部25、中央部21、西部7、区分なし3）の、計105試料である。

炭化種実の抽出・同定・計数は肉眼および実体顕微鏡下で、計数の方法は、完形または一部が破損しても1個体とみなせるものは完形として数え、1個体に満たないものは破片とした。

3 同定の結果

同定した結果、木本植物ではモモ炭化核と、マタタビ属炭化種子、ウルシ属-ヌルデ炭化内果皮、ニワトコ炭化核の4分類群、草本植物ではサナエタデ-オオイヌタデ炭化果実と、アカザ属炭化種子、ハコベ属炭化種子、ササゲ属アズキ亜属アズキ型炭化種子、マメ科炭化種子、アカネ属炭化種子、オカトラノオ属炭化種子、シソ属A炭化果実、シソ属B炭化果実、ツユクサ炭化種子、ヒエ属炭化種子、イネ炭化種子、キビ炭化種子、アワ炭化有ふ果・炭化種子、エノコログサ属炭化有ふ果、オオムギ炭化種子、コムギ炭化種子、スゲ属炭化果実、ホタルイ属炭化果実の19分類群の、計23分類群が見いだされた。このほかに、破片や遺存状態が悪いためにおオムギかコムギかの識別ができなかった一群をおオムギ-コムギ炭化種子とし、また残存が悪く、表面の微細な特徴が観察できないが、全体の形状から同定を行ったものに？を付

した。さらに、科以下の同定ができなかった、複数種を含む一群を不明種実とし、特徴的な分類群を不明Aとした。同定可能な識別点を欠く一群は不明炭化種実とした。炭化種実以外には炭化した虫えいと子囊菌が得られた。

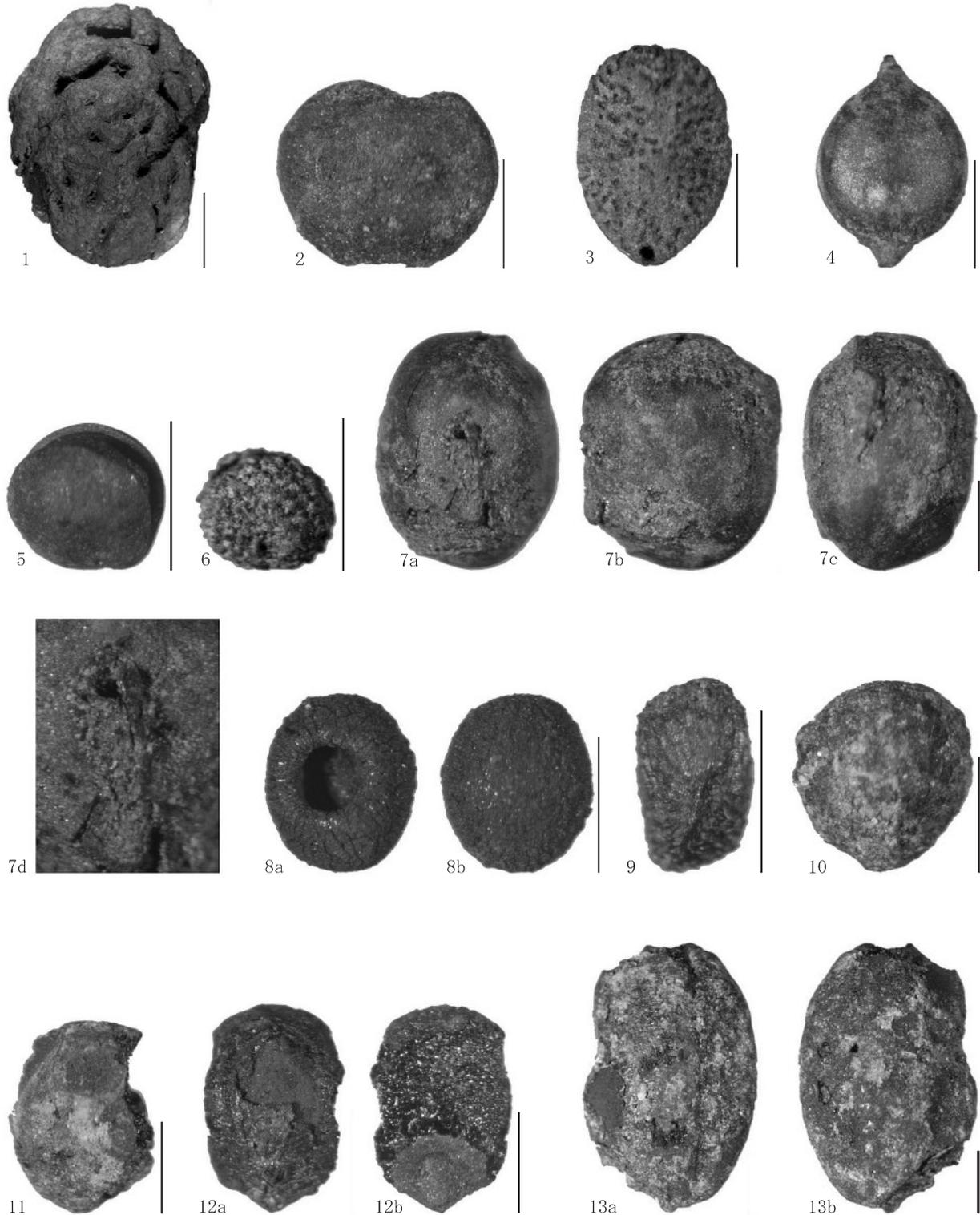
以下、炭化種実の出土傾向を遺構別に記載する（不明・同定不能種実、虫えい、子囊菌を除く）。なお、同定の根拠とした炭化種実の記載及び写真図版は文末に付す。

13号住居 39試料中36試料に炭化種実または虫えいが含まれていた。アワ種子が少量得られ、オオムギ種子、コムギ種子、オオムギ-コムギ種子が次いだ。そのほかには木本植物2分類群と草本植物7分類群が得られ、うち栽培植物ではモモ核と、イネ種子、キビ種子が含まれていた。

23号住居 66試料中63試料に炭化種実または虫えい、子囊菌が含まれていた。アワ種子が多く、オオムギ種子とコムギ種子がやや多く、タデ属果実が少量得られた。アカザ属種子と、マメ科種子、アカネ属種子、ヒエ属種子、イネ種子、キビ種子、オオムギ-コムギ種子がわずかに得られた。そのほかには完形1~2点の産出数で木本植物3分類群と草本植物7分類群が得られ、うち栽培植物はモモ核であった。採取地点別にみると、カマド周辺では栽培植物が比較的多いが、他の地点からも回収はされ

分類群	部位	遺構名	13号住居					23号住居			計
			区分なし	竈周辺	東部	中央部	西部	区分なし			
モモ	炭化核		1 (5)					(1)			1 (6)
マタタビ属	炭化種子		1								1
ウルシ属-ヌルデ	炭化内果皮					2					2
ニワトコ	炭化核			1	1						2
サナエタデ-オオイヌタデ	炭化果実		4	3	5						12
アカザ属	炭化種子			4 (1)	2		1				7 (1)
ハコベ属	炭化種子				2						2
ササゲ属アズキ亜属アズキ型	炭化種子	(1)									(1)
マメ科	炭化種子			(1)	1 (1)	(1)	3				4 (3)
アカネ属	炭化種子			3		1	1		1		6
オカトラノオ属	炭化種子					1					1
シソ属A	炭化果実	1									1
シソ属B	炭化果実	1									1
ツユクサ	炭化種子	1				1					2
ヒエ属	炭化種子	1		3			1				5
イネ	炭化種子	1	3	1 (1)	2 (2)						7 (3)
イネ?	炭化種子			1							1
キビ	炭化種子	2	1	3	1						7
キビ?	炭化種子	1		1							2
アワ	炭化有ふ果					1	1				2
	炭化種子	15 (2)	21 (2)	13	11 (1)	15	3				78 (5)
エノコログサ属	炭化有ふ果		1			1					2
オオムギ	炭化種子	9	6	12 (2)	7 (1)	3					37 (3)
コムギ	炭化種子	7	2	14	6	2					31
オオムギ-コムギ	炭化種子	6 (3)	(1)	2 (2)	1		(2)				9 (8)
スゲ属	炭化果実			1							1
ホタルイ属	炭化果実					2					2
不明A	炭化種実	(1)									(1)
不明	炭化種実	1	1 (1)	2	4 (1)		1				9 (2)
同定不能	炭化種実	(2)		2 (3)	(6)		(2)	(1)			2 (14)
虫えい	炭化	2			1						3
子囊菌	炭化子囊				1 (1)						1 (1)

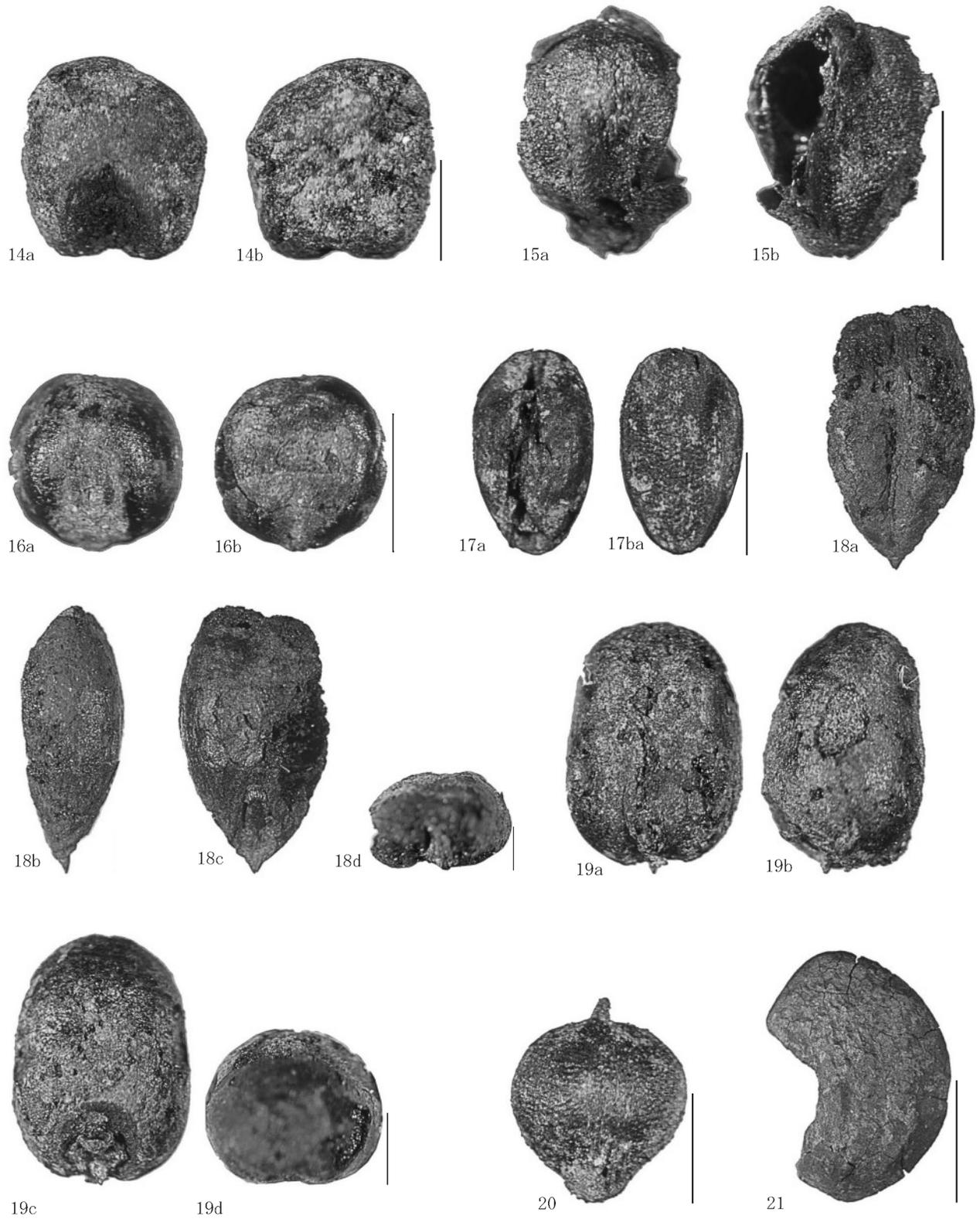
表1 上ノ平I遺跡13号住居・23号住居出土炭化種実の同定結果(内は破片数)



図版3 上ノ平Ⅰ遺跡から出土した炭化種実(1)

スケール 1:5mm,2-7c,8-13:1mm,7dは任意

1.モモ炭化核(13号住居)、2.ウルシ属-ヌルデ炭化内果皮(23号住居中央部)、3.ニワトコ炭化核(23号住居中央部)、4.サナエタデ-オオイヌタデ炭化果実(23号住居東部)、5.アカザ属炭化種子(23号住居中央部)、6.ハコベ属炭化種子(23号住居中央部)、7.マメ科炭化種子(23号住居西部)、8.アカネ属炭化種子(23号住居区分なし)、9.オカトラノオ属炭化種子(23号住居中央部)、10.シソ属A炭化果実(13号住居)、11.シソ属B炭化果実(13号住居)、12.ヒエ属炭化種子(23号住居西部)、13.イネ炭化種子(13号住居)



スケール 14-20:1mm, 21:5mm

図版4 上ノ平Ⅰ遺跡から出土した炭化種実(2)

14. キビ炭化種子(23号住居カマド周辺)、15. アワ炭化有ふ果(23号住居西部)、16. アワ炭化種子(23号住居東部)、17. エノコログサ属炭化有ふ果(23号住居カマド周辺)、18. オオムギ炭化種子(23号住居西部)、19. コムギ炭化種子(23号住居西部)、20. ホタルイ属炭化果実(23号住居中央部)、21. 不明A炭化種子(13号住居)

ており、住居内の各地点間で特に有意な産出傾向はみられなかった。マメ科種子とアワ種子、オオムギ種子、コムギ種子、オオムギ-コムギ種子はすべての地点から回収された。

4 考察

2棟の住居から出土した炭化種実を同定した結果、確実な栽培植物として、水田作物であるイネ、畑作物であるオオムギと、コムギ、キビ、アワ、果樹のモモの6分類群が得られた。2棟ともにイネが得られたが、ムギ類やアワに比較して非常に少なかった。そのほか、栽培種の可能性がある分類群としては、ウルシ属-ヌルデと、ササゲ属アズキ亜属アズキ型、マメ科、シソ属B、ヒエ属が得られた。シソ属Bは識別点となる表面の網目状隆線が明らかでないが、大きさは栽培種であるエゴマに近い。マメ科は現生種の大きさと比較すると野生種に近いが、炭化しており、利用された可能性が高い。ヒエ属は栽培種のヒエより野生種のイヌビエに近かった。このほかに食用可能な分類群として、マタタビ属とシソ属Aがある。そのほかの分類群は量的に少ないため、住居周辺に生育していたか、偶発的に随伴して持ち込まれ、炭化したと推定される。ホタルイ属は抽水植物のため、水たまりのような場所が周辺にあったか、水のある環境に生育していた別の植物を利用する際に随伴してきた可能性がある。

III 課題と展望

上ノ平 I 遺跡の2棟の竪穴建物では、ムギ類とアワが主食穀物の主体をなしている。ムギ類が88点、アワを主体とする雑穀が94点出土したのに対し、イネは13号住居で1点、23号住居では9点が出土しているのみで、格段に少ない。夏作のアワ、冬作のムギ類がこのムラの生活を支えていたと見られる。一般的に弥生時代以後における農耕集落遺跡は、水田可耕地を求めて占地され、水田の生産物であるイネ=コメが経済的基盤となる。さらに、平川が示したように、古代の稲作は郡司による強い管理統制下で細かに播種・作付けの計画がなされていて、水田は基本的な支配装置として機能していた。強い統制によって、生産量と品質の安定が保証されたことにより、イネは国家財政の基盤となり、流通経済の物品貨幣として機能を果たし得た。こうしてイネは「食品」を越えた価値を持つことになるのだが、これは同時にイネの食品としての比重が相対的に低下したということに他ならない¹¹⁾。

グラフ1に県内遺跡の種実調査結果から、主食穀物としてイネ、ムギ類、雑穀類及びマメ類を出土した遺構数を百分比で示した¹²⁾。これにより、主食穀物変遷の全体像を概観できる。

弥生時代には70%近く、古墳時代でも60%以上がイネで占められる。ところが古代を見ると、4者が拮抗するように変化している。グラフ2では、古代部分をやや詳しく示した。8世紀にはイネが多くを占めるが、9世紀以後はイネの比率が急激に低下する。表で実数を示したが、イネだけを取り上げれば、どの時期においても圧倒的多数の遺構から出土していて、その優位は揺るがない。イネを出土する遺構が減ったのではなく、ムギ類やマメ、雑穀を出土する遺構が大きく増えているために、イネの相対的な比率が下がっている。

このように、平安時代になってイネ以外の穀物が主食穀物の主役を演ずるようになるという現象は、群馬県地域に限らない。櫛原は山梨県内の炭化種実の出土事例を集成検討し、イネとムギ類との出土量変化に注目している。氏によると、おおよその傾向として、甲府盆地では9世紀後半からムギ類が増加して、12世紀にはムギ類が8割を占める。富士川右岸では9世紀後半代にはムギ類とアワ・キビの合計がイネを上回り、10世紀後半から11世紀にはムギ類が圧倒的に多くなる。八ヶ岳、茅ヶ岳山麓ではイネがごく希薄で、ムギ類やアワが8世紀後半から継続的に圧倒的な主体をなすとされている¹³⁾。群馬県での調査例とは時期が若干異なるが、やはり平安時代にはムギ類がイネに匹敵する、あるいはイネを凌駕する主食穀物の主体をなすという分析である。主食穀物の構成にコメを欠き、ムギ類や雑穀を主体とするという傾向は、平安時代においては、平地、山間地にかかわらず、広く見られる。

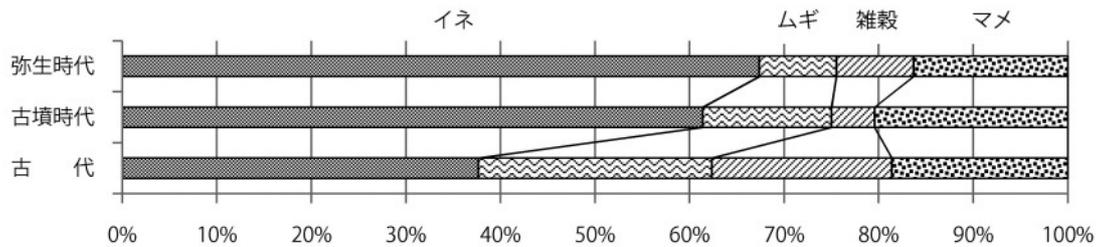
良く知られているように、続日本紀靈龜元年十月乙卯条の詔以来、備荒用としてアワ、ムギ類やソバを含む、イネ以外の穀物栽培を奨励する政策が打ち出される。上記炭化種実調査によって得られた主食穀物構成の変化も、大きく見るとこの流れに従ったものとみてよいだろう。平川は、食品としてのイネを奪われた農民は、イネ以外の雑穀、木の実、魚類、動物など、山野河海のあらゆる資源を使って生活していたとする。ムギ類を含む雑穀の栽培や、狩猟・漁労・採取を含めた、複合的な食糧獲得システムが構築されていったのである。

「和名類聚抄」には、古代吾妻郡管内の郷として「長田」「伊参」「大田」の3郷しか記載されておらず、西吾妻地域は、特定の郷として編成されてはいないと見られている。これは、水田という律令体制の基本的な支配装置がこの地域に欠落していたことを反映したものであろう¹⁴⁾。しかしこの地域にも古代の集落が形成されていることは先に見たとおりである。神谷は上ノ平 I 遺跡出土の灰釉陶器を検討する中で、この地域の平安時代集落が律令崩壊期以後の新たな開発を目的として、古代吾妻郡域の郡司・富豪層が主導し、郡内の郷戸を裂いて形成したものと考え、こうした集落の生業が単純に農耕生産の

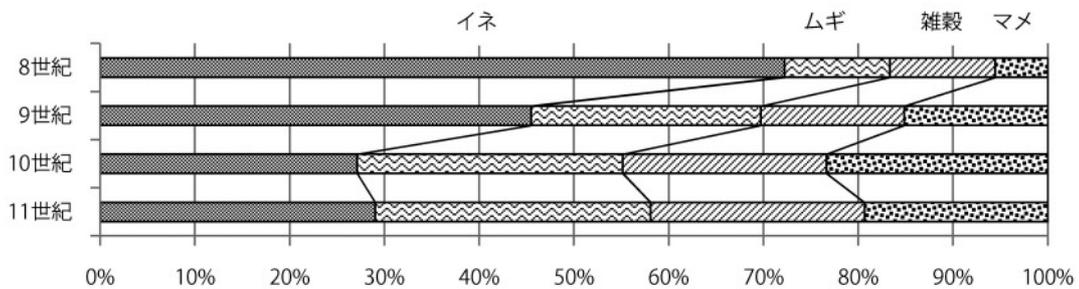
みによったものではないとの見通しを示した¹⁵⁾。石田は更に進めて、この地域の平安時代の遺構として顕著な陥穴の存在と合わせて、皮革生産に関わる集落ではないかと想定している¹⁶⁾。また、中之条町熊倉遺跡¹⁷⁾や草津町井堀遺跡¹⁸⁾など、明らかに水田を欠く地域に形成された山棲み集落もある¹⁹⁾。西吾妻地域に限らず、赤城山、榛名山などの山麓部の高標高地域なども含めて、水田耕地の乏しい地域での集落出現の基礎には、ムギ作や雑穀作

に、商品としてのコメ流通も含めた、新しい食料獲得システムの形成があったものと考えられるのではないだろうか。

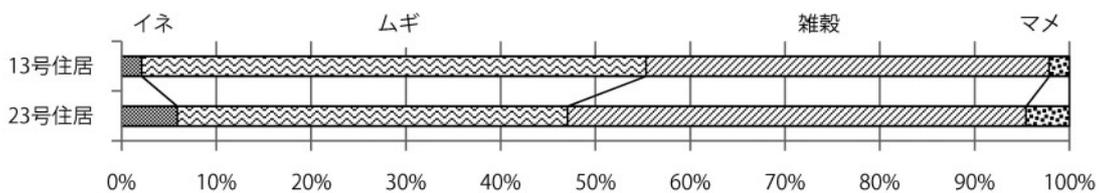
食料としてのムギ類や雑穀が、実際にどのように調理され、食されていたかについても、多くの課題がある。上ノ平Ⅰ遺跡では、小型の甕には調理鍋としての使用が継続的に見られた。これは副菜、汁物調理に用いられたものと見て良いだろう。一方、大型の器種では、コノ字



グラフ1 主食穀物出土遺構構成比の時期別変遷



グラフ2 古代の主食穀物出土遺構構成比の時期別変遷



グラフ3 上ノ平Ⅰ遺跡出土主食穀物炭化種実の構成

	イネ	ムギ	雑穀	マメ	遺跡数	遺構数
弥生時代	33	4	4	8	13	35
古墳時代	54	12	4	18	36	69
古代	87	57	44	43	21	95

	イネ	ムギ	雑穀	マメ	遺跡数	遺構数
8世紀	13	2	2	1	8	13
9世紀	15	8	5	5	5	18
10世紀	29	30	23	25	4	32
11世紀	9	9	7	6	1	9

	イネ	ムギ	雑穀	マメ	備考
13号住居	1	25	20	1	(N=47)
23号住居	9	63	74	7	(N=153)

表2 主食穀物出土遺構構成比の時期別変遷

表3 古代の主食穀物出土遺構構成比の時期別変遷

表4 上ノ平Ⅰ遺跡出土主食穀物炭化種実の構成

甕をほぼ湯釜専用として使用する段階から、コノ字甕や羽釜を湯釜としても調理鍋としても使用する段階への変化が見られた。主食穀物の調理が、蒸す調理から煮る調理へ変わったのではないかと想定される。

この中で、9号住居No 8のコノ字甕の、胴部最大径近くに認められた帯状のコゲに注意したい。9世紀末段階で既に、主食穀物をこのサイズの甕で煮る調理が行われていた可能性が示されたものと見て良いのではないだろうか。そうすると、これが上ノ平I遺跡の主食穀物であった、ムギ類やアワの調理に特化した使用痕であるのか、コメ調理を含めた一般的な傾向であるのかが、新たな課題として浮かび上がる。冒頭で紹介したように、イネの品種間でも微妙な調理法の差が観察されており、異なる穀物の調理では、使用痕として顕著に観察できるような差異が生じる可能性があるのではないだろうか。

また、本稿ではオオムギとコムギを「ムギ類」として一括して扱った。しかしここには、更に大きな課題がある。オオムギは挽き割りを含めて粒食することが多いが、コムギ食の基本は粉食である。ところが、弥生時代以後の遺物の中には、製粉具がほとんど見出されない。我が国のコムギ食を考える上での最大の課題である。粉食を積極的に跡づける使用痕を見出すことはできないか、また、コムギ粒食の可能性も皆無とは言えないから²⁰⁾、たとえば付着した穀粒の痕跡を追求するなどの視点も必要であろう。イネ、オオムギ、コムギ、アワ、キビ、ヒエなど各種穀物の調理において、土器の使用痕跡がどのように異なるのか、更に観察や実験を重ねる必要がある。

文末であるが、土器使用痕について継続的に指導をいただいている小林正史氏、北野博司氏、資料観察に特段のご配慮をいただいた当事業団普及課及び八ツ場ダム調査事務所の皆さんに、厚くお礼を申し上げる。

炭化種実の記載

- (1) モモ *Amygdalus persica* L. 炭化核 バラ科 上面観は両凸レンズ形、側面観は楕円形で先が尖る。下端に大きな着点がある。表面に不規則な深い皺がある。また片側側面には縫合線に沿って深い溝が入る。長さ18.0mm、幅14.0mm、厚さ11.2mm。
- (2) マタタビ属 *Actinidia* spp. 炭化種子 マタタビ科 上面観は長楕円形、側面観は倒卵形または楕円形。表面には五角形や六角形、円形、楕円形などの窪みが連なる規則的な網目状隆線がある。壁は薄く硬い。計測は破片のためできず、サルナシやマタタビなど、種までの同定には至らなかった。
- (3) ウルシ属-ヌルデ *Toxicodendron* spp. *Rhus javanica* L. 炭化内果皮 ウルシ科 上面観は中央がわずかに膨らむ扁平、側面観は中央がややくびれた広楕円形。表面には微細な皺がある。表面および断面構造の詳細な検討を行えなかったのでウルシ属-ヌルデの同定にとどめた。長さ1.7mm、幅2.1mm。
- (4) ニワトコ *Sambucus racemosa* L. ssp. *sieboldiana* (Miq.) Hara 炭化核 スイカズラ科 上面観は扁平、側面観は倒卵形で基部がやや尖り、縦方向にやや反る。基部に円形の小さな着点があり、表面には波状の凸凹が横方向に走る。長さ3.0mm、幅1.4mm。

- (5) サナエタデ-オオイヌタデ *Persicaria scabra* (Moench) Mold.-*P.lapathifolia* (L.) S.F.Gray 炭化果実 タデ科 上面観は両凸レンズ形、側面観は円形。先端が突出し、下端にはやや突出した楕円形の大きな着点がある。表面は平滑で光沢がある。長さ2.0mm、幅1.8mm。
- (6) アカザ属 *Chenopodium* sp. 炭化種子 アカザ科 上面観はやや扁平、側面観は円形。表面はやや光沢があり、硬い。着点の一端がやや突起し、中心部方向にむかって浅い溝がある。径1.0mm前後。
- (7) ハコベ属 *Stellaria* spp. 炭化種子 ナデシコ科 上面観は扁平、側面観は円形。表面には三角形または半円形のいぼ状の突起が散在する。長さ0.7mm、幅0.9mm。
- (8) ササゲ属アズキ亜属アズキ型 *Vigna angularis* var. *angularis* type 炭化種子 マメ科 上面観は方形に近い円形、側面観は方形に近い楕円形。小畑ほか(2007)で示された²¹⁾アズキ型の特徴である、長楕円形の臍の内部に厚膜(Epithilum)が残存する。臍は全長の半分から2/3ほどの長さで、片側に寄る。破片のため計測はしなかった。
- (9) マメ科 Fabaceae sp. 炭化種子 上面観は楕円形、側面観はいびつな球形で、側面のほぼ中央部に楕円形のへそがあるが、へその構造は観察できなかった。表面は平滑。形状はツルマメに近い。長さ2.6mm、幅2.2mm、厚さ2.0mm。
- (10) アカネ属 *Rubia* sp. 炭化種子 アカネ科 上面観は円形、側面観は楕円形。側面片側の中央部が大きく円形にくぼむ。表面には微細な網目状隆線がある。長さ1.3mm、幅1.1mm。
- (11) オコトラノオ属 *Lysimachia* spp. 炭化種子 サクラソウ科 上面観は楕円形、側面観はいびつな長方形。表面には隆線が顕著な網目状隆線がある。下端部に縦筋の着点がある。長さ1.2mm、幅0.6mm。
- (12) シソ属A *Perilla* sp. A 炭化果実 シソ科 いびつな球形。端部に着点がある。表面には浅い、多角形の網目状隆線がある。エゴマ以外のシソ属と思われる。長さ1.6mm、幅1.6mm。
- (13) シソ属B *Perilla* sp. B 炭化果実 シソ科 上面観は楕円形、側面観は倒卵形。下端にやや突出する着点がある。表面は平滑。長さ2.1mm、残存幅1.6mm。
- (14) ツククサ *Commelina communis* L. 炭化種子 ツククサ科 上面観は半円形、側面観の一端は円形、その逆の端は切形に終わる。切形の端に接して線状の着点が縦方向に伸びる。表面には不整多角形の構造がある。計測はできなかった。
- (15) ヒエ属 *Echinochloa* spp. 炭化種子 イネ科 側面観が卵形ないし楕円形、断面は片凸レンズ形であるが、厚みは薄くやや扁平である。胚は幅が広くうちわ型で、長さは全長の2/3程度と長い。栽培型のヒエよりやや細長い形状ではあるが、野生のイヌヒエよりはやや丸い形状のため、ヒエ属の同定にとどめた。長さ2.1mm、幅1.5mm。
- (16) イネ *Oryza sativa* L. 炭化種子 イネ科 上面観は両凸レンズ形、側面観は楕円形。一端に胚が脱落した凹みがあり、両面に縦方向の2本の浅い溝がある。長さ4.0~4.3mm、幅2.5~3.0mm程度。溝が確認できない個体はイネ?とした。未熟種子は見られなかった。
- (17) キビ *Panicum miliaceum* L. 炭化種子 イネ科 側面観は卵形で、先端が窄まってやや尖り気味となる。断面は片凸レンズ形で厚みがある。胚の長さは全長の1/2程度と短い。胚は幅が広いうちわ型。長さ2.0mm、幅1.8mm。
- (18) アワ *Setaria italica* P.Beauv. 炭化有ふ果・炭化種子 イネ科 有ふ果は紡錘形。内穎と外穎に独立した微細な乳頭突起がある。長さ1.7mm、残存幅1.2mm。種子の上面観は楕円形、側面観は円形に近く、先端がやや突出することがある。腹面下端中央の窪んだ位置に細長い楕円形の胚がある。胚の長さは全長の2/3程度。長さ1.3mm、幅1.0mm。

- (19) エノコログサ属 *Setaria* spp. 炭化有ふ果 イネ科 上面観は楕円形、側面観は長楕円形で先端がやや突出する。アワよりも細長い、形状からアワの未熟果の可能性があり。長さ1.6mm、幅1.0mm。
- (20) オオムギ *Hordeum vulgare* L. 炭化種子 イネ科 側面観は長楕円形。腹面中央部には上下に走る1本の溝があるが、溝の両端は欠損している。背面の下端中央部には三角形の胚がある。断面は円形となる¹²⁾。長さ6.0mm、幅3.4mm、厚さ2.2mm。
- (21) コムギ (パンコムギ) *Triticum aestivum* L. 炭化種子 イネ科 上面観・側面観共に楕円形。腹面中央部には、上下に走る1本の溝がある。背面の下端中央部には、扇形の胚がある。オオムギに比べて長さが短く、幅に対して厚みがあるため、全体的に丸っこい傾向がある。断面は腹面側が窪み、背面側が円形となる²²⁾。また、コムギの場合側面観で最も背の高い部分(幅の広い部分)が基部付近に来る。長さ3.5mm、幅2.5mm、厚さ2.3mm。コムギ属にはパンコムギやマカロニコムギなど複数種があるが、一般的に日本産コムギと呼称しているのはパンコムギである。ここでは一般的な呼称で記載した。破片や変形などによりオオムギとコムギを明確に識別できなかった一群はオオムギ・コムギとした。
- (22) スゲ属 *Carex* spp. 炭化果実 カヤツリグサ科 上面観は三稜形、側面観は下端が窄まる紡錘形。先端はやや突出する。側面は稜をもつ。長さ1.5mm、幅1.1mm。
- (23) ホタルイ属 *Scirpus* spp. 炭化果実 カヤツリグサ科 上面観は両凸レンズ形、側面観は短倒卵になる。頂部が尖り、基部は狭まって着点がある。壁は硬い。光沢がある。長さ1.8mm、幅1.6mm。
- (24) 不明A Unknown A 炭化種実 上面観は長楕円形、側面観は卵形。表面に縦方向の浅く不規則な皺がある。長さ10.4mm、幅8.0mm。

註

- 1) 洞口正史2007「群馬県埋蔵文化財調査事業団種実調査遺跡集」『研究紀要』25群馬県埋蔵文化財調査事業団p139-154
同2008「群馬県種実調査遺跡集」『研究紀要』26群馬県埋蔵文化財調査事業団p221-240
同2011「平安時代主食穀物についての素描—吉岡町万蔵寺廻り遺跡の炭化種実調査から—」『研究紀要』29群馬県埋蔵文化財調査事業団p105-124
- 2) 洞口正史・外山政子・大木紳一郎・有山径世2010「土器の使用痕跡(スス・コゲ)観察と調理方法復元へのアプローチ」『研究紀要』28群馬県埋蔵文化財調査事業団p85-108
同2013「南蛇井増光寺遺跡出土土器の再観察」『研究紀要』31群馬県埋蔵文化財調査事業団p17-26
- 3) 『上ノ平I遺跡(1)』群馬県埋蔵文化財調査事業団 2008
- 4) 『日本考古学協会2013年度総会研究発表要旨』日本考古学協会2013
山崎頼人「遠賀川式深鍋の使い分けと炊飯方法—福岡県大保横枕遺跡出土弥生前期深鍋の分析から—」
濱野浩美「古墳前期深鍋による湯取り法炊飯—湯取りの具体的方法の復元—」
篠宮 正「古墳中期深鍋における炊飯方法の変化—玉津田中遺跡の再分析—」
外山政子・北野博司「古代・中世における米調理方法の変化の背景—炊飯民族誌の比較分析から—」
木立雅朗「古代の米蒸し調理から中世の炊き干し法炊飯への変化」
- 5) たとえば 西田泰民2005「炭化物の生成実験」『新潟県立歴史博物館研究紀要』7新潟県立歴史博物館p25-50 など
- 6) 『楡木II遺跡(1)(平安時代・中近世編)』群馬県埋蔵文化財調査事業団 2008
- 7) 『横壁中村遺跡(10) 古代 中世 近世編1』群馬県埋蔵文化財調査事業団 2009

- 8) 『川原湯勝沼遺跡(2)』群馬県埋蔵文化財調査事業団 2005
- 9) 『長野原一本松遺跡(2)』群馬県埋蔵文化財調査事業団 2007
- 10) 『立馬遺跡I』群馬県埋蔵文化財調査事業団 2006
- 11) 平川南 2003「種子札と古代の稲作」『古代地方木簡の研究』吉川弘文館p433-475
- 12) 注1及びそれ以後の調査結果を合わせて数値化したものである。79遺跡の199遺構を対象としている。イネ、オオムギとコムギ及び両者の判別が困難なものを含めた「ムギ」、アワ、ヒエ、キビ及び相互の判別が困難なものを含めた「雑穀」、ダイズ、ササゲ、アズキ及び相互の判別が困難なものを含めた「マメ」の四区分による。量の多寡にかかわらず、その遺構からイネのみが出土した場合にはこれを1とカウントし、イネとムギ類が出土すればそれぞれを1とした。
- 13) 楠原功一1999「炭化種実から探る食生活—古代~中世を中心に—」『食の復元—遺跡・遺物から何を讀みとるか』研究集会報告集2 帝京大学山梨文化財研究所p81-98
- 14) 上ノ平I遺跡では、地理的条件から見ても、平安時代主食穀物がイネ以外にあったことは間違いない。西吾妻地域は、吾妻川上流の山間地にあたって平坦地に乏しく、深い谷が刻まれていて日照時間が限られること、高標高の寒冷地であることなどから、水稲耕作には不向きな土地柄である。平安時代に遡れば、水田はもっと少なかったであろうし、皆無であった可能性すらある。陸稲栽培の可能性も否定はできないが、この住民はアワ栽培を選択していた。一方、水稲耕作ができない地域でありながら、少ないながらもイネを持っている点にも注目しなければならない。どのようにイネが入手されていたのか、新たな課題が提起される。例数あまりに少ないのだが、未熟果が含まれない点に意味があるものと考えれば、食料としてのイネが商品として流通していた可能性もあるだろう。一方、エノコログサ属とされた炭化有ふ果がアワの幼果である可能性が指摘されていることは、アワがこの地で栽培されていたとの想定を補強する。
- 15) 神谷佳明2008「上ノ平I遺跡出土の灰釉陶器」『上ノ平I遺跡(1)』群馬県埋蔵文化財調査事業団p142-145
- 16) 石田真2008「群馬県北西部における古代の陥し穴の意義」『ぐんま史料研究』25群馬県立文書館p1-39
- 17) 六合村教育委員会『熊倉遺跡—山棲み集落の探求—』1984
- 18) 草津町教育委員会『井堀遺跡発掘調査報告—草津白根山麓における高地性集落の考古学的検討』1974
- 19) 能登健・洞口正史・小島敦子1985「山棲み集落の出現とその背景—二つの「ヤマ」に関する考古学的分析—」『信濃』37-4 信濃史学会p275-292
- 20) 洞口正史2011「乃久里神社のお川瀬下げ神事と小麦団子」『民族植物学ノオト』4-4 植物と人々の博物館p19-22
- 21) 小畑弘己・佐々木由香・仙波靖子 2007「土器匠痕からみた縄文時代後・晩期における九州のダイズ栽培」『植生史研究』15(2) 日本植生史学会p97-114
- 22) Jacomet, S. and collaborators Archaeobotany Lab. (2006) Identification of cereal remains from archaeological sites. 2nd edition, IPAS, Basel Univ.

参考文献

- 関根真隆1969『奈良朝食生活の研究』吉川弘文館
鑄方貞亮1977『日本古代穀物史の研究』吉川弘文館

戦国期の富岡市妙義町菅原城と高田氏の検討

飯 森 康 広

(公財) 群馬県埋蔵文化財調査事業団

はじめに

1 研究史

2 高田氏の動向と菅原城

3 菅原城の検討

まとめにかえて

— 要 旨 —

高田氏は、富岡市の北西地域である旧妙義町を中心に活躍していた国衆である。その存在は鎌倉時代に遡り、菅野荘を拠点としていた。関連する城郭は富岡市内のほか、甘楽郡下仁田町まで関連伝承が残っている。本拠としては高田城が前期城郭と言われ、後期は菅原城に移ったと系譜類に記されている。高田氏は永禄3年に上杉謙信に与したが、翌年武田信玄の侵攻を受け降参する。この際、攻略されたのは高田城であったと結論づけた。信玄は以後の西上野経略過程で、「高田」を要地として利用した。この「高田」は菅原城を指すことを想定した。菅原城の検討では、従来の縄張図で漏れていた部分を加えて作図し、改めて堅固で技巧的な山城であることを示した。そこへ高田氏が移転した動機なども推測した。

天正期に入ると、高田氏の活躍は乏しくなる。それは当主が短命であったり、病弱であったりした不幸が重なったためであり、その間は外戚である小幡氏の勢力下となったと考えた。天正18年の小田原合戦では、高田氏も北条家足軽衆とともに西牧城に籠城したと思われる。敗戦による開城に菅原城も含まれ、これにより没落を遂げたとした。

キーワード

対象時代 戦国

対象地域 富岡市

研究対象 高田氏、山城

はじめに

群馬県富岡市および甘楽郡・碓氷郡地域は、永禄4年(1561)以降武田信玄の侵攻を受けて領国化され、天正18年(1590)には豊臣秀吉の小田原攻めの際、前田・上杉氏らの侵攻を受けた地域である。こうした状況にあわせて、城郭も多く分布している(図1)。

菅原城は富岡市妙義町菅原にあり、山崎一氏などによって高田氏の後期居城と位置づけられている(山崎1978)。本稿は山崎氏の縄張図で図化されていなかった西側部分を紹介し、若干の考察を行うものである。

高田氏は鎌倉時代から鎌倉御家人として知られている在地武士勢力である。『関八州古戦録』では関東管領上杉憲政の悪政を招いた奸臣とされる菅野大膳亮が高田氏と言われ、悪いイメージを持たれている。史料も少ないため、本格的な検討はなされておらず、具体的な検討は『妙義町誌』が唯一とも言える。一方、本地域をめぐる戦国期の研究は、『群馬県史』の刊行後活況を呈しており、近年は黒田基樹氏(引用文献一覧参照)の研究によって、着実に解明されてきている。本稿は縄張研究を中心としつつ、高田氏の動向についても検討を加えたいと思う。

1 研究史

(1) 菅原城

江戸時代に書かれた『上毛古城記』や『上州故城墨記』に、菅原城の記載はない。記録類としては、明治期の『上野国郡村誌』甘楽郡菅原村の項に、古跡として「菅原城址」を載せている。



図1 西上野地域主要城郭分布図

「菅原城址 中宿ノ西ニアリ、城山ト云フ、山上平地二畝歩、四面廻々平地多シ、他ノ遺跡ナシ、里伝ニ云フ、鎌倉ノ時高田盛員之ニ居リシト、東鑑ニ載ス、仁治二年長掃部左衛門尉秀連高田武者所盛員ト上野国菅野庄ノ境事ヲ訴フト、或ハ菅野庄ヲ以テ甘楽郡トス、若郡中ニアラハ必此地ナラン、高田氏蓋高田郷ヨリ出テ、本村モ亦高田郷ノ故地ナリト云フ、意フニ盛員時ニ菅野庄司トナリテ此ニ居リシカ、陽雲寺蔵スル所ノ高田氏ノ家譜ヲ閱スルニ盛員太郎ト称ス、文永三年ニ死ス、又太郎行政ヲ生ム、行政乙次郎頼春ヲ生ミ、頼春又太郎重員ヲ生ミ、又次郎義遠兵庫頭勝政ヲ歴テ伊豆守頼慶ニ至ル、頼慶康正二年死ス、其後数世稍々落莫シテ遂ニ徒テ他ニ適ク、或ハ幕府ニ仕ヘ或ハ真田氏ニ入りシト云ヘリ、里人又云フ、永禄中高田図書此城ニ居リテ武田信玄ニ攻陥サルト、今家譜其事ヲ載セス、又図書ト云フモノナシ、陽雲寺ノ境内ニ数世ノ墓アリ、復証スルニ足ルモノナシ、高田村ニモ亦城址アリ」(傍線筆者、以下同じ)

前半部分は、文中にもあるが高田家譜を参考に書かれていよう。文末は他書に見られない内容で興味深い。高田図書という人物は馴染みがない。永禄年中に信玄によって陥落したとある。

研究書となると各種となるが、以下主要なものを示す。城郭研究家山崎一氏は、菅原城について高田氏の城程度の説明に留め、城の縄張を図とともに説明している(山崎1978)。これについては、(3)で高田城と合わせて述べる。

群馬県教育委員会によって編まれた『群馬県の中世城館跡』(1988)では、菅原城の所在や状況を列記し、備考欄で「高田繁頼、信頼の城」と記すとともに、山崎一氏作成による縄張図を転載している。

『妙義町誌』では簡略な縄張図を示し、「本城は十六世紀頃の城で、城主は憲頼・信頼の頃である。高田小次郎が討ち死にしたと伝えられている」と記している。系譜を参考にしていようが、小次郎討ち死は菅原城で討ち死にしたという伝聞だろうか。記録類でも確認することができない。

以上が主な文献であり、菅原城の研究は余りなされていない。城郭研究の基本文献である『日本城郭体系』でも取り上げられていない現状である。

(2) 後期高田館(陽雲寺)

後期高田館は菅原にあり、現在陽雲寺が建っている。墓地には高田氏

関係墓石群がある。ここが高田氏の館跡であろうという伝承はあったというが、山崎一氏の紹介によって規模や性格が明らかとなった(山崎1989)。図2が掲載された縄張図で、調査年は1985年10月とある。掲載されている『妙義東部遺跡群(Ⅱ)』の調査が、1988年であるので、発掘調査に関わって現地調査をされたものか。詳しい事情はわからない。前期高田館については(4)で扱う。

山崎氏によると、「ここが高田氏館址である可能性は、陽雲寺が何時ここに入ったかで定まる。(中略)天正十八年以降、今の所に移ったとすれば、ここが高田氏館址であったという説が成立する。何れにしても高田氏は鎌倉時代から高田下村付近に居住し高田を氏とし、おそらく憲頼の天正一天文の頃、菅原に移ったと考えねばなるまい。ここの他館址と考えられる所がない」という。

そこで、陽雲寺について調べることにした。明治期の『上野国郡村誌』甘楽郡菅原村の項には、寺として「陽雲寺」が載っている。

「陽雲寺 (前略)村ノ西北ニアリ、曹洞宗、常陸国阿内郡若芝村金龍寺末、寺伝ニ云フ、正嘉二年郡豪高田太郎盛員下会寺ヲ修営シ、宝徳元年盛員七世ノ裔伊豆守頼慶ノ時禪師義聞ト云フモノアリ、会下寺ニ住ス、是ヲ開山トス、二世天陰ノ時永正六年寺号ヲ改メテ陽雲ト云フト、中小坂村ニ陽雲寺ノ旧跡ト云フアリ、其伝ヲ詳ニセズ、徳川氏ノ時朱(「印」脱)地十六石アリ、寺伝ノ旧書金鶏山ノ記ト云アリ、附録シテ参考ニ備フ」

『妙義町誌』によると、以上の内容は記事にもある『上陽金鶏山誌』とほぼ同じらしい。寺伝では「永正三年(一五〇六)高田小次郎憲頼の開創」となっているという。また、高田信頼については、寺の高田家位牌に「光雲院殿家山正傳大居士」とあり、回向帳には「中興

開基」の文字があるらしい。高田家墓地に「□山正傳禪定門天□戊□」とある宝篋印塔もあるという(筆者調査時は確認できず)。

現状の遺構が館状である点と、高田氏関係墓石群が残る状況を加味すれば、高田氏に關係する館としてよいだろう。年代的にも戦国期に開山あるいは中興とあり、菅原城と高田氏を結びつける有力な根拠となると考える。

ところで、『上野国郡村誌』甘楽郡中小坂村の項には、古跡として「陽雲寺廢址」が載っている。

「陽雲寺廢址 字寺付仏平ニアリ、陽雲寺ハ今菅原村ニアリ、里人説ク高田氏ノ菅原村ニ居ルニ及テ移シテ以テ自ツカ近ツケシト」

また、高田氏に關係する古跡がある。

「御屋敷 村ノ北方大桁山ノ南麓ニアリ、松原・橋入・小口・小豆畑・下平・真覚屋敷等ノ所ニ接ス、東西二町三十間南北一町五十間、里人之ヲ高田小次郎トフモノノ宅址ト云フ、小次郎ハ何時ノ人タルヲ詳ニセス、疑ラクハ是永禄元龜ノ間ノ土豪ナラン、之ヲ里伝ニ詢フニ小次郎初メ此地ニ居リ、後高田村ニ徙リ又菅原村ニ適テ菅原城ニ居リシト云ヘリ、菅原城ハ永禄中高田図書助ト云モノ之ニ居リテ、武田信玄ニ攻陥サル、則チ小次郎ハ図書ヲ謂フカ」

しかし、これは尾屋敷城と呼ばれている山城のことらしい。山麓に下郭もあるので、屋敷も含まれている。同じ『上野国郡村誌』であるので、編者が統一的に書いている可能性が高く、菅原村の記載と辻褄が合っている。いずれにしろ、菅原城を考える参考になる。高田氏は印象として、現在の地名から富岡市妙義町上高田・下高田との結びつきを思い起こさせるが、関連する伝承は西牧近くまで広範囲に及ぶことが確認される。

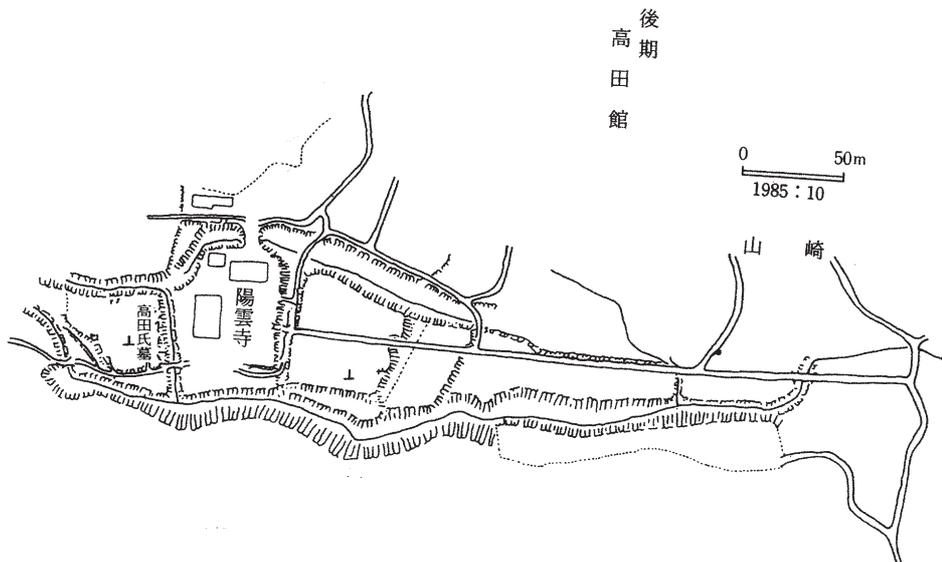


図2 後期高田館縄張図(山崎一作図/報告書より転載)

(3) 高田城

江戸時代に書かれた『上毛古城記』や『上州故城墨記』に、高田城の記載はない。明治期の『上野国郡村誌』甘楽郡下高田村では、古跡として高田墨址を載せる。

「高田墨址 村南字城腰ノ山上ニアリ、山上平地方二百間、其下平地山腹ヲ回ルモノヲ俗ニ帯曲輪ト称ス、里俗ニ以テ高田肥前守ノ墨趾ニシテ、後高田小次郎ト云フモノ之ニ居リシト、今菅原村伝フル所ノ高田氏ノ家譜ヲ案スルニ此二人ナシ、何ノ時ノ人タルヲ詳スルコトナシ」

菅原城に比べると、記述内容も少ない。高田肥前守という人物も馴染みがない。菅原城の高田図書もそうだが、系図類に現れない受領名の人物が伝承される。伝承の不確かさを示す一方、系図に残された主家とは別に、一族・傍流がいた可能性も考慮しておきたい。

高田城を記述した研究書はやや多く、山崎一著『群馬県古城墨址の研究』をはじめ、『日本城郭体系』、『群馬

県の中世城館跡』が記載している。しかし、それらはいずれも山崎氏の執筆であるため、最も詳細なものは晩年に『高田城址』の発掘調査報告書に寄稿されたものである(山崎1991)。

山崎氏は高田氏の歴史を詳述し、次いで高田城・高田西城の縄張、根小屋の状況を記したのち、「これらを総合して考察する時、現高田城址は、北条氏時代、高田信頼が在城した当時のものであること言をまたない。北400mに、高田盛員時代までの居館址もあるので、高田氏の主城と考えたいのであるが、城館址の分布から、それは菅原付近と想定すべきで、北条時代になってからは情勢が山地から平地へ、軍事主体から経済中心へと変革が見られ、高田氏も菅原から高田へ移ったと思うべきであろう。甘楽郡史小坂村の「初め此の地に居り、後郡内高田に移り、更に・・・」とあるのは、この伝承の曲折したものかも知れない」とまとめている。

ここで再確認しておく、「甘楽郡史小坂村」とは、

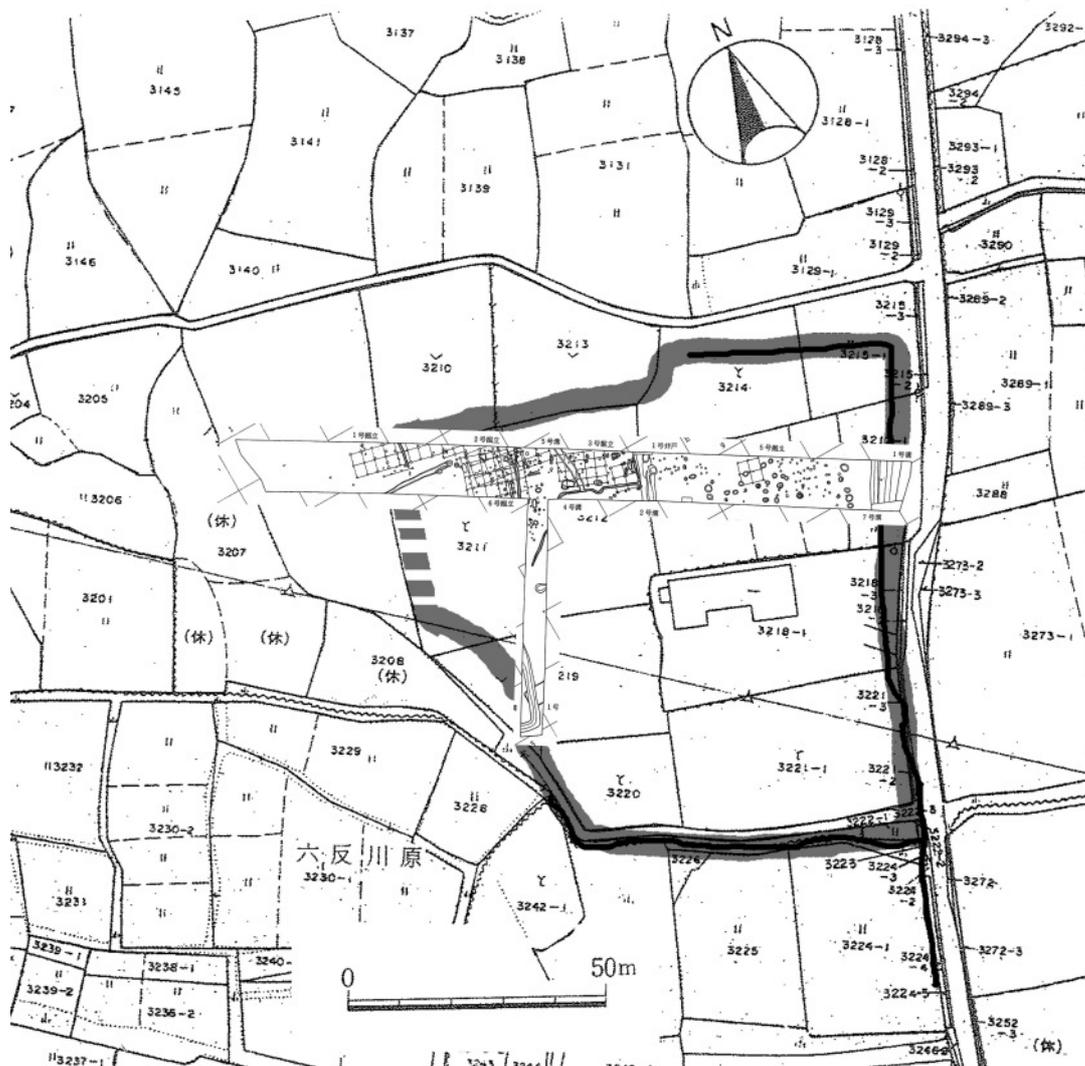


図3 前期高田館(堀ノ内遺跡)遺構図合成図(報告書図を基に作成)

前述した『上野国郡村誌』中小坂村の記述を指している。したがって、引用の「・・・」は、「菅原城に移った」という内容である。それゆえ曲折と言っているのだろう。つまり、山崎氏は伝承とは矛盾するが、あえて高田城へ戻ったと考えたのである。この説はこの原稿で初めて書かれたもので、『群馬県の中世城館跡』など、それまでのものとは異なっている。その要因が高田城址の発掘調査成果によることは間違いないだろう。

山崎氏が考えを変えられた要因は何だったのか。原稿では「総合的に考察」としか書かれていない。報告書の本文記載にも、時期を判断した内容は書かれていない。出土した遺物も少なく、時期を絞り込めるものは掲載されていない。したがって、発掘調査によって現れた遺構から得た所見と考えるのが、妥当なところではないだろうか。山崎説は、従来の位置づけを逆転させるものであった。しかし、仮に16世紀代の遺物が出土し、その時期に使用されていたことが立証できたとしても、そのまま高田本家が居城としていたということにはならない。前述のとおり、一族が在城していた可能性も考えられるのである。

(4) 前期高田館

前期高田館は妙義町下高田にあり、昭和63年に町教育委員会によって一部が発掘調査されている（『妙義東部遺跡群（Ⅱ）』1989）。ここが高田氏の館跡であろうという伝承はあったというが、山崎一氏の紹介によって規模や性格が明らかとなった（山崎1989）。

山崎氏によれば、「高田は盛員の名所であるから、その居館が高田地区にあったことは言うまでもなく、従来その場所は下高田字新光寺前の3208番地から3221番地の地域とされていた。そこは、下高田の本村から宇新光寺を経て、中野谷及人見に向かう道の西側で高田川の北側に近く、北側には湿地の広がった、乾燥した小地であったらしい。東西120m、南北100mのやや不規則な形で、その中に比較的整然とした区画が見られる。今は全く原形を失い、推定すべくもない。高田氏が永禄一天正の頃は、ここから菅原に移っていたことが知られるが、その年代は推定する資料がない」（山崎1989）。掲載された縄張図の調査年は、1985年10月とあり、後期高田館の調査と合わせて、現地調査をされたものである。

図3は山崎作図を参考に、調査された遺構を落とし込んで編集したものである。発掘調査の結果、東辺を区画する堀（1・7号溝）が発見されている。南西部で逆L字形の3号溝が見つかり、区画溝とされるが規模は小さい。西辺は山崎氏の想定ラインでは発見されず、更に西へ広がっていたと考えられる。報告書では、詳細な遺構図は示されていないが、掘立柱建物は総柱構造で大規模なものが多い。県内では特異な屋敷である。出土遺物に

16世紀中葉まで及ぶものがある。山崎氏が言うところの、永禄一天正期における高田氏の菅原移動に一致するが、少量の遺物から推論することは危険であろう。ここでは16世紀まで使用されていたと確認できたことが重要である。

2 高田氏の動向と菅原城

(1) 高田氏の歴代と問題点

高田氏は清和源氏であり、鎌倉時代には菅野荘を領有する武士として存在していた。『妙義町誌』によれば、高田氏の系図は、『寛永諸家系図伝』所収のもの、『寛政重修諸家譜』所収のもの、『尊卑分脈』所収のもの、古幡家所蔵系図、陽雲寺所蔵系図などがあるという。いずれも江戸期のもので、内容はだいたい同じである。中でも古幡家所蔵系図が詳細である。史料のない有用な情報が多いため、長文ながら『妙義町誌』所載の『古幡家所蔵系図』から抜粋して以下に示す（傍線は筆者による）。

『古幡家所蔵系図』

（『妙義町誌』）

十一代 盛員 高田武者所太郎 武者太郎 初テ高田ト号ス 濃州ニ居住後、上州甘羅郡菅野庄居住此所ヲ所領ス是ヨリ 此所ヲ領ス飯山侯之臣高田茂左衛門良容家之記曰上州甘羅郡菅野庄菅原村盛員初テ築城住居ノ所高田谷ト云城跡アリ 仁治二年長掃部左衛門尉秀連高田武者所盛員ト菅野庄之辺境論ヲ為スノ時盛員奸訴分明ノ間武條ニ任セ、盛員押領ノ地ヲ放タル 是頼経將軍之時 北条武蔵守泰時執権之時也、文永三丙寅年八月十二日卒 法名大岩快笑居士 石塔以前ハ菅野寺ニ有今ハ甘羅郡要雲寺ニアリ

（中略）

二十代 憲頼 高田大和守 初小次郎 初春頼 上杉憲政ニ属從シテ憲ノ字ヲ賜ル 上杉家没落ノ後武田信玄ニ属シ永禄五壬戌年四月数代相傳ノ旧領安堵ノ證文並ニ新知等ノ證文ヲ賜ル 永禄十丁卯年五月上野国渋川ノ内金井郷三百貫並ニ久原郷ヲ賜ル 永禄十二己巳年北条氏康父子ノ居城ヲ信玄攻ラル之時憲頼先手ニ進ミ粉骨ヲ尽スノ所数箇所痕ヲ蒙ル歸陳ノ後永禄十三庚午年二月二ノ宮二百貫飯島百貫ノ證文ヲ賜ル 元龜三壬申十二月遠州引間今濱松之一戦ノ時信玄ノ先手ニ進ニ戦功ヲ抽ス家士討死手負剩ヘ自身モ深手ヲ蒙ル歸陳以後療治不叶元龜四癸酉四月五日卒 行年四十八歳 法名笑山正闍大禪定門石塔在要雲寺 室安仲越前守平憲久之女 文禄三甲午年八月十二日卒 法名玉峯貞珠大姉 石塔在要雲寺

二十一代 信頼 高田兵庫助 初乙次郎 母者安仲氏 信玄ヨリ信ノ字ヲ賜ル 元龜三壬申年十二月遠州引間一戦ノトキ 父憲頼俱ニ手勢百余輩引卒父憲頼深手ヲ負歸陳 後終ニ相果ルニ依テ元龜四癸酉年五月武田勝頼ヨ

り愍懃ノ證文ヲ以テ父ノ遺跡相違無之趣且又駿遠両州へ令出陣度々軍忠有之由ヲ以上州ノ内永安寺領百五十貫為新恩賜之 天正十六戊子年三月十五日卒 行年三十九歳 法名家山正傳大禪定門 石塔要雲寺ニアリ 室小幡尾張守平憲重之女 弘治二丙辰年三月十五日甲戌生于上州甘羅郡吉崎寛永二十癸未年正月十三日卒武州豊島郡江戸吉祥寺石塔有八十八歳

二十二代 直政 高田小次郎 母者小幡氏 天正十壬午年武田家滅亡之後北条家へ属従ス 氏直ヨリ直ノ字ヲ賜ル 天正十八庚寅年北条家滅亡之時累代相傳ノ領地ヲ離レ信州小縣郡塩田郡ニ親類有之故彼地ニ居住ス然ルニ天正十九年辛卯年九月権現公城織部加々爪甚十郎ニ命セラレテ父信賴事御尋ニ付罷出ル所同月三日ニ被召出 文禄元壬辰年武州豊島郡ノ内阿津沢並前野両村ヲ賜ル後胤江戸表ニ番丁ニアリ是正統家ナリ頼政郷仁平ノ頃近衛院ヨリ弁領シ玉フ所ノ獅子王ノ御剣今ニ此家ニ伝フ

11代盛員が初めて高田氏を称し、菅原村に築城したとある。仁治二年の争論については、吾妻鑑に同様な記載があり、出典とも思われる。盛員の实在が確かめられる。系図上では20代憲頼までの間で、盛員の事績が群を抜いて多く書かれているのは、こうした事情による。吾妻鑑では盛員以前に、高田太郎という人物が散見されるため、盛員は高田氏の初代とも言えない（表1-1など）。なお、墓石について、当初は菅応寺にあったが、のち陽雲寺に移したという。この記載は12代政行と2代のみにある。菅応寺は菅原神社の南側にあったと伝えられる。

20代憲頼から記載内容が豊富となるが、従来からこの

部分で混乱が指摘されている。高田氏では永禄期に活躍した人物として、大和守繁頼という人物がおり、系図では欠落している。他の系図も同様である。また、天文16年（1547）信玄によって信濃国志賀城で討たれた高田父子（表1-10）とは誰かという問題も、従来から諸説がある。『妙義町誌』では系図を根拠に、19代遠春をあてている。

近年、黒田基樹氏がこの問題を整理している（黒田2011）。「志賀城で戦死した高田氏の当主が憲頼で、その嫡子某もともに戦死し、そのため次男の繁頼が家督を継いだ」と想定する。また、戦死した嫡子某を、表1-11にみえる高田右衛門佐である可能性が高いとしている。

系図で言えば、「上杉憲政ニ属従シテ憲ノ字ヲ賜ル」までが憲頼の事績で、それ以下は次代繁頼の記事ということになる。黒田説は憲頼を評価しつつ、繁頼を位置づけるものとして妥当である。なお、「永禄十丁卯年五月上野国渋川ノ内金井郷三百貫並ニ久原郷ヲ賜ル」の記事を証する史料はないが、この頃西上野国衆あてに武田氏から多くの所領宛行が行われており、これも信憑性の高い記事と思われる。柴辻俊六氏は永禄10年（1567）3月を「西上野侵攻が一段落し、箕輪城代に内藤昌秀を配置して、この地域を甲信並みの在地支配に組み込もうとした政策の転換期」と位置づけている（柴辻1990）。

繁頼が三方原合戦での戦傷により天正元年（1573）に死去したため、21代信頼が後継となる。事績は少ない。表1-15の高田小次郎は信頼であろうが、この系譜では乙次郎とある。『寛永諸家系図伝』ほかでは、小次郎とも記載されているので問題ない。この時期の高田氏の史料は少ない。信頼は天正16年（1588）に39歳で死去す

表1 高田氏関連事績一覧

	年号	西暦	内容	史料名	出典+文書NO
1	建久元.11. 7	1190	高田太郎、頼朝の上洛に随伴す。	吾妻鑑	県史68
2	建久6. 3. 10	1195	高田太郎、頼朝の上洛に随伴す。	吾妻鑑	県史107
3	建保元. 2. 2	1213	高田太郎、同中八太郎、同四郎、和田方として参戦し捕虜となる。	吾妻鑑	県史152
4	嘉禎4. 2. 17	1238	高田武者太郎、將軍藤原頼経の上洛に随伴す。	吾妻鑑	県史195
5	仁治2. 2. 25	1241	高田盛員、菅野荘内境争論で、長掃部氏に敗れる。	吾妻鑑	県史203
6	元弘3	1333	高田庄司跡、楠木合戦に参陣す。	楠木合戦注文	県史546
7	永享12	1440	高田越前守、上野一揆の一員として結城合戦に参戦し首級をあげる。	結城戦場記	県史1508
8	享禄3カ. 5. 21	1530	高田伊豆守、管領上杉憲寛へ守山氏の戦功を注進す。	森山文書	黒田書124
9	天文2. 2	1533	高田伊豆守、鶴岡八幡宮再建に助成する。	快元僧都記	県史1971
10	天文16. 8. 11	1547	高田父子、志賀城に籠城し、信玄に討たれる。	高伯齊記	安中市史160
11	天文16. 8. 11	1547	高田右衛門佐、志賀城で討たれる。	工藤文書	戦武227
12	永禄4カ	1561	高田小次郎、箕輪衆として上杉方に参陣す。	上杉家文書	県史2122
13	永禄10. 8. 7	1567	高田大和守繁頼、武田家への起請文を納める。	生島足島神社文書	県史2381
14	永禄12カ. 6. 10	1569	高田大和守、信玄の命により小幡三河守を攻める。	島根県立博物館所蔵文書	戦武1419
15	未詳. 11. 16		高田小次郎、勝頼に某所からの帰陣を告げる。	興蔵寺旧蔵文書	戦武3735

*県史：『群馬県史』中世編、戦武：『戦国遺文武田氏編』東京堂出版、黒田書：黒田（2011）所載史料

る。

22代直政の事績に天正10年の北条家従属があるが、この時期は信頼の事績にあたる。この系譜では直政の事績の後半部分が不明なため、『寛政重修諸家系譜』により、以下に補足する。

直政 (前略) 慶長五年信濃国上田城に御発向のとき供奉し、十九年大阪の役にもしたがひたてまつり、元和元年の役に、五月七日首一級を得たり。万治三年三月十三日死す。年八十三。法名浄心。牛込の宝泉寺に葬る。妻は安藤次右衛門正次が女。

ここで問題となるのが、没年である。万治3年(1660)に83歳で死去となれば、生年は天正5年(1577)である。北条家に従属した天正10年は5歳のため、やはり信頼の時が妥当であろう。事績では天正18年までの記録がない。北条家の滅亡により、信濃国へ移住したというので、小田原合戦に関わったとみて良いだろう。だが、不可解な点が多い。

天正5年3月、菅原城に近い菅原神社と妙義神社に、小幡信竜齊全賢(憲重)、同信真ら一族が鰐口を寄進し、一族の繁栄を祈願している¹⁾。ちょうど、高田直政の生年でもあり、母は小幡憲重の娘である。小幡氏は外戚である。しかし、銘文には高田氏に関わる記載が一切無い。違和感が残る。

信頼に当たる高田小次郎について、久保田順一氏は「天正十年(一五八二)九月、徳川家康が津金胤久に下高田(群馬県妙義町)二十貫文などを与えた。同所は高田氏の本貫地であり、武田氏滅亡などに関係して小次郎の身に異変があった可能性がある。以後、高田氏の動向について史料にはみえない」(『戦国人名辞典』)²⁾としている。小幡氏が寄進した鰐口の件とも合致する見解である。徳川氏の関係で言えば、天正10年9月は天正壬午の乱の渦中であり、翌月に北条氏と和睦する状況である。信濃一國が徳川領となることを考えれば、国境近くまで影響は及ぶだろう。信濃の領主が領有する土地を宛行った可能性はある。不知行となったかもしれない。いずれにしろ、徳川氏が直接高田領に介入できる状況とは考えにくい。この時期の高田氏の本拠が菅原と考えれば尚更である。天正18年の動向は次項で改めて検討するが、高田信頼が39歳と短命なため、病氣や怪我ということも考えられる。次代も年若いため、天正5年頃には直政の外戚である小幡氏の勢力下となっていたと考えられる。

(2) 菅原城と戦国大名

史料上「菅原城」という文言はなく、専ら「高田」という記載が見られる。ここでは、それらを基礎史料に菅原城を考える。

高田氏は表1-10・11にある志賀籠城戦で不幸にも当主父子を失い、天文22年(1553)の北条氏侵攻前にすでに勢力を失っていた。しかし、永禄3年(1560)の上杉謙信越山の際には、高田小次郎が翌年参陣する(表1-12)。この間の事情は不明である。

武田信玄は、永禄4年11月初めて上野国に侵攻する。その際、松原神社に願文を捧げ、「西牧・高田・諏訪之三城」の攻略を祈念する³⁾。同月18日には高田は降参し、信玄は20日に国峰城(甘楽町)攻めへ向かう。この軍事情報で、西牧(南牧村)と高田は攻略され⁴⁾、諏訪城(松井田町)は死守された。また、4月28日付けで高野山にある成慶院に宛てた伴野信直の書状に、「折節上州号高田地ニ為寄手」⁵⁾と書かれている。これは、丸島和洋氏により永禄5年と比定されている(丸島2008)。記載された高田は地名と判明する。高田氏が拠った永禄期の居城は、菅原城である可能性も残るが、信玄が攻略したのは富岡市妙義町下高田にある高田城と見なされよう。

翌5年5月、信玄は西上野一帯に攻め入る。信玄が嬖恋の鎌原氏にあてた書状に、「其の方持(かせぎ)ゆえに、浦中(浦野中務少輔)忠節感じ入り候、何(いづれ)の敵地の麦作悉く蒔(か)り執り、和田(高崎市)・天引(甘楽町)・高田・高山(藤岡市)へ籠め置き、倉賀野・諏方(すわ)・安中の苗代薙ぎ払い、その上武州本庄・久々宇(本庄市)まで放火」(読み下し文)⁶⁾とある。信玄の攻略目標は、諏訪城・安中城(ともに安中氏)と倉賀野城(倉賀野氏)であった。和田城、天引城、「高田」城、高山城はいずれも武田氏が拠点として抑えた城であり、これと前年に復帰した有力国衆小幡氏の居城国峰城が加わる。「高田」城は主に諏訪城攻めへ向けて確保されたと考えられる。高田城が武田氏に使用されたため、高田氏は菅原城に移ったとするのも可能であろう。一方、和田城は別として、天引城、高山城はいずれも高所に選地した城で、菅原城と状況が近似している。加えて、菅原城は高田城よりも堅固な縄張となっている。本拠を追われた状況で拠ったにしては大規模すぎる。高田氏の力量として疑問がある。むしろ武田氏の戦略的な意図に基づいて、新たな拠点が取り立てられたと考えた方が、遺構に見合っている。諏訪城および安中城は、同年9月までに信玄方となったため(黒田1999)、「高田」を取り巻く状況も変わり、以後武田氏が利用した史料は見られなくなる。

次いで、この地域が戦場として史上に登場するのが、天正18年の小田原合戦である。松井田城には北条家臣大道寺政繁が守備し、4月20日に落城した⁷⁾。同じく西牧城には北条家の足軽衆多米周防守、大谷帯刀左衛門が籠城し、同月29日までに落城する。⁸⁾

問題はこの西牧城である。比定地は下仁田町南野牧に

あり、西牧城あるいは幽崖城と呼ばれている。『上州故城壘記』から、すでに多米氏らが籠もった西牧城に比定している。ところが、この西牧城は非常に規模が小さい。そこで興味深い史料があり、上野国内の全体像がうかがえるため、該当箇所を示す。

「筑前守（前田利家）働きの口、上野筋の儀、松井田城落居に付いて、箕輪・厩橋・石倉（前橋市）・西牧之高田明け渡し、皆々請け取られ候、人数入れ置き候、新田・ふかや・おし・江戸・河越・佐野・足利以下悉く相済まし、五三日の内に、何れも人数を遣わし、請け取るべくに候事」（読み下し文）

松井田城が落城し、箕輪城なども相次いで開城したことを伝えている。ここでいう「西牧之高田」とはどこであろう。他にあげられた城も主要な城であるから、多米氏らが籠もった西牧城とみて良いだろう。この場合、西牧城開城に高田氏が関わったことになる。高田氏が明け渡したと読むこともできる。

前項でも触れたとおり、この時期の高田氏は当主の信頼が天正16年に死去し、次代の直政は13歳に過ぎなかった。小田原合戦を契機に、直政は高田を追われ、信州へ移ることになる。小幡氏との関係も考慮されるが、当主小幡信定は自身小田原城へ籠もり、一族は宮崎城（富岡

市）に籠もったらしい。周辺が戦場化する中、高田氏が籠城するのは菅原城が、もっとも理に叶っている。しかし、北条軍が戦略的な意図から西牧城を選んだ場合、他を捨てて西牧城へ入城するように命令することはあり得る。それにしても、西牧城は明け渡す城として貧弱である。内山峠越えの信州街道ルートを確認した意図はうかがえるが、西牧地域だけで考えても、尾屋敷城など他にもっと大きな城が点在している。地域確保という観点で、西牧城がどれほど意味をなすのか理解しがたい。高田氏が明け渡したという戦後処理には、居城である菅原城の開城が当然含まれていたはずである。

3 菅原城の検討

(1) 立地

菅原城は富岡市妙義町大字菅原（以下、大字名は「」）に所在する（図4）。北西約2kmには妙義山系の一つで、標高856mの金鶏山がそびえる。そこから東麓へ細長く延びた尾根の突端に菅原城が築かれている。最高所の標高は452mである。尾根は南西に向かって奥まっていく谷間を遮る。北東麓には住宅の密集する中宿集落が広がり、根小屋集落と想定される。周辺の街道は、図4に太線で示したとおり、現在と違って城の西側を通過していた



図4 菅原城周辺の関連遺跡分布図(地形国5万分の1「富岡」国土地理院発行)

とされる。もっとも、このルートは妙義神社へ向かうものを示している（『信仰の道』群馬県教委2001）。主要道は、宿から高田川沿いを行沢へ向かうルートであろう。南西へ延びる道は杉ノ木峠を越えて、下仁田町上小坂へ通じている。このまま信州へ向かう街道となる。中世段階の高田領あるいは菅野荘の範囲は不明ながら、高田川流域を主要部と見なした場合、もっとも上流に位置している。高田川は北流したのち、「行沢」で東へ流路を変える。「行沢」と「諸戸」の北側山岳部には行沢城、諸戸城があり、特に後者の規模は大きい。両城と菅原城に挟まれた谷間は閉鎖性が高く、高田氏の本拠に相応しい。

一方、高田城は「下高田」にあり、城の西麓は「丹生」を本拠とする新田（後閑）氏、南麓は貫前神社の一宮氏、あるいは小幡領と接している。高田城は境目の城としての要素がうかがえる。周辺には丹生城、丹生東城、宇田

城、神成城、宮崎城など大規模な城郭が密集する県下有数の地域である。もちろん、すべてが並存する可能性は考えにくい。時々の勢力情勢に応じて使用されたはずである。前節で検討したとおり、高田城は信玄が侵攻した永禄4年（1561）段階で高田氏が本拠としていたと考えられる。その時点では周辺勢力との関係や、甘楽地域への通路として重要であったと推測される。その後、高田氏は菅原城へ本拠を移したと考えられる。そこに武田氏の影響をみることもできる。永禄5年に安中氏が武田氏に与し、諏訪城は落城する。そこで、武田氏は直轄下の城として松井田城を築城する。そこから安中城を結ぶことで、のちの中仙道のルートが主要街道となっていく。菅原城への移転は、高田氏の拠点移動と同時に、松井田城を繋ぐネットワークの整備であった可能性が高いだろう。

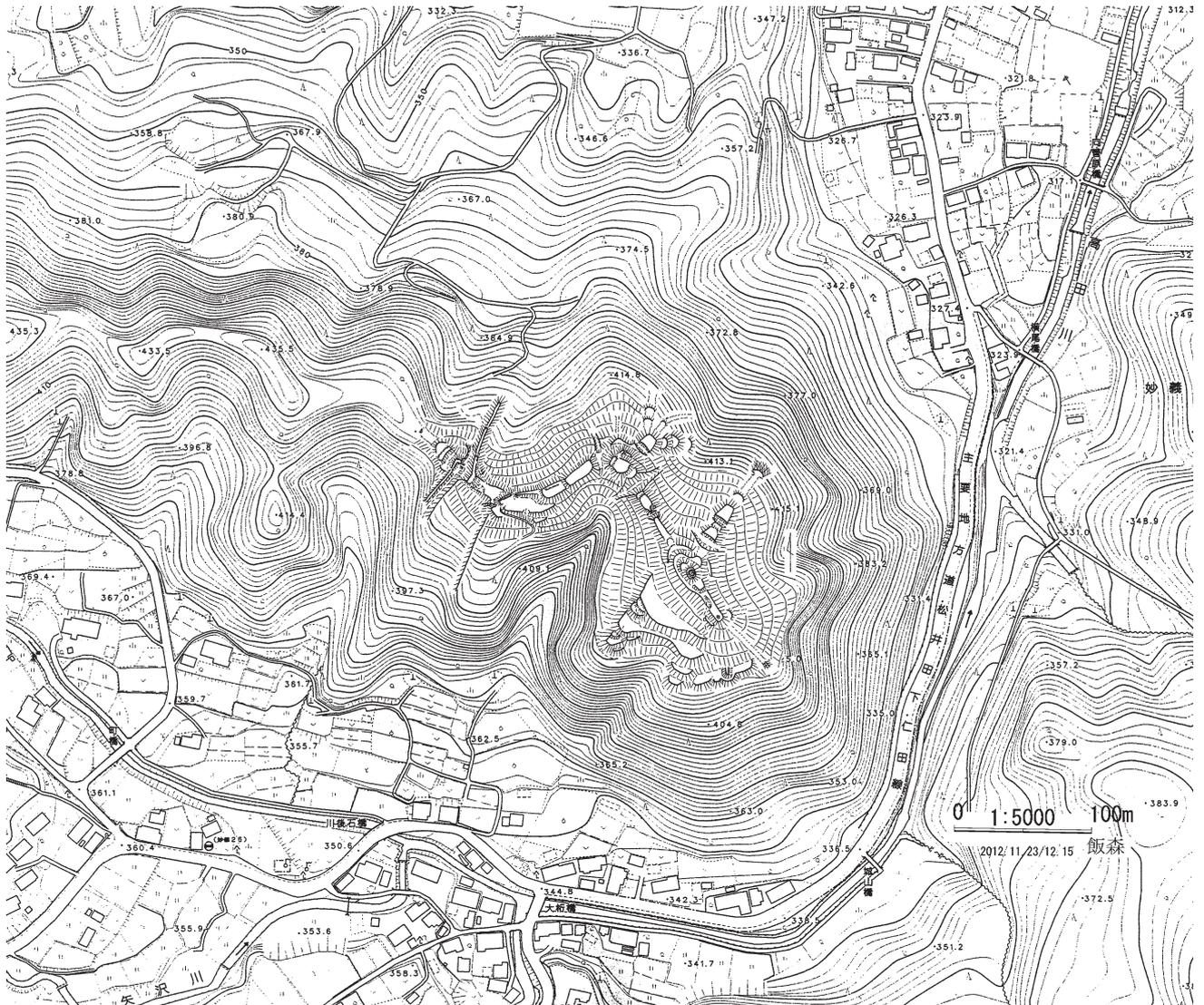


図5 菅原城と周辺図(1:5000)

(2) 縄張

図5・6が改めて作成した縄張図である。図6にⅢと記した郭から西側部分は、管見の限り図化されていない部分である。山崎氏の縄張図でも城外となっているが、『群馬県の中世城館跡』に掲載された3万5千分の1の位置図では城内として囲んである。おそらく、なんらかの現地調査はされていようが、修正された縄張図は掲載されていない。以下、城の要所について詳述する。

尾根は切り立った急斜面に囲まれた天嶮の地である。

麓との比高差は約90mに及ぶ。城はへの字に折れた尾根を3つの郭群に大きく分割する。総延長300mに近い大城郭である。東側突端の約110mの直線部が、第Ⅰ郭を中心とする郭群である。次いでへの字に屈曲する部分約20mが第Ⅱ郭などで、その西側の弓なりの約150m部分が、第Ⅲ郭ほかの郭群である。

第Ⅰ郭は城の最高所である。非常に狭いが腰郭により同心円状に囲い込んでいる。削平することである程度の広さは確保できるが、あえて高所を残したと考えられる。

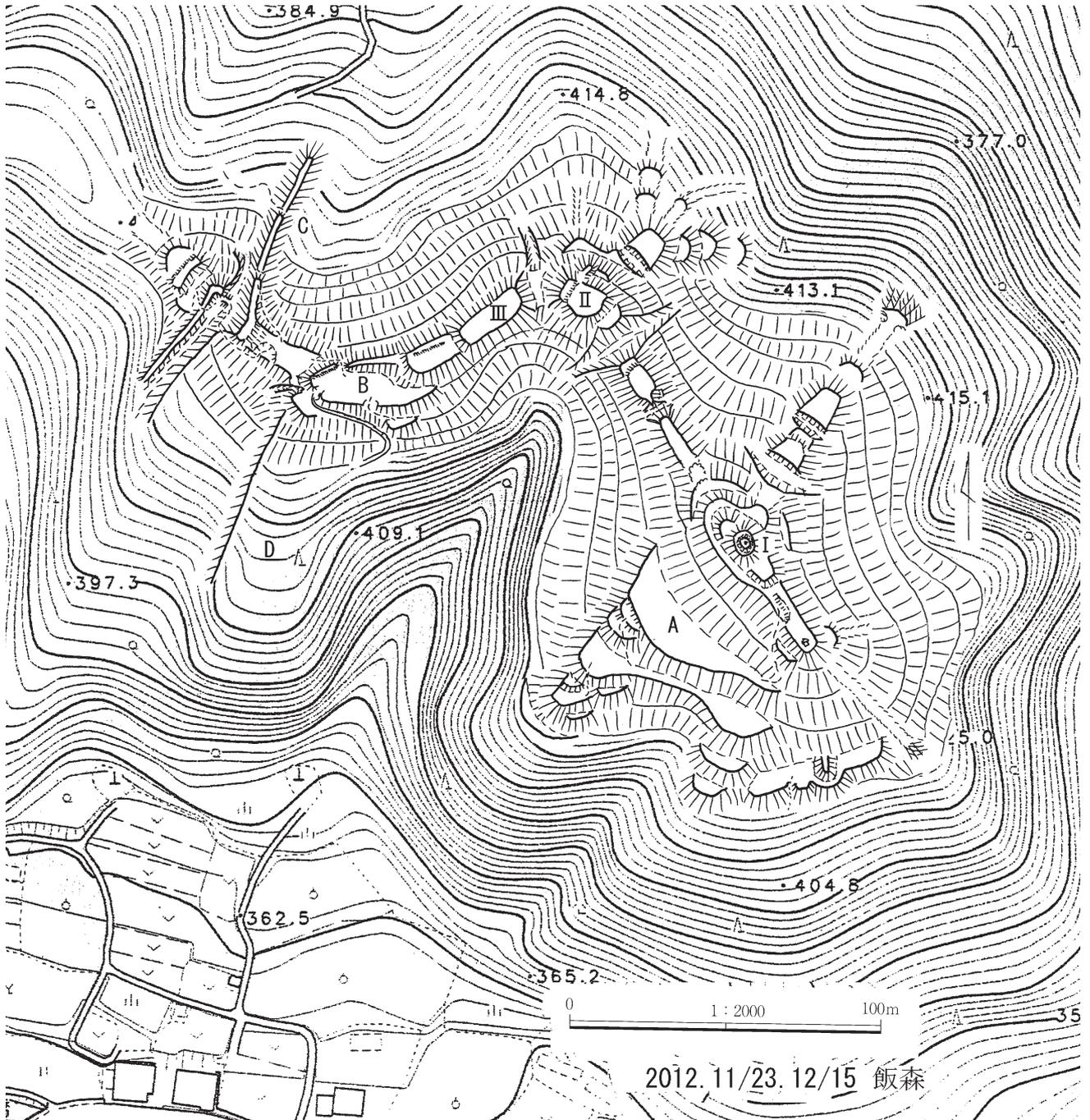


図6 菅原城縄張図(1:2000)

中心部は小さな円形の土壇であり、望楼などが想定される。東側は細長く平らな郭が延び、南下の郭群と連絡する。Aは最も広い郭で、その下段にも複数の郭群がある。目立った防御施設はなく、この城の最深部でバックヤードのような空間と思われる。南斜面は以下急斜面となる。北面も急斜面が巡るが、こちらは堀切を二重に設け厳重である。西側も二重の堀切によって第Ⅱ郭と分離されている。

第Ⅱ郭は東西両側を深い大堀切で分割され、砲台状の郭となっている。南面は屈曲部が谷状に切り込んで絶壁となっている。北面は細い尾根が3条あり、それぞれに削平面が作られている。山崎氏はこの斜面に大手を想定しているが、現状は断崖であり、登山に長けていないと登ることもできない。ただし、第Ⅰ郭の北面もあわせて、北斜面には執拗に防御線が形成されていることは確かである。

第Ⅲ郭を中心とする郭群が、最も戦略的な部分である。第Ⅲ郭は高所であり、空間も広く、南北両面とも急斜面である。西側の一段低い郭も広く、北面に低土居がある。北西角から通路を兼ねた土塁が降下する。Bは防御拠点となる郭である。北面に低土居が巡り、中央部に食い違いの虎口が開く。南面中央と西面にも虎口があり下の腰郭と連絡している。南斜面には比較的緩斜面であるDがあるが、段々畑と農道がつづら折りに作られ、現在は更に荒廃して往時を復原することは難しい。城の西端は厳重で、二重の堀切が設けられる。内側の堀切は南北とも堅堀となる。南側は長大なもので西側に土塁を伴って深さを増している。北面の堅堀はやや短く西へ曲がる。その東側には郭面から続く長大な土塁が並走している。途中二度の段差を設ける。西面に広がる谷地形に対する攻撃的な土塁である。C付近には斜路があり、ここを大手と考える。この郭群は高低差を有効に使いながら、下方の攻め手を前面で狙い撃つ構造となっている。長大な堅堀は県下では限られた城にしか使われておらず、周辺では国峰城や松井田城の例がある。この点から菅原城の縄張に、戦国大名勢力の関与があり、城史から武田氏の関与を想定して置きたい。

まとめにかえて

本稿では、図化されていない西側半部を加えた菅原城の縄張図を作成し紹介した。この部分は最も外郭にあたり、従来踏査が困難であった山崎説の大手道に変わる通路を示すことができた。大手道は長大な土塁を進む特異な事例と考えられる。また、それと対をなす南斜面の堅堀も長大であり、こうした状況から武田氏による関与を想定した。

菅原城は従来から高田氏の後期城郭と言われているが、明確な年代は比定されていない。本稿では、史料の

分析から永禄4年に信玄によって攻略された「高田」を高田城と考え、その後高田氏は菅原城へ移転したと結論づけた。その大きな要因は、武田氏が松井田地域を支配下に置き、松井田城を取り立てることによって、近世の中山道となるルートが重用されることになったためと考えた。菅原城は松井田から西牧を通り信州へ向かうルート上にあるからである。菅原城の縄張りに武田氏の関与がうかがわれることとも一致する推論である。

本稿ではあわせて、永禄から天正期における高田氏の動向について、系譜などを手がかりに考察した。特に天正5年以降は小幡氏の勢力下にあったと結論づけた。大方のご批判をいただければ幸いである。

末筆ながら、菅原城踏査にご同行くださり、日頃より助言・助力を頂いている久保田順一・廣津英一両氏に感謝申し上げる次第である。

なお、本稿は平成24年度自主研究助成金による「富岡市・甘楽郡地域城館の縄張研究」の成果の一部である。

引用文献・史料出典

- 関東史料研究会（1974）『関八州古戦録』
 黒田基樹（2013）「戦国期山内上杉氏文書集」『戦国期山内上杉氏の研究』岩田書院、344
 群馬県教育委員会（1988）『群馬県の中世城館跡』、74-76、144、253
 群馬県教育委員会（2001）歴史の道調査報告書『信仰の道 —上毛三山を中心に—』
 群馬県史編さん委員会（1986）『群馬県史』資料編7 中世8
 群馬県文化振興事業団（1983）『上野国郡村誌』8 甘楽郡（1）、140-141、211-212、237
 柴辻俊六・黒田基樹編（2002）『戦国遺文』武田氏編第一巻 東京堂出版
 柴辻俊六・黒田基樹・丸島和洋編（2006）『戦国遺文』武田氏編第六巻 東京堂出版
 続群書類従完成会（1981）「清和源氏頼光流高田」『寛政重修諸家譜』巻二百五十九
 高田城址調査会・富岡市教育委員会・妙義町教育委員会（1991）『高田城址』
 高田城址遺跡調査会・妙義町教育委員会（1999）『高田城址』
 妙義町教育委員会（1989）『妙義東部遺跡群（Ⅱ）』Ⅳ．堀ノ内遺跡
 妙義町（1993）『妙義町誌』、302-328
 山崎一（1978）『群馬県古城壘址の研究』下巻 群馬県文化事業振興会、160-162
 山崎一ほか編（1979）『日本城郭体系』第4巻 茨城・栃木・群馬 新人物往来社、462

山崎一校注（1970）「上州故城壘記」『群馬県史料集』別
巻一 古城誌篇 群馬県文化事業振興会
山崎一校注（1970）「上毛古城記」『群馬県史料集』別巻
一 古城誌篇 群馬県文化事業振興会

引用論文

黒田基樹（1999）「武田氏の西上野経略と甘利氏」『ぐん
ま史料研究』12号、のち同（2001）『戦国期東国の大名
と国衆』岩田書院再録、88-89
黒田基樹（2011）「天文期の山内上杉氏と武田氏」（柴辻
俊六編『戦国大名武田氏の役と家臣』岩田書院、のち黒
田基樹（2013）『戦国期山内上杉氏の研究』岩田書院再
録、89-91
柴辻俊六（1990）「武田信玄の関東経略と西上野支配」
（戦国史研究会編『東国戦国社会論』吉川弘文館、のち
柴辻俊六（1991）『戦国大名武田氏領の支配構造』岩田
書院再録、277
丸島和洋（2008）「戦国期信濃伴野氏の基礎的考察」『信
濃』第60巻10号、31-32
山崎一（1989）「前期高田館」・「後期高田館」『妙義東
部遺跡群（Ⅱ）』妙義町教育委員会、15-16
山崎一（1991）「高田城址について」『高田城址』高田城
址調査会・富岡市教育委員会・妙義町教育委員会、43-
48

註

- 1 年欠 菅原神社鰐口銘（妙義町菅原神社所蔵）（戦
武2793号）。天正5年3月27日 妙義神社鰐口銘（甲府
市府中八幡神社旧蔵）（『戦国遺文武田氏編』（東京堂出
版）所載2792号文書）（以下、戦武〇〇号と略す）。
- 2 久保田順一（2006）「高田小次郎」『戦国人名辞典』
吉川弘文館、606
- 3 永禄4年11月2日付け武田信玄願文（松原神社文書）
（『群馬県史』資料編中世所載2133号文書）（以下、県史
〇〇号と略す）。
- 4 11月19日付け武田信玄書状写（加沢記所収文書）
（県史2137号）
- 5 4月28日付け成慶院宛伴野信直書状（高野町成慶院
文書）（戦武4313号）
- 6 5月17日付け鎌原宮内少輔宛武田信玄書状（伏島家
文書）（戦武785号）
- 7 4月22日付け意成守屋柏齊書状（伊達家文書）（県
史3617号）
- 8 4月29日付け依田康国宛豊臣秀吉朱印状（芦田文書）
（県史3623号）。

前橋市・高崎市・吉岡町域における天明泥流到達範囲

——天明三年浅間災害に関する地域史的研究——

関 俊明¹⁾・中島直樹²⁾・勢藤 力³⁾

群馬県埋蔵文化財調査事業団¹⁾・玉村町教育委員会²⁾・伊勢崎市教育委員会³⁾

- | | |
|------------------------------|----------------|
| 1. はじめに | 5. 発掘調査の事例と想定線 |
| 2. 目的と方法 | 6. 踏査確認地点情報 |
| 3. 史料や発掘調査でみる利根川中流域での流下と被害状況 | 7. 天明泥流到達範囲図 |
| 4. 前橋市・高崎市・吉岡町の立地と環境 | 8. まとめと課題 |

—— 要 旨 ——

被害から230年が経過した天明三年浅間災害は、1,500名に及ぶ犠牲者を出した歴史災害である。筆者3人は、発掘調査を通じてこの災害に関わってきた。検出された遺構や遺物のみではなく、史料や供養塔などの存在をはじめ、伝えられてきた多くの教訓や幾種類もの語り継ぐべき項目があることに接してきた。

本稿は、天明泥流の痕跡を確認し語り継いでいくべき今日的な課題として、実質レベルでの到達範囲とそれに関わる伝承や踏査による地点情報を集約していこうとするものである。群馬県内を貫く利根川と支流の吾妻川を襲った天明泥流被害に関しての基礎資料として、天明泥流堆積物の分布を都市計画図レベルでたどっていく作業のとりまとめである。これまでに、玉村町・伊勢崎市域については、関・中島（2005）、関・勢藤・中島（2013）で取り組んできた。本稿では、前橋市・高崎市・吉岡町域についての継続的な取り組みである。過去の災害を精確に伝え、地域の歴史の一断面をたどれる資料として、ささやかながらではあるが、広域的に取り組んでいこうと考えるものである。

社会変化の中で、伝統や伝承が途絶えようとしている今日、地域史的な視点を忘れずに作業に取り組みたいと考えてきた。時間の制約や作業検討の不十分さによる不備については、改めて諸氏にご協力を願い、検討の叩き台とするべく今後も作業を継続させていきたいと考えるものである。

キーワード

対象時代 江戸時代 天明三年

対象地域 前橋市 高崎市 吉岡町

研究対象 天明三年浅間災害 天明泥流

1. はじめに

本稿で扱う天明三年（1783）浅間災害は、新暦8月5日（以下、新暦を算用数字）午前の浅間山噴火で発生した吾妻川と利根川を流下した天明泥流による被害である。ここでは数時間後に被災した前橋市・高崎市・吉岡町域における泥流被災範囲の確定を目指すものである。

利根川中流域のこの範囲は、天明泥流が被害をもたらしながら流下した沿岸のうちでも、時間経過のなかで今日、最も開発や地形変遷の著しい地域の一つである。しかし、開発に伴う発掘調査が盛んになる以前に開発が進められた地域でもあるために、天明三年に関する発掘調査や試掘調査などの資料は充実しているとはいえない。実際の踏査においても、都市部においては土地造成や圃場整備などで土地利用の変化が大きく十分な成果を得ることができなかった箇所も多い。また、その後の洪水等による河岸の崩壊、流路変更等も含めて、精確な景観を読み取ることは難しく、到達の境界線については、旧地形図の土地利用状況などを参照して検討するにとどめざるをえなかった箇所もある。

該当地域では、一般国道17号（上武道路）の発掘調査が大規模におこなわれている。詳細な情報は、現在進められている整理作業中の発掘調査報告書の刊行によることも大きく、この地域の被害状況を復元するには大いに参考となるものと考えられる。

限られた時間のなかでの取り組みであり、悉皆調査にはいたらなかったが、現地踏査を通して集約した情報として、関係する伝承や被害にかかわる事項を盛り込んだ。十分な内容集約には及ばないが、今後の諸氏による検討材料としていただきたい。

2. 目的と方法

(1) 目的

天明三年浅間災害現象の一つである8月5日の泥流流下範囲について、前橋市・高崎市・吉岡町域について提示することが目的である。具体的には天明泥流到達範囲図作成が挙げられる。その内容としては、近年の発掘調査の成果による天明泥流堆積物の到達範囲境界の確定や堆積状況の確認、また地元に残る伝承、供養塔などの存在、現地踏査による判別などが検討材料になるとし、それらを融合的に組み合わせることにより、天明泥流の到達の実態を実質レベルで把握できるものと考えてきた。

ここでは、天明三年浅間災害現象の一つ天明泥流の範囲把握作業という、資料蓄積に向けての取り組みであるが、泥流の流下メカニズム解明の基礎データともなりうるという判断のもとでの取り組みでもある。

(2) 方法

天明泥流到達範囲図作成にあたり、天明泥流堆積物の流下範囲を想定した先行文献あるいは、関連する地図資

料・史料絵図として参照できたものは、以下の通りである。

- ①明治前期測量『フランス式彩色絵図』1885（明治18年迅速図）復刻（財）日本地図センター1:20,000
- ②「浅間焼吾妻川利根川泥押絵図」（群馬県立歴史博物館所蔵）
- ③「天明3年7月広瀬桃木両堰取水入口普請絵図」（『広瀬用水史』付図）
- ④「浅間吹出村里之絵図細見」（飯島家所蔵）
- ⑤「天保9年上野國群馬那波両郡用水 植野天狗岩堰水下水行筋略図」（前橋市元総社町昌楽寺所蔵、総社資料館複製展示）
- ⑥「慶応四年上野國群馬郡植野庄天狗岩堰画図」（元景寺所蔵、『開削四百周年記念天狗岩堰のあゆみ』に掲載）
- ⑦「植野堰・広瀬桃木堰絵図」（寒河江家所蔵、『群馬県史』資料編14口絵）
- ⑧「前橋市全図」1917（前橋市役所蔵版、煥乎堂本店）

踏査においては、どれだけ当時の地形が残されているかが大きな鍵となる。天明三年以降、多発した水害による地形の変化が大きく影響している地域もあり、今後の開発による現状地形の変更を考えれば、当時の地形景観を伝承や踏査により復元するのは、程なく困難になるだろうという危惧の念も抱きつつ作業にあたった。

把握のための重要な根拠となる発掘調査の事例も多いとはいえ、伝承記録・現地踏査から上記の参照地図の洗い出しを中心に、不明な場所は、旧地形の土地利用状況の明瞭な『フランス式彩色絵図』による明治期の土地利用状況を主に参照し、泥流到達範囲図を作成した。

3. 史料や発掘調査でみる利根川中流域での流下と被害状況

吉岡町・前橋市・高崎市は、利根川中流域におよそ18kmの範囲で接していて、この地域の標高は概ね140～70mとなっている。利根川はほぼ南に流下し、玉村町に接する付近で大きく東に蛇行する。

表1に今回の前橋市・高崎市・吉岡町域の該当する村々の被害（古澤1997）を抜粋した。被害石高の割合は、村ごとの耕作地の泥流被害のみならず、被災した村全体の面積や範囲把握の参考にすることもできる。これによれば、この地域での犠牲者は出ていないことになる。

利根川と吾妻川の合流点付近での現象の一つとして、一時的な流れの停留があげられる。その舞台となったのがこの流域である。根拠とすべき史料に基づいた検討は、前稿（関・勢藤・中島2013）に記述の通りである。吉岡町の中町遺跡では、逆級化を呈する砂層（R・G層）の検出がなされ、同層の形成が発掘作業の精確さにつながり、田面でプリントされた人の手や足跡・稲株痕が明瞭に検出されるに至っている。水理学的な痕跡としても天

表1 流域の被害 古澤(1997)をもとに作成。

村名	石高	被害石高	死者	被害家屋
大久保	(1237)	少泥入		
漆原	1150	255		7
川原嶋新田	9町6反3畝泥入			3
植野	506	0.2		
野馬塚	236	65		
惣社	(1170)	少泥入		
大渡	63	24		
内藤分	154	61		
小相木	(158)	少泥入		
上新田	(719)	少泥入		
下新田	(420)	少泥入		
萩原	(759)	少泥入		
西横手	151	17		42
大類		少泥入		
中島	250	210		34

明泥流の流下現象を解明する視点としても、同様な事例や観察は、今後の発掘調査資料の蓄積を求めている点である(関2006)。

名主や地域の学識者が書き記した史料は、被害の状況を伝える地点情報を得るのに重要である。この流域を扱った史料は、「万覚書(抄)」(大久保村名主中島宇右衛門)、「浅間嶽大焼泥押次第」(利根川右岸地域の見聞録、著者不明)、「浅間山変水騒動記」(筆写者は漆原村の人物、前橋の対岸区域での記録)、「浅間山大焼変水已後日記」(公田村石原清蔵)、「浅間山焼覚」(新堀村惣代伝左衛門)など(萩原1986)があげられ、それぞれの地点でどう天明泥流が流れ下ったのかを知ることができる情報を含んでおり、とくに重視することができる。

「万覚書(抄)」で、大久保村の名主中島宇右衛門が記述したところでは、「当村江砂降り候事 七月二日 五日 六日 八日 九日 十日 十八日 十九日 合九度降り候 其外夜少々降候事も有之由」といい、合わせて9度の降砂灰が詳細に記録されている。吉岡町漆原地内で発掘調査された桑原田遺跡(群埋文2011)や前橋市の田口下田尻遺跡(群埋文2012)などの畑畝断面で観察されている降下物は、この記述との照合が可能になるものと考えている。天明泥流が襲った後にも、この大久保村では降砂が記録されていることがわかる。その点でも、天明三年浅間災害を扱う史料の中で、泥流被害のみに記述が集中することとは、一線を画する意味で大切な情報といえるだろう。また、「当村変死等の者壺人も無御座候」と代官所宛の報告を書き控えている。さらに、大久保村

村名	石高	被害石高	死者	被害家屋
田口	675	492		44
関根	491	90		41
荒牧	(591)	田畑泥入		
小出	(609)	田畑泥入		
下小出	(798)	田畑泥入		
岩神	(631)	田畑泥入		
紅雲分	(616)	少泥入		
宗甫分	(768)	少泥入		
六供	(1060)	田畑泥入		
礪島	(346)	田畑泥入		
公田	(100)	川通泥入り		8
下公田	(506)	大泥入		
茂右衛門分	(310)	大泥入		
横手	(486)	大泥入		
善光寺	(331)	少泥入		
寺家	(282)	少泥入		
新堀	(537)	大泥入		42
下阿内	(463)	大泥入		
阿内	(314)	大泥入		

は当時川越藩領で利根川右岸は「向領」といったが、その名主の記述ということになり、広い視野で平野部の天明三年浅間災害情報を事細かに記録する姿勢がうかがえる。

また、同一著者と考えられる「歳中万日記」(萩原1985)では、「七月六日…水門橋迄参見届ケ申候所水ハどろ水也」などといい、著者の書き残した臨場感あふれる地点情報も含まれている。

「浅間嶽大焼泥押次第」では、「高井村より洪川辺迄灰砂少々降申候へ共田方為(青?)立、大豆三四分里いもとひ(え?)は八分其外小物皆々無之候。元惣社村辺四五ケ村ハ五六分大豆三四分里いもひゑ七八分、其外小物無御座候。」といい、利根川右岸部周辺地域のその年の作柄の様子を伝えている。

「浅間山変水騒動記」の筆写者は漆原村の人物とされ、前橋の対岸区域の状況を細かく記録している。「午之下刻頃利根川江押し沼田川落合留り、沼田川壺里儀満水となり暫時之内両川一度ニ押し。」と記す。この記述中に「牧川」「利根川」「沼田川」が出てきて意味が錯綜するが、「牧川」と「沼田川」の合流点以降が「利根川」と考えると読み解くことができ、先述の停留現象を記録した内容を理解できる。「此時当村田畑共式拾五丁余泥押に成当所分ニ三十七人流死之もの有之。」とも記している。

公田村の石原清蔵は、「浅間山大焼変水已後日記」で、「前橋御領其村々により多少は有之候得共当所は式寸程も降り候様にて、七日夜中戸障子なり、雷八日の朝迄い

たすなり。皆人夜中は寝ぶらず、夜を明し、内八日の朝細ケ成石降、夫より泥まじりの雨ふり、九ツ過ぎに広瀬川江満水の由、家道具杯流レ參候。利根川は勿論兩岸江一はいに成、觀民、柳原の松原一面に押ぬき…。虎ケ淵から堀江水さし込、土手壺式尺程になり候に付、御役人様出張、風呂川道へりへ土俵式俵返り置候而御ふせき被成候。惣町役人并人足差出シ漸々是をふせく。」といい、前橋城の被害と対処の様子を鮮明に記録している。また、「広瀬川江の御普請所々に而人足四五拾人流死ス。其外関根、新町裏片黒（石）下辺ニ松の立木に登り而助命致候人足数百人、是は立花山より段々竹橋ヲ掛、八日夜中かかり火出焼十日迄助命の者数不知候。」と広瀬堰周辺での被害の様子を伝え、被害とその後の復旧状況を詳しく記録している。

新堀村の惣代伝左衛門は、「浅間山焼覚」で、実見をもとに「利根川の水を瀬切り一里斗り上江流其川の水瀬に乗て崩れ一旦に押来ル事矢よりも早押開く。夫共不知川下ニては当村の人々は満水と心得、川辺江網子を持出魚を汕（スク）はんとせし所に泥水ニて…。予其時…泥中に足を踏込見ればアツキ泥也。」と記している。一端水が引き、人々が魚を獲る時間があったことや、「火石」を目の辺りにして熱い泥だったことを記録している。この周辺での天明泥流流下の様子が直接的な記述で得られる地点情報として重要なものである。

4. 前橋市・高崎市・吉岡町の立地と環境

前橋市は、県の中南部に位置する。地形的には北東の赤城山斜面、南西部の前橋台地、そしてその間に広がる広瀬川低地帯に大別される。市の西側にはこの前橋台地に利根川が流れるが中世以前には広瀬川低地帯に流路があり、利根川の流路が政治的・文化的な境界を成してきた。現在ではこの広瀬川低地帯には広瀬川・桃ノ木川・白川などが流れる。利根川左岸の地域は、前橋台地上にある。なお、前橋台地は約22,000年前の浅間山の山体崩壊による泥流堆積物によって形成されたものと言われている。

現在の前橋市は平成16年から21年にかけての合併が行われた結果、現在人口約34万人になり、市の周辺部においても開発が多くなっている。また、近年では、上武道路や北関東自動車道の建設といった大規模な工事も行われている。前橋市内には、上毛野を代表する総社二子山古墳、終末期古墳の蛇穴山古墳、奈良～平安時代の上野国府、中世上野国守護代総社長尾氏の本拠地であった蒼海城などの遺跡がある。

高崎市は、県の中西部に位置し、市の西端は長野県軽井沢町と接している。市の西部は山地となり、東部は関東平野に立地する。全体的には北西から南東方向に向かって緩やかに傾斜し、南東部のみが平地になる。市の西部

から南東部へ烏川が貫流しており、榛名山麓から流れ出す大小の河川がこれに注ぎ込んでいる。

今回調査を行なった利根川右岸の地域は、前橋台地と呼ばれる低平な台地となっている。高崎市内には、弥生時代の水田跡と方形周溝墓群が発見された日高遺跡、古墳時代の豪族居館跡である北谷遺跡、半島系の副葬品が特徴の前方後円墳である観音山古墳、奈良時代に創建された上野国分寺跡などの遺跡がある。

現在の高崎市は平成17年から21年にかけての合併により人口約37万人になり、市の周辺部においても開発が多くなっている。また、近年では、北関東自動車道や国道354号バイパスの建設といった大規模な工事も行われている。これにより、発掘調査の数も増する反面で、旧地形が確認できる土地は激減している。

吉岡町は、県の中央部に位置する。地形的には大きく西側の榛名山麓の南東部と、東側の前橋台地に分かれる。近年の吉岡町は、前橋市に接する大久保地区でショッピングセンターなどの開発が進み、現在人口約2万人である。町内には、八角形の三津屋古墳、石室に朱線が残る南下E号古墳をはじめとする南下古墳群などの遺跡がある。

5. 発掘調査の事例と想定線

前橋市域の利根川右岸地域では発掘調査事例も少なく、天明泥流堆積物の有無を集計化し調査事例から泥流到達範囲図を作成することは困難である。そのなかで上武道路改築工事に伴って発掘調査が行なわれた田口上田尻遺跡の桃ノ木川際のごく一部で、天明泥流堆積物が確認されており、利根川から分水する桃ノ木川へ泥流が堆積したものと考えられる。なお、隣接する田口下田尻遺跡とともに、耕地などの復旧によって人為的な攪拌を受けた厚さ約50cmの天明泥流堆積物が確認されている。

特別養護老人ホーム建設に伴って発掘調査された関根内山遺跡からは1m前後の厚さの天明泥流堆積物下から9面の畑跡や溝跡がみつかっている。

前橋城遺跡では、2次調査の堀から、砂礫層の上に泥流関連土層（天明三年の浅間山噴火に伴う大小の溶岩を主体とする黒色砂礫層）が1m前後の厚さで堆積したと報告され、「泥流が余勢をかって城の堀に流れ込んだもの」と考察されている。なお、泥流に関連し、上位に堆積した水性層を耕土とする水田が確認されている。また、6次調査の堀内でも2mの厚さの天明泥流堆積物が確認されている。この堆積物の直上に堆積したシルトを耕土とする水田が確認されている。前橋城は明和四年（1767）に廃城となったが、天明三年の被災後、堀内にまで水田がつくられたのである。なお、慶応三年（1867）の再築前橋城の築城によって埋め立てられる以前に放棄されていると推測されている。

玉村町に近い前橋市南部の利根川左岸流域では、北関

東自動車道建設に伴って発掘調査が進められた。横手早稲田遺跡の西側Ⅰ区で天明泥流堆積物を確認し、泥流充填溝群が調査されている。横手南川端遺跡からは、泥流の復旧土坑・復旧溝が調査されるとともに、C区東部を除くほぼ全域に泥流が押し上がった状況が確認された。さらに、横手湯田遺跡からは泥流の復旧溝・復旧土坑群が調査で見つかり、その分布から西側のA区南西部にまで泥流が到達したことが推測されている。また特筆されるべきこととして天明三年当時の利根川崖線が確認されている。

一方、天明泥流堆積物が確認されなかった遺跡として、

桃ノ木川沿いで南橋中学校第二グラウンド建設に伴って発掘調査が行われた南橋東原遺跡からは、砂層あるいは火山灰層の類を充填した、いわゆる復旧痕跡の溝が確認されているが、天明泥流の確認はできていない。したがって、この地点の手前付近までの到達が範囲となるものと考えられる。

高崎市域の利根川右岸地域では、発掘調査事例も少なく、そのほとんどが北関東自動車道建設に伴うものに偏っている(表2)。そのため、今回、泥流到達範囲の想定線を作成するに当たっては、発掘調査成果のほかに踏査成果やフランス式彩色地図の土地利用情報を主とした。

表2 天明泥流が確認された事例

番号	遺跡名	所在地	概要	泥流厚 (cm)	備考
前橋市					
M001	田口上田尻遺跡	田口町	桃ノ木川際のごく一部で、天明泥流堆積物を確認。	50	(財)群埋文2012『田口上田尻遺跡・田口下田尻遺跡』第527集
M002	田口下田尻遺跡	田口町	桃ノ木川際のごく一部で、天明泥流堆積物を確認。	50	(財)群埋文2012『田口上田尻遺跡・田口下田尻遺跡』第527集
M003	関根内山遺跡	関根町	畑・溝	100	前橋市教育委員会2007『年報』第38集
M004	前橋城遺跡	大手町	堀内の一部に天明泥流堆積物を確認。	200 (6次調査)	2・6次調査では、堀の泥流関連土の上に堆積した水性層を耕土とする水田が確認されている。群馬県教育委員会1997『前橋城遺跡Ⅰ』、群馬県教育委員会1999『前橋城遺跡Ⅱ』
M005	横手早稲田遺跡	横手町	泥流充填溝群・泥流充填土坑	—	西側のⅠ区で天明泥流堆積物を確認。(財)群埋文2001『亀里平塚遺跡・横手宮田遺跡・横手早稲田遺跡・横手南川端遺跡』第280集
M006	横手南川端遺跡	横手町	復旧土坑・復旧溝	100	現在の堤防付近まで押し上がった状況を確認。(財)群埋文2001『亀里平塚遺跡・横手宮田遺跡・横手早稲田遺跡・横手南川端遺跡』第280集
M007	横手湯田遺跡	横手町・亀里町・鶴光路町	復旧溝・復旧土坑群	40	天明3年時利根川崖線を確認。泥流到達範囲はA区南西部までと推測。(財)群埋文2002『横手南川端遺跡 横手湯田遺跡』第292集
高崎市					
TK001	萩原団地遺跡	萩原町	A下畑・道路状遺構・復旧坑	○(厚さは不明)	萩原団地遺跡調査会1993『萩原団地遺跡』
吉岡町					
Y001	阿久津遺跡	大字漆原	A下水田	120	(財)群埋文2011『阿久津遺跡・万蔵寺廻り遺跡・桑原田遺跡・十二廻り遺跡・中町遺跡・半田常法院遺跡』第515集
Y002	万蔵寺廻り遺跡	大字漆原	A下水田	50	(財)群埋文2011『阿久津遺跡・万蔵寺廻り遺跡・桑原田遺跡・十二廻り遺跡・中町遺跡・半田常法院遺跡』第515集
Y003	桑原田遺跡	大字漆原	A下水田・畑	170	(財)群埋文2011『阿久津遺跡・万蔵寺廻り遺跡・桑原田遺跡・十二廻り遺跡・中町遺跡・半田常法院遺跡』第515集
Y005	中町遺跡	大字漆原	A下水田	最大300以上	(財)群埋文2011『阿久津遺跡・万蔵寺廻り遺跡・桑原田遺跡・十二廻り遺跡・中町遺跡・半田常法院遺跡』第515集

表3 天明泥流が確認されなかった事例

番号	遺跡名	所在地	概要	泥流厚 (cm)	備考
前橋市					
M008	南橋東原遺跡	南橋町	砂層あるいは火山灰層の類を充填したいわゆる復旧痕跡の溝が確認されているが、天明泥流の確認はなされていない。	—	前橋市埋蔵文化財発掘調査団2008『南橋東原遺跡』
高崎市					
TK002	西横手遺跡群Ⅰ	西横手町・萩原町	A混土あり	—	高崎市教育委員会1989『西横手遺跡群(Ⅰ)』第94集
TK003	西横手遺跡群	西横手町	As-A混土あり	—	(財)群埋文2002『宿横手三波川遺跡・西横手遺跡群』第310集
TK004	西横手遺跡群	宿横手町	—	—	(財)群埋文2001『西横手遺跡群』第274集
TK005	宿横手三波川遺跡	宿横手町	A上水田・灰掻き穴	—	(財)群埋文2002『宿横手三波川遺跡・西横手遺跡群』第310集
TK006	宿横手三波川遺跡	宿横手町	A混下水田・灰掻き穴	—	(財)群埋文2001『宿横手三波川遺跡』第273集
TK007	宿横手三波川遺跡	宿横手町	A混下水田	—	(財)群埋文1999『宿横手三波川遺跡』第247集
TK008	上滝榎町北遺跡	上滝町	水田	—	(財)群埋文2002『上滝榎町北遺跡・上滝Ⅱ遺跡』第289集
TK009	上滝五反畑遺跡	上滝町	A下水田	—	(財)群埋文1999『上滝五反畑遺跡』第258集
TK010	上滝榎町北遺跡	上滝町	A下水田・灰掻き穴	—	(財)群埋文2002『上滝榎町北遺跡』第290集
吉岡町					
Y004	十二廻り遺跡	大字漆原	A下水田	—	(財)群埋文2011『阿久津遺跡・万蔵寺廻り遺跡・桑原田遺跡・十二廻り遺跡・中町遺跡・半田常法院遺跡』第515集

萩原町では、住宅団地造成に伴う発掘調査（萩原団地遺跡調査会1993）において天明泥流堆積物が確認されている。ここでは「調査区東端から西へ約80mの地点まで堆積している」と報告されている。ただし、詳細な平面分布は分からず、想定線は、およその直線ラインを引くこととした。なお、この萩原団地の北西に位置する古い民家の敷地内には浅間石が多く積まれており、この地域で泥流被害があったことを物語っていると推定する。

西横手町・宿横手町・上滝町では、北関東自動車道とその側道建設に伴う発掘調査が行なわれている。ここでは、天明泥流堆積物の堆積は確認されておらず、浅間A軽石の一次堆積層も確認されていない。ただし、ほとんどの調査区で浅間A軽石の混土層が確認されていることから、この地域が後世の土地改良事業等により造成が行なわれ、天明泥流堆積物層や浅間A軽石層が削平されている可能性がうかがえる。また、北関東自動車道脇に所在する諏訪神社（TK-C）の境内には多数の浅間石が散在しており、利根川岸では泥流被害があったものと考えられる。

中島町では、発掘調査事例はないものの、踏査で確認する周囲よりやや低くなる地形、被害石高の250石中210石という村の大半の耕作地が被災している記録などから、町の広い範囲が天明泥流堆積物で覆われたと考えられる。

吉岡町域では、吉岡町漆原地内で平成15年度から進められた一般国道17号（前橋渋川バイパス）改築工事に伴う阿久津遺跡・万蔵寺廻り遺跡・桑原田遺跡・十二廻り遺跡・中町遺跡の発掘調査で、天明泥流下の遺構調査と共に、天明泥流堆積物についての情報が盛り込まれている。前橋渋川バイパスは、利根川右岸の段丘との境界を南北に並走する。万蔵寺廻り遺跡では、天明泥流到達ラインが土層断面図に記録されている。各調査区と段丘の段差とに沿った地形から、渋川市との境界となる滝沢川までの到達ラインを想定することが可能である。

6. 踏査確認地点情報

Y-A 半田嶋



写真1 半田嶋村・向島村の推定位置（左岸から撮影）

「浅間焼吾妻川利根川泥押絵図」（群馬県立歴史博物館所蔵）の利根川中に「半田村家十五斗流失」と記されており、「浅間記」（萩原1986）で「半田村之内半田嶋ハ八軒ノ村利根河ノ中嶋也。四十二年先キ戌年ノ満水ニさへ無難ノ所なれども火水流レ来るヲ見て、…それより二時程スギ水もひけ下りけれども…」と記録されるのは、利根川中州の半田嶋での出来事であった。この地点でも、流れの継続時間が記録されている。そしてそれは、「戌年ノ満水」（寛保の洪水）を凌ぐ量の流下だったというのである。この災害で、半田嶋は集落ではなくなってしまったと記されている。渋川市で利根川に架かる板東橋のすぐ下流付近の場所がその位置にあたるものと考えられる。

Y-B 漆原緑地公園～吉岡ケイマンゴルフ場

歴史上一般に、用水堰の流入口・取水口は被害が出て補修・改修がなされる度に上流へと移動していくといわれる。本稿では天明三年当時の取水口の位置を特定することは叶わなかったが、被害後の絵図類を参照し、当時の天狗岩用水（植野堰）の取水口をこの付近と推定した。平成15年度から吉岡町漆原地内で進められた阿久津遺跡～中町遺跡の発掘調査では、多くの水田景観がよみがえっているが、天狗岩用水（植野堰）の流路を検出した報告はなされていない。特に、南端に当たる阿久津遺跡I区では、「霞堤」とのかかわりが推定されていて、天明泥流1～2mの堆積厚の阿久津遺跡～中町遺跡の一連となる調査区内では確認されておらず、阿久津遺跡I区の東端の最大深度4mの深さは当時の利根川河床に近いものと考えられている（群埋文2011）。調査区内で天狗岩用水（植野堰）の流路は確認されておらず、「調査区とは交差していない」ということは、確認しておくべき情報である。

「上野国群馬那波両郡用水 植野天狗岩堰地下水行筋略図」では、利根川からの取水口を、植野村大橋より1850間（3,363m）余としていて、「大橋」とは植野村立石と総社町新田町の間の水にかけた橋といい、大橋から3.4kmの距離は、概ね現在のケイマンゴルフ場の位置辺りに求めることができる。「この取水口の位置は、吉岡村漆原小字瀬来の東で、吉岡川の合流付近」に求められることになる（新井1972）といい、現在の吉岡町瀬来（せらい）の地名「瀬来」は、明治初期の『上野国郡村誌』には「せき」とルビが振られているといい、用水の「堰」を意味し（福田2007）、開削当初の位置として、地名からも確認することになる。

現況を下流から地図で追うと、天狗岩発電所の地点で大きく蛇行する。この流れを利根川に向けると、現在のケイマンゴルフ場の位置辺りに求めるのが自然と考えられ、天明三年時点での取水をこの地点と推定する根拠と

しておきたい。但し、流路は、現在は川欠けにより利根川敷きに消えてしまっているという情報もあり、当時を復元するのは容易ではない。

惣社村名主三雲源五右エ門の「浅間焼砂一件日記」(萩原1985)の記述には、「一、植野堰甚大変ニ相見申候。併見分も不仕候。明朝早々罷出一件(見)いたし、若し私共上ニて御用水上り候ハ、上ケ可申哉。」といい、「乍恐以書付ヲ御訴申上候 一、浅間嶽焼出利根河出水仕、植野堰一口より水門迄一面石泥火石ニて押入、田用水切レ、殊ニ焼砂降り入、田方手入等も相成不申難渋至極仕候。此段御訴申上候。」と訴え状が書き残されている。また、書き残された「上 群馬郡植野堰御用水者 故越中守様被為成置、末代百姓共水旱之難無之様ニと御仁恵を以為被成置候所、此度之大変ニも利根河より水門迄三拾町斗之所深泥押入候得共、堰水口水門ニてさし留メ、天狗岩堰等之場所堰手一向(面?)等へハ土砂、火石不押入無難ニ候。実ニ御神慮之程水下百性とも乍恐奉感心候。難有奉存、水口より川辺之内僅ニ三拾町斗り深泥火石押入候而、御用水切レ候斗之御普請ニ天明三而…」という記録から被害の状況を知ることができる。

「植野村大橋より1850間」の取水口の記述を基にすれば、この記録による取水口より「三拾町(3.2km)」の距離から、現況でいう午王頭川との交差から立石橋付近までが、「深泥火石押入」した範囲と推定することができる。



写真2 吉岡ケイマンゴルフ場周辺

Y-C 万蔵寺廻り遺跡(Y002)

平成17年度におこなわれた、万蔵寺廻り遺跡の発掘調査(群埋文2011)では、VI区で天明泥流到達範囲が詳細に断面図で把握され、ここでは、標高139.8mまで達していることが確認されている。

Y-D 水門橋

被害書き上げから被害状況を視えれば、本稿で扱う最上流域にあたる漆原村(川越藩)では、「石高1150・被害石高255・死者なし・被害家屋7」と集約されている(古澤1997)。

大久保村の名主の記述による「歳中万日記」には、「



写真3 現在の天狗岩用水に架かる橋

昼八ツ時出水の由申来候ニ付水門橋迄参見届ケ申候所水ハどろ水也。けむりの立事数ヶ所也。火石ニ候や水門辺近ク見る所水にへかへり申候。…尤八ツ時より北ノ方殊の外音致候。其音夕方迄もたへす候。」といい、植野堰の水門橋では、火石、部分的な水煙、夕方まで続いた奇妙な音などが実見に基づいて記され、昼八ツ時頃の右岸での克明な描写記録となっている。付近は、その後の浸食により「水門橋」は姿を消してしまったものと考えられ、原位置を特定することは叶わないが、記述がなされた地点情報といえる。現在の、改修された用水に架かる河川敷に降りるための橋の前身であったと考えておきたい。現地踏査では橋の名称は確認できなかった。昭和11年の道路開削碑が付近に建てられている。

M-A 向島村

半田嶋(Y-A)と同様に利根川の中洲にあった向島村も「浅間焼吾妻川利根川泥押絵図」(群馬県立歴史博



写真4 「浅間焼吾妻川利根川泥押絵図」(部分)

物館所蔵)には「向島村家廿斗流失」と記されている。この付近の場所がその位置にあたるものと考えられる。

M-B 広桃両堰見張小屋跡

「田口町歴史散歩の会の散策コース②広桃両堰見張小屋」は現在標柱がその地点を示すばかりであるが、大正用水が裾を南東に流れる橋山(標高228m)の南斜面に位置している。そこからの眺めは、南に片石山を臨み、利根川を背景に、両用水の被害の惨状を目の当たりに観察することができた場所だったはずである。



写真5 広桃両堰見張小屋跡

M-C 片石山

「天明3年7月広瀬桃木両堰取水入口普請絵図」(広桃用水史編纂委員会1993)には、「片國山」と記される。片石山(かたこくやま)は、広桃両堰見張小屋(M-B)から両堰の目印となった眺めを呈している。用水は、この「片國山」の西を取り巻くように流れ、その地点で、現在の桃ノ木川と四ヶ村用水とが分水されている。



写真6 片石山の遠景(広桃両堰見張小屋跡付近から)

M-D 塩原健男家宅

昭和43年(1968)の新居建設時に、天明泥流の深さは4尺~6尺(1.2m~1.8m)位だったと記憶しているという。同家は、本家(塩原潤一家当時名主)から天明四



写真7 昭和42年当時の居宅

年分家。このときに建てられた家は、天明四~昭和42年までの183年間住み継がれてきたという。同家には、天明四年築の住宅が写真をもとに描かれた絵画として残されている。今回許されて、掲載させていただいた。

M-E 塩原潤一家宅・F橋神社

周辺では1m~1.5m程度の天明泥流堆積物で埋まっているものと考えられる。同家の家屋は、当時、天明泥流で埋もれはしたが、掘り出されたといい、そのせいで、現在は、周囲よりも地盤が4尺5寸ほど低くなっているという。天明三年当時、14軒ほどの一族は、被災はしたが高台の橋神社に避難したために犠牲者が出なかったと語り継がれている。

もとの田口村は、桃の木川の左岸側に、五料・前橋・沼田を結ぶ沼田街道が通り、その両側に家並みが発達していた。被害家屋は44軒、石高675石で被害石高492石と記録されている。



写真8 塩原潤一家宅敷地

M-G 上武道路橋脚工事地点

県総合スポーツセンターの北側に隣接する上武道路橋脚工事では、2006年の工事の際、およそ1.5mの堆積の天明泥流堆積物を確認することができた。

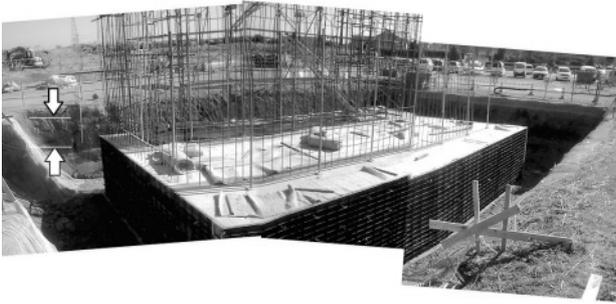


写真9 橋脚工事現場（矢印が天明泥流堆積物）

M-H 田口上田尻遺跡（M001）・田口下田尻遺跡（M002）

耕作地などの復旧作業により人為的な攪拌として、天明泥流堆積物などが溝状に充填された復旧溝が調査区桃木川沿いで部分的にみついている。田口上田尻遺跡で31単位、田口下田尻遺跡で28単位が確認されている（群埋文2012）。田口村では、前述の通り675石中の被害石高492石（古澤1997）と被害が集約されていて、付近の被害の広がりが想定できる。

M-I 関根内山遺跡（M003）

周辺は現在でも高低差の現れる地点となっているが、特別養護老人ホーム建設に伴う2008年の前橋市教育委員会による発掘調査で、1m前後の厚さの天明泥流堆積物下から9面の畑跡や溝跡がみついている。旧利根川河道変遷で中洲状に残された地形に営まれた耕作地が発掘



写真10 関根内山遺跡（現在の特別養護老人ホーム）

調査されたものと考えられている。遺構面の標高は約131m。

M-J 桃木橋

「広瀬川も二里程桃木川も三十町余り埋り左右の村へも…。」（「天明浅嶽砂降記」（萩原1989））という記述を頼りにし、板東築付近を取入口とすると、桃ノ木川の被害は「三十町（3.3km）」なので、国道17号にかかる「桃の木橋」の信号付近が、「桃木川の3.3km埋まった地点」にあてはまる。

M-K 桃ノ木川沿い日輪寺町付近、L南橋東原遺跡

桃ノ木橋を扱った他の記述にある「長サ式千七百軒（4.8km）」の地点では、桃の木川に沿って「勢多郡桃木堰本川并悪水抜川共長サ式千七百軒（4.8km）程平均幅七間余深九尺余焼石泥ニ而埋候付用水桃木川干川ニ相成り御領私領田方乾上り申候。」（「川越藩前橋陣屋日記」（萩原1985））というから「桃の木橋」の信号交差点付近からさらに、1.5kmほど下流まで泥に埋まり、干川になったということになる。

ちょうどこの辺りでは、2007年（平成19）、南橋中学校第二グラウンド建設に伴う発掘調査がおこなわれている。南橋東原遺跡では、明確な天明泥流ではなく、砂層あるいは火山灰層を充填したいわゆる復旧痕跡の溝が確認されているが、天明泥流の確認はなされていない。したがって、この手前付近までの到達が範囲となるものと考えられる。また、「浅間吹出村里之絵図細見」（飯島家所蔵）には、広瀬川の被害が「此所二里程埋用水廣瀬川」



写真11 南橋東原遺跡の復旧溝断面

の文字表記とともに、黒い魚鱗のごとくに絵図に表現されている。

M-M 上武道路・細ケ沢川の合流点

上武道路建設に伴う発掘調査区先と細ケ沢川と交差する付近の護岸工事の土層断面で、天明泥流堆積物は確認



写真12 上武道路と交差する細ケ沢川右岸護岸断面

できないので、到達範囲はその手前となるものと考えてよいだろう。

M-N 前橋市川原町2丁目付近

かつて、「国体道路」が整備された頃には、野上牧場周辺にあった泥流丘を呈する丘陵地形の切り通しの断面に天明泥流堆積物を観察できたが、造成・区画整理がな



写真13 野上牧場周辺の現況

された現在、その痕跡を確認することができない。周辺の耕作土には浅間石が確認できる。

M-O 一本木稲荷神社（植野惣社稲荷神社）

創建は不詳とされるが、勝山城主赤松氏が、勝山城の乾の守護神として創建し、元弘三年（1333）新野義貞とともに鎌倉進攻の際に戦勝祈願をおこなったといわれる。慶長七年（1602）秋元長朝の総社城築城の際にも守護神として崇敬されたという。明和七年（1770）檜皮葺の本殿と鞘堂（さやどう・覆屋）が創建されたといい、その本殿鞘堂は現在も伝えられているが、天明泥流によ



写真14 一本木稲荷神社

る被害は伝えられない。境内に堆積物の類は確認できない。したがって、神社東側の断崖を天明泥流はのりあげてはいないと推定した。

M-P・Q 旧総社鉦泉付近

天狗岩用水と午王頭川とが樋で交差する旧総社鉦泉付近では、民家の軒先や畑脇にも浅間石が残されている。

「浅間焼砂一件日記」では、「三拾町斗（3.3km）泥火石埋入」というので、この付近まで天明泥流が到達したことが想定できる。地点Q付近が、想定取水地点より3.3kmほどの地点である。また一方、「川越藩前橋陣屋日記」に記された「群馬郡植野堰本川并悪水抜川共長サ三千式百三拾間程平均幅八間程深壺丈式尺程焼石泥ニ埋候付松平右京亮普請場天狗岩堰ニ至迄干川ニ相成御料私領田方乾上り申候。」（「川越藩前橋陣屋日記」（萩原1985））の記事では、被害は長さ5.8km深さ3.6mに及んだといい、



写真15 旧総社鉦泉付近

これによればさらに、用水被害は滝川と合流し、現在の前橋警察署付近まで及んでいたことになる。

M-R 立石橋付近

「上野國群馬那波両郡用水 植野天狗岩堰下水行筋略図」には、「大橋より1850間」と記され、この付近までの被害が想定される。また「浅間焼砂一件日記」の記述には、「立石橋千こり（垢離）取りきよめ、かね大こ（太鼓）を打、天ヲ祈り土砂ノ雲を追払。」といい、八日の当日、神仏に祈るしかないといふ千垢離や鉦太鼓で噴煙の



写真16 天狗岩用水に架設される現在の立石橋

降砂灰の消えるのを祈った記事には、この立石橋という地点情報が盛り込まれている。

M-S 元景寺供養塔

押し流されてきた惨死者を総社町の町民は引き上げ、元景寺北利根川岸の勝山地内に合葬したといい、元景寺住職に託して一周忌に供養塔を建て法要したという。後年、利根川畔欠潰のため、現在の元景寺の場所に移されたといわれる。供養碑裏面には元景寺十二世住職の碑銘がある。「(表) 天明四甲辰歳 奉書寫大佛頂萬行懺得首楞嚴神呪供養塔 七月初八日 (裏) 天明癸卯七月初八 明火山浅間百倍千尋常石火激發如烽且泥沙沸騰似烟而天色漸晴向午時禰河暴發泥水漲數丈許怒濤狂奔而一時兩中流人畜魚竈蕩然如洗浮屍蔽河而下溺死豈鉅萬已哉嗚呼炎々火坑之狀獄苦誰加之也使我觸目傷心軫憶變池入流之大士矣故書写首楞嚴王以伸供養仰冀浴項相湧出放光以出此業海汗泥速生彼千葉宝蓮中云爾 元景十二世倫大道叟



写真17 元景寺供養塔

識焉」(新井1973、總社町誌編纂委員会1956)と刻まれている。

M-T 龍藏寺(青柳大師)



写真18 龍藏寺の大師堂の元三大師額縁

厄除大師として知られる前橋市青柳町の龍藏寺には、次のような伝説が伝えられている。

大師堂はもともと東向きに建てられており、中に安置

された元三(がんさん)大師も東を向いていた。天明三年浅間山が噴火したとき、利根川の堤防工事をしていた人夫が災害の危機にさらされた。このとき、どこから来たのか黒衣をまとった僧があらわれ、一心に読経をあげ、多くの人夫を救ってくれた。おかげで事故を防ぐことができ、人夫たちは喜びあった。この様子を見たり聞いたりの付近の信者たちは、不思議に思い、この僧はきっと大師様に違いないということで、当時の住職にお願いして、大師様の厨子を開けてみた。すると東を向いていたはずの大師様が西を向いていた。さらに、この大師様が全身汗をかき、生きているようであった。以来、厄除大師といわれるようになったという(読売新聞2013年2月23日)。

M-U 虎ヶ渚・前橋るなパーク

虎ヶ渚は、現在の児童公園「前橋るなパーク」となった場所で、現在でも天明泥流堆積物中の浅間石が残される。その場所は、大正6年発行の「前橋市全図」(前橋



写真19 虎ヶ渚・前橋るなパーク周辺と利根川

市役所蔵版・煥乎堂本店)では、「赤城牧場」が記され、天明泥流に被災した後の土地利用としての変遷を知ることができる。この場所は、天明三年被災時には空堀となっていて、泥流堆積物が流れ込んだといわれている。

周囲の利根川左岸の前橋城(現在の群馬県庁周辺)付近では、「昼時頃俄利根川広瀬川満水、虎ヶ渚水一呑押込柳原土手江も水押し…、一鉢水黒土をねり候様成水二而…。」(「川越藩前橋陣屋日記」(萩原1985))、「柳原村長サ四百五拾間程幅百間程欠込風呂川堤方へ利根川付寄候。」(「浅間山焼出記事」(萩原1993))と被害の様子が記述されている。

M-V 孀恋稲荷社

千代田町1丁目に所在する稲荷神社・神明宮の境内に「奥宮 孀恋稲荷大明神 大正三年九月信州浅間の焼石を買求め築山し孀恋稲荷社を奥ノ宮として御鎮座する」と由緒が掲げられている。築山の浅間石は、天明泥流で



写真20 孀恋稲荷社

周辺に流れついたものなのか、新たに入手されたものなのかは不明。

M-W 豎町橋・X 前橋城

広瀬川に架かる橋の位置を参照し、前橋城の被害について、「天明三年七月 前橋陣屋付近泥流被害状況書上」（群馬県1986）の記事を照合していくと、「一 今昼時頃、俄利根川広瀬川満水、虎ヶ淵水一呑押込、柳原土手江茂水押上豎町橋茂押流、第一柳原土手危有之段、林利左衛門・篠原弥五兵衛相届之 一 右ニ付柳原御門内江水押込候様ニ相成候而者…」とあり、陣屋となっていた前橋城に及ぶ被害を伝える。現在「豎町橋」を地図で確認することはできないが、前述の「前橋市全図」によれば、千代田町1丁目の国道17号線に面した南北300m、東西100m程の区画が「豎町」と記されている。ちょうど、現在の国道17号沿いの前橋スラン～テルサの向かいにあたる付近である。付近で広瀬川に架かるのは「厩橋」であるが、ここが「豎町橋」と呼ばれていたかは不明である。

いずれにしても、文書記録から、神明宮の東側近隣までへの天明泥流の被害を確認することとしておきたい。この付近の被害を表現する記述「広瀬川も二里程桃木川も三十町余り埋り左右の村へも…。（「天明浅嶽砂降記）」（萩原1989）は、「二里（8km）」の地点である前橋城周辺まで、利根川と併走して回り込む広瀬川の被害を伝えることにもなる。前橋城遺跡の第6次の発掘調査（M004）では、二の丸堀に2mの天明泥流の堆積が確認されている（群馬県教育委員会1999）。

M-Y 六供町の道路工事現場

平成25年7月におこなわれていた、区画整理にともなう道路工事の土層断面では付近の天明泥流は確認できなかった。急崖となっている利根川左岸側では、天明泥流は乗り越えてはいない、と判断される。



写真21 六供町の道路工事現場



写真22 浅間石などが点在する新堀神社

M-Z 新堀町ペパーミント公園・新堀神社～共同霊園

公園内、神社境内には、現在でも多くの浅間石が置かれている。共同霊園周辺は、畑の一画に片付けられた（天明泥流中に特徴的な）破碎岩片や浅間石などを確認することができ、天明泥流の到達を確認できる。

M-A A 横手南川端遺跡（M006）・横手湯田遺跡（M007）

横手南川端遺跡と横手湯田遺跡A区で天明泥流とそれに対する復旧の痕跡が確認されている（群埋文2002）。また、現在の利根川堤防の基部には天明泥流土を盛り上げた旧堤防の存在が確認されていて、土層観察では、現在の崖線よりも、北関東自動車道調査区に沿って46m付近までの天明泥流到達が記録されている。泥流の流入が、周囲の地形を1～2mほど嵩上げしていることが判明している（群埋文2002）。また、復旧土坑群の分布から、現在の崖線140～170m内側に「泥入る」の痕跡を想定することができるかと報告されている。

T K-A 萩原町八幡神社

周辺には、前橋城主酒井雅楽頭の鉢植えであった松といい、樹齢450年と推定される群馬県指定天然記念物の「萩原の大笠松」が所在するが、天明泥流とのかかわり



写真23 推定樹齢450年の萩原の大笠松



写真24 諏訪神社（裏手が利根川堤防）

についての情報を確認することができなかった。隣接する八幡神社には、天明泥流で運ばれてきた浅間石が石材として使われていることが確認でき、寛政・文化年間以降の石祠が所在する。ここまで天明泥流が到達したかは定かではないが、周辺までの到達を十分想定することができる。社殿は現利根川岸からは約400m隔たる。

T K-B 萩原団地遺跡（TK001）

萩原団地の発掘調査（萩原団地遺跡調査会1993）では、「利根川西岸から本遺跡の調査区東端から西へ80m程の地点まで堆積している。利根川に近い程厚く、土層断面図のように1m余りも堆積しているところもある。」と記録されている。

発掘調査では、細長い長方形プランで、長さ12m～15m規模、幅0.9m～2.2m、深さ1.2m～1.8m、堀込み断面箱形の「災害復旧坑」は、「径5～60cm大のスコリアを多量に含む」と報告されているので、浅間石などの堆積物も相当量堆積していたものとみられる。利根川からみて高台で住宅団地に姿を変えてしまった周辺の天明泥流到達地形をたどる根拠となる。

ただし、開発がなされた周辺地点での調査データ等は、ほとんど確認することはできなかったが、利根川左岸の崖を天明泥流は乗り越えず、右岸側には流れが広がったであろうことが想定される。

T K-C 諏訪神社

境内には、多くの浅間石などが散在している。石造物なども、天明泥流以降のものがみられるだけである。被災後に再建されたものと考えられるが、詳しくは確認することはできなかった。現在、利根川沿いの堤防が神社すぐ裏手に設置されている。

T K-D 中島町周辺

利根川と滝川に挟まれる付近では、地方道高崎・伊勢崎線（信号「中島住宅団地」付近）からみるとやや地形

は低くなっていて、その被災地形を現在でも明瞭に残しているものと推定できる。被害石高では、250石のうち210石となっていて、被害範囲は中島村全域に及ぼうとしていたと考えられる。

7. 天明泥流到達範囲図

今回作成した天明泥流到達範囲図を図1～3に示す。これまでに前橋市教育委員会および高崎市教育委員会、公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団等によって発掘調査された調査範囲を地図上に示した。今回、下図に用いた地図は「吉岡町平面図」（1：10,000）および「前橋市現形図」1・3・5（1：10,000）、「高崎」No2・4（1：10,000）である。

また、今回、天明泥流到達範囲の推定のために抽出した遺跡の一覧を表2および表3に示した。これら、発掘調査事例および踏査結果、『フランス式彩色地図』をもとに到達範囲境界の想定ラインを作成した。

8. まとめと課題

本稿では、利根川中流域の吉岡町・前橋市・高崎市域の沿岸を範囲として、史料や発掘調査成果をもとに踏査を重ね天明泥流到達の範囲を推定した。各資料を足掛かりにしながら、広桃用水踏査や天狗岩用水踏査、利根川兩岸の現地踏査を重ね、当時の様子をたどりつつ天明泥流被災の地点情報の集約をはかった。すでに取り組んだ玉村町・伊勢崎市と比べ、橋梁や道路網の整備、土地利用等により、被災後の地形の変遷がより大きい地域であることを感じた。とくに、左岸側前橋市の川原町から荒牧町などの範囲では、明治18年の『フランス式彩色地図』との比較においてその違いには驚くほどであった。

筆者らの生まれ育った年代にも大きく開発の手が入れられており、すでに旧地形は「記憶」になってしまっているということにも、改めて気づかされながらの踏査でもあった。

また、『フランス式彩色絵図』では、被災後約100年が

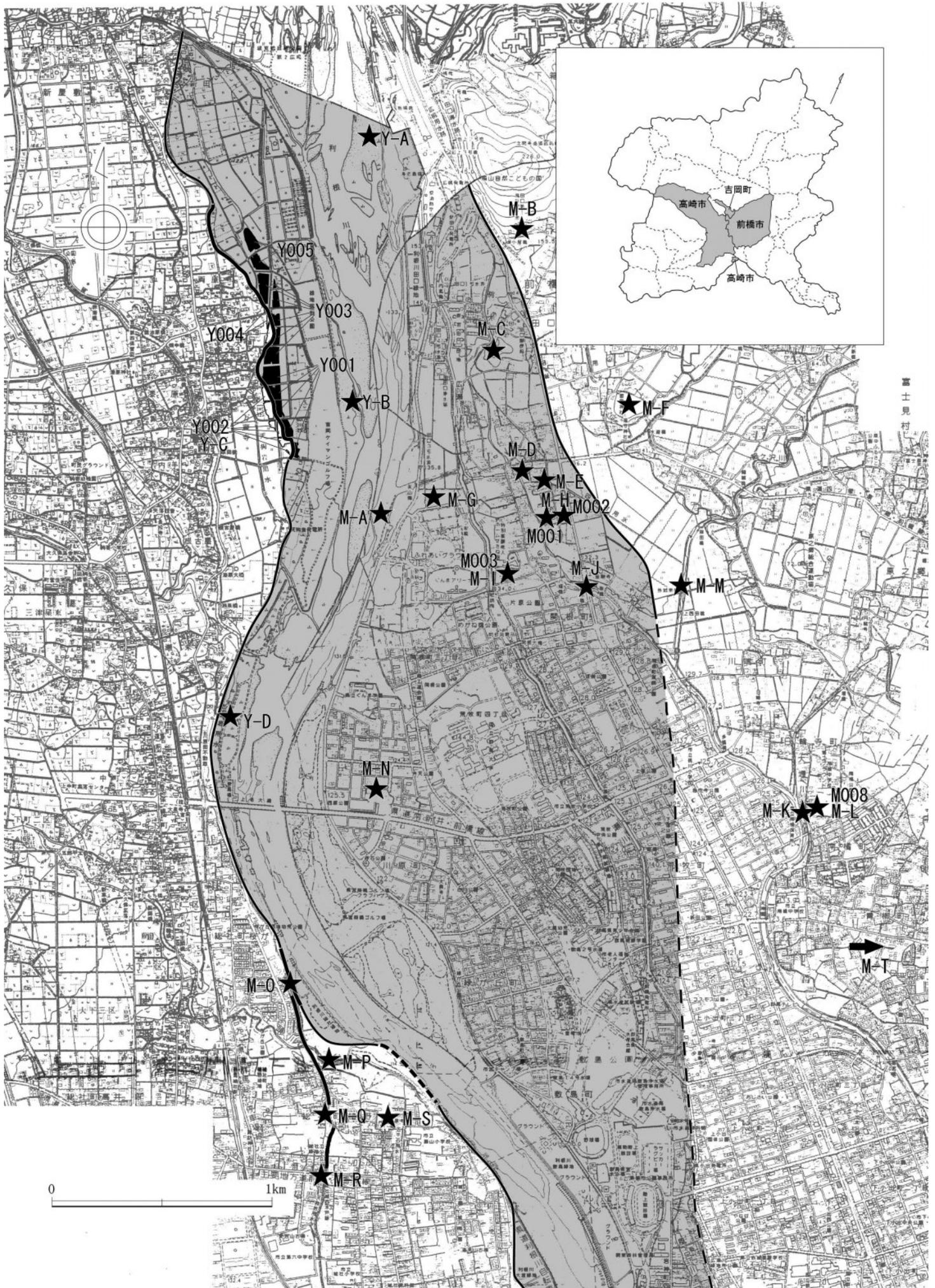


図1 前橋市・高崎市・吉岡町域における天明泥流到達範囲①

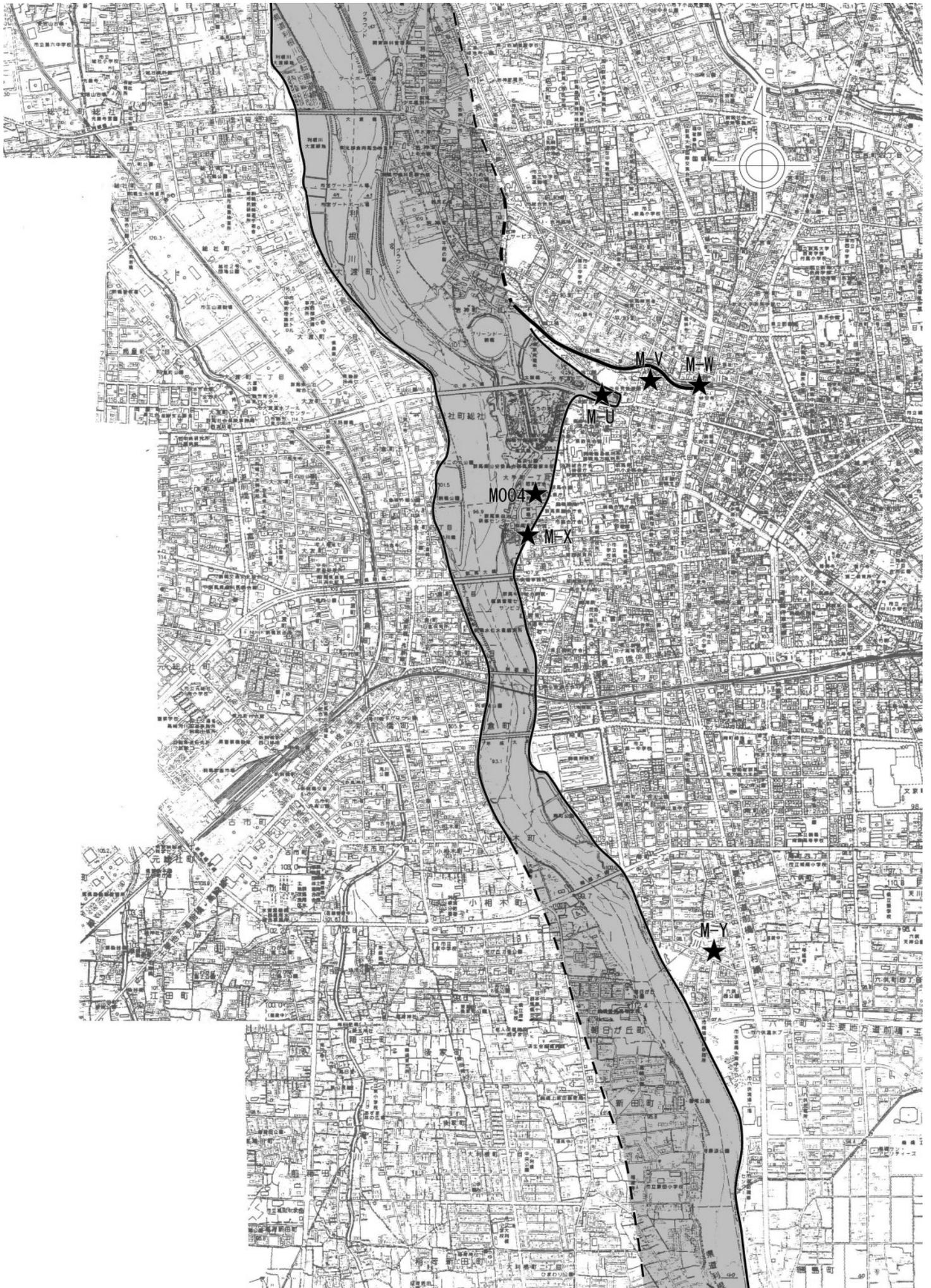


図2 前橋市・高崎市・吉岡町域における天明泥流到達範囲②

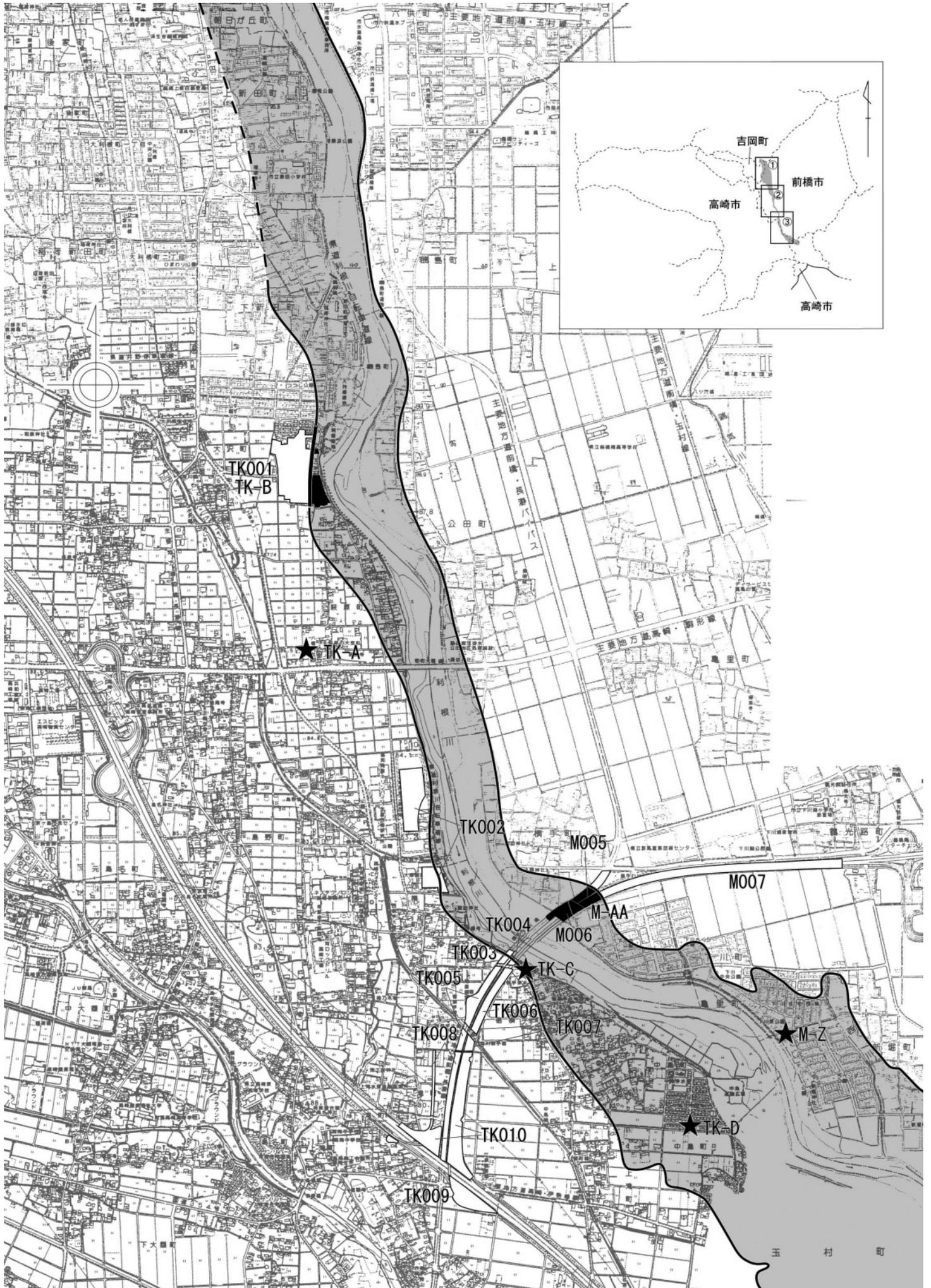


図3 前橋市・高崎市・吉岡町域における天目泥流到達範囲③

経過した地形と土地利用状況が鮮明に記録されており、天明三年の泥流災害による地形が写し出されていると判断できた。そのため、到達範囲図には部分的な推定に大いに活用することができた。確認の及ばない地点の天明泥流到達ラインは破線表記とすることにしたが、その部分もかなり多くなってしまっている。

今回の前橋市・高崎市・吉岡町域の該当する村々の被害は史料をもとに推定した部分もある。抜粋した史料にどれだけの信憑性があるのか、或いは、さらに推定の援用となり得るのかについては、十分に検討できたわけではない。今後の作業の中からもその議論をしていきたいと考えている。

災害規模に対する見方では、江戸時代の村単位で泥に埋まり被害を受ける規模の災害であった。しかも、1m、2mといった泥流堆積物の土砂に埋まるという大災害であり、甚大さは疑う余地がない。しかし、時間の経過と共に都市部におけるほど、歴史災害としての風化は明らかであるとも感じられた。しかし、そういったなかでも、個人宅で世代を超え引き継がれている伝承などについて快くご教示いただいたこともあり、得ることが多かった。この取り組みが、地域的な災害と教訓の継承という形で活用されることに結びついたら幸いである。

地元史料を細かく精読する余裕もなく原稿を取り纏めることが精一杯の感が強いが、前稿、前々稿と同様に、今後の天明三年研究の基本作業、叩き台になるように努め原稿とした。

今回の作業を振り返ると、利根川右岸の高崎市分や前橋市南部の発掘調査データが少ないことが意外に感じたことである。圃場整備や土地開発に伴い災害痕跡と情報が失われていたことが残念でもあった。聞き取りによる伝承や言い伝えの類も同じ傾向にあった。満足のいく想定線には行き着いていないが、今後の課題としたい。

さらに上流域でも、「実質レベルでの痕跡」を記録化する細く長い作業を継続させていきたいと考えている。

協力いただいた関係機関および関係諸氏に感謝申し上げます。また、路傍での聞き取りに快く教示くださった多くの方々にこの場をもって感謝申し上げます。

参考引用文献

- 新井哲夫1973「総社町歴史散歩(一)」『群馬歴史散歩』創刊号 pp.29
群馬県1986『群馬県史』資料編14 pp.724-725
関俊明2006「天明泥流はどう流下したか」『ぐんま史料研究』24 pp.47-48
関俊明・中島直樹2005「玉村町における天明泥流到達範囲」『研究紀要』23財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 pp.85-98
関俊明・勢藤力・中島直樹2013「伊勢崎市・玉村町域(2)における天明泥流到達範囲」『研究紀要』31公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 pp.63-80
総社町誌編集委員会1956『総社町誌』 pp.319
天狗岩堰土地改良区2004『開削四百周年記念天狗岩堰のあゆみ』 pp.5-6
萩原進1985『浅間山天明噴火史料集成』Ⅰ群馬県文化事業振興会

pp.33,295-306,307-315

萩原進1986『浅間山天明噴火史料集成』Ⅱ群馬県文化事業振興会pp.269-287,299-302,314-325

萩原進1989『浅間山天明噴火史料集成』Ⅲ群馬県文化事業振興会pp.25-48

萩原進1993『浅間山天明噴火史料集成』Ⅳ群馬県文化事業振興会pp.279
福田紀雄2007「瀬来」「地名を訪ねて」53『渋川広域よみうり』(2007年6月6日発行読売新聞折込)

古澤勝幸1997「天明三年浅間山噴火による吾妻川・利根川流域の被害状況」『群馬県立歴史博物館紀要』18号 pp.88

群馬県教育委員会1999『前橋城遺跡Ⅱ』 pp.63

財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団2012『田口上田尻遺跡・田口下田尻遺跡』第527集 pp.9

財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団2011『阿久津遺跡・万蔵寺廻り遺跡・桑原田遺跡・十二廻り遺跡・中町遺跡・半田常法院遺跡』第515集 pp.227,287,420,500-501

財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団2002『横手南川端遺跡・横手湯田遺跡』第292集 pp.183

萩原団地遺跡調査会1993『萩原団地遺跡』 pp.7

高崎市羅漢町遺跡出土木棺の構造と葬送

坂口 一¹⁾・飯島義雄²⁾・大西雅広¹⁾

(公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団¹⁾・元(公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団²⁾

1 本稿執筆に至る経緯と経過	4 出土遺物
2 方形木棺の規模・構造と板材	5 まとめ
3 納棺の想定	

— 要 旨 —

羅漢町遺跡は群馬県高崎市羅漢町に位置し、高崎城の東端部を画す「遠構」の西部に接して存在した法輪寺の墓域にあたる。この遺跡は国道354号の改良事業に伴って、平成21年(2009)に財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団が発掘調査を実施し、上記「遠構」の一部と江戸時代の墓が検出された。発掘調査は「遠構」の記録化を主眼として実施されたため、墓から出土した資料については文化財として認定されなかった。そのために整理期間が限定され、平成23年(2011)に刊行された『報告書』には、限られた資料のみが掲載された。

そこで、未報告出土資料の歴史的意義の重要性に鑑み、報告書では詳述できなかった出土人骨については榑崎修一郎が本誌前号で再報告し、本稿では未整理・未報告であった墓の木棺を主眼として報告することとした。併せて、『報告書』の内容に一部加筆・修正し、遺跡全体の基本的なまとめを行うこととした。

その結果、発掘調査により検出された遺構は、高崎城の「遠構」の一部、木棺墓34基、土坑墓1基であり、出土した遺物は採集資料を含め、陶磁器製の蔵骨器、遺体を収納した木棺、棺台や縄等の葬具、銭貨や煙管、漆碗や箸等の副葬品あるいは葬具、そして人骨等である。

木棺墓群は天明3年(1783)に降下した浅間A軽石を含む堆積層を切るか、同層の上に築かれていると確認される例があることから、その造営は天明3年(1783)以降と考えられる。また、出土遺物では近現代に属する資料が含まれているが、副葬された銭貨は寛永通寶であり、木棺墓群は江戸時代に属すると考えられる。

墓制を示す遺構・遺物としては、焼人骨の収納された蔵骨器、土坑墓、そして木棺墓の3種が存在する。その主体である木棺墓の木棺は、樽製の円形木棺と板材で直方体に成形した方形木棺に2大別される。その後者は側板の繋ぎ方で4種に細別され、高さの低い例が1例含まれる。上記高さの低い例の被葬者は子供と推定され、木棺の底板と側板の外側には宗門人別改帳の反古紙が貼られており、特異である。被葬者で未成人とされたのは他に1例のみであり、「童子」と刻まれた墓標が2例あることを考慮しても、乳幼児の比率が低いように思われる。各木棺別の出土人骨の同定の結果、1基の木棺に2個体同定された例が2例あるが、木棺墓の重複による迷入の可能性が想定される。棺の下に棒状の材を井桁状に組んだ棺台が1例確認され、木棺の底板の下から確認された縄は、墓坑内に木棺を安置するためにつり下げた縄に由来するものと思われる。また、側板に遺体の向きを示す墨書により「△」が印された例が確認された。

本木棺墓群は報告の限られる江戸時代の木棺構造のわかる例として貴重であると考えられる。

キーワード

対象時代 江戸時代

対象地域 日本・群馬県・高崎城下

研究対象 墓制・木棺 ・円形木棺・方形木棺

1 本稿執筆に至る経緯と経過

本稿で出土資料を報告する羅漢町遺跡は(図1)、国道354号羅漢町道路改良事業に伴い財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団(以下、「群埋文」と略す)により発掘調査が実施され、その調査報告書が刊行されている(群埋文 2011、以下『報告書』と略す)。既に報告書が刊行されているながら、改めて出土資料を報告し、遺構・遺跡の分析を行う理由を記しておきたい。

『報告書』に記してあるように、高崎市街地と県東部の東毛地域を結ぶ幹線道路である国道354号の市街地において、交通量の増加による交通渋滞が発生することになり、道路を管理する県では、その対応策として道路を拡幅する改良事業を計画した。この事業対象地には、隣接して周知の遺跡である真町Ⅰ遺跡が存在しており(高崎市教育委員会 1996)、事業主体の県高崎土木事務所と県教育委員会文化財保護課が協議を行った結果、平成21年5・6月に立会調査を行い高崎城の遠構と判断される堀跡の一部が検出され、記録保存の措置がなされた。その後、同年8月に事業対象地の別地点で試掘調査が実施され、近世の高崎城に関連すると考えられる遺構が検出されたため羅漢町遺跡とし、11月に「群埋文」が発掘調査を実施することとなった。

発掘調査は、平成21年11月1日から30日までの1ヶ月間で実施され、その結果、高崎城の遠構の一部と推定される堀跡の立ち上がりが確認されるととも

に、同遠構の堀に沿う状態で、浅間Aテフラ(天明3年(1783)降下)を含む土層を切るか、その上に築かれた近世の墓が多数検出され、木棺に収納されて埋葬された人骨と各種の副葬品等が出土した。こうした状況の中、県文化財保護課と高崎市教育委員会文化財保護課そして県高崎土木事務所と協議の結果、その墓については、遠構に伴う土塁の有無、その推移の検討のため、墓の時期及び範囲を限定することに限って部分的に行うこととなり、墓出土の遺物については文化財として認定しないこととした。また、資料整理あたっては、報告の基本は遠構とし、遺物は時期を特定・限定する資料に限り報告書に掲載することとし、平成22年9・10月の2ヶ月間を整理期間に当てることとした。

こうした経過の中で、出土遺物の内、整理対象となった遺物は限定されざるを得なかった。そのため、本遺跡の整理に携わった担当者と発掘時に調整を担当した者等で、整理・報告できなかった資料を改めて見直し、遺構の再検討を行った結果、『報告書』の内容の一部に加筆・修正及び、補足資料の掲載が必要な部分があることから、本稿を草するに至った。

なお、出土人骨については、できるだけ事実記載を行った上、墓の旧管理者である法輪寺へ託すこととし、その他の副葬品等の遺物は「群埋文」で管理することとした。また、木棺の構造や使われ方等について、昭和25年(1950)頃から昭和38年(1963)頃にかけて木棺

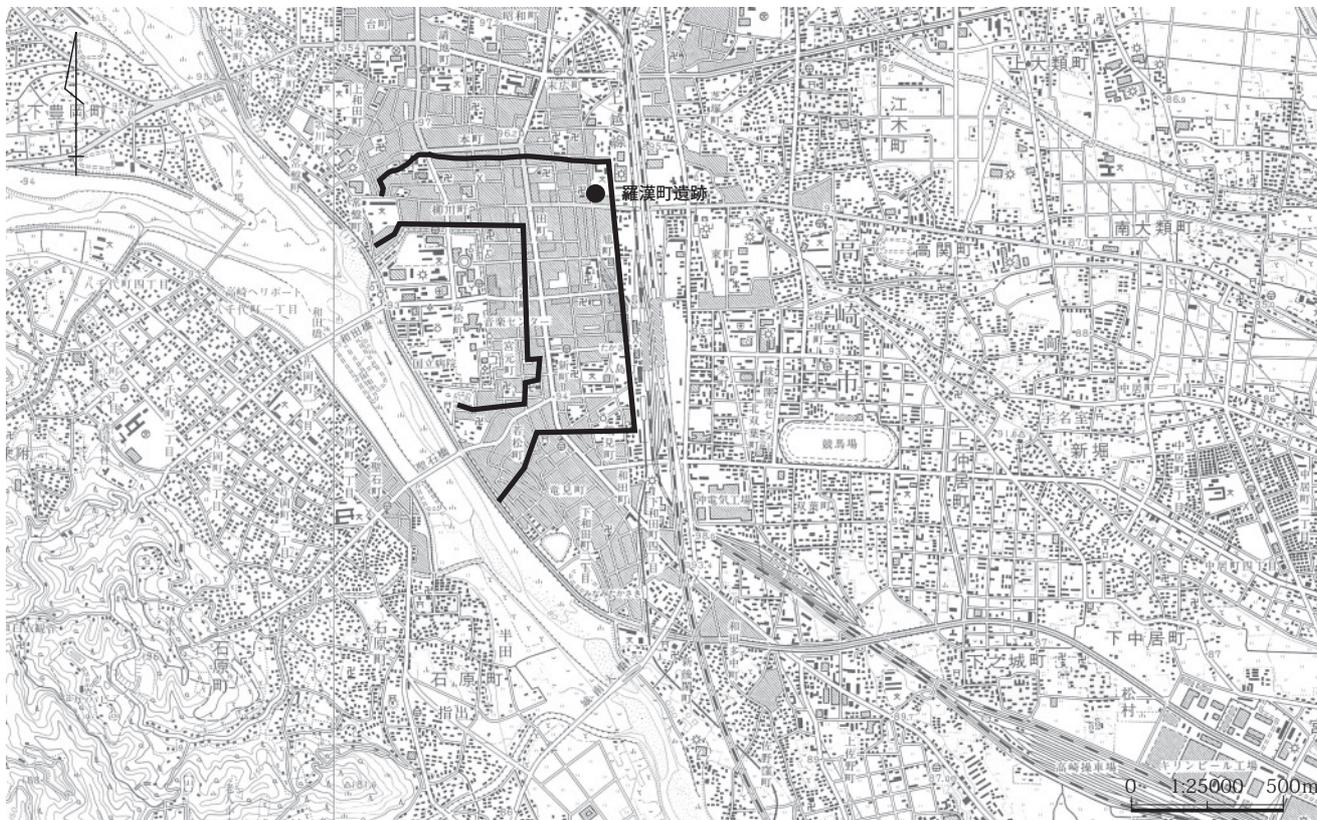


図1 羅漢町遺跡 位置図(国土地理院 25,000分の1地形図「富岡」・「高崎」)

製作に従事されたことのある関根辰夫氏(高崎市中里町)に意見を伺い、参考とした。

2 方形木棺の規模・構造と板材

『報告書』(群埋文 2011)記載の規模は遺構平面図からの計測値で、構造の理解は限られた数の木棺の観察結果によるものであった。前述のように、その後全ての木棺の底板と側板に残る釘穴及び棧の圧痕を照合した観察及び計測の結果、方形木棺の規模と構造については以下の所見を得た(図11～13, 写真図版1～29)。

なお、確認した木棺数は34基で、このうち方形27基、円形7基である(表1)。

規模

規模が判明した23基は短軸が38.5～56.2cm、平均47.6cmで、長軸は45.5～69.7cm、平均55.1cmである。このうち、構造と規模が著しく異なる22号木棺を除くと、その幅は短軸が42.0～56.2cm、平均48.0cm、長軸が45.5～62.0cm、平均54.5cmとなる。短軸は30cm代が1基、40cm代が17基、50cm代が5基で、40cm代が多く、また長軸は40cm代が1基、50cm代が20基、60cm代が2基で、50cm代が圧倒的に多い(図2, 表1)。以上のことから、短軸は50cm前後、長軸は55cm前後が指向されたと想定される。高さが判明したのは天蓋の一部が遺存した30号木棺1基のみで61cmである。なお、構造が他の木棺とは異なり、底板・側板に墨書が遺る22号木棺は短軸38.5cm、長軸は69.7cmで、短軸は唯一の30cm代の短さであり、一方

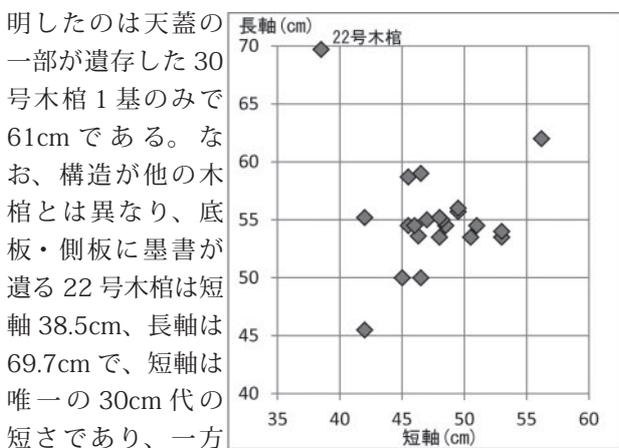


図2 方形木棺の規模分布図

で長軸は突出して長い。

構造

構造観察の結果、木棺の製作過程は大きく以下の4つの型に分類できることを確認した。但し、製作のどの過程で納棺するかはいずれも不明であるが、戦後における状況の聞き取り調査の結果からは、天蓋のみは釘留めしない状態で納品したとの証言を得た。

A型(側板横型)

①主側板の作成(図14-1): 複数枚の横方向の板材の両端部付近を、側板から縦位置の棧に釘留めして繋ぎ、主たる側板(以下「主側板」)2枚を作製。棧の位置は、側板及び天蓋の厚さを考慮して材の端部から逃がす。

②底板の取付け(図14-2): ①の2枚の主側板に基本2枚の底板を渡し、底板の裏面から側板の底面(横口)に釘留め(作業は図と上下逆)。

③従側板の取付け(図14-3): 主側板に直交する側板(以下「従側板」)を入れ込み、従側板から棧及び、直交する主側板から従側板の側面(小口)に釘留め。最下段の側板は、底板の裏面からも釘留め。

④天蓋の取付け(図14-4): 複数枚の板材を棧で繋いだ天蓋を、③の側板の上面に落とす形で取付け、天蓋の上面から棧の上面(小口)に釘留め。

B型(側板縦型)

①主側板の作成(図15-1): 複数枚の縦方向の板材の上下両端部を、側板から横位置の棧に釘留めして繋いだ主側板2枚を作製。

②底板の取付け(図15-2): ①の2枚の主側板に基本2枚の底板を渡し、底板の裏面から側板の底面(小口)に釘留め(作業は図と上下逆)。

③従側板の取付け(図15-3): 主側板に直交する従側板を、主側板を覆う形で直交する側板の側面(横口)に釘留め。最下段の側板は、底板の側面(横口)にも釘留め。

④天蓋の取付け(図15-4): 複数枚の板材を③の側板の上面に取付け、天蓋の上面から側板の上面(小口)に釘留め。棧で繋いだ天蓋の場合、棧の位置は側板の端部から棧の厚さを逃がすものと推定。

C型(側板縦+横型)

①主側板の作成(図16-1): B型①と同じ。

②底板の取付け(図16-2): B型②と同じ。

③従側板の取付け(図16-3): 主側板に直交する横方向の従側板を、主側板を覆う形で直交する側板の側面(横口)に釘留め。最下段の側板は、底板の側面に釘留め。

④天蓋の取付け(図16-4): B型④と同じ。

D型(棧無し型)

①底板の作成(図17-1): 幅の異なる2枚の材を、横口に竹釘による隠し釘留めで繋いで底板を作製

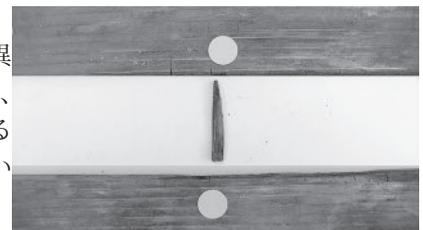


図3 22号木棺 底板の隠し竹釘

(図3)。

②底板と長辺の側板の取付け(図17-2): 長辺の側板の底面(横口)に、底板の底面側から竹釘留めで取付け。長辺の側板の位置は、短辺の側板の厚さを考慮して、底板の端部からやや逃がす(作業は図と上下逆)。

③短辺側板の取付け(図17-3): 短辺の側板の底面(横口)に、底板の裏面からの竹釘留めで取付け、短辺の側板から長辺側板の側面(小口)にも竹釘留め。

④天蓋取付け・反古紙貼付(図17-4): ③の上面おそらく複数枚の材による天蓋を底板と同様に被せて、天

蓋の上面から側板の上面(横口)に竹釘留め。22号木棺の場合は天蓋が遺存しないことから、天蓋部にも反古紙を貼付したか否か、また天蓋の取付けと外面の反古紙貼付との前後関係は不明であるが、天蓋の取付け後に反古紙を貼付するのが自然であると考えられよう。ちなみに、反古紙は外面のみに貼付されている。

棺台

1基のみであるが、棺台を確認した。製作過程は以下の通りである。

①脚部の作成(図18-1):両側の先端部付近の下側を、長方形に削り抜いた2本の材を作製。

②補強材の取付け(図18-2):脚部の捻れ防止のため、両側の先端部付近の削り抜いた部分を下にして、脚部に直交する角材を取付けて脚部を補強。脚と補強材の釘留めは無し。

③渡し板の取付け(図18-3):2枚の薄板を脚部の両先端部付近に渡し、上面から脚部の上面に釘留め。

④棺の設置(図18-4):③の台の上に棺を設置。台部と棺を繋ぐ釘穴が認められないことから、台部と棺の全体を縄で縛ったものと想定。

以上の観察に基づく分類の結果、構造が判明した25基の方形木棺のうち、A型が最も多い20基(80.0%)で、次にB型が3基(12.0%)、C型とD型は各1基(各4.0%)である(図4、表1)。したがって、横方向の板材を縦位置の棧で留め、これに2枚を基本とする底板を留めて、主側板に直交する従側板も板材を横方向に用いる方法が、最も一般的な構造であったものと考えられる。

板材

規模が著しく異なる22号木棺を除いて、計測が可能な底板の材は41枚である。短軸は19.0~31.0cm、平均26.6cmで、25~30cmが最も多い(図5)。長軸は42.0~56.2cm、平均49.2cm、厚さは1.0~1.5cm、平均1.2cmである。46枚を計測した側板は短軸7.5~29.0cm、平均17.3cmで、10~15cmが比較的多い(図6)。長軸は43.5~60.0cm、平均50.4cm、厚さは0.6~1.5cm、平均1.2cmで、最も頻度が高いA型においては、最下段に短軸が短い(高さが低い)材が使われる例が多い(図11~13、写真1~29)。25本を計測した棧は短軸1.0~4.0cm、平均2.0cm、長軸2.2~4.0cm、平均3.0cmである。

底板、側板ともに、おそらく短軸長が部材の元の幅であったものと考えられることから、底板については幅25~30cm前後で、長さは少なくとも60cm以上の部材を切断した可能性が高い。一方、側板についてはその幅のバラツキが大きく、部材の規格を特定することは難しいが、短軸25~30cmの間に分布の頻度が比較的多いことから(図6)、その一部は底板と同じ規格の部材を用いた可能性が高い。

3 納棺の想定

羅漢町遺跡における方形木棺内からの人骨出土状況により、埋葬時における遺体納棺の想定を行うことはできない。木棺規模から納棺の状況を検討しておきたい。

前項で記したように、羅漢町遺跡における方形木棺の短軸の平均は48.0cm、長軸の平均は54.5cmで、高さが判明した唯一の例は61cmである。一方、羅漢町遺跡から出土した人骨のうち、男性2体の推定身長は、23号木棺が156.3cm、26号木棺が156.1cm(植崎2012)。これらはすべて江戸時代の成人男性の推定身長範囲内であるとのことから、その近似値は156cmとなる。そこで、身長160cmの現代人による座棺を想

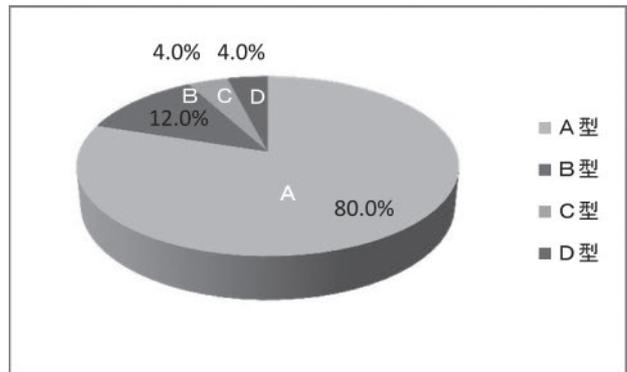


図4 方形木棺の構造別頻度

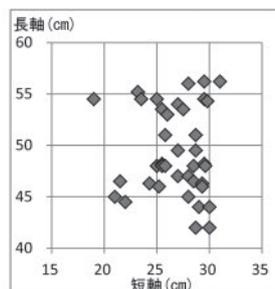


図5 底板規模分布

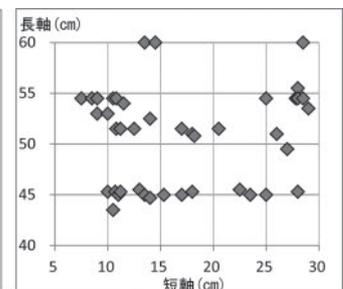


図6 側板規模分布図

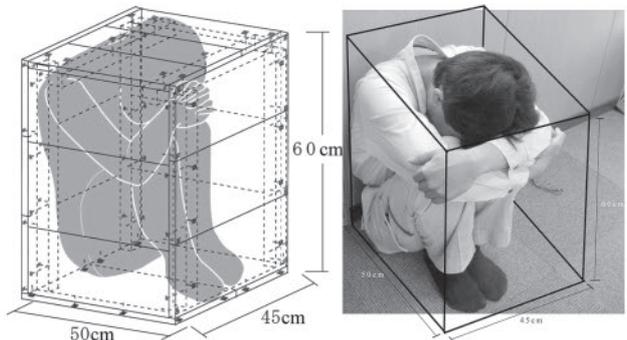


図7 納棺想定図

定した空間スペースを計測した結果、短軸45cm、長軸50cm、高さ60cmであった(図7)。この数値は先の木棺の平均値である短軸48.0cm、長軸54.5cm、高さ61cmの値をいずれも下回っている。したがって、少なくとも身長160cmの人物においては、短軸45cm、長軸50cm、高さ60cmの木棺に座棺で納めることは可能

であるとの結論に至った。

一方、22号木棺(図8、写真22)は底板及び側板の外面に墨書が遺っており、これは木棺に貼付されていた

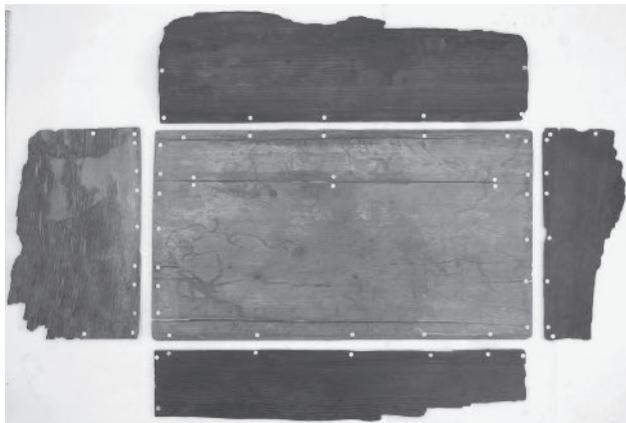


図8 22号木棺 展開写真

宗門人別改帳や金銭貸借簿などが反古紙として棺の外側に貼付され、この紙に書かれていた文字が板面に定着したとの解釈がなされている(秋山 2011)。この木

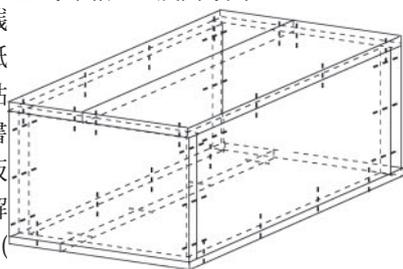


図9 22号木棺 想定図



図10 22号木棺人骨出土状態

棺は、こうした反古紙を貼付したことによる転写した墨書の他、規模、構造、樹種についても他の木棺と大きな相違が認められる。すなわち、規模は短軸38.5cm、長軸69.7cmで、その短軸は先述した成人男性が収まる45cmを下回り、長軸は50cmを大きく上回っている(図2)。また、構造については他の木棺のように棧を用いて側板を繋ぐことなく、板材を直接竹釘による隠し釘留めで繋いで製作している(図3)。さらに、棺材の樹種については他の木棺においてはマツ属が圧倒的に多いなかでスギを用いており、特に底板については、樹種が判明した方形木棺のなかでスギを用いた唯一の例である(表1)。

規模のうちの高さについては不明である。但し、以下のことから、おそらくそう高いものとは想定できない。すなわち、短辺の側板は幅38.5cm、残存高26cmであ

るが(図8、図12-22、写真22)、他の木棺の側板の板材が短軸7.5~29.0cmであることを考慮すると(図6)、38.5cmの幅は元の板材の幅としては長すぎることから、幅29.0cm以下で長さが38.5cm以上の板材を切断した可能性が高い。つまり、この側板は他の木棺の側板のように縦方向に長い板材を切断したのではなく、横方向に長い板材を切断したことが想定できる。このことを前提にすると、この側板は想定される高さが最大でも29.0cm程度と考えられる。一方、この木棺は先に記したように竹釘による隠し釘留めで繋いでいることから、側板を2段に積んだと仮定した場合、残存している側板の上面には隠し釘留めによる穴が存在するはずである。しかし、その穴は全く認められていないことから、この側板は1段で構成されていた可能性が高いものと考えられる。

したがって、他の木棺のほとんどが縦方向に長いのに対して、この木棺は横方向に長いものと想定することができることになる(図9)。この前提に立てば、この木棺への納棺は他のほとんどの木棺に想定できる座棺ではなく、寝棺(横向きの屈葬)と考えるのが妥当である。また、出土人骨から身長を推定はその遺存状況から不可能であるが、短軸38.5cm、長軸69.7cmの棺で寝棺であることを前提にすると、この規模から想定される被葬者は子供である可能性が高いものと考えられる。

以上のことから、22号木棺については、規模、構造、樹種、反古紙の貼付、納棺方法など、他の多くの木棺に比べて質の高い、丁寧な造作や扱いを認めることができる。この要因は被葬者が子供であることに起因する可能性が高く、これはかつて木棺の製作に従事された方からの聞き取り調査で得た内容と、主として木棺の形状及び外面に紙を貼付する点でよく一致した内容を示している(注1)。

4 出土遺物(表2・3、図19~21)

羅漢町遺跡で特徴的な遺物に有耳壺がある。『報告書』に掲載した2点内(『報告書』図17-27・28)からは火葬人骨が見つかった。この2点以外にも美濃の有耳壺が出土しており、今回小片を除く9点を図示した(図19-2~7、図20-8~10)。また、有耳壺蓋と推定される完形品も1点図示した(図19-1)。有耳壺は集落遺跡でも少量出土するが、羅漢町遺跡の場合は出土量が多いうえに有耳壺の年代は17世紀後葉から19世紀中葉である。

有耳壺以外では、人形やミニチュア製品の出土量が多く残存率も高い(図20-11~16)。遺物総量がパン箱3箱で10点(『報告書』に4点掲載)の出土量は集落遺跡では考えられず、墓に関連すると考えるのが妥当であろう。他の掲載遺物(図21-17~27)は周辺居住域で使用、廃棄された陶磁器と推測される。これらの

うち、図 21-17 の萩焼きピラ掛け碗は、県内では稀少例のため小片でも掲載した。

羅漢町遺跡では陶磁器を副葬した土坑墓が 1 例と少なく、年代については不明な点が多い。陶磁器が副葬されたのは 1 号土坑墓で、18 世紀中葉の美濃陶器小碗 1 点が出土している。『報告書』に掲載した陶器皿のうち、図 17-16・17 の 2 点はほぼ完形であり、瀬戸の志野丸皿 (16) は 17 世紀中葉、美濃の陶器丸皿は 17 世紀後葉である。群馬県域の江戸時代墓に副葬された陶磁器の年代は 18 世紀前葉以前が多く、これ以降は数が極端に減少する。また、器種では皿が主体を占める。推測であるが、残存率の高い前述の皿は、副葬品が墓の重複等で遺構外遺物となった可能性も考え得る。

銭貨では 4 号木棺墓と 8 号木棺墓から寛永通寶鉄銭が出土している。鉄一文銭の鑄造は元文 4 (1739) 年から始まる。また、8 号木棺墓出土の背「久」銭は明和 5 (1768) 年に鑄造が開始 ((株) ハドソン東洋鑄造貨幣研究所編 1998) されており、墓はこの年代以降と考えられる。他に 12 号木棺墓 (『報告書』図 13- 1) と 30 号木棺墓 (『報告書』図 15- 1) から煙管の雁首が出土している。両者共に 19 世紀頃 (小泉弘 2001) の製品と考えられる。

5 まとめ

本稿では、高崎城域内の墓地であった羅漢町遺跡の発掘調査により出土した資料のうち、既刊の報告書 (群埋文 2011) に盛り込めなかった木棺及び副葬品について報告することを主眼とした。その上で、同報告書で詳述できなかった出土人骨に係る榑崎修一郎の再報告 (榑崎 2012) を踏まえ、上記発掘調査における遺跡全体の基本的な理解をまとめておくこととした。

発掘調査により検出された遺構は、高崎城の「遠構」の一部、木棺墓 34 基、土坑墓 1 基である。そして、発掘調査により出土した遺物は、発掘による掘削以前の表面採集と重機による表土掘削時に採取された遺物を合わせ、磁器製の蔵骨器、遺体を収納した木棺とそれに関連する棺台や縄等の葬具、銭貨や煙管、漆椀や箸等の副葬品もしくは葬具、墓標、遺構内外から出土した人骨等である。

木棺墓群は天明 3 年 (1783) に降下した浅間 A 軽石が堀の上部に堆積した、高崎城の東端部を画する「遠構」の西側上部に構築されており、7 号木棺墓では底板の下に浅間 A 軽石の純層が確認され、天明 3 年 (1783) 以降の造営である。遺物の中には、年代の不明な鉄製の鑪があるが、出土陶磁器類の中心は 17 世紀後半から 19 世紀中葉であり、本遺跡で検出された遺構・遺物は、天明 3 年 (1783) 以降の江戸時代に属すると考えられる。

墓制を示す遺構・遺物としては、焼人骨の収納された

蔵骨器、土坑墓そして木棺墓の 3 種が存在する。蔵骨器は 2 例で、埋設状況は不明であり、それぞれ焼けた頭骨が納められていた。その内の 1 例は 20 歳代の男性であり、他は約 30 歳代～40 歳代の女性である。また、土坑墓からは、陶器製の小型碗が副葬された成人男性の 1 個体分が出土している。

木棺墓の木棺は、遺跡地の水位が高くほぼ水漬けの状態であったことから、下部の遺存状況は比較的良好であったが、上部はほとんど遺存していなかった。木棺墓の掘方はほとんど確認できず、2～3 基の木棺が上下でその一部を重複する例が認められたが、それらの木棺墓における時期的な推移における被葬者や副葬品そして木棺の構造における有意の違いは把握できなかった。木棺を形状で分類すると、樽製の円形木棺と板材で直方体に成形した方形木棺に 2 大別され、後者には高さが極端に低い 1 例が含まれ、側板の繋ぎ方で 4 種に細別される (図 14～17)。高さの低い例の被葬者は人骨の出土状況の図面・写真から子供と推定され (榑崎の再報告では成人男性)、底板・側板の外面には宗門人別改帳の反古紙が貼られていたことが確かめられ、特異な例である。被葬者で未成人と同定されたのはこの例と 6 号木棺墓における約 9 歳～10 歳の女兒のみで、遺構外から「童子」と刻まれた墓標が 2 点出土しているものの、被葬者として確認される乳幼児の比率が低いように思われる。

人骨の同定の結果、1 基とした木棺墓の出土資料の中に、2 個体分の人骨が同定された例と、2 種類の歯の咬耗度が存在する例がある (榑崎の再報告では、両者をマルティンの 2 度と表現されているが、一方は「マルティン 1 度」の校正ミス) とされたが、人骨の一部には埋葬から調査による取り上げの間に、他の棺内に迷入した状況があると考えざるを得ない。

7 号木棺墓で底板の下に井桁状に組んだ細い角材による棺台が確認されたが、1 例のみであり、本例が特別であったのか、他の例では葬儀式の際には使用されていたが木棺とともに埋められることはなかったのか、確定できない。

木棺墓の底板の下から荒縄が出土した例があるが、葬儀の最中か終了後に全体を縛った結果であるか、木棺を墓坑内に下げて安置する際に使用したものであるか確定しない。しかし、その検出がいずれも底板の下であることから、後者の可能性が高いものと思われる。また、側板に「△」と墨書されている例があり、東京都新宿区發昌寺跡等で木棺の側板や円形木棺の胴部に記された「前」や「○」の墨書と共通し、木棺内の遺体の向きを明示するための印と理解される。

江戸時代の木棺墓の調査例は多くなってきたが、木棺そのものの報告例は限られている。また、民俗例でも木棺そのものの構造に踏み込んだ例はほとんどないものと

思われる。

最後に焼き物を蔵骨器とする火葬墓について若干触れておく。県内における江戸時代火葬墓の調査例は非常に少ないが、藩主墓所と農村部で調査例があり、羅漢町遺跡が城下例となる。藩主墓所の調査例は館林藩二代藩主の榊原康勝墓(岡屋紀子編 1992)である。17世紀中葉とやや古いのが、肥前磁器色絵壺を蔵骨器としている(図22)。農村部の火葬墓は太田市新島遺跡(新井仁2011)例があり、在地系土器の取っ手付壺を蔵骨器としていた(図23)。新島遺跡例は寛永通寶鉄一文銭が認められ、年代は羅漢町遺跡例に近い。そして、美濃陶器有耳壺を蔵骨器としていたのが羅漢町遺跡である。他に前橋市(旧大胡町)西小路遺跡(山下歳信 1994)では修験者の墓が調査され、寛政10年の無縫塔が伴う2号墓に在地系土器蔵骨器が使用されていた。少ない例ではあるが、蔵骨器に階層差・財力差が現れている可能性が指摘でき、寺院墓地である羅漢町遺跡の火葬墓は藩主と農村火葬墓との中間を埋める貴重な例といえよう。

本報告が群馬県における今後の江戸時代の葬墓制研究に参考となれば幸いである。

本稿を執筆するにあたり、法輪寺ご住職の三浦興優氏には出土資料の公表をご快諾いただきました。また、榊崎修一郎氏には人骨の分析結果を踏まえ、遺構・遺物の理解について御教示を頂きました。さらに、小林正氏、田中のぶ子氏、相澤清利氏、藤澤良祐氏、伊藤順一氏には種々ご高配をいただきました。明記して心から御礼申し上げます。

注

(1) 木棺の製作に従事された関根辰夫氏及び辰夫氏奥様への聞き取り調査の結果、昭和初期の段階において成人は縦方向に長い木棺で座棺にした一方で、子供は横方向に長い木棺で寝棺にし、さらに子供の木棺のみは棺の外側の全面を覆うように、例えば家屋の天井の装飾などに用いた銭形文様の付いた紙を貼ったとの証言を得た。

引用・参考文献(年代順)

- 新宿区南元町遺跡調査会(1991)『發昌寺跡 一社団法人金融財政事情研究会新館建設に伴う第2次緊急発掘調査報告書一』
- 岡屋紀子編(1992)『群馬県指定史跡 榊原康政の墓調査報告書』館林市教育委員会
- 山下歳信(1994)『西小路遺跡 一ゴルフ練習場建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告一』大胡町教育委員会
- 谷川章雄(1996)「江戸の墓の埋葬施設と副葬品」『江戸遺跡研究会第9回大会江戸時代の墓と葬制(発表要旨)』30 pp.125-140
- 高崎市教育委員会(1996)『真町I遺跡』高崎駅高崎駅周辺(西口)土地区画整理事業に伴う埋蔵文化財調査報告書(1) 高崎市文化財調査報告書第141集
- 多賀城市教育委員会(1998)『大日北遺跡 一近世墓の調査報告書一』多賀城市文化財調査報告書第49集
- (株)ハドソン・東洋鋳造貨幣研究所編(1998)『新寛永通寶図会』(株)ハドソン・東洋鋳造貨幣研究所

- 小泉弘(2001)「煙管」『図説江戸考古学研究事典』柏書房 p.189
- 田口哲也(2009)「関東の近世墓—埋葬施設から見た近世都市江戸と関東農村地域の基制とその変遷・画期—」『考古学雑誌』第93巻 第3号 日本考古学会 pp. 1-47
- 財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団(2011)『羅漢町遺跡』国道354号羅漢町道路改良事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書 財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告書第512集
- 新井仁(2011)『新島遺跡』公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 榊崎修一郎(2011)『羅漢町遺跡出土人骨』『羅漢町遺跡』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 pp.15-18
- 秋山正典(2011)「羅漢町遺跡出土木棺の文字について」『羅漢町遺跡』pp.19-22, 財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 榊崎修一郎(2012)「群馬県羅漢町遺跡出土近世人骨」『研究紀要』30 財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 pp.49-66

表 1 木棺墓一覽表

番号		形状		構造 (型)	上段：規模 (cm)・下段：重複			樹種	方位	副葬品	備考	
旧	新	旧	新		短軸		高さ					
					旧	新						旧
1	1	方形	方形	A	45 1→3	49.5	55 56.0	不明	底：マツ属 側：マツ属	N-8° -W	漆椀, 磁器小碗, 寛永通寶 1	底板 2 枚 (確認 1) 側板にマツ属複+
2	欠番	3号木棺の天蓋 (→: 新旧順, ⇔: 不明)										
3	3	方形	方形	C	45 1→3	45.5 4→3	60 58.7	不明	底：マツ属複 側：マツ属複	N-2° -E	鉄釘, 元豊通寶?1	底板 2 枚 棧 2 本・天蓋 (棧 2 本) 遺存
4	4	方形	方形	B	30 4→3	53.0 4⇔27	50 53.5	不明	底：マツ属複 側：マツ属複	N-99° -E	寛永通寶 5	底板 2 枚 棧 4 本遺存
5	5	方形	円形 (樽)	-	30 5→18b	不明	60 不明	59.0	底：マツ属複 側：ヒノキ属		漆椀, 膳 1	椀圧痕不明瞭 膳は竹釘留め
6	6	方形	方形	A	45 6→21	51.0	50 54.5	不明	底：マツ属複 側：マツ属複	N-2° -W	漆椀, 箸, 数珠, 櫛, 寛永通寶 6	底板 2 枚 棧 3 本・天蓋遺存
7	7	方形	方形	A	45 29→7	42.0	45 45.5	不明	底：マツ属複 側：マツ属複	N-2° -W	銅製環状製品	底板 2 枚、棺台付き (図 17, 写真 9)、下位に浅間 A 軽石
8	8	円形	円形 (樽)	-	底面直径約 50cm 単独			51.0	底：スギ 側：スギ	-	寛永通寶 9	外側に竹製の籠、外面椀圧痕、 内面底板用削り痕
9	9	方形	方形	A	不明 10→9	47.0 →17	70 55.0	不明	底：マツ属複 側：マツ属複	N-79° -E		底板 2 枚
10	10	方形	方形	B	50 10→9	53.0	50 54.0	不明	底：マツ属複 側：マツ属複	N-15° -W		底板 2 枚 棧 2 本遺存
11	11	方形	方形	B	50 11→12	46.5	60 59.0	不明	底：マツ属複 側：マツ属複	N-6° -W	寛永通寶 2	底板 2 枚、棧 2 本遺存、下端部 外面 L 字に補強材 4 本
12	12	方形	方形	A	50 11→12	48.5	50 54.5	不明	底：マツ属複 側：マツ属複	N-3° -W	煙管	底板 2 枚 棧 2 本遺存
13	13	方形	方形	A	40 13→23	50.5 13⇔14	50 53.5	不明	底：マツ属複 側：マツ属複	N-S		底板 2 枚 (確認 1)、棧 1 遺存、 北辺側板外面に墨書「△」
14	14	方形	円形 (樽)	-	30 14⇔13-23	不明	35 不明	33.0	底：マツ属複 側：ヒノキ属	-	寛永通寶 6	側板にマツ属複+ 椀圧痕明瞭
15	15	方形	方形	A	55 15⇔28	54.3	60 不明	不明	底：マツ属複 側：マツ属複	N-5° -W		底板 2 枚 (確認 1)、棧 1 本遺存、 底板下面に縄遺存
16	16a	方形	方形	A	45 16b→16a	50.8	45 不明	不明	底：マツ属複 側：マツ属複	N-8° -W		側板のみ遺存 側板にマツ属複+
	16b	方形	方形	A	45 16b→16a	50.0	50.0	不明	底：マツ属複 側：スギ			底板 2 枚、底板四隅に棧の小口 圧痕明瞭
17	17	方形	方形	A	55 9→17	45.5	55 54.5	不明	底：マツ属複 側：マツ属複	N-15° -W	煙管, 寛永通寶 8	底板 2 枚 側板に鉄釘良好遺存
18a	18a	方形	方形	A	50 18b→18a	46.3	55 53.6	不明	底：マツ属複 側：マツ属複	N-S	寛永通寶 2	底板 2 枚
18b	18b	方形	方形	A	50 5→18b→18a	49.5	55 55.7	不明	底：マツ属複 側：マツ属複	N-S	煙管, 寛永通寶 5	底板 2 枚、底板下面に縄、側板 に鉄釘遺存
19	19	方形	方形	A	50 19⇔20	48.2	50 55.0	不明	底：マツ属複 側：ヒノキ属	N-S		底板 2 枚 底板下面に縄遺存
20	20	方形	方形	A	40 20⇔19	48.0	45 53.5	不明	底：マツ属複 側：マツ属複	N-13° -W		底板 2 枚、南辺側板に穿孔 3 (紐通しの孔か)
21	21	方形	方形	A	45 6→21	46.5	55 50.0	不明	底：マツ属複 側：マツ属複	N-87° -E		底板 2 枚のみ遺存、節穴を φ 3cm の木製栓で塞ぐ
22	22	方形	方形	D	40 単独	38.5	70 69.7	不明	底：スギ 側：スギ	N-7° -E		底板 2 枚、竹釘留め 側板・側板外面に墨書
23	23	方形	方形	A	50 13→23	56.2	50 62.0	不明	底：マツ属複 側：マツ属	N-S	磁器小坏, 寛永通 寶 1	底板 3 枚 (中央の 1 枚は幅調整 用)、棧 2 本・天蓋一部遺存
24	24	円形	円形 (樽)	-	55 単独	不明	55 不明	53.0	底：マツ属複 側：マツ属複	-	寛永通寶 6	外面上下に椀圧痕、下位に φ 2.3cm の穿孔 + 栓 (桶転用?)
25	25	方形	方形	A	不明 単独	42.0	55 55.2	不明	底：マツ属複 側：マツ属複	N-6° -E		底板 2 枚 (確認 1)
26	26a	方形	方形	A	不明 26a⇔26b⇔26c	46.0	50 54.5	不明	底：マツ属複 側：マツ属複	N-2° -E	寛永通寶 18, 膳 1	底板 2 枚、側板にスギ+ 膳は竹釘留め 椀圧痕不明瞭
	26b	方形	円形 (樽)	-	不明 26a⇔26b⇔26c	不明	不明	59.3	底：マツ属複 側：マツ属複	-		外面下位に椀圧痕明瞭 内面下位に底板圧痕明瞭
	26c	方形	円形 (樽)	-	不明 26a⇔26b⇔26c	不明	不明	52.8	底：マツ属複 側：マツ属複	-		外面下位に椀圧痕明瞭 内面下位に底板圧痕明瞭
27	27	方形	円形 (樽)	-	50 27⇔4	不明	55 不明	53.0	底：マツ属複 側：スギ	-	寛永通寶 6	外面上下に椀圧痕、内面上下に 天板・底板圧痕
28	28	方形	方形	不明	30 28⇔15	54.5	40 不明	不明	底：マツ属複 側：マツ属複	N-18° -W		側板 1 枚のみ遺存
29	29	方形	方形	不明	40 29→7	不明	55 不明	不明	底：マツ属複 側：マツ属複	N-76° -E	寛永通寶 3	遺存不良
30	30	方形	方形	A	40 単独	48.5	45 54.5	61.0	底：マツ属複 側：マツ属	N-12° -W	煙管	底板 2 枚 棧 4 本・天蓋 (棧 2 本) 遺存
31	31	方形	方形	A	45 単独	48.0	45 55.2	不明	底：マツ属複 側：マツ属複	N-11° -E		底板 3 枚、底板縁四方を段下げ、 棧 2 本、底板の下に縄遺存

※この一覽表は、「遺構一覽表 (p27)」(『羅漢町遺跡』群埋文 2011) に加筆・修正。
 ※規模の「短軸」・「長軸」は、底板の中軸線長を計測。
 ※構造は A 型：側板が横、B 型：側板が縦、C 型：側板が縦+横、D 型：棧無し形 (図 13～16「木棺構造図」参照)。
 ※樹種の「マツ属複」：マツ属複維管束亜属。

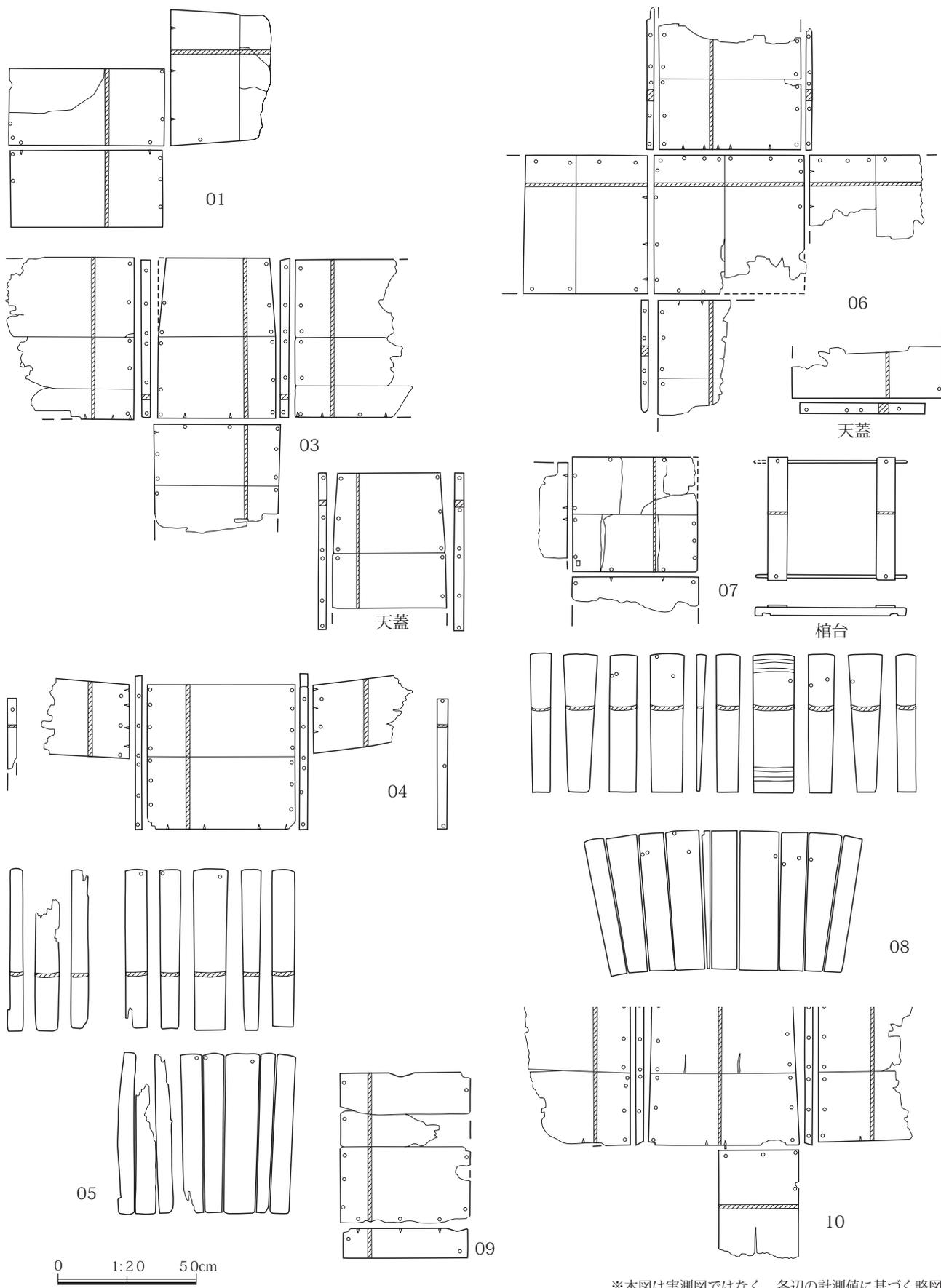


図11 木棺 展開略図(1)

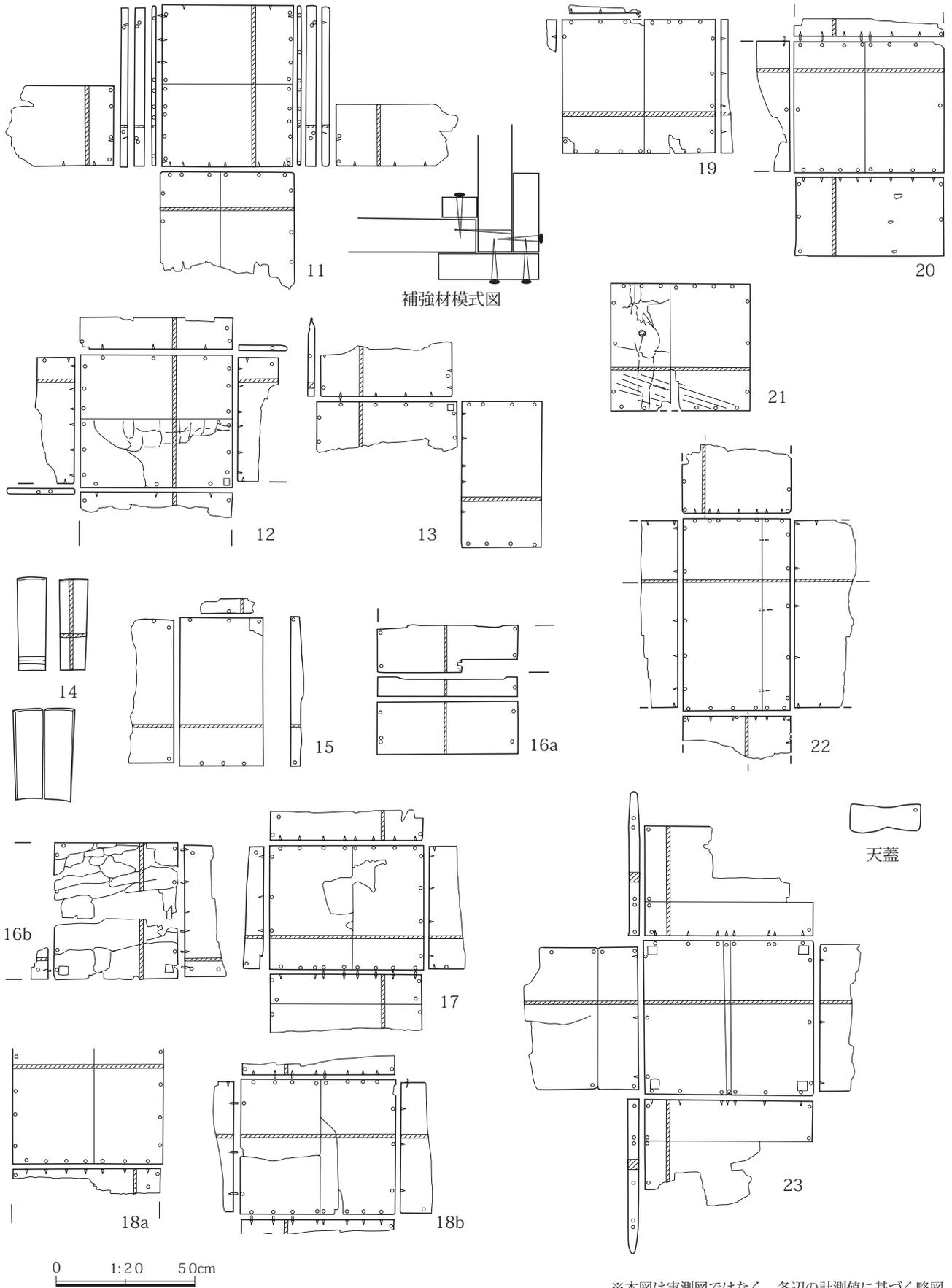


図12 木棺 展開略図(2)

※本図は実測図ではなく、各辺の計測値に基づく略図

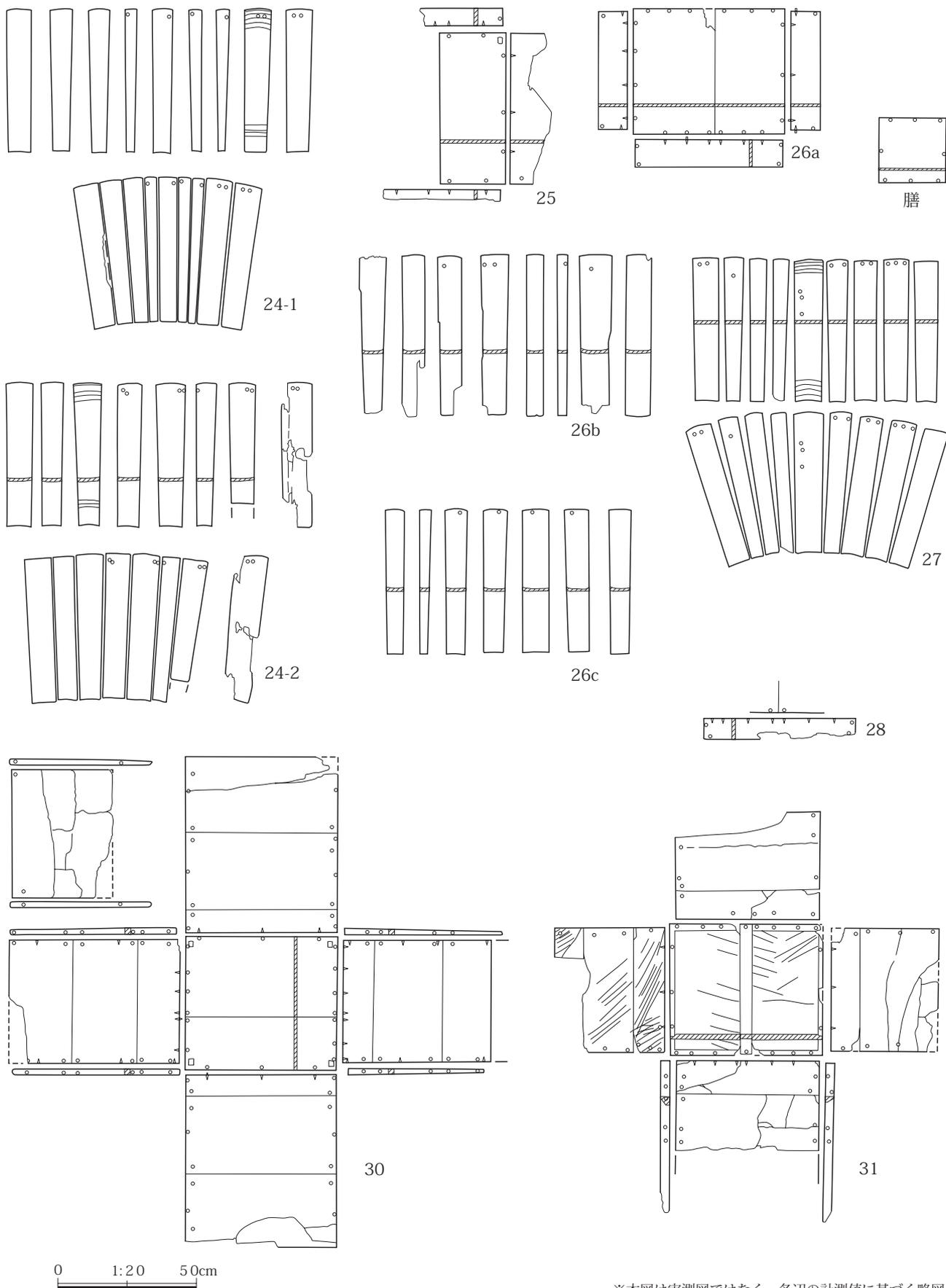


図 13 木棺展開略図 (3)

※本図は実測図ではなく、各辺の計測値に基づく略図

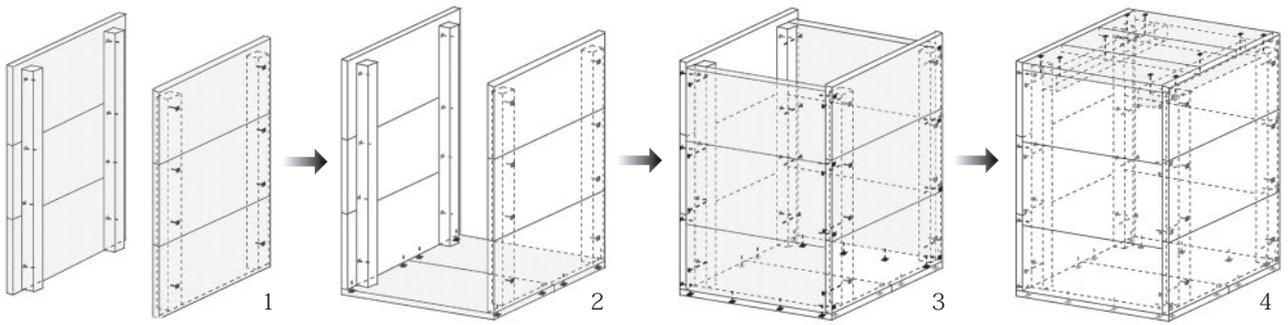


図 14 木棺構造図 (A型)

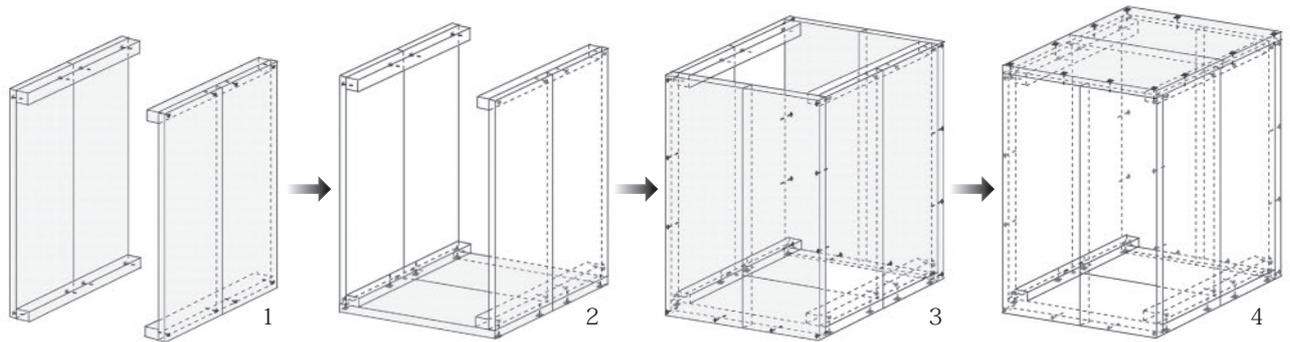


図 15 木棺構造図 (B型)

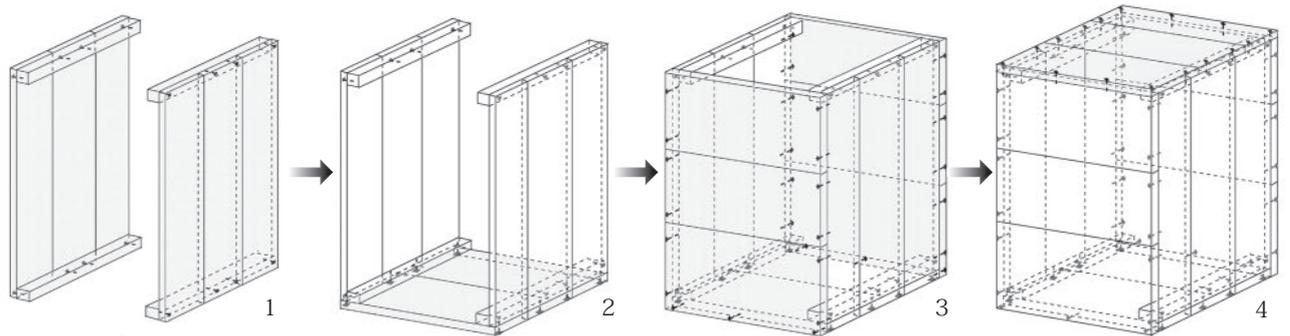


図 16 木棺構造図 (C型)

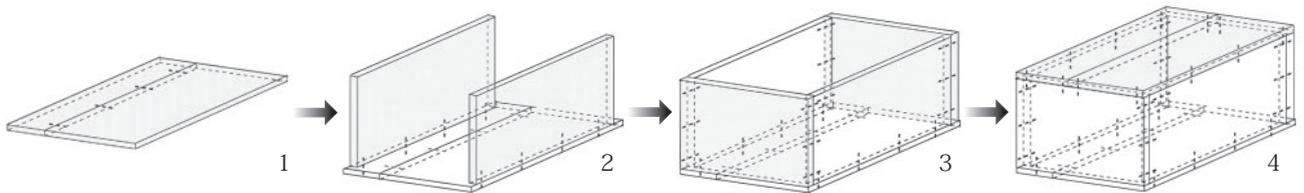
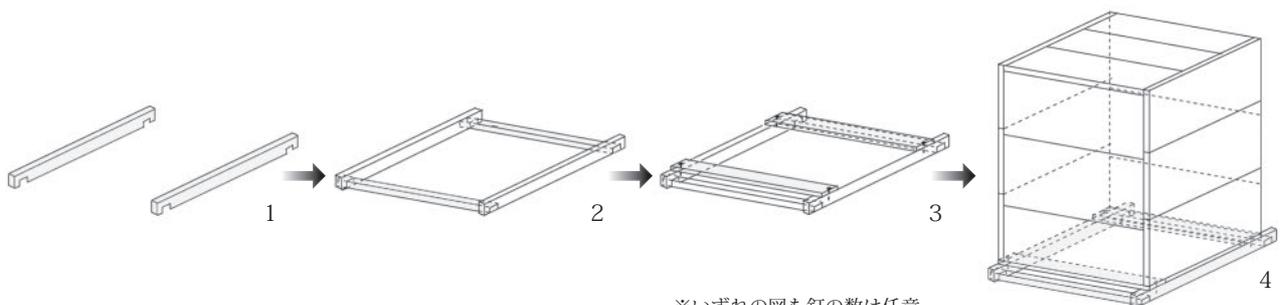


図 17 木棺構造図 (D型)



※いずれの図も釘の数は任意

図 18 棺台構造図・想定図

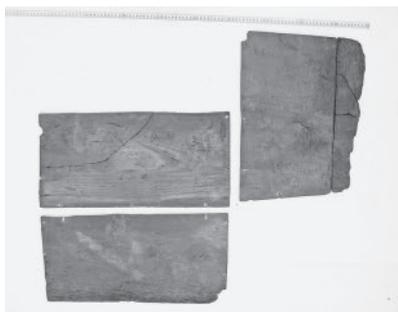


写真1 1号木棺 展開

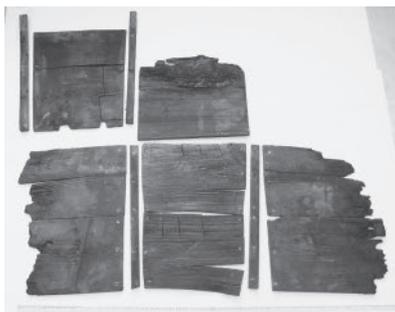


写真2 3号木棺 展開



写真3 3号木棺 天蓋



写真4 4号木棺 組立



写真5 5号木棺(樽) 展開

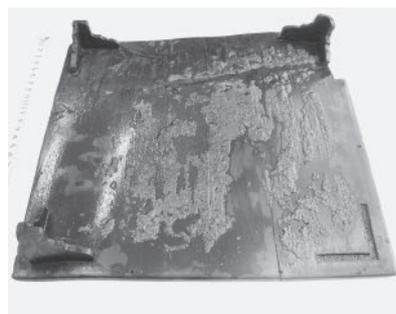


写真6 5号木棺 膳(裏面)



写真7 6号木棺 展開



写真8 6号木棺 底板の棧小口圧痕と釘穴



写真9 7号木棺 棺台+棺(想定)



写真10 8号木棺(樽) 展開

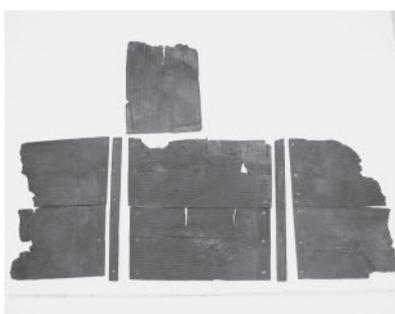


写真11 10号木棺 展開



写真12 11号木棺 展開



写真13 12号木棺 展開



写真14 13号木棺 側板外面の墨書(△)



写真15 15号木棺 展開

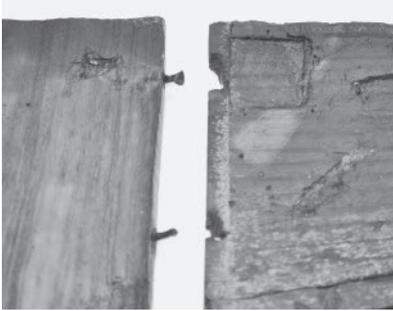


写真16 16b号木棺 底板の棧小口圧痕



写真17 17号木棺 展開



写真18 18b号木棺 展開



写真19 19号木棺 展開



写真20 20号木棺 側板の穿孔



写真21 21号木棺 底板



写真22 22号木棺 底板・側板



写真23 23号木棺 展開



写真24 24号木棺(樽) 展開



写真25 26a号木棺 展開

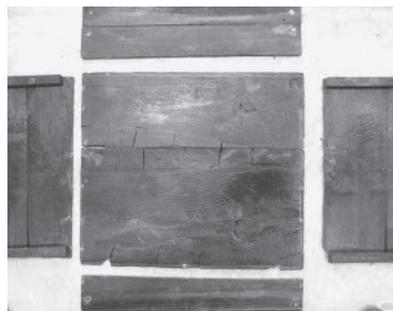


写真26 30号木棺 展開



写真27 30号木棺 天蓋



写真28 31号木棺 展開



写真29 31号木棺 底板



写真30 木棺の観察・計測作業風景

表2 遺物観察表(1)

番号	種別 器種	区 遺構名	口径 cm	底径 cm	器高 cm	残存	色調	器形・成形・調整等の特徴
1	美濃陶器 落とし蓋	A 2層	11.3	5.6	2.4	ほぼ 完形	淡黄	器壁厚い。下部右回転糸切無調整。腰部張る。受け部やや上方に開き端部上方に肥厚。全体に極薄く錆釉。登窯7・8小期。
2	美濃陶器 有耳壺	A 2層	(10.0)	-	-	1/5	灰黄	頸部短く肩部丸味を帯びて張る。口縁部断面丸味を帯びた三角形状。耳1箇所残存。口縁部から外面錆色の鉄釉。口縁端部の釉拭う。登窯5～7小期。
3	美濃陶器 有耳壺	A 2層	(10.1)	-	-	1/4	橙	頸部短く口縁部玉縁状となる。肩部は丸味を帯びて張る。口縁部から外面錆色の鉄釉。口縁端部釉拭う。耳1箇所残存。登窯8・9小期。
4	美濃陶器 有耳壺	A 2層	(12.0)	-	-	1/7	にぶい 黄橙	頸部短く肩部は丸味を帯びて張る。口縁部玉縁状。耳貼り付け部凹線状に窪む。耳1箇所残存。口縁部から外面錆色の鉄釉。登窯5～7小期。
5	美濃陶器 有耳壺	A 2層	-	-	-	-	灰白	体部片。体部下位外面横位篋削り。上位は明瞭な轆轤目。外面鉄釉に近い鉛釉。登窯5～7小期。
6	美濃陶器 有耳壺	A 2層か	-	(13.0)	-	1/4	浅黄橙	体部外面から底部外面回転篋削り。体部下端面取り。外面体部下位以上錆色の鉄釉。登窯5～7小期。
7	美濃陶器 有耳壺	A 2層	-	(14.6)	-	3/4	にぶい 黄橙	轆轤成形。体部上位外面凹線状の轆轤目。体部下位外面から底部外面周縁回転篋削り。底部外面中央回転糸切痕残る。外面体部下端面取り。外面体部下位以上錆色の鉄釉。登窯8・9小期。
8	美濃陶器 有耳壺	A 2層	-	(14.0)	-	1/4	にぶい 黄橙	体部外面から底部外面回転篋削り。底部外面1部回転糸切痕残る。体部下端面取り。外面体部下位以上錆色の鉄釉。登窯8・9小期。
9	美濃陶器 有耳壺	1 トレ 上層	(10.4)	-	-	1/10	灰黄	口縁部外面突帯状をなす。端部外面僅かに窪む。肩部張らず体部に至る。肩部内面から外面鉛釉に近い鉄釉。登窯5～7小期。
10	美濃陶器 有耳壺	A 2層	(10.8)	-	-	1/3	灰白	口縁断面三角形状。長胴形。口縁部内面から外面灰釉。貫入。口縁端部付近釉拭う。耳2箇所残存。登窯8～11小期。
11	搬入系土製品？ 鳩笛	2トレ	6.2	3.4	4.1	一部 欠	橙	頭部左右羽根の付け根と先端付近白土掛け後全面透明釉。目は黒色。羽根の白土掛け部分に緑色釉。上半下半の型作り。江戸時代以降。
12	製作地不詳陶器 ミニチュア土瓶	A	3.3	3.6	4.5	完形	明黄褐	内面に蓋受けなく山蓋か平蓋であろう。耳は紐状でなく山形の貼り付け。底部脚3箇所貼り付け。口縁部外面から体部下位白土塗り後透明釉。貫入。帆掛け船の鉄絵。注ぎ口と耳上部鉄絵具を塗る。19世紀か。
13	製作地不詳陶器 ミニチュア徳利	1トレ	3.1	3.5	10.1	完形	浅黄橙	棚徳利轆轤成形。底部外面右回転糸切無調整。口縁部～体部外面透明釉。体部外面緑色釉と鉄絵具により施文。江戸時代以降。
14	製作地不詳陶器 蓋	A 2層	摘み0.9	4.0	2.0	完形	灰	内面篋削り痕なく歪。手捏ねか。天井部外面白土塗り後透明釉。つまみ頂部鉄絵。江戸時代以降。
15	搬入系土製品？ 土人形	A	6.1	4.1	3.6	頭部・ 足先 欠	灰白	西行か。貼り合わせ痕ない。風呂敷や腕は貼り付け。上着部は鉄泥塗り。他は白釉施釉。風呂敷部は更に緑色釉施釉。頭部とつま先欠損。脚部内面に「十八」の墨書。江戸時代以降。
16	搬入系土器か ミニチュア御輿	A 2層	11.1	8.5	-	完形	橙	型作り。対角線で貼り付け。野筋曲線。宝珠？屋根文瓔珞か柘組圍垣台輪中央部に白土。台輪彫りや棒金物も表す。圍垣を中心に白土上に緑色を薄く塗る。圍垣間の鳥居は無着色。その後外面に透明釉。箱庭道具か。江戸時代以降。
17	萩陶器 小碗	A区 2層 1土坑	-	-	-	小片	-	内面から口縁部藁灰釉。外面長石釉と黒釉を波状に施す。深川焼のピラ掛け碗。19世紀。
18	肥前磁器 小丸碗	B 3トレ	7.9	3.3	4.8	1/4	白	外面井桁と壽字文。見込み文様不明。18世紀後～19世紀初。
19	肥前磁器 丸碗	A 2層	(9.0)	-	-	1/6	白	外面花卉文。口縁部内面1重圏線。内底2重圏線。18世紀後。
20	美濃陶器 灯火皿	A	9.8	4.0	2.2	1/4	灰白	全面錆釉施釉後外面の釉を雑に拭う。内外面重焼痕。登窯8小期。

表3 遺物観察表(2)

番号	種別 器種	区 遺構名	口径 cm	底径 cm	器高 cm	残存 色調	器形・成形・調整等の特徴
21	肥前磁器 碗	A 3層	(10.9)	3.9	4.4	1/4 白	波佐見系。外面輪梅樹文。見込み蛇の目釉剥。18世紀中～後。
22	製作地不詳磁器 端反碗蓋	A区 1土坑	(9.4)	(4.0)	2.9	1/5 灰白	呉須の発色やや濃い。19世紀前～中。
23	肥前磁器か 仏飯器	1トレ	(8.2)	4.4	6.4	口縁 一部 白	脚端部以外施釉。端部内面砂付着。欠損多く主文様不明。やや焼成不良。江戸時代。脚部完。
24	肥前磁器 皿	2土坑	(10.2)	7.2	2.3	1/3 灰白	粗い貫入。やや焼成不良。蛇の目凹型高台。高台内2重角福字銘。18世紀中～後。
25	肥前磁器 小皿	A	(10.0)	(6.0)	2.7	1/5 灰白	内面海浜風景。高台内1重圈線内に「渦福」字銘か。17世紀末～18世紀。
26	瀬戸陶器 落とし蓋	A	摘み 1.8	10.2	2.5	一部 欠 淡黄	口縁端部から内面回転篋削り。天井内面中央回転篋削りで抉り込む。上面灰釉。貫入。瀬戸美濃系か。登窯8・9小期。
27	堺陶器 すり鉢	A 2層	(35.0)	(16.0)	14.0	1/3 赤	底部と体部のすり目交差する。見込みすり目も中央で交差。口縁部内面突帯丸味を帯びる。底部内面使用により摩滅。口縁部外面細い2条の沈線。18世紀前～中。

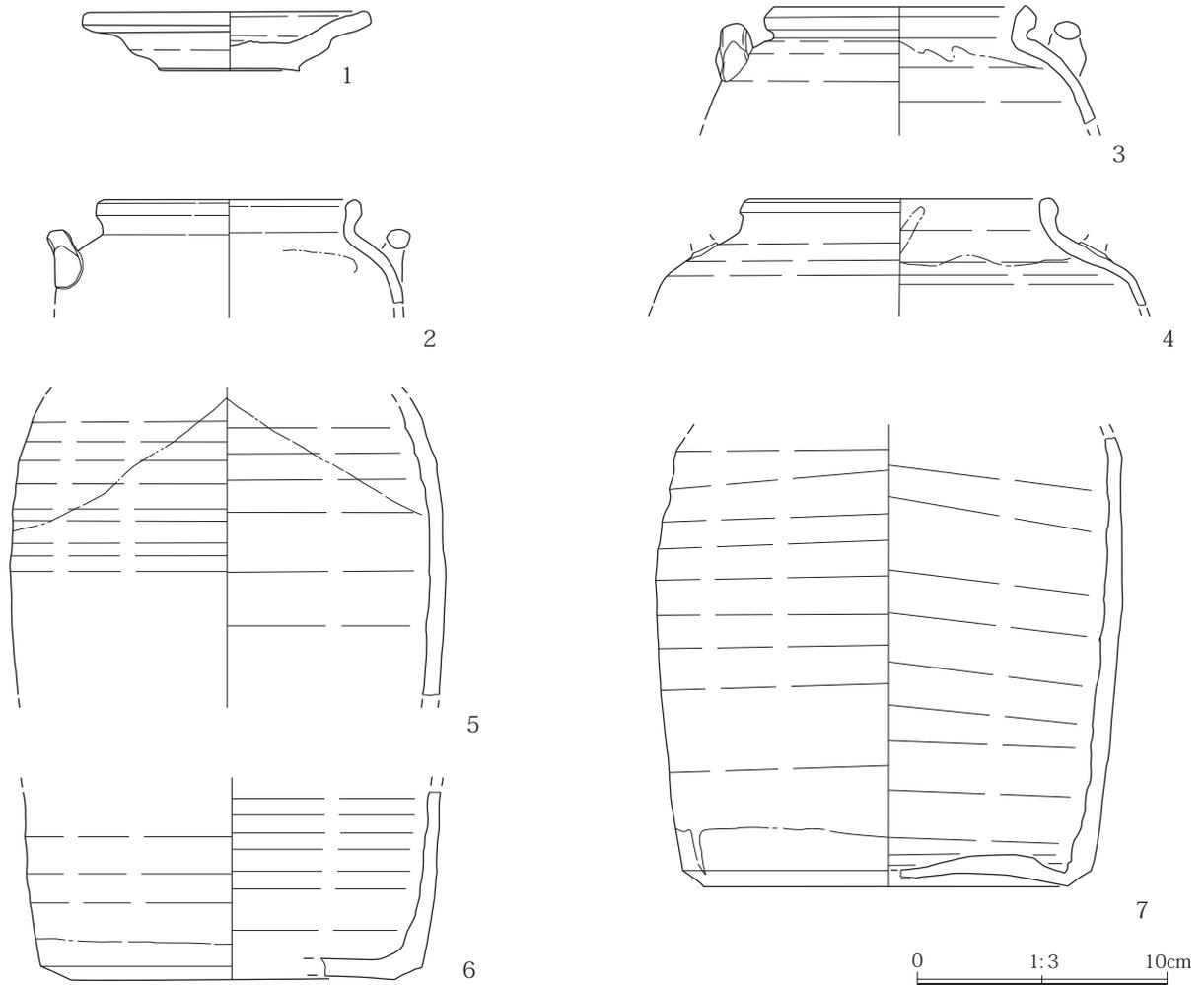


図19 羅漢町遺跡 遺構外出土遺物(1)

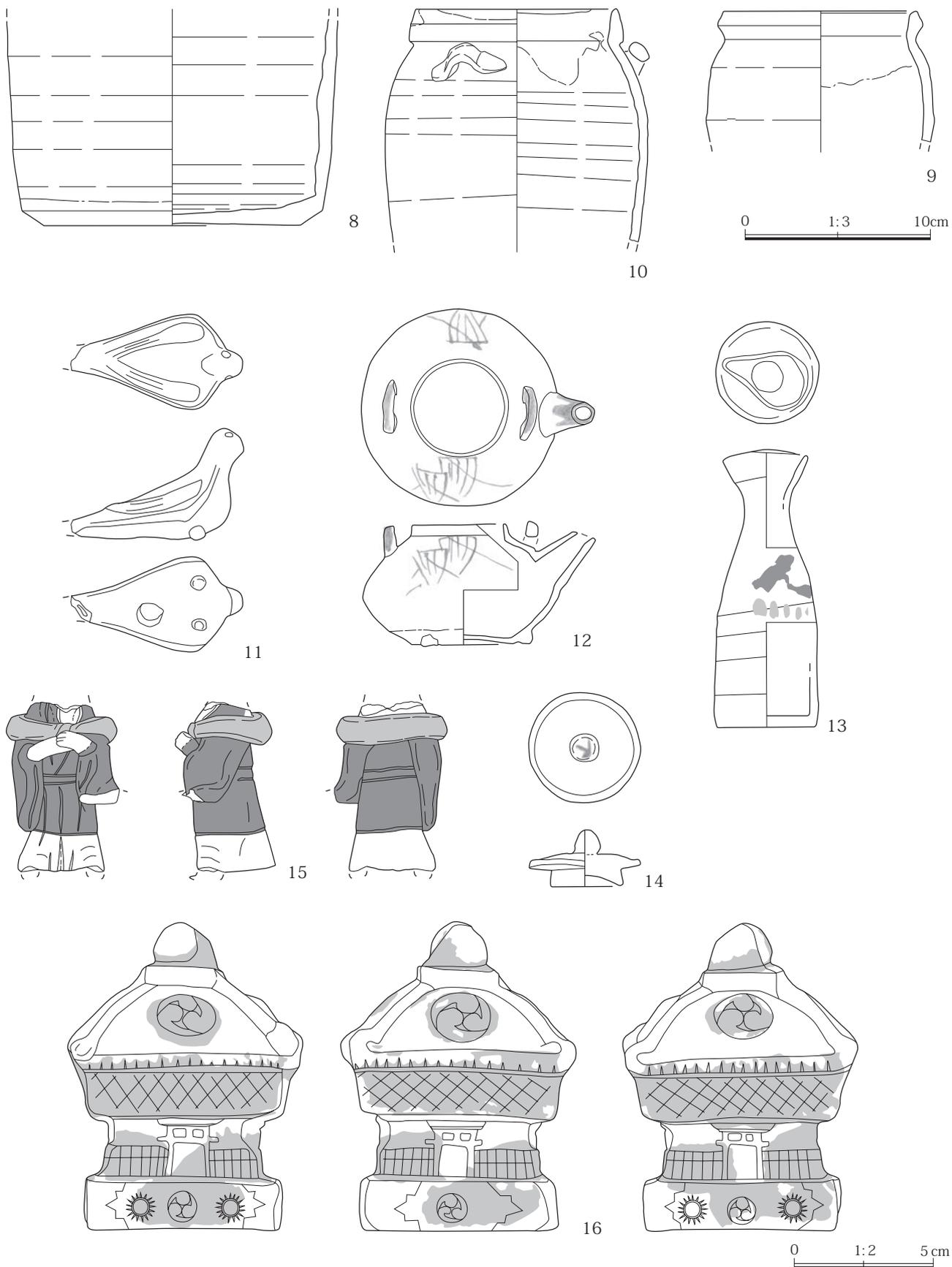
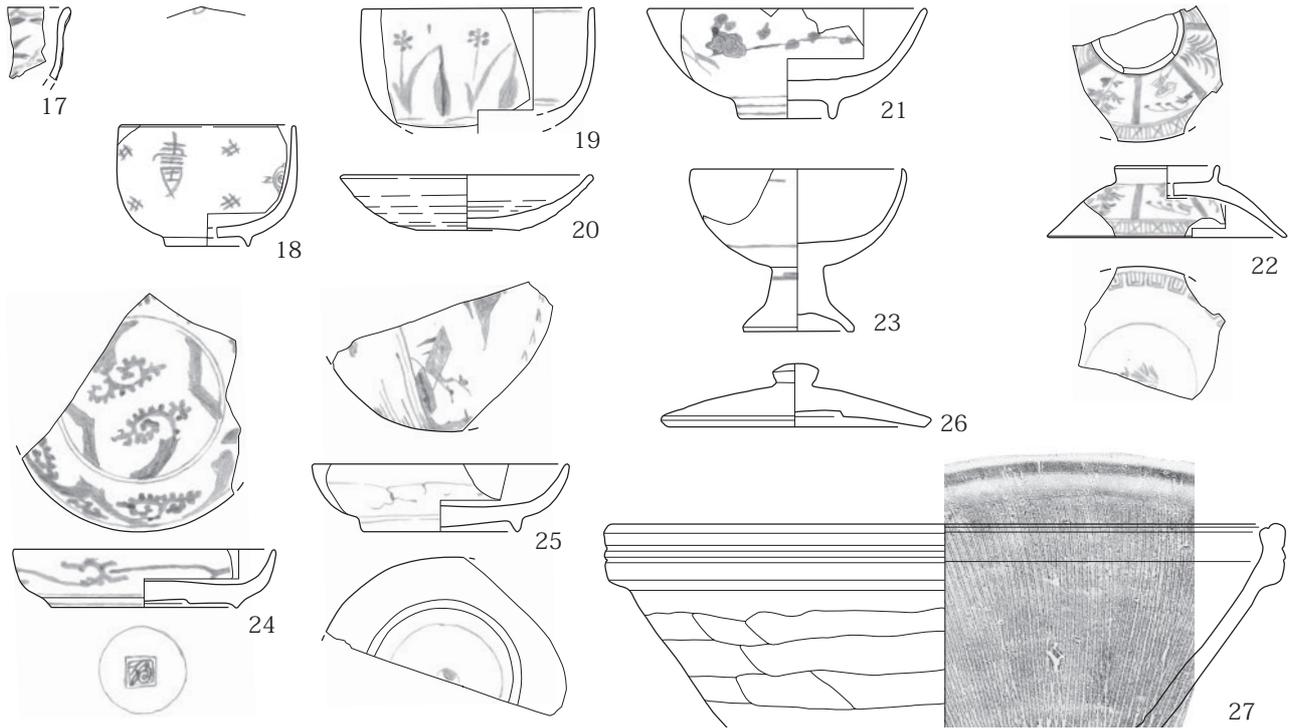
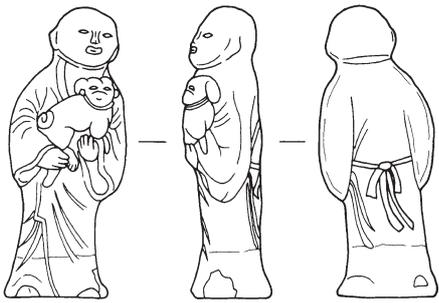


図20 羅漢町遺跡 遺構外出土遺物(2)

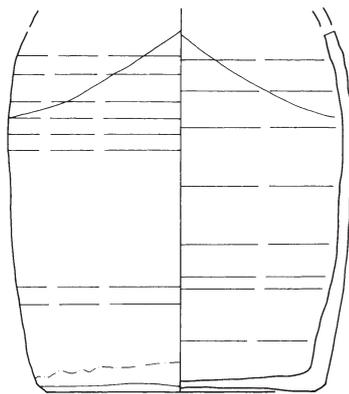


0 1:3 10cm

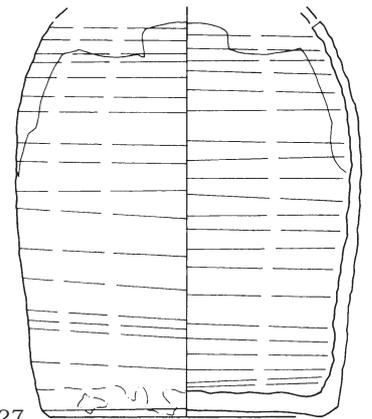


『報告書』10

0 1:2 5cm



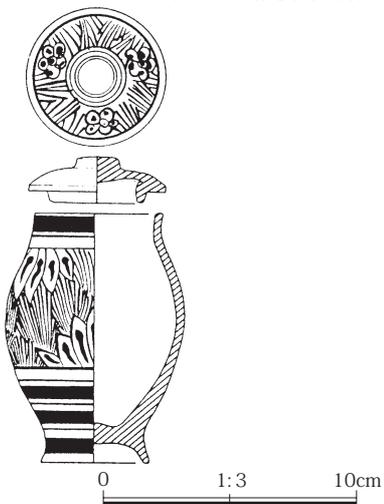
『報告書』27



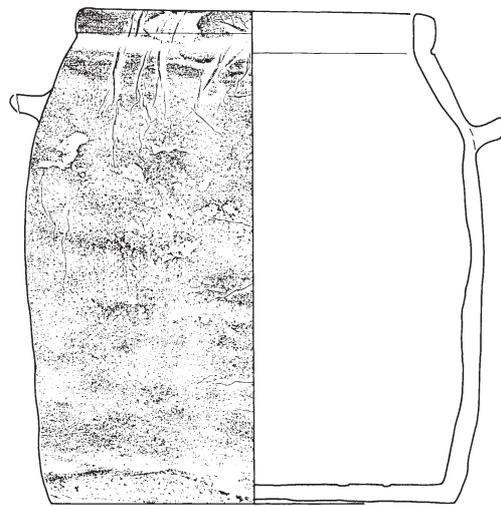
『報告書』28

0 1:4 10cm

図21 羅漢町遺跡 遺構外出土遺物(3)



0 1:3 10cm



0 1:4 10cm

図22 館林藩二代藩主 榎原康勝墓 蔵骨器

図23 新島遺跡出土 蔵骨器

八坂用水の検討

—— 女堀未完成後における受益想定地・粕川流域の右岸での対応 ——

飯 島 義 雄

元（公財）群馬県埋蔵文化財調査事業団

はじめに

1. 八坂用水の現状

2. 八坂用水の基本的事項に係るこれまでの理解

3. 八坂用水の取水先

4. 八坂用水の経路

5. 八坂樋の土台部と規模

まとめ

—— 要 旨 ——

八坂用水は宝永年間（1704～1711）の初めごろに開削され、宝永3年（1706）には供用が開始されていたものと考えられる。

その当初の取水先については、荒砥川とする説や桃ノ木川の既設の五郎右衛門堀取水先の上流部などとする考え方などがあるが、筑井村地先の桃ノ木川から用水として取水されていた五郎右衛門堀から引水したものであると考えられる。

同用水は、当初粕川下流域の右岸を広く受益地として確保することが想定されたが、神沢川を越えるために長大な木樋を架ける必要があった。そして、基本的な設計理念は、新規の施設や堀の開削は最小限とし、既存の用水系を最大限に活用するというものであったと考えられる。

その結果、下植木村は当初計画では受益地に入れられていたが、同村が最大の受益地である伊勢崎町の東方の下流域に存在するという位置関係により、新規の用水堀開削の困難性や流量の制限などから下植木村への引水は果たせなくなった。

そうした背景には、神沢川を木樋で越えなければならないという当時の土木技術の水準があったものと思われる。下植木村そして粕川左岸への通水が実現するのは、コンクリートによる樋の構築やサイフォンによる河川を越える工法などの土木技術の進展が必要であったのである。

女堀は未完成に終わったが、その受益想定地の粕川流域の人々は、安定した米作りの必須条件である水の確保のため、大正用水を待たずに様々な試行錯誤を重ねた。八坂用水の開削はその重要な成果と言えよう。

キーワード

対象時代 中世～近現代

対象地域 赤城山麓・広瀬川低地帯

研究対象 女堀 八坂用水 佐波新田用水

はじめに

これまで、筆者は赤城山の南麓に長大な姿を見せる未完の灌漑用水遺構・女堀の踏査を続け、遺構そのものありようと、その微地形の中でのあり方等から、これまでの見解を批判的に検討し、その取水先・経路・終末点についての理解を公表し（飯島 2001・2009・2011・2012）、今後の追求すべき課題を明らかにして来た（飯島 2013）。

その中で、女堀の終末地点については、これまで旧佐波郡東村西国定（現伊勢崎市国定町）の大間々扇状地における、湧水により浸食された沢である独古田と考えられてきたが、その西部に当たる赤城山南東麓と大間々扇状地の間を南流する粕川であると理解した。つまり女堀は当初から粕川を越えることは想定されておらず、伊勢崎市堀下町地先の赤堀南小学校南西部で粕川を独古田へ瀬替えさせ、女堀は粕川の流路の締切堤直下へ導かれようとしたものと考えられる。女堀の終末地点は粕川が想定されていたことになる（図1）。

そして、赤城山南麓における女堀の十数地点での発掘調査の結果、用水としての完成形を示さない地点があり、通水された状況は確認されず、灌漑用水用の溝として開削されたものの、通水されることなく未完成で放棄されてしまったことが確かめられた（財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1985b）。そのことを踏まえ、服部英雄は「女堀の計画路線と1952（昭和27）年になって完成した大正用水の路線を比較してみると、それがほとんど並行していることがわかる。女堀はそれが計画されておよそ800年の後に完成したともいえよう。」（服部 1990）との見解を示している。確かに、大正用水は赤城山南西麓から南麓、そして大間々扇状地まで、標高の点では女堀の経路の上位にその経路をとっており、大正用水の受益地は女堀の受益予定地を包含している（丑木編 1983、図1）。そうした用水の受益地の点から言えば、この見解に頷けないこともない。しかし、そうだからと言って、女堀の受益予定地における大正用水完成までの、水を求めての文字通り必死の営為を等閑視して良い筈はない。女堀の終末地点が粕川であるとすれば、粕川両岸の人々は大正用水の完成まで手をこまねいたのでは決してない。彼等は安定した水田経営のための水を求め、様々な試行錯誤を繰り返して来た。そうした活動の正確な把握を通して、初めて当該地域の特性が浮かび上がる筈である。またそのことにより女堀開削計画の理解も深まるものと考えられるのである。

現在、粕川下流域の重要な灌漑用水である八坂用水・佐波新田用水の取水先は桃ノ木川であるが（写真1）、桃ノ木川へは利根川から引水されている（広瀬桃木両用土地改良区 1994）。一方、女堀は前橋市上小出町で利根川から取水されようとしたと理解される（飯島

2001）。つまり、八坂用水と女堀はその取水源を利根川とすることで共通する。また、八坂用水もその長さは女堀に劣るものの、広瀬川低地帯から赤城山南麓まで開削されている点で同様である。そのため、「その（女堀の未完成―筆者補足）後、悲願ともいべき最初の南麓横断用水の完成は、江戸時代中期の宝永3年（1706）に伊勢崎藩によって、八坂用水として開削された。」ともされている（内田 1985）。

八坂用水の受益地である粕川右岸の上流部には、同用水の開削以前に波志江沼や中村沼下ノ沼（華蔵寺沼南部）・中村沼上ノ沼（華蔵寺沼北部）が築造されている（表1）。しかし、これらの溜池では十分に灌漑されず、安定した水の確保が要請されていたものと思われる。

粕川下流域の人々は、大正用水の開削以前に八坂用水を、そしてその経路を一部変更し、延長させて佐波新田用水を開削してきたのである（図1、表1）。

本稿では、粕川右岸の灌漑用水として重要な八坂用水に焦点を当て、現状では必ずしもその全体像が把握されているとはいいがたいため、具体的な史資料に基づき八坂用水の実像を把握すべく努め、今後の検討課題を整理することとしたい。

なお、八坂用水に関しては、伊勢崎市立図書館で2冊の史料目録が刊行されており、研究の便が図られている（伊勢崎市立図書館 1987・1991）。

1. 八坂用水の現状

宝永年間（1704～1711）に、前橋藩の筑井村北西部の桃ノ木川から取水し神沢川に掛けられた八坂樋を経て、伊勢崎の市街地南東部を南東流して粕川に注いだと考えられる八坂用水は、昭和3年（1928）に竣工した神沢川のそれまでの位置から北部上流域に掛け替えられた新しい八坂樋の新設に伴い、その下流部の経路を大きく変えた。現在、八坂用水は、前橋市筑井町地先の桃ノ木川から取水し、旧利根川の流路に当たる広瀬川低地帯から赤



写真1 八坂用水の頭首工
（前橋市筑井町 桃ノ木川右岸から）



図1 女母と現在の灌溉用水
 (国土地理院 1:50,000 地形図 「前橋」・「高崎」・「桐生及び足利」・「深谷」による。)

西 暦	元 号	八坂用水関連事項	備 考
	中世か？	波志江沼の築造。	
1668年	寛文8	中村沼下ノ沼（華蔵寺沼南部）完成。	
1688～1704年	元禄年間	中村沼上ノ沼（華蔵寺沼北部）の築造。	『伊勢崎風土記』による。 『伊勢崎新古日記』では貞享3年（1686）。
1706年頃	宝永3	八坂用水（御新堀）の使用開始。	
1798年	寛政10	関 重嶺『伊勢崎風土記』を著す。	
1864年	元治元	八幡沼の完成。	
1879年	明治12	八坂堰用水絵図作成。	
1909年	明治42	八坂堰普通水利組合設立。	
1923年	大正12	佐波新田用水耕地整理組合の設立、佐波新田用水工事起工。	
1924年	大正13	佐波郡新田用水耕地整理組合の設立。 広瀬桃木普通水利組合・佐波新田用水耕地整理組合の契約。八坂堰普通水利組合・佐波新田用水耕地整理組合の契約。	
1928年	昭和3	八坂佐波新田用水改良工事竣工。	
1944年	昭和19	大正用水の工事開始。	
1949年	昭和24	八坂堰普通水利組合を八坂堰土地改良区と改称。	
1952年	昭和27	八坂堰土地改良区・佐波新田用水土地改良区の設立認可。	
1967年	昭和42	大正用水の工事竣工。	
1974年	昭和49	桃木川改修に伴い取水門を自動装置に改修。	

表1 八坂用水関連略年表

城山南麓に入り、神沢川を越え、伊勢崎市街地北部を東流し、粕川をサイフォンで潜り、佐波新田用水として粕川左岸の大間々扇状地上を南東流し旧境町（現伊勢崎市境）の北部を灌漑している（采女幹線）。また、以前御神領用水と呼ばれた用水を基にして、粕川下流部の伊勢崎市境上武士西部の左岸から18号堰で取水し、早川をサイフォンで越し、世良田地域を潤している用水も佐波新田用水の一部（世良田幹線）である（図1）。現在、桃ノ木川の取水地である頭首工から粕川のサイフォン入口までは八坂堰土地改良区で、それ以東は佐波新田土地改良区で管理されている。

つまり、八坂用水・佐波新田用水については、その幹線水路から直接的に引水されないで粕川の下流域の18号堰から引水されている世良田幹線を措けば、昭和3年（1928）の八坂樋の移築と粕川左岸への通水の時点が一大画期であったと言えよう（写真2 註1）。

女堀の終末地点が粕川であったとすれば、女堀の歴史的意義を考える際には、粕川の兩岸の用水環境を検討しなければならない。以下においては、粕川右岸における八坂用水の基本的事項に係わるこれまでの理解を整理し、検討すべき課題を明らかにすることとしたい。

2. 八坂用水の基本的事項に係るこれまでの理解

関重嶺により寛政10年(1798)に著された伊勢崎藩領内の地誌である『伊勢崎風土記』（渡辺訳・校注 1967）において、八坂樋は「樋」の項目の中で次のように記載

されている。

・八坂樋 昔時佐位郡中数村不得水利久矣。宝永年時鑿群馬郡真壁村以東及勢多郡之地、注利根川水而以充封内田水之用矣。[割註一抛八坂安堀太田宮下波志得今泉茂呂伊勢崎下植木凡九村民所願而造之云。今時下植木不用此水。] 各所設堰大小四十有八、而至八坂村、追神沢川、於是横大樋於川上而通之。爾來數村得水利而民安業。其樋長二十七丈深三尺以板蓋其上、奇功幾不恥於禹鑿矣。此外有水防堰石籠之類許多所、不可勝記。

且毎年有損益以故畧之。

これによれば、宝永年間（1704～1711）に群馬郡真壁村から東の勢多郡内の八坂村等の9村の願いにより、利根川の水を引いて水田耕作の用に供したとされ、「奇功」とも呼ぶべき神沢川に架けられた八坂樋の規模・構造について述べられている。

『伊勢崎風土記』の中で、この「八坂樋」の項目は、「山」に続く「川」の付けたりとして「沼地」、「塘」に続く「樋」として唯一挙げられている。つまり、川・水の関連で特記すべき八坂樋の存在から「樋」の項目が設定されたものと言えよう。そのため、八坂樋を含む八坂用水全体のことについては関心がやや薄く、後述するように筑井村地先で桃ノ木川から引水した用水である長五郎堀から分水することにより成立したと考えられる八坂用水を、勢多郡真壁村から引水する用水として開削したともとれる想定しにくい考え方が述べられている。しかし、この八坂用水の真壁村から開削されたとの認識は、

その後の当該地域における地誌等にしばらく継承される。

ところで、『伊勢崎風土記』（渡辺訳・校注 1967）の校注では、八坂樋は「宝永2年10月起工。3年3月竣工。」としているが、その出典の記載はない。本文においては、八坂用水の起工・竣工年が明示されていないことに注意しておきたい。また、同用水の開削にあたり、当初下植木村も他の8町村とともに願ひ出していたが、同村では本

『風土記』の著された寛政10年(1798)の時点で八坂用水を利用していないということも留意する必要がある。さらに、八坂用水の水は桃ノ木川から取水しているが、その元は利根川の水であることを認識していることは重要である。

その後、時が経つが『上毛及上毛人』や『上毛文化』の紙上で活躍した佐藤錠太郎（1875～1960）の八坂用水に係る論考が、没後27年を経て公表された（佐藤 1987）。

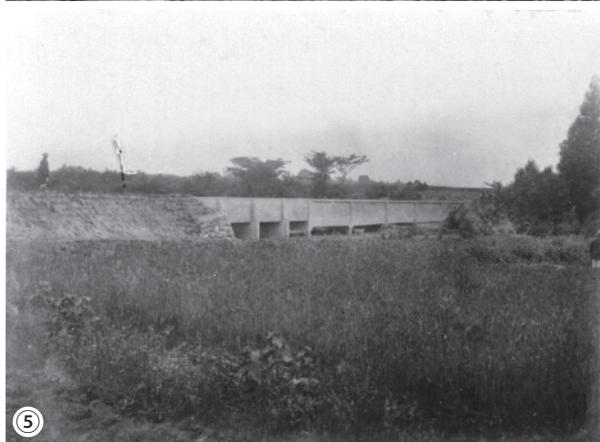
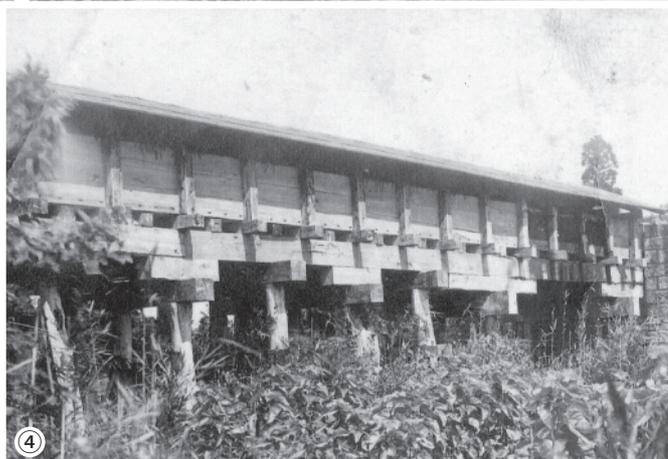
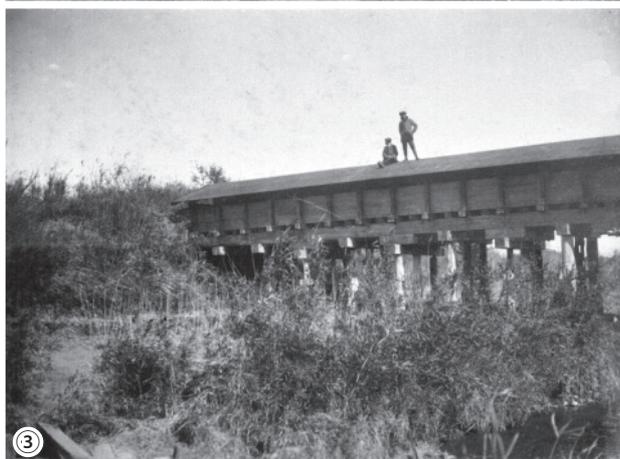
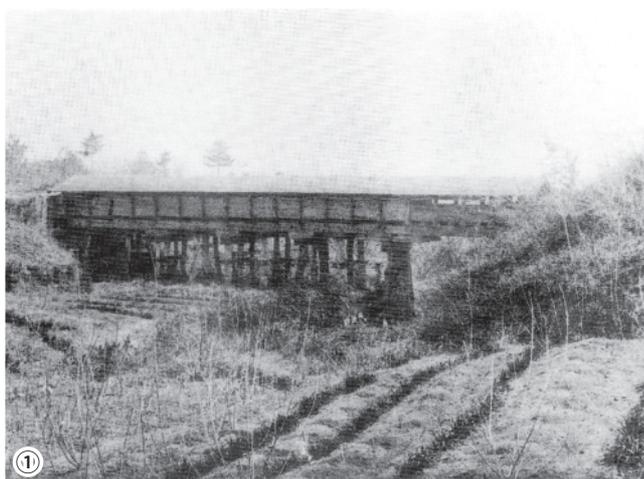


写真2 八坂樋の推移 ①昭和初年移築以前（1）（伊勢崎市立図書館） ②昭和初年移築以前（2）（前橋市立図書館で撮影）
③昭和初年移築以前（3）（群馬県立文書館蔵） ④昭和初年移築以前（4）高橋寿郎家蔵 ⑤昭和初年移築直後（上記③に同じ。） ⑥現在の八坂樋

		掛替時期	掛替までの期間	総延長	水下埋樋	掛越	水上埋樋	深さ	巾
1	竣工	宝永3年(1706)	83年	50間		17間		3尺5寸	7尺
2	寛政期	天明8年(1788)以降		39間	7間	17間	15間	3尺	6尺
3	享和期	寛政13年(享和元年)(1801)	14年	42間	9間	15間	18間	3尺	6尺
4	文化期	文化12年(1815)	15年	42間	7間	17間	18間	3尺	7尺
5	天保期	天保3年(1832)	18年	40間	8間	15間	17間		7尺
6	明治期	明治10年(1877)以降	45年	40間		15間			
7	大正期	大正8年(1919)	43年			13間			
	払い下げ	昭和元年(1926)	8年						

表2 掛替時期からみた八坂樋の規模(鳥海・黒津 2010による。)

その中では、各種の史資料を批判的に検討し、八坂用水とその開削者とされる小島武堯等について論述している。

本論考において、八坂用水は伊勢崎町や安堀村の記録や後述する伊勢崎町外8村から筑井村外3村へ差し入れた議定書に基づき、宝永2年(1705)から工事が行われ、翌年の宝永3年(1706)3月には完成したとされる。そして、「この水路は、木瀬村大字筑井に元堰を設けて取入れ口となし、これより新水路を開鑿し、桃木川の水を引入れて東し、排水路たる大違堰及び増田用水たる五郎右衛門口を経て、上増田村字宮原に十文字堰を造りて荒砥川と交叉し、南東に折れて荒砥村大字二ノ宮の南部を過ぎ、神沢川を越えて、ここに郡境を過ぐると共に伊勢崎藩領に入り、八坂村の北部を東して下波志江村を過ぎ、更に東して華蔵寺部落に至りて南に折れ下植木村に至るもので、各所に堰柵を設けて、夫々分水流通の途を施し、かくて八坂・波志江・安堀・宮下・太田・下植木・茂呂・今泉及伊勢崎の地三百余町歩を潤せる水路である。」とする(佐藤 1987)。こうした佐藤の理解の基礎には、後述する宝永3年(1706)の議定書があるが、八坂用水の開削にあたって五郎右衛門堀との関係や下植木村の同用水への係わり方と関連して、当初の経路と後の変化の実情について、検討が必要であると思われる。つまり、神沢川以東の状況は、八坂樋が大正末年から昭和3年(1928)にかけて掛け替えられ、神沢川以東の八坂用水の経路が大きく変更された後の状況が記されているのであると思われる。しかし、八坂用水の神沢川までの経路を具体的な史資料に基づき検討した記述は参考になる。

その後、灌漑用水遺構である女堀が赤城山南麓の荒砥南部における圃場整備事業に伴い発掘調査される中、女堀の研究を主導した峰岸純夫と能登健は、近接する用水として八坂用水にも言及し、「1706年(宝永3年)に至って伊勢崎藩によって佐波・新田用水(八坂用水)が完成している。これは、旧利根川流域の荒砥川から取水(現在は桃木川)し、その一部を粕川へ落とし、さらに下流はかつての淵名荘の一部の境町周辺にまで送水している。」(峰岸・能登 1981)として、当初の八坂用水の

取水先は荒砥川であるとしている。この見解はその後の圃場整備事業における旧八坂樋基部の発掘調査報告書中でも踏襲され、「当初の八坂用水は、旧利根川流域である荒砥川(上増田地内)から取水し、赤城南麓の台地縁辺の二ノ宮地内を通り神沢川に至る。神沢川を八坂樋によって渡河し、八坂に入り波志江を通過して粕川へ落水する。」(内田 1985)と同様な見解が述べられている。

そして、この旧八坂樋の基部の発掘調査では、その大部分が神沢川により浸食された谷底平野の中に盛土により構築され、木製の樋の埋樋部における掘方と、樋の側板の痕跡が確認された(財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1985a)。こうした発掘調査による成果は、八坂樋の位置を上流部へ移す直前の、樋の規模や構造について具体的に把握できる資料として重要である。

さらに、最近、建築史の面から八坂樋に注目し、絵図や写真そして各種文書を基に、その構造や掛替え時期の問題等が検討されている(鳥海・高津 2008・2009・2010)。

その結果、宝永3(1706)年の竣工以来、八坂樋では今日までに最低6回の掛替が確認されるとした(鳥海・黒津 2010、表2)。

上述のように、八坂用水の基本的な事項についての見解を見ると、取水先とその経路という重要な事項について異論があり、見解が定まっていまいと言えよう。

以下において、八坂用水の取水先と経路そして、今後種々の検討に重要なデータを提供すると思われる八坂樋基部の発掘調査結果を中心として検討する。

3. 八坂用水の取水先

前項で見た八坂用水に係る基本的な事項の中で、その取水先について開削当初は荒砥川であったとする見解がある(峰岸・能登 1981、内田1985)。しかし、そうした見解の典拠は示されていない。管見によれば、八坂用水の当初の取水先が荒砥川であるとする史資料は見当たらない。その見解が生まれる可能性があるとする資料としては、迅速測図がある(図2)。

明治18年7月に測量された手描き彩色の迅速測図原図

(図2 ①)において、青色で描がかれた用水路をたどると、筑井村の北西部で引水された用水路は同村の南東部で東方へ延びるものの、その先の「桑及畑」の地域を越えることなく、南部へ二条に分かれ、桃ノ木川へ戻されている。筑井村の南東方で八坂樋からの上流部の用水路

を追うと、上増田村字宮原の集落の赤城山南麓末端部と荒砥川左岸で広瀬川低地帯との境界部に水路の表示が確認されるが、同集落の西部で消えてしまい、その上流部での表示は確認できない。しかし、赤城山南麓と広瀬川低地帯の境の地形変換線に重複して荒砥川まで延びてい

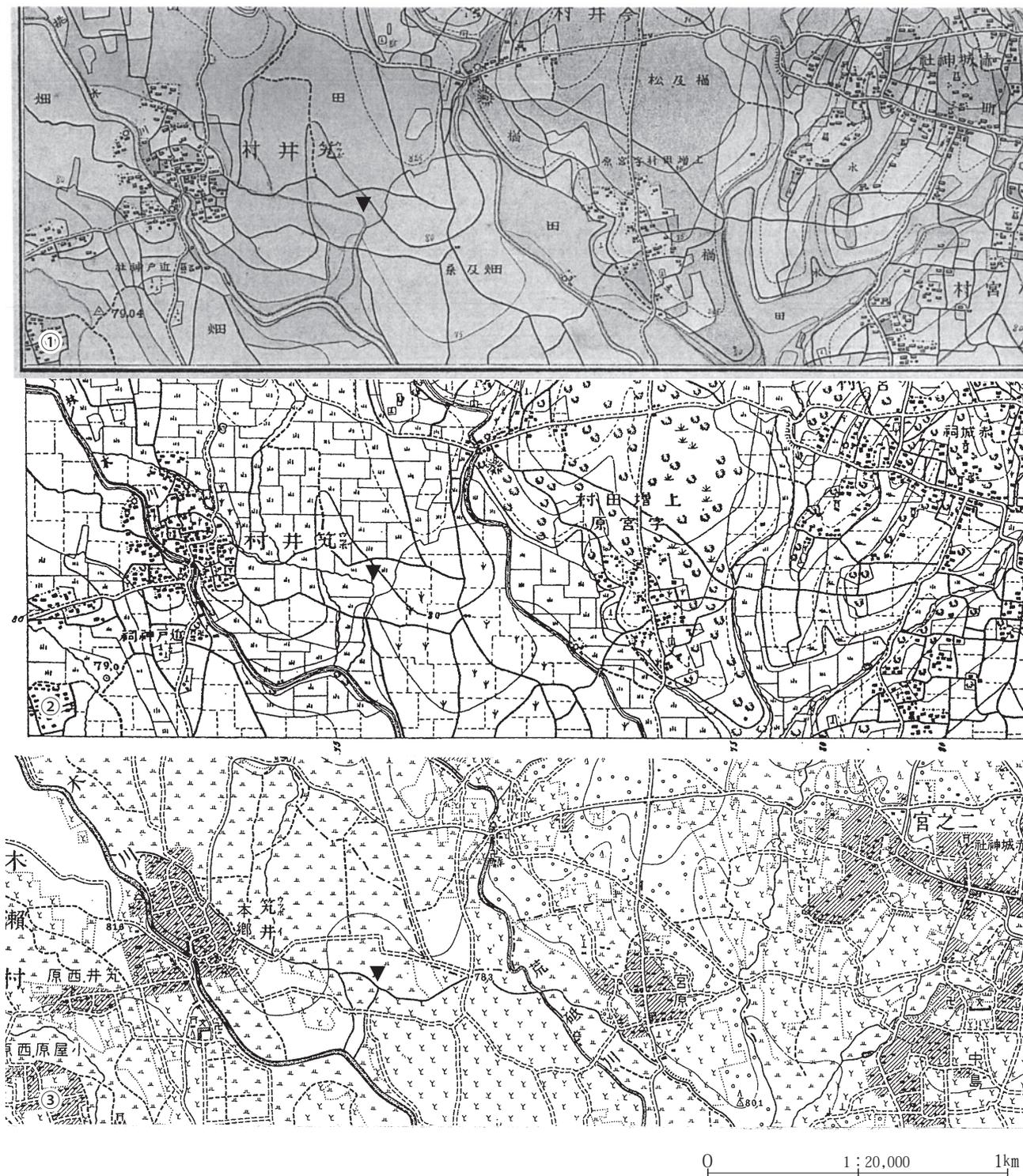


図2 迅速測図に見る八坂用水の上流部 (①迅速測図原図復刻版「群馬県上野国南勢多郡富田村」 ②迅速測図「大胡町」 ③二万分一地形図前橋及高崎近傍二号「駒形」 1/20,000)

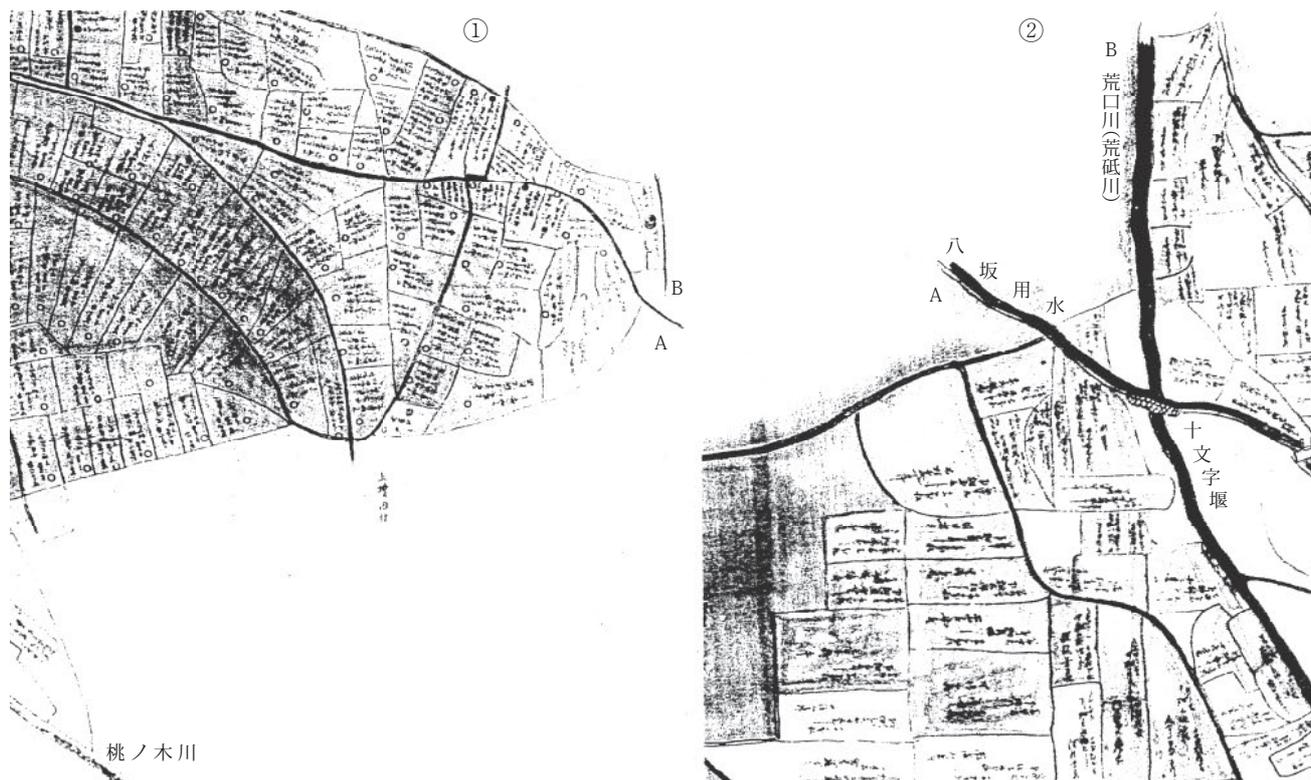


図3 地券発行にかかる地引絵図における八坂用水 ①筑井村(部分) ②上増田村(部分) 群馬県立文書館蔵

る可能性がなくはないように見られる。そして、同集落の西部の「田」の地域には西部へ向かう水路は認められない。

上記の迅速測図原図を基にして明治20年に整版され、同26年に再版された迅速測図(図2 ②)では、基本的な上記原図の表現が踏襲されていることが確認される。

しかし、「従来からの各種地形図図式を一括して改正されたもの」(測量・地図百年史編集委員会 1970)とされる「明治三十三年式地形図図式」に準拠し、明治40年に測図され、同42年に整版された地形図(図3 ③)では、桃ノ木川から筑井の北西部で取水した用水路は筑井の南東部で南方へ分水した後、荒砥川を越え、宮原の集落の西部を迂回しながら八坂樋に向かう用水路が把握できる。

こうした状況は八坂用水が明治18年から明治40年の間に荒砥川を越えて接続されたことを示し、それ以前は八坂用水の取水先は荒砥川であったことを意味しているのであろうか。この件については後述する。

次に、関連する別な史料を見てみたい。依るべき史料としては、筑井村地先の桃ノ木川から引水した八坂用水の開削にあたり、宝永3年(1706)に伊勢崎町・今泉村・茂呂村・下植木村・太田村・宮之下村(明治2年に太田村に合併)・八坂村(明治5年に波志江村に合併)・波志江村・安堀村の9町村から筑井村・上増田

村・下増田村・二ノ宮村の八坂用水上流部の4ヶ村に対して差し出された議定書である(史料1 註2)。この文書によれば、八坂用水(伊勢崎領御用水)を開削するにあたっては、増田村用水を分流することになるが、今後は増田村での田植が終わらない内は下流部への引水は行わないことが約束されている。

佐藤錠太郎は、本史料を基に「本用水(八坂用水一筆者追加)の開鑿によりて、最も深刻に且つ直接に、その影響を受けたのは上下増田の両村であった。両村は所謂五郎右衛門口及び五郎右衛門堀によりて、桃木川を引いて水田に灌漑しつつあったのである。今その上流に堰柵が設けられ、その水が新堀に注がれることになった」と理解した(佐藤 1987)。

一方、井田安雄は「筑井地先において桃木川の水を引いている五郎右衛門堀(増田堀)を延長して、八坂用水を完成した」とし(井田 1995)、史料1における増田村用水は五郎右衛門堀とし、八坂用水はその五郎右衛門堀(増田村用水)を延長したとするのである。

この五郎右衛門堀については、『木瀬村誌』(藤井 1986以前)(註3)の中で「筑井の大だかいの東1町程離れた所に五郎右衛門と云う引入口がある。これは五郎右衛門が現在の伊勢崎堰の処に新堰を築き新堀を開削して、いわゆる五郎右衛門堰を作り、上下増田に引水したのであって、後の伊勢崎用水はこの五郎右衛門堀に負う

所多く、現に五郎右衛門口と呼ぶ引入口が存在している」と記されている。これらのことから、五郎右衛門堰は八坂用水の開削に先行して開削され、上増田村・下増田村へ引水されていたと理解され、その五郎右衛門堰の改修そしてその経路の利用により、八坂用水は引水されたと考えて良いものと思われる。時代は下るが、後述するように、明治12年の作成になる『八坂用水絵図』（伊勢崎市図書館蔵）で桃木川の堰の東部に「五郎右衛門分堀」が見え、八坂用水の当初の状況が踏襲されていることを示しているものと考えられる。つまり、上記のように佐藤が八坂用水における桃ノ木川の引入口を同川の五郎右衛門堰の上流部に設けたとする考え方は成り立たず、『木瀬村誌』（藤井 1986以前）を踏まえた井田の理解が無理のないように思われる。

このように、八坂用水の取水先について必ずしも見解が統一されていない。しかし、宝永3年（1706）年の議定書（史料1）は、八坂用水の開削が五郎右衛門堀により灌漑していた上増田・下増田村の既得権を侵すことに対する許可条件の履行確認と捉えられるとともに、八坂用水は既設の桃ノ木川を取水先とする五郎右衛門堀から引水して成立したことを示していると考えられるのである。

それでは、時期的には先に見た迅速測図や地形図に先だって作成された、明治6年（1873）の地券発行に係る地引絵図（群馬県立文書館所蔵）で当該地域における用水を見てみよう（図3）。

同絵図の筑井村によれば（図3 ①）、桃ノ木川から引水された用水路（A）は、東方へ延び、村境の荒砥川（B）に近接する地点まで確認できる。

また、同絵図の上増田村によれば（図3 ②）、筑井村から導かれた八坂用水（A）が荒砥川（B）と交差し、荒砥川に直交するように設置された蛇籠状の堰により南東方向へ導かれていることが看取される。荒砥川（荒口川）と八坂用水が平面交差しながら、両者の水量を確保するという方式であり、所謂「洗堰」である（註4）。つまり、地券発行に係る地引絵図に依れば、明治6年（1873）の時点で八坂用水は荒砥川を挟んで接続しているのである。

こうした状況を見ると、八坂用水はすでに開削されていた五郎右衛門堰（増田村用水）から分水し、東に延長する際、筑井村と下流域の村との間で交わされた宝永3年（1706）の議定書に従って供用が開始されたものと考えて良いものと思われる。

そうした理解が正しいとすれば、先に見た迅速測図の原図及び同迅速測図原図を基にして明治20年に整版され、同26年に再版された迅速測図での荒砥川以西の八坂用水の不記載は、測量時に八坂用水の水路施設は存在していたものの水が流されていなかった結果と考えられ

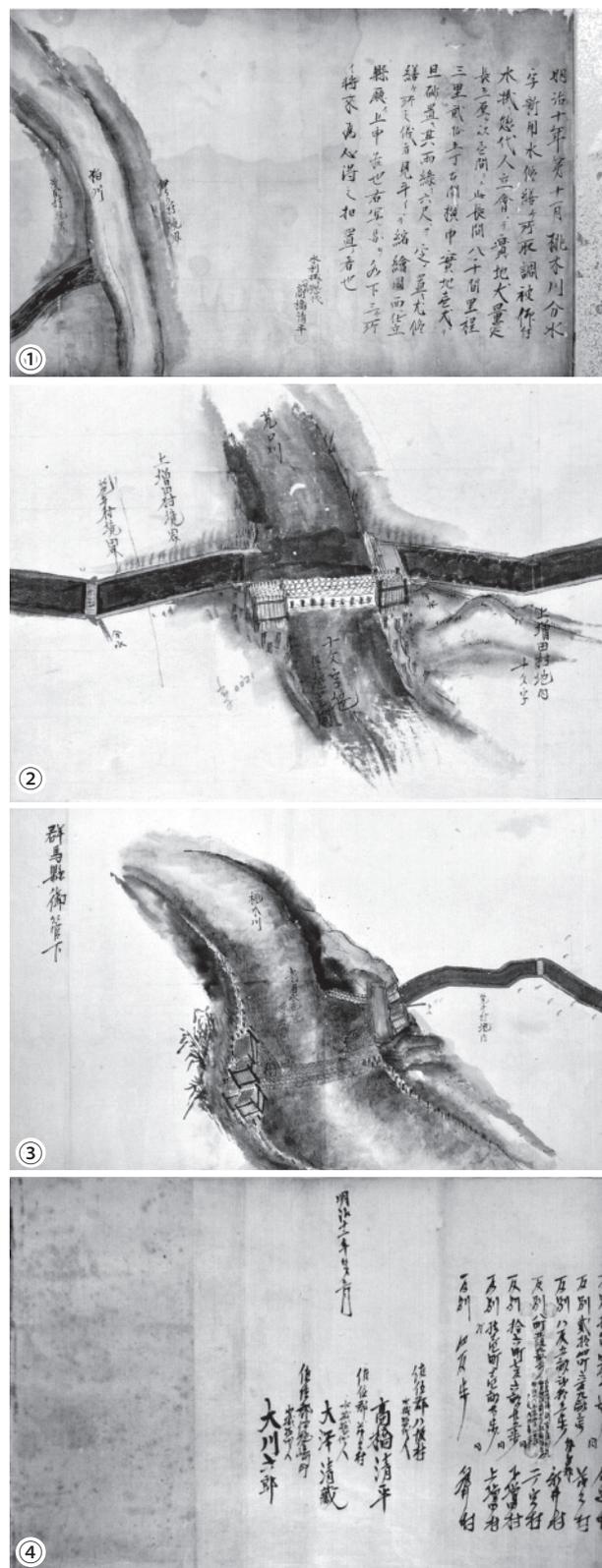
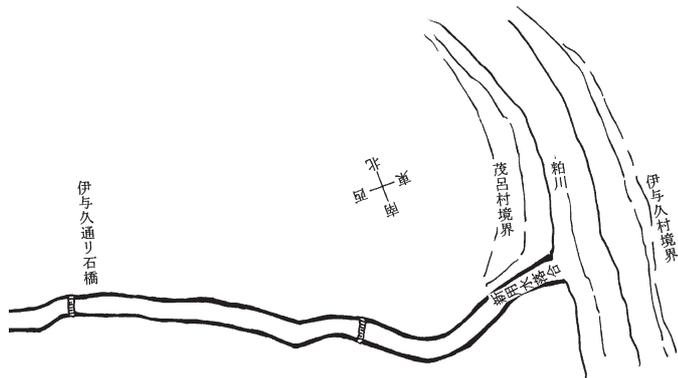
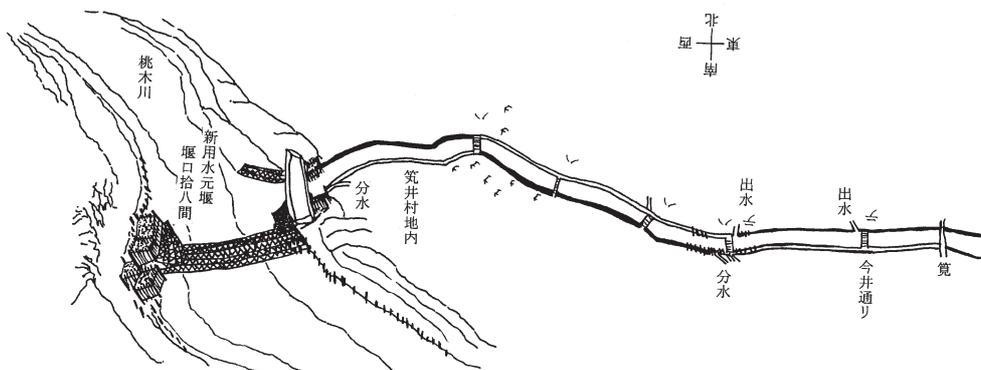


写真3 『八坂用水絵図』（伊勢崎市図書館蔵）
 ①冒頭 粕川への流入部 ②荒口川（荒砥川）との交叉部 ③桃ノ木川からの取水部 ④末尾 町村毎の受益地面積・水下3村水掛総代名・日村）



明治十年十一月桃木川分水
 字新用水修繕ケ所取調被仰付
 水掛り惣代人立会ニテ実地丈量延
 長五厘ヲ以老間トス此長間八千間里程
 三里貳拾五丁本間横巾実地老丈ニテ
 且砂置キ其両縁リ六尺ニテ定メ置キ尤修
 繕ケ所之儀者見計イニテ縮絵図面ニ仕立
 県廳(イカ)イ上申候也右写シ図ヲ水下三ヶ所
 伊(カ)将来為心得之控置ク者也

水利掛り惣代
 八坂村 高橋清平 ㊦



群馬県御管下
 上野国佐位郡伊勢崎町
 外六ヶ村
 同国勢多郡上増田村
 外四ヶ村

組水掛反別式百五拾三町六反七畝四歩
 旧石高内

- | | | |
|---------------|-----|--------------------------|
| 反別八拾貳町六反四畝廿三歩 | 佐位郡 | 伊勢崎町 |
| 反別拾町四畝拾六歩 | 同 | 八坂村 |
| 反別四拾六町八反五畝拾三歩 | 同 | 安堀村 |
| 反別拾七町七反九畝廿四歩 | 同 | 波志得村 <small>(ウカ)</small> |
| 反別九町九反貳拾三歩 | 同 | 太田村 |
| 反別拾四町四反三歩 | 同 | 今泉村 |
| 反別貳拾四町六反九畝三歩 | 同 | 茂呂村 |
| 反別八反五畝貳拾五歩 | 勢多郡 | 新井村 |
| 反別八町五段九畝歩 | 同 | 二ノ宮村 |
- 古書帳簿ニ誤リ有之依テ引直シ
 実地改正町歩記載致候也
 明治十六年第四月二日改
 戸長 内田喜平 (朱印)
- | | | |
|--------------|---|------|
| 反別拾六町七反六畝廿五歩 | 同 | 下増田村 |
| 反別拾壹町壹畝廿歩 | 同 | 上増田村 |
| 外 反別四反歩 | 同 | 筑井村 |

明治十二年第五月

- | | | |
|---------|-------|------|
| 佐位郡八坂村 | 水掛惣代人 | 高橋清平 |
| 佐位郡茂呂村 | 水掛惣代人 | 大澤清蔵 |
| 佐位郡伊勢崎町 | 水掛惣代人 | 大川六郎 |

図5『八坂用水絵図』(伊勢崎市図書館蔵)の冒頭部(上)と末尾(中・下)

る。つまり、迅速測図原図の測量時には宝永3年(1706)の議定書により、筑井村での田植えの未完了のため、以東の水路は開削されていたものの通水されておらず、水路として認識されなかった、と理解されるのである。そして、荒砥川以西の八坂用水の流路が流路として認識されているのは、既存の用水系からのある程度の水流が存在していたことも示していよう。

4. 八坂用水の経路

八坂用水の開削当初から現代までの経路の詳細を明らかにすることは困難である。まず、前項における八坂用水の取水先の検討結果を踏まえ、近代的な測量技術により作成された迅速測図における八坂用水の経路を、用水が青色で彩色され、他と区別しやすい手描彩色の迅速測図原図復刻版を利用し確認すると、明治10年代末から明治20年代末の八坂用水の経路は図4のとおりである。なお、この経路の理解にあたっては、『八坂用水資料目録』(伊勢崎市立図書館 1991)で示されている「佐波新田用水改修以前の八坂用水関係地図」を参照した。

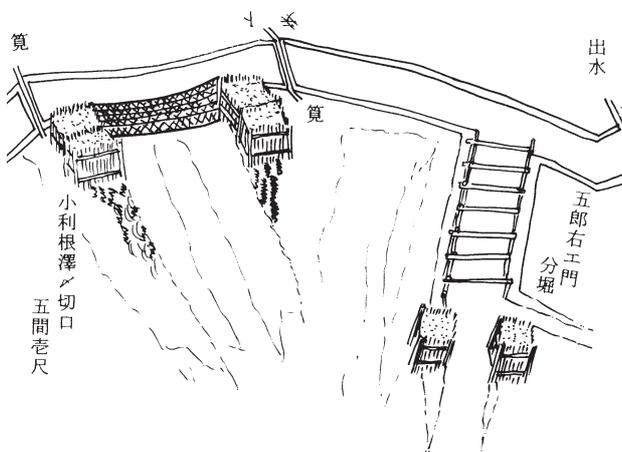
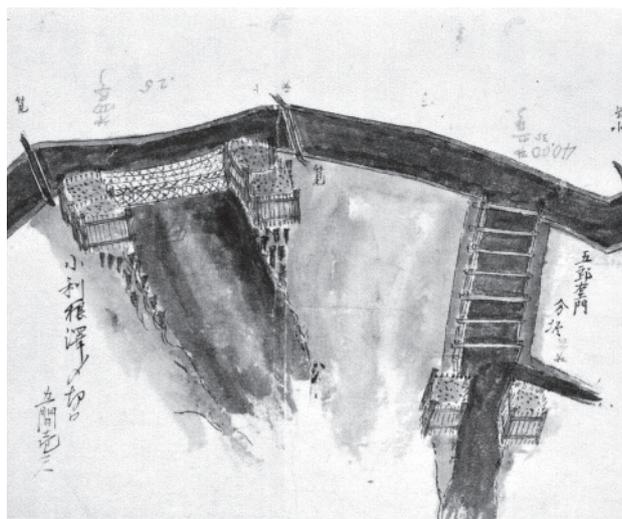


写真4 『八坂用水絵図』(伊勢崎市図書館蔵)における小利根澤の切口と五郎右衛門分堀

さて、八坂用水については、明治10年11月に行われた「修繕」を踏まえ、明治12年5月付けで、全線にわたる状況を「5厘ヲ以壺間」つまり縮尺1/1,200の縮尺で描き、その後の修理費用の負担の基礎資料となる用水の受益面積が佐位郡の伊勢崎町・八坂村・安堀村・波志得(江)村・太田村・今泉村・茂呂村、勢多郡新井村・上増田村・下増田村・筑井村の計12町村ごとに記されている絵図が存在している(写真3、図5)。縮尺とともに、方位も考慮され、さらに村名や交叉する道路名や近接する寺社が描かれており、受益地の一覧とともに、流路の確認に重要な情報を提供している(註5)。また、取水先の桃ノ木川から終末点の粕川までの間に交差する自然河川との調整状況が具体的に描かれており、近代的な技術が導入される以前の用水における土木技術のありよう

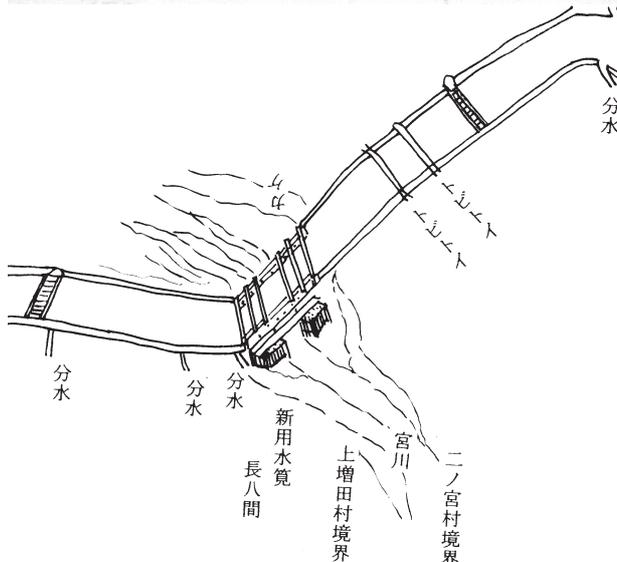
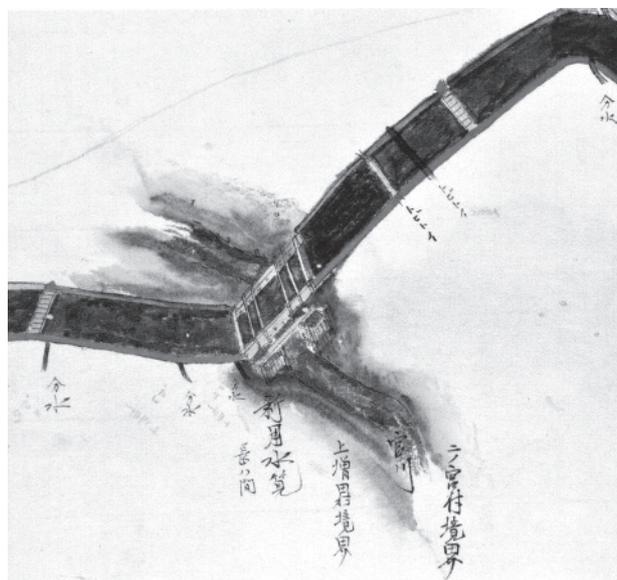


写真5 『八坂用水絵図』(伊勢崎市図書館蔵)における宮川樋

が把握される点で重要である。

本絵図を取水先から終末点まで概観してみよう（写真3～7、図5）。

取水地点の桃ノ木川（写真3-③）では、右岸に丸太材や板材で直方体形の上部のみを除いた他の辺を「すの子」状に形成し、その中に礫をつめて水中に沈めた「沈枠」や、その沈み枠を複数個連続させた「続枠」（農業土木学会古典復刻委員会 1992）を二重に連ねて基部が造られ、左岸との間に蛇籠が流路に直交して並列して設置され洗堰が築かれている。その堰の上流部では兩岸に蛇籠が逆「ハ」状に設置され、堰で水位を効果的に上昇させるとともに、左岸部分は八坂用水の取水口へ導水する役割も果たしている。同取水部には東部を沈枠で押さえられ流路部に架けられた幅広の構造物が描かれている。単なる橋ではなく、出水時には過大な水の流入を防ぐ施設かも知れない。

経路を東にたどり、今井通りを越えた小利（音）根沢では（写真4）、沢を蛇籠列で締め切り、その両端を沈枠で支え、柵で保護している。小利根沢は洗堰ではなく蛇籠で締め切堤を築き、上流からの水は同締め切部の上・下流部の笕で沢の下流部へ導いているのである。

その東部の五郎右衛門分堀（写真5）では、同堀の引き込み口部分は埋樋と想定され、八坂用水の本線には特別な施設はない。本地点における八坂用水の本線はほぼ

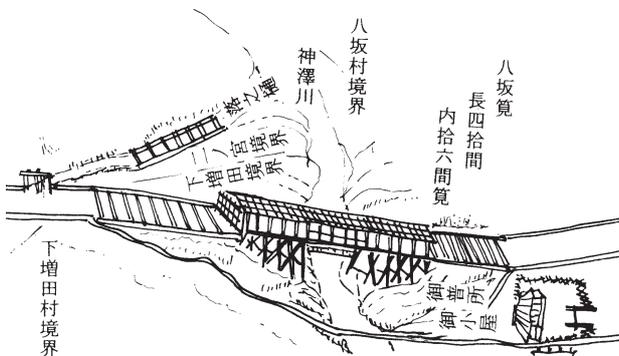
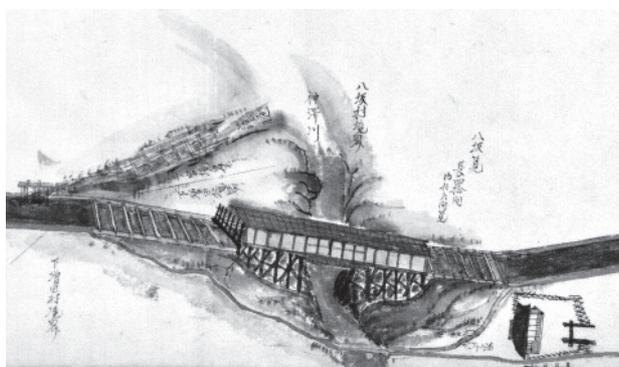


写真6 『八坂用水絵図』（伊勢崎市図書館蔵）における八坂樋

東西に直線状であり、本線自体に特別な施設は不要であると思われるが、先に見たように、八坂用水がこの地点で既設の五郎右衛門堀から引水されたと想定されることから、五郎右衛門堀への特別な対応の結果と見ることもできよう。なお、八坂用水の全線にわたり「分堀」と表現されるのはこの地点のみである。このことも、八坂用水にとっての五郎右衛門堀に対する特別な配慮がうかがえる。

さらに東へ向かい、笕井村から上増田村に入り、荒口川（荒砥川）と交わる十文字堰に至る（写真3-②）。本堰は兩岸の沈枠の間に蛇籠列を杭で固定した洗堰で、八坂用水の本線には流量調節用の施設が設置されている。

広瀬川低地帯の上増田村から赤城山南麓にあたる二ノ宮村に至り、宮川と交わる地点では「新用水笕」と記された「長八間」の木樋で宮川を越えている。木樋はこの度に改修されたことを示しているものと思われる。

そして、二ノ宮村、下増田村、八坂村境にあたる神沢

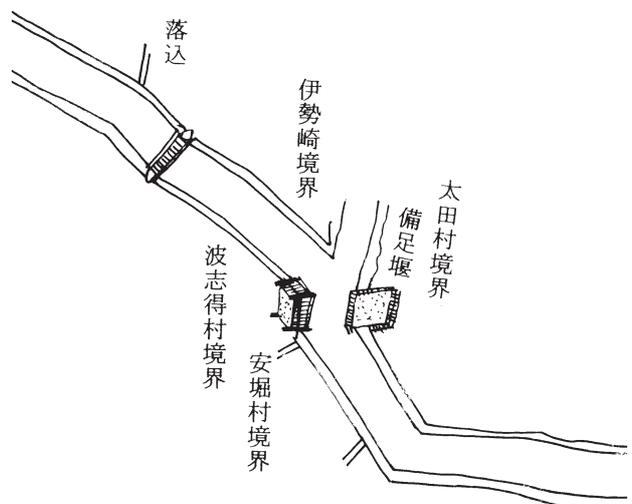
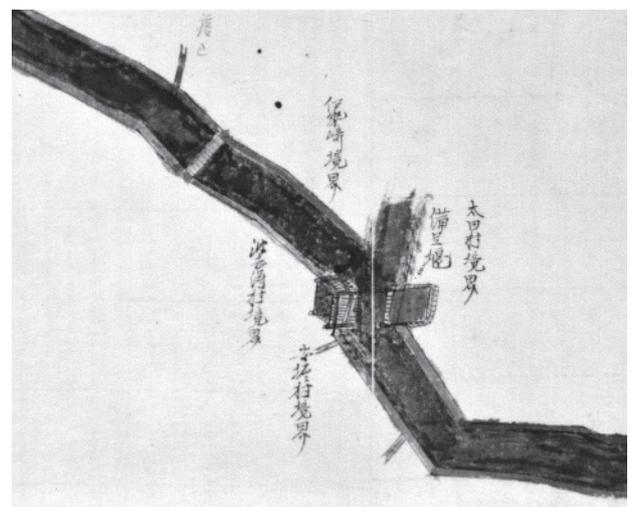


写真7 『八坂用水絵図』（伊勢崎市図書館蔵）における備足堰

郡名	町村名	広 さ	m ²	割合(%)(e)	m ²	割合(%)(f)
佐位郡	伊勢崎町	82 町 6 反 4 畝 23 歩	819,646	32.6	819,646	33.9
	八坂村	10 町 4 畝 16 歩	99,623	4	99,623	4.1
	安堀村	46 町 8 反 5 畝 13 歩	464,671	18.5	464,671	19.2
	波志江村	17 町 7 反 9 畝 24 歩	176,509	7	176,509	7.3
	太田村	9 町 9 反 23 歩	98,258	3.9	98,258	4.1
	今泉村	14 町 4 反 3 歩	142,820	5.7	142,820	5.9
	茂呂村	24 町 6 反 9 畝 3 歩	244,869	9.7	244,869	10.1
勢多郡	新井村	8 反 5 畝 25 歩	8,512	0.3	8,512	0.4
	二ノ宮村	18 町 2 反 8 畝 9 歩(a)	181,319	7.2		
		8 町 5 反 9 畝 歩(b)				85,190
	下増田村	16 町 7 反 6 畝 25 歩	166,297	6.6	166,297	6.9
上増田村	11 町 1 畝 20 歩	109,256	4.3	109,256	4.5	
外	筑井村	4 反 歩	3,967	0.2	3,967	0.2
	合計	253 町 6 反 7 畝 4 歩(c)	2,515,747	100.0		
		243 町 9 反 5 畝 25 歩(d)			2,419,618	100.1

- ※ a : 明治 10 年時の総計から割り出した。
 b : 明治 16 年時の訂正に基づく。
 c : 明治 10 年時の総計である。
 d : 明治 16 年時の二ノ宮村の訂正を反映させた。
 e : 明治 10 年時の割合である。
 f : 明治 16 年時の二ノ宮村の訂正を反映させた割合である。

表 3 『八坂用水絵図』における受益地一覧表

川下流部に至り、八坂笕となる（写真 6）。神沢川に掛樋が描かれ、「八坂笕 長四拾間 内拾六間笕」と記されており、川の上部に掛けられた水路橋の部分は 16 間で、それに接続する水上・水下に地表から埋められた埋樋の部分を含めて 14 間となる（註 6）。同『絵図』によれば、神沢川は水路橋のほぼ中央を流れており、埋められた部分は東部より西部が長く描かれている。

樋の上流部左岸には、神沢川への「落之樋」とその水門が描かれ、樋への水量調節が計られている。また、その下流部の南部には隣接して管理施設である「御普所御小屋」が存在する。

管見によれば、八坂樋の昭和初期の移築以前の写真については、5 枚存在することが確認でき、その内の 4 枚は写真 2 のとおりである（①～④）。これらの写真によれば、いずれの構造も同一であることが読み取れるとともに、昭和初年の八坂樋の移築以前であることは確実であり、大正 9 年の発行になる絵葉書が含まれていることから同年までは溯る可能性がある。これらの写真と比べてみると、掛樋と神沢川の流れの位置が基本的に異なることが看取される。つまり、絵図では掛樋のほぼ中央であり、写真では左岸に寄っているのである。そして、左岸の掛樋架設部には石積が施されている。神沢川は浸食されて形成された谷底平野の中を、時代とともにその経路を変えながら流れ、木製樋の腐朽だけではなく、その流路の変化も樋の改築を余儀なくさせたものと推定され

る。

経路のさらに下流域では、波志江村・安堀村・太田村の境界に位置する備足堰では、北部からの既存の用水系へ接続させる状況がうかがえる（写真 7）。

そして、太田村方面へ分水し、伊勢崎町東部へ導く赤坂堰、伊勢崎町の市街地へ導く堰善応寺前堰、今泉村へ導く水門堰、茂呂村へ導く伊右衛門堰、茂呂村東部へ導く八郎右衛門堰を経て、対岸に伊与久村を臨む地で粕川の「新用水落合」へ落水する（写真 3 - ①、図 5 上）。

このように、本『絵図』による八坂用水の経路は、先に見た迅速測図で確認した経路にほぼ同一と見てよいものと思われる。

こうした明治期における八坂用水の全経路を見ると、その開削にあたっては、神沢川に架かる八坂樋を越えて北東方から東方へ向かう経路は新規に開削する必要があったものと思われるが、備足堰から伊勢崎町方面さらに粕川までの経路は、伊勢崎台地の後背湿地と赤城山を南流する自然流路により形成された低地部における水田への、寛文 8 年（1668）から元禄年間（1688～1704）に築造されたとされる中村沼下ノ沼・上ノ沼（華蔵寺沼）などの溜池や、記録がなく近世を溯る時期の築造と推定される波志江沼、さらに粕川等の河川から引水された既設の用水系が最大限に活用されたものと推定される。篠木弘明が「八坂用水はかなりの部分で既存の水路を利用したものと考えられる」（篠木 1993）としたのは正鵠を

射ていよう。

さて、本絵図に添えられている受益地を示すと考えられる各町村の面積を検討してみる（表3）。明治16年に二ノ宮村の面積が約47%に減っているため、その前後で他町村の割合は少し増加するが、傾向は大きく変わることはない。そのため、明治16年の二ノ宮村の訂正後と比較して見ると（f）、1%以下の筑井村と新井村、そして八坂用水を開削するにあたり既得権を下流町村に保証された上増田村・下増田村を除けば、伊勢崎町が33.9%と圧倒的で、安堀村19.2%、茂呂村10.1%が他に比しやや高率で、波志江村7.3%、今泉村5.9%、八坂村・太田村4.1%と続く。

ところで、前述のように、宝永3年（1706）年に八坂用水の運用にあたって上流域の4ヶ村にあてた下流域の伊勢崎藩領の町村の中で、明治12年に作成され、受益面積の訂正された明治16年まではその機能を果たしていた『八坂用水絵図』の中で確認できないのが、宮之下村と下植木村である。宮之下村は明治2年に太田村へ合併しており、宮之下分の受益地は太田村分の中に含まれているものと思われる。下植木村は合併で殖蓮村となる明治22年まで継続しており、下植木村が受益地から漏れていることの意味の検討が必要である。前述のように寛政10年(1798)に著された『伊勢崎風土記』でも記され、八坂用水の開削当初は下植木村も受益地として想定されていたが、通水後ある時点で受益地から除外されたものと思

われる。同村の立地状況から新規に東方への溝の開削が必要となるとともに、伊勢崎町へ比較的大量の供給をしようとするれば、流量の点で下植木村への供給が叶わなかった可能性が想定される。

5. 八坂樋の土台部と規模

昭和52年に、神沢川の下流部に掛けられた八坂樋の右岸土台部が発掘調査された。調査されたのは、神沢川の荒砥川への合流点から神沢川の上流約60mの西岸で、南東方向へ堤状に突出した部分であった（図6、網点部）。その堤状の突出部に横断するように3本のトレンチ（A～C）が設定された結果（図7）、いずれのトレンチからも移築される直前の埋樋部の掘方とBトレンチでは埋樋の側板の痕跡が検出された（図7、写真8）（註7）。

そして、それらのトレンチの断面図で土層の状況を見ると、Aトレンチの断面図（Aセクション）では埋樋の埋土（④～⑧）以下の土層はいずれも自然堆積であることが確認された。つまり地山に埋樋の堀方が掘られていたのである。しかし、Bトレンチの断面図（Bセクション）の埋樋の埋土（②～④、⑧・⑨）とCトレンチの断面図（Cセクション）の埋土（①・⑧）以下の土層は自然堆積ではなく、いずれも人為的に形成された盛土であった。つまり、この土台部の長さの約2/3は盛土だったのである。

この八坂樋の敷設位置の選地にあたっては、「八坂笥

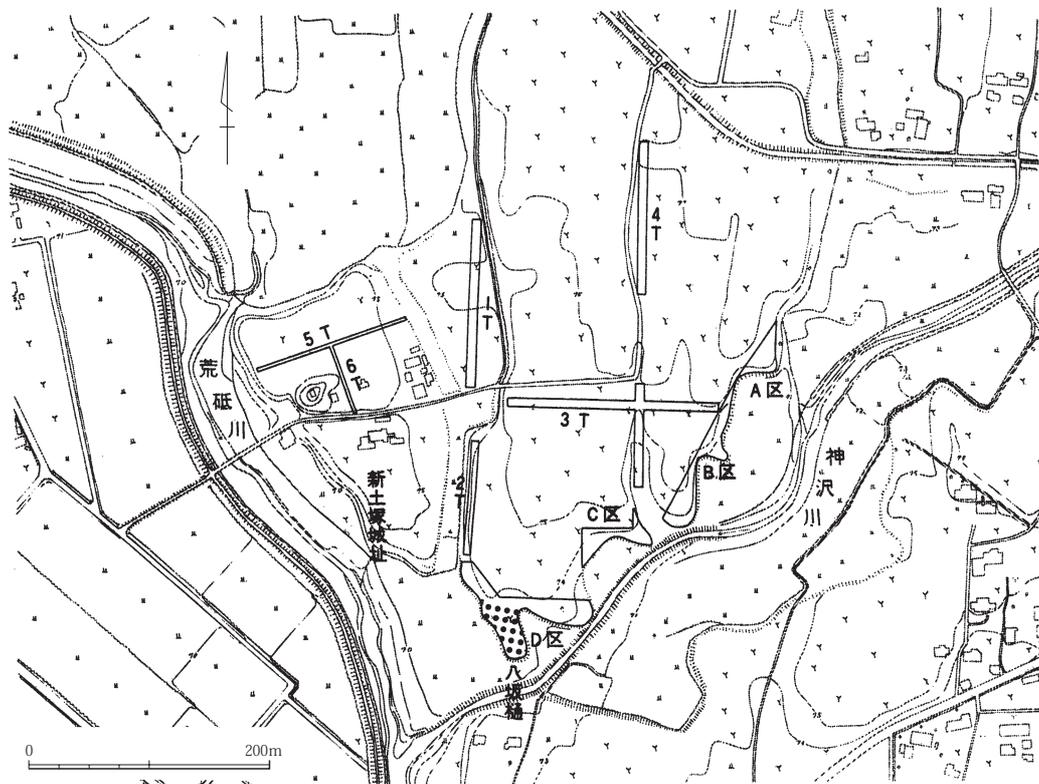


図6 八坂樋の土台部の位置（財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1985aによる。）

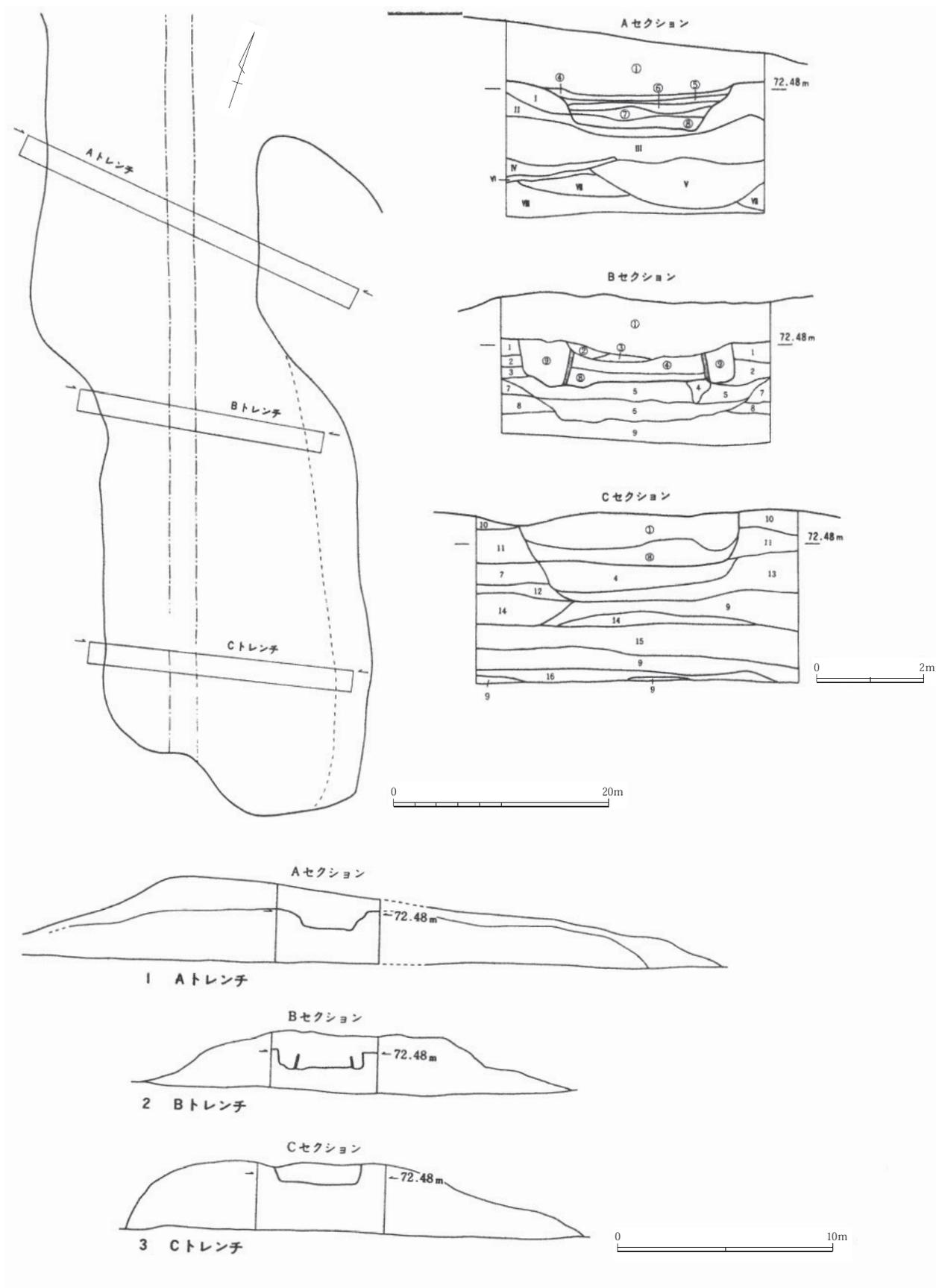


図7 八坂樋の土台部の断面図 (財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1985 a による。)

(樋一筆者補註)の架かっていた場所は他の神沢川の川幅と比べ対岸までの距離が短い場所を選んだとする考え方があがる(鳥海・黒津 2008)、その土台部の多くは盛土であった。つまり、八坂樋は神沢川の川幅の最も狭い場所が選ばれているのではなく、逆に荒砥川への合流部に近い川幅の比較的広い地点に敷設されている。それは、その上流部を見れば理解できる。神沢川は南流して女堀と交叉した後、流路を南西方向に変える。その下流部には、溪谷とも呼ぶべき深い谷が存在しており、ここで掛樋を敷設する際にはそれを支持する柱(立木あるいは台柱)が長くならざるを得ない。つまり、掛樋部が川底から高くなるより、掛樋部が長くなっても支持する柱が低くなることを選んだと言えよう。その結果、長い盛土が必要となったのである。

また、上記のBセクションの原図(縮尺1/40)で側板の痕跡の内法を計測すると6.5cmである。そして、この土台部とBセクションのセクションポイントの平面図(縮尺1/200)でセクションの走向と八坂用水のそれとの角度を計測すると10度である。そのため、八坂用水の走向に対する直角方向の側板の内法は、

$$6.5\text{cm} \times 40 \times 0.985 (\cos 10^\circ) = 256.1\text{cm}$$

となる。1間半弱と理解すべきであろうか。

そして、八坂用水の突出部は樋の土台として築かれ、その長さは30m余りであった。樋の規模としては、神沢川左岸から築堤までの間が約25m、築堤部分が約30m、築堤前10数m、神沢川渡河後10数mで、幅は2m前後、深さ約90cmとした。つまり、『伊勢崎風土記』で「其樋長二十七丈(81m一筆者補註)」としたのは決して誇張ではなく、発掘調査の結果と『同風土記』の記載は「ほぼ一致する」としたのである(内田 1985)。しかし、渡辺 敦は『伊勢崎風土記』の校注の中で、「樋の長さ二十七丈—この長さは正しくない広瀬川の二つの大橋さえ十六丈余とある。神沢川の幅はそれほど広くない。敦

自ら明治年中この樋の上を渡った事がある。二十七尺というのがよいと考える。」(渡辺訳・校注 1967)と評価している。一方で、明治12年(1879)に描かれた『八坂用水絵図』の八坂樋の脇には、「八坂笕 長四拾間 内拾六間笕」と記されている(写真6)。八坂樋の図と対比してみると、この「長四拾間」の「長」とは神沢川の上に係る「板蓋」が被せられ、台柱と大カラミ(農業土木学会古典復刻委員会 1992)で空中に支えられた「拾六間」の部分に加え、兩岸の底板と側板で「凹」状に地中に水路を造り、側板間に補強用の材を渡した部分を加えた長さとして理解される。そうすると、八坂樋の材で構成された長さは、発掘調査の結果と『伊勢崎風土記』、そして『八坂用水絵図』の記載はほぼ一致することになる。

このことは、『八坂用水絵図』の描かれた明治18年の八坂樋の位置と、大正末年から昭和初期に八坂樋が現在のの上流部へ移築される直前の状況が示されている発掘調査のそれ、さらに『伊勢崎風土記』が著された寛政10年(1798)は同一であることを示唆しているものと考えられる。

なお、城郭研究者である山崎 一が八坂樋に隣接する新土塚城の縄張図を描くにあたり、八坂用水も表現している(山崎 1971、図8)。それによれば、赤城山麓を南下してきた八坂用水の水路は、神沢川をできる限り最短距離で渡るべく、かつ新土塚城の本丸を山麓末端から切断する大きな壕を避け、経路を「く」の字に曲げて



写真8 八坂樋の土台部の断面と埋樋部の掘方と側板の痕跡(Bトレンチ)(公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 提供)

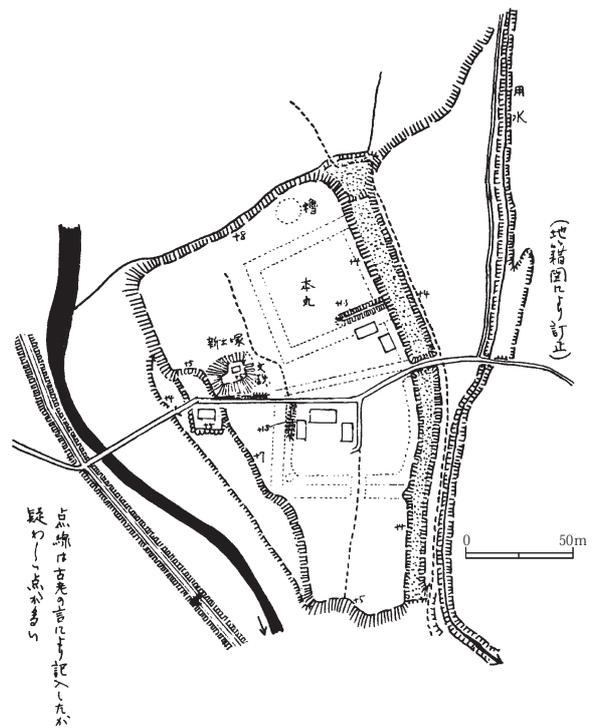


図8 八坂用水と新土塚城(山崎 1985による。)

渡っている状況が看取される。

まとめ

上記で検討した結果を踏まえると、八坂用水は宝永年間（1704～1711）の初めごろに開削され、宝永3年（1706）には共用開始されていたものと考えられる。また、その取水先は笈井村地先の桃ノ木川であったが、すでに桃ノ木川からの用水として取水されていた五郎右衛門堀から引水したものであった。そして、粕川下流域の右岸を広く受益地として確保するため、神沢川を越える必要があった。そのため、長大な木樋が架けられることになった。このように新規の施設や堀の掘削を行わねばならなかったが、既存の用水系を最大限に活用するというのが基本的な設計理念であったものと考えられる。

その結果、下植木村は当初計画では受益地に入れられていたが、同村が最大の受益地である伊勢崎町の東方の下流域に存在するという位置関係から、同村への引水には新規の用水堀の開削が必要となるとともに、流量の増加も求められたが、神沢川を木樋で越えなければならないという条件により、コンクリート不在の当時の土木技術では果たせず、下植木村への引水はなされなかったものと思われる。

そして、下植木村への桃ノ木川からの引水は昭和3年の佐波新田用水の竣工を待たねばならなかったのである。

今後、女堀の受益予定地と推定される粕川の右岸の用水事情について、佐波新田用水を中心として取り組む必要がある。

本稿を執筆するにあたり、下記の方々や機関に史資料の閲覧等に際し、ご高配をいただくとともに、御教示をいただきました。明記し、心からお礼を申し上げます。（順不同・敬称略）

相川之英・中島良光・原 紀夫・井田安雄・伊藤源弥・岡田昭二・瀧沢典枝・新船直孝・川道 亨・伊勢崎市図書館・群馬県立文書館・伊勢崎市教育委員会文化財保護課・公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団・相川考古館・笈井町自治会・下増田自治会・八坂堰土地改良区・佐波新田用水土地改良区

しかし、本稿に事実誤認や誤解があるとすれば、すべて筆者の責任です。

註

(1) 本写真の出典等は下記のとおりである。

①「上野国佐波郡三郷村大字八坂 八坂樋」『伊勢崎町歴史絵葉書』第四集 篤華庵蔵版 大正9年 伊勢崎市立図書館蔵 ②「八坂樋」『群馬県史蹟名勝 第一輯』柴田常恵監修 諸田八百七編輯 大正15年 ③「神沢川架樋（旧八坂樋）」（『佐波新田用水改良事業 工事現況写真』群馬県立文書館蔵）④高橋寿郎家蔵 ⑤「完成シタル水路橋（新八坂樋）」（③に同じ）⑥現在の八坂樋（2013年9月26日撮影）これらの写真の内、④の裏面には、「八坂大樋掛越ノ分長廿三間 大正十三年七月二十六日」の記載がある。

また、③・⑤は、群馬県立文書館所蔵になるもので、『佐波新田用水路改良事業 工事現況写真 写者 中村工業部』と記された表紙を持つ、布紐で綴じられたアルバムに貼られている。本アルバムの表紙裏と裏表紙裏には、群馬県議会図書室による昭和26年9月17付けの収受印が押されている。本アルバムは、その中に貼付されている2枚の写真が、大正15年1月発行の『耕地整理研究会報 第72号』（耕地整理研究会1926）の口絵に掲載されていることから、昭和3年に竣工式典の開催された佐波新田用水路改良事業の全体の工事内容を示す写真帳であると思われる。

(2) 本文書に関連して、ほぼ同文で、各村の役員名下に押印された文書の写真と積文が下増田自治会蔵として『三郷文化財史蹟研究会』で紹介されている（吉野 1991）。そして、この下増田自治会蔵の積文が、『木瀬村誌』（木瀬村誌編纂委員会 1995）に掲載されている。さらに、やはりほぼ同文で、各村の村役人に少しの異同がある文書が、伊勢崎市三光町の武 武平氏所蔵として県史編纂事業の過程で調査され、同目録に掲載され、その写真が群馬県立文書館で保管されていることが確認された。同文書は『伊勢崎市史 資料編2 近世Ⅱ』に積文が収載されている（伊勢崎市 1989）。本稿で掲載した文書については、その写真が群馬県立文書館に保管されていることを確認し、笈井町自治会で実見し、写真撮影することができた。

これらの文書については、押印の存在から下増田自治会蔵になるものが本書であり、他の笈井自治会と孫氏蔵になるものは写しであると考えられる。

(3) 本文には奥付がなく、発行年が不明である。群馬県立図書館が寄贈を受け、登録した日が昭和 α 年号による「61.11.12」である。

(4) この堰は「十文字堰」と呼ばれており、八坂用水と荒砥川（旧荒口川）との状況を良く表現している。

(5) 本『絵図』とほぼ同内容の絵図が相川考古館に所蔵されている。本『絵図』の冒頭に記されているように、本『絵図』とともに「水下三ヶ所」で保管した写しと思われる。

(6) 「埋樋（うめひ）」は「道路や堤防、河川水路の下を横断する水路または排水路のこと。『うめどい』とよばれることもある。伏越、逆サイフォンと同義に使われることがある。（後略）」（岩屋 2009）とされ、トンネル状に敷設される場合に呼ぶのが通例であるが、八坂用水の場合には、『伊勢崎領 諸色手鏡帳』（北爪佳左衛門 寛政11年（1799））で水路橋の部分を「掛樋」、その水上・水下の地表下に埋めた部分を「埋樋」と記されているので（伊勢崎市立図書館 1991）、それに従う。

(7) 各トレンチのセクションで埋樋の底面高を樋覆土⑧と比較すると、下流部のそれが最も高位にあるように読みとれ不合理に思われたため、調査時の原因に当たったが、その理由を理解するに至らなかった。

引用・参考文献（年代順）

- 関 重嶺 1798 『伊勢崎風土記』
 耕地整理研究会 1926 「群馬県佐波新田用水路改良工事」『耕地整理研究会報』第72号 口絵
 柴田常恵監修・諸田八百七編輯 1926 「八坂樋」『群馬県史蹟名勝』第1号 pp.57・58 群馬県史蹟名勝刊行会
 渡辺 敦訳・校注 1967 「伊勢崎風土記」『群馬県史料集 第二巻 風土記編（Ⅱ）』pp.9～159
 大石慎三郎校訂 1969 『地方凡例録 下巻』
 測量・地図百年史編集委員会 1970 『測量・地図百年史』
 山崎 一 1971 『群馬県古城址の研究 上巻』
 峰岸純夫・能登 健 1981 「赤城山麓の開発と遺構《女堀》」『アーバンクボタ』19 pp.52～55

- 丑木幸男編 1983 『大正用水史』
- 財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1985a 『荒砥前原遺跡 赤石城址 昭和51年度県営園場整備事業荒砥南部地域に係る埋蔵文化財発掘調査報告書』
- 内田憲治 1985 「八坂樋」『荒砥前原遺跡 赤石城址』Ⅲ 前原遺跡の調査内容 4 pp.181～184
- 財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1985b 『女堀—中世初期・農業用水址の発掘調査— 県営園場整備事業荒砥南部・北部地域に係る埋蔵文化財発掘調査報告書』
- 群馬県立文書館 1986 『群馬県行政文書簿冊目録 第4集 明治期地図編』
- 伊勢崎市立図書館 1987 『八坂用水資料目録 昭和62年5月』
- 藤井藤雄 1986以前 『木瀬村誌』(孔版)
- 佐藤錠太郎 1987 「伊勢崎用水(八坂用水)と開鑿者小島武堯に就いて」『群馬文化』第212号 pp.65～78
- 伊勢崎市 1989 「宝永三年三月 伊勢崎領田方用水分水につき議定書」『伊勢崎市史 資料編2 近世Ⅱ』町方と村方 第3章 農業と商工業 第1節 農業 四 用悪水 188 pp.346～348
- 服部英雄 1990 「東国の灌漑用水—巨大な記念物、女堀—」『古代史復元 10 古代から中世へ』中世の町と村 pp.73～80
- 吉野善晴 1991 「八坂用水」『三郷文化財史蹟研究会』第10号 特集 みさとの農業とくらし (七) pp.31～41
- 伊勢崎市立図書館 1991 『伊勢崎市立図書館蔵 八坂用水資料目録 平成3年3月現在』
- 迅速測図原図復刻版編集委員会編 1991 『明治前期 手書彩色関東実測図 第一軍管地方二万分一迅速測図原図復刻版』
- 農業土木学会古典復刻委員会 1992 『土木工要録』農業土木古典選集
- 明治・大正期 第Ⅱ期 1巻 全国編1
- 篠木弘明 1993 「溜池と広瀬・桃木川」『伊勢崎市史 通史編2 近世』第4章 農商業と伊勢崎織物 第2節 pp.360～379
- 広瀬桃木両用水土地改良区 1994 『広桃用水史』
- 木瀬村誌編纂委員会 1995 『木瀬村誌』
- 井田安雄 1995 「五郎右衛門堰(八坂用水)」『木瀬村誌』第二章 木瀬の歴史 三、近世の木瀬 (八) 水利慣行 pp.113～119
- 飯島義雄 2001 「未完の灌漑世水・女堀の取水予定地の再検討」『財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団 研究紀要』19 pp.35～44
- 鳥海さやか・高津高行 2008 「伊勢崎藩八坂用水における木造掛樋の様相」『2008年度日本建築学会関東支部研究報告集』pp.261～264
- 飯島義雄 2009 「灌漑用水遺構・女堀の赤城山南麓への引水経路の検討」『財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団 研究紀要』27 pp.77～96
- 岩屋隆夫 2009 「埋樋(うめひ)」『川の百科事典』p.166
- 鳥海さやか・高津高行 2009 「伊勢崎藩八坂用水における木造掛樋の形式」『日本建築学会北陸支部研究報告集』pp.569～572
- 飯島義雄 2011 「灌漑用水遺構・女堀の終末地点の検討—女堀は粕川を越えようとしたか?—」『財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団 研究紀要』29 pp.143～158
- 鳥海さやか・高津高行 2010 「享和期の伊勢崎藩における八坂樋の復原」『2010年度日本建築学会関東支部研究報告集』pp.555～558
- 飯島義雄 2012 「灌漑用水遺構・女堀の終末地点の再検討」『財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団 研究紀要』30 pp.15～32
- 飯島義雄 2013 「女堀の再検討」『自然災害と考古学 災害・復興をぐんまの遺跡から探る』特講 pp.135～143

大学入試と「歴史を考察する力」の育成について

——「学校教育と埋蔵文化財の連携」からみた「日本史」大学入試——

山 田 精 一

群馬県立桐生高等学校

- | | |
|----------------------------------|--|
| 1. 問題と目的 | 6. 大学入試問題における埋蔵文化財の位置づけ |
| 2. 大学入試の種類 | 7. まとめ～大学入試問題の傾向と、「学校教育と埋蔵文化財行政の連携」の重要性～ |
| 3. 大学入試全体の動向 | |
| 4. 大学入試における、日本史の出題傾向 | |
| 5. 日本史入試問題の実態と課題～大学入試センター試験を中心に～ | |

—— 要 旨 ——

大学入試が複雑化・多様化していく中、そのことを象徴するように、地域社会で中核となっている一部の高校では、過度に学力試験としての大学入試に対応できる能力の育成に、その重点がおかれている。

本稿は大学入試問題を分析し課題を抽出することによって、その実態を把握することにつとめた。その結果、大学入試問題と埋蔵文化財がきわめて密接な関係であることがわかり、「教科教育と埋蔵文化財行政の連携」強化が、結果的に大学入試の段階においても効果的に機能することがわかった。特に、大学入試の出題形態のひとつである「テーマ史」の目的と、「学校教育と埋蔵文化財行政の連携」の目的が、「歴史を考察する力」の育成という点で一致していることから、官学連携の更なる推進と、その領域における研究の重要性を指摘したい。

キーワード

対象時代 現代
対象地域 日本
研究対象 大学入試
官学連携
日本史学習

1. 問題と目的

主に4年制大学を中心とした進学を目指す高校3年生が迎える受験期の状況を「受験競争」と称したり、また、高学歴を目指し激しい進学競争が起きている状態を「受験戦争」などと呼んでいるが、現在、こうした現象は社会においてほぼ認知されつつあるといえよう。受験の形態の多くは学力試験であるが、その他、進学先の学校で学業を修めるのに求められる能力を測ることを目的とした実技試験を伴ったり、人物や人間性・資質・適性等を評価・判断するための面接、また高校時代における平素の学習状況・健康状態等が記載された資料である調査書、論理的な思考力・文章力・表現力等を問う小論文試験など、実に多様な方法で実施されている。現代社会が複雑化している昨今、社会にとって有為な人材を育成する役割を担う進学先の学校が求める学生像も実に様々であり、そうした変化に対応するため種々の受験形態が存在しているといえる。そうした状況のなか、現在でもその中心となっている受験形態は、依然、学力試験であることには変わらない。

いわゆる地域社会で進学校⁽¹⁾と称されている高校では、こうした大学受験の学力試験に対応できる能力の育成にその指導の焦点を当てているのが実情である。つまり生徒の進学希望をかなえるために、大学受験合格に必要なとされる高い学力を育成することに、指導の重点を置いているのである。

今さら言うまでもないことではあるが、「教育」の定義を以下、確認しておきたい。「人間の持っている豊かな可能性を信じないわけにはいかない。そういうものを引き出し拡大することこそ教育の仕事」(斎藤 1969 p. 7)。「教育」をこのように定義するのであれば、進学校で実施されている実態をみると、そこで行われている教育には疑義を唱えざるを得ない。

進学校で実践されている教育の在り方と、本来の教育の在り方に齟齬が生じている原因のひとつは、進学校では大学受験を重視した授業が行われているからに他ならない。つまり大学受験に対応した教育実践に問題があるのであれば、その最終目的である大学受験そのものを分析対象とし、そこに見出される課題を抽出することが重要となろう。

本稿の目的は、現状の大学受験で出題されている問題を分析することを通じ、その課題を見いだすことである。そして進学校としての宿命から、大学受験を対象とした指導を放棄することはほぼ不可能であるが、それでもなおそうした制約を受けるなかで、本来の教育の在り方を実現するための模索を試みたい。

筆者は進学校と称される高校で、主に日本史の受験指導を数年間、担当している。日々の業務として、数多くの大学受験問題を解き、そしてそれを生徒に解説し、い

わゆる受験日本史を指導することを続けてきた。本稿執筆の背景には、実は筆者のそうした日常の積み重ねがある。教壇に立ちつつ、「受験で高得点をとるためのテクニックとしての日本史を教えるのではなく、もっと歴史探究の本質にせまる日本史の授業をすることはできないのか?」というもどかしさから始まり、「受験指導という宿命を負わされているのであれば、そうした制約の中で、歴史的探求心を揺さぶるような、興味深い授業実践とはどのようなものであろうか?」という現実的な課題について考察するに至った。よって本稿では、以下、高校における日本史教育に焦点をあて論を進めていくこととする。

2. 大学入試の種類

まずは受験生を持つ保護者や教育関係者には理解が浸透していると思われるが、一般にはあまり馴染みのない現在の大学入試について、その概要を説明することとする。

まず大学入試を大別すると、独立行政法人大学入試センターが実施する「大学入学者選抜大学入試センター試験(以後、センター試験)」、「国公立大学個別試験」、「私立大学一般入試」の3種に分類することができる。

まず「センター試験」とは、例年1月13日以降の最初の土曜日・日曜日の2日間にわたって行われる、大学の共通入学試験である。これは、全教科・全科目の解答をマークシートに記入する方式となっており、記述式の設問はない。そして出題範囲は、科目ごとに編集されている高校の『学習指導要領』に沿って出題される。センター試験は、成績や在籍している高校種の違いなど、多様な大学志願者を対象としているため、教科書を一通り学習しておけば比較的容易に解答できる問題が主となっている⁽²⁾。

次に「国公立大学個別試験(以後、個別試験)」であるが、これは、「センター試験」の約1ヶ月後の2月下旬から各大学で実施される、いわゆる二次試験である。個別試験は1つの大学・学部・学科の定員を「前期日程」「後期日程」の2つの日程に振り分け、それぞれの日程ごとに選抜する「分離・分割方式」で実施される。同じ大学を前期と後期の2回受験することも、それぞれの日程で異なる大学に出願することも可能である。また出題方式は個別試験なので各大学によって大きく異なる。同じ大学でも学部や学科、日程により異なるケースも多くみられる。前期日程の入試科目は、一般的には文系学部で「外国語・数学・国語・地歴公民」から2~3教科、理系学部では「外国語・数学・理科」から2~3教科が課される。一方、後期日程では教科数が1~2教科と少ないケースや、総合問題・小論文・面接などを課す大学も多い。⁽³⁾

最後に「私立大学一般入試（以後、私大入試）」は、主に1月下旬頃から3月上旬頃に実施され、受験機会は1回から複数回と大学によって違いがある出題形式もマークシート式、記述式と、各大学に応じて異なる。入試科目は文系学部であれば主に外国語・国語・数学・地歴公民から指定される教科数を受験し、理系学部では外国語・数学・理科が課される場合が多い。

3. 大学入試全体の動向

前項では大学入試の種類を3種に分類し、それぞれの概要を説明した。本稿の目的は現在の大学入試制度の実態を把握し、その入試問題を把握することにあるので、直近の2013年入試（2013年1月から3月に実施された、2013年4月期入学者選抜試験）について、その動向を振り返ることとする。（河合塾 2013）

まず試験種別の動向についてであるが、「センター試験」では、志願者・受験者ともに2年ぶりの増加で、志願者数は57.3万人（前年比3.2%増）、受験者数は54.3万人（同3.2%増）であった。志願者増の主な要因は、①高卒者（浪人生）数の増加、②現役生の大学志願率の上昇、③センター試験を必須とする国公立大学志向の高まり、などがあげられる。特に③の国公立大学志向の高まりは顕著であり、長引く経済不況において、各家庭で教育費に負担を掛けることを避けざるを得ないという状況が、その背景にあると思われる。私立大学の学費と比較し、国公立大学の学費が割安なのは周知のとおりである。国公立大学人気の傾向は今後もしばらく継続すると考えられる。

次に「個別試験」の志願者数は、2年連続の減少となる49.0万人（前年比1.0%減）で、志願倍率も0.1ポイント低下の4.8倍であった。ただ、募集人員の多い前期は志願者数・志願倍率とも前年並み（26.8万人、3.4倍）で、国公立大学志向が弱まったわけではなく、センター試験の平均点大幅ダウンに伴い、配点比率の高い国公立大後期の志願者減が目立つ結果になったと考えられる。

「私大入試」では、センター試験の難化が追い風となり、最終的な志願者数は、前年より5%近く増加する292万人程度となった。前述したが、不景気などの社会的影響を受けると、学費負担が軽い国公立大学の人気が高まるのが一般的であるが、2013年入試ではセンター試験が難化したことから、総体的には国公立大学に対する積極的な志願傾向が弱まり、その志望先が私大へと振り向けられたと考えるのが一般的であろう。

次に学部・系統別の状況について述べたい。国公立大ではセンター試験の難化が文系にとって大きな打撃となり、就職状況の低迷などと相まって「文低理高⁽⁴⁾」が鮮明となった。法、文、教養、国際・国際関係、教員養成学部などが人気減少した一方で、工、歯、薬学部とい

った「技術・資格系」の理系学部の人気が上昇した。医学部はセンター試験の難化で歯・薬学部への変更が多くみられた。私立大では各学部系統とも軒並み増加している中、資格志向と理系志向を反映して、医、歯、薬、医療・看護、家政・生活科学、理工学部などの受験者数増加が目立った。

以上から、大学入試の動向は社会情勢に多大な影響を受け、それが直接的に顕著に表れることがわかる。このように次項以降で入試問題の分析を行うにあたり、大学入試全体の動向を認識しておくことは重要な手続きであると考えている。

4. 大学入試における、日本史の出題傾向

では次に、直近の2013年入試における日本史の出題傾向を振り返った上で、入試問題の分析を行うこととする。本項ではすべての試験種を対象としていることを付言しておく。（生駒 2013 p. 1）

まず時代別の出題傾向から確認したい。高校日本史B⁽⁵⁾は原始である旧石器時代から学習し、平成の現代までを学習範囲としている。大学入試ではどの時代も均等に出题されるわけではなく、その出題率には格差がみられる。

時代区分としては以下のように設定した。旧石器時代から平安時代を「古代」、鎌倉時代から室町時代を「中世」、織豊政権からペリー来航前を「近世」、開国から太平洋戦争終結を「近代」、戦後から現在を「現代」とした。その結果、「古代」が19.9%、「中世」が17.9%とほぼ同じ比率である。以後、「近世」が23.3%、「近代」が26.4%、「現代」が7.6%となっている。

次に部門別の出題傾向である。政治史は33.4%と昨年より減少、一昨年の38%よりも5%減少したが、出題の中心であることは変わらない。外交を含めた対外関係、社会・経済史、文化史が微増し、幅広い視野から出題される傾向がみてとれる。

出題形式で顕著だったのは、選択肢有りの穴埋め（18.3%）と選択問題（26.8%）を合計すると45.1%となり、ほぼ半分近くがこの形式での出題となる。特に私大入試における中堅私大（受験界では、日本大・東洋大学・駒澤大学・専修大学などのレベルの大学が該当）に多くみられ、解答はマークシート形式が多い。選択肢無しの穴埋め（10.7%）と語句記述式（18.1%）は、正確な歴史用語の定着が必要とされる難関私大（受験界では、早稲田大・慶応大・上智大などのレベルの大学が該当）や国公立大学個別試験の出題形式である。また、従来は国公立大学個別試験で主に実施されてきた論述問題が、難関私大でも50字～100字程度で出題される事例が目立ってきた。

出題される問題のテーマであるが、原始～古代では、

旧石器・縄文・弥生時代の図版・写真を用いた国公立大学の論述で、また小国の成立からヤマト政権までの史料を用いた出題が多い。律令制の成立・展開・崩壊を政治過程ばかりではなく、国司制度や土地制度の視点から出題しているケースも多くみられた。

中世では、貞永式目や建武式目、分国法などの一連の法令、室町時代の一揆の史料は定番である。日中・日朝関係、琉球と蝦夷地の動向、鎌倉・室町の仏教や絵画、民衆の芸能などの出題も従来通りみられる。

次に近世では、近世初期の外交、綱吉の政治、三大改革は定番である。近世の社会経済史は特に経済学部入試での出題が多く、一方、文化史は文学部入試での出題が多い、という傾向がみられる。

近現代は政治史が中心となるが、経済学部を中心に殖産興業・資本主義の勃興・産業革命・大戦景気・戦前期の重化学工業化と統制経済、戦後の復興・高度経済成長とテーマ的な出題が目立つ。経済発展と絡めて大正時代・昭和時代の市民文化からも出題されている。

また、東日本大震災の影響もあり、貞観地震や自然災害・飢饉をテーマとする出題が継続して見られたことは注目し得る。特にセンター試験ではテーマを設定したいわゆるテーマ史からの出題が必ずあり、その傾向はセンター試験のみならず、個別試験・私大入試でも一般化してきた。そうした意味で、今年度ねらわれるテーマは何かと推測して受験指導を試みることも重要である。東日本大震災以後、しばらく地震を中心とした自然災害史がテーマとして多く出題されてきたが、そろそろその傾向も落ち着くと思われる。時事的な観点から推測すると2014年入試においては、富士山の世界遺産認定・東京オリンピック開催決定等にも留意すべきであろう。

5. 日本史入試問題の実態と課題 ～大学入試センター試験を中心に～

以上、大学入試全体の動向から日本史における出題傾向について概観した。このことにより、大学入試の概要が把握できたのではないと思われる。本稿では日本史に限定して考察しているが、もちろん他の教科科目においても個々にその出題傾向は分析されるはずである。現在の受験生が平均的に受験するセンター試験の科目数は5.76科目であり（独立行政法人大学入試センター2013）、そうした実態から、受験生の多くは受験に向けて多大なエネルギーを費やしているということがわかる。進学校で、日本史を担当している教員は（もちろんその他の教科担当者も含め）、日々、大学入試で高得点を獲得できるスキルとしての授業実践を行わざるを得ない。当然、そのための戦略として、日本史の知識・解法を指導していくのと同時に、入試問題そのものの研究をも求められる。本項はそうした実践の中でみえてきた、

大学入試問題そのものが持つ特徴と性質、そして課題を抽出し、考察したものである。

今までは分析の対象を「センター試験」・「個別試験」・「私大入試」ということで試験種を3種に拡げてきたが、本項ではより分析の焦点を絞り課題を抽出しやすくするため、現況で最も多くの受験生が受験している「センター試験」に、分析の対象を限定することとする。

前述したとおり「センター試験」はマークシートによる出題形式をとっている。そして、過去数年間の出題傾向から判断すると、出題される問題はある一定の形態に定着していることがわかる。実はこのことが、受験生が日本史の入試問題を解く上でまず最初に意識しなければならないことでもある。筆者も受験指導を行うにあたり、まずは以下に掲げる4つの出題形態の見極めから説明することとしている。よって本項では、以下に掲げる出題形態ごとに、それぞれ分析をおこなっていくこととする。

まず一つめは、「正誤問題」である。日本史は一般的に暗記科目と見なされがちであるが、「センター試験」では、高校日本史で学習する内容について「正しい理解がなされているかどうか」が重視されるため、正文・誤文を判定させる問題が大変多い。実際、2013年度の「センター試験」日本史Bでは、全体の約67%（36問中24問）が正誤問題で占められている。このことから「センター試験」では、正文・誤文を見分ける学力が最も重視されていると考えることが出来る。

更にこの正誤問題を正誤の「基準」に注視して詳細を分析してみると、その内容から、以下の3つに細分類できる。

- ①文中の歴史用語に誤りがある。
- ②歴史的背景などの因果関係に誤りがある。
- ③時代・時期の事柄として誤りがある。

まず具体的な出題を例示する。その後その問題についての解法を紹介した上で、分析を行い、必要に応じて課題の抽出とそれに対する考察をおこなっていくこととする。

例題：1

「大和政権の政治組織について述べた文として誤っているものを、次の①～④のうちからひとつ選べ」

- ①大和政権は、大王やその一族へ奉仕をしたり貢物をおさめたりする者を、名代・子代とした。
- ②大和政権は、各地に直轄地である屯倉を配置し、地方豪族への支配を強めた。
- ③大和政権に服属した地方豪族には、直や君などの姓

を与えた。

- ④大和政権は部曲を遣わして、地方の屯倉を耕作させた。

(1998年度センター試験 追試験)

例題：1の解法から紹介することとする。この問題は、大和政権を支えた財政に関する理解を確認することを目的として出題されている。中央である大和政権、つまり大王と、地方における豪族のそれぞれの「土地」と「人民」の支配形態を着実に把握していないと解答にたどりつくことは出来ない。「土地」というカテゴリーでは、大王の直轄地が「屯倉」であるのに対し、豪族の私有地は「田荘」ということになる。一方、「人民」というカテゴリーでは、大王の直轄民は「名代・子代」であり、同じく豪族の私有民は「部曲」ということになる。実は古墳時代における大和政権の支配体制は、氏姓制度の「姓」なども含めると、多数の歴史用語が混在しており、政治的側面・財政的側面・社会的側面など個々において整理し、着実に理解していかないと混乱しかねない。そういった盲点をついたのが、例題：1である。

この正答は④であり、文中の部曲が誤っており、大和政権の直轄地である屯倉の耕作にあたったのは、正しくは名代・子代である。例題：1は正誤問題分類の①「文中の歴史用語に誤りがある」ケースの一例である。

これは個々の歴史用語に対する正確な理解が求められている。つまり、暗記的要素が高い出題形態である。高校日本史の教科書に掲載されている歴史用語は夥しい数である。もちろん、これらをすべて暗記することは困難で、歴史的な脈の中で把握していくことが重要である。しかし、その歴史的思考力を伴う歴史的な脈における歴史用語の把握が困難となると、結局、暗記に頼ることになってしまい、どれだけ歴史用語を暗記したかという点が入試問題の正誤に結びつく結果となる。

例題：1に関しては、個々の問題文の文脈から使用されている歴史用語の正誤を判断するには情報量が少なすぎることから、歴史用語としての暗記に頼らざるを得ない。センター試験の内容が、過剰にこの形式に依存しすぎてしまうと、日本史学習は暗記学習に徹しなければならぬという悪循環に陥ってしまうことになるので、そうならないことを期待したい。

例題：2

「水上交通に関連して述べた文として誤っているものを、次の①～④のうちからひとつ選べ。」

- ①東廻り航路によって、東北地方の米を、大坂を経ずに江戸に運ぶことが出来るようになった。
②西廻り航路の港となった長崎は、国内の水運と海外

貿易の接点として重要な役割を果たすようになった。

- ③京都の豪商であった角倉了以は、富士川・高瀬川などの河川の開削を行った。
④大坂から江戸へ酒を輸送するために登場した樽廻船は、やがてその他の日常物資をも輸送するようになった。

(97年度センター試験 本試験)

例題：2は、江戸時代における都市と交通の発展に関する出題である。政治史が中心となりがちな日本史学習において、こうした社会史はどうしても後手にまわりやすく、受験生にとっても弱点になりやすい。特に近世における社会史は交通史のみならず、生活史・農業史・商工業史・産業史・宗教史などの領域でもめざましい発展・興亡がみられることから、着実な幅広い理解が求められる。一方、例題：2は水上交通に限定された設問でもあるため、比較的解答しやすい問題である。しかし、個々の歴史的用語の理解はもちろん、例題：2で正答を得るためには文章中における因果関係に留意しなければならない。例えば、選択肢①に関して言えば、「東北地方の米」と「大坂を経ずに江戸に運ぶ」や、選択肢④の「酒を輸送するために登場した樽廻船」と「日常物資をも輸送する」などの因果関係である。そうした観点から問題を考えていくと、選択肢②では「西回り航路の港」に「長崎」は含まれないことから、誤文は選択肢②であることを導き出すことが出来る。このことは、西回り航路は九州の外辺である「長崎」を経由するのではなく、関門海峡の「赤間関」を経由していることが理解できていれば気付くはずである。

このように因果関係の正誤を問う出題は、歴史用語の暗記だけでは十分に対応することが出来ないことから、歴史用語ひとつに関しても、用語としての意味だけでなく、互いの関係性を想定した幅広い歴史認識が求められる。そうしたことから、因果関係に着目し問題を解いていくという作業は、歴史を点から線へと広げ、重層的に理解していくための手続きとして重要なトレーニングであると考えることも出来る。この点は日本史学習においてより一層、重視されてもよい領域である。

例題：3

「近代日本の産業発展の軌跡に関連して述べた文として誤っているものを、次の①～④のうちからひとつ選べ。」

- ①官業払い下げによって三菱の経営下に入った長崎造船所は、政府の助成を受けつつ有力な民間造船所として発展した。

- ②日本鉄道会社をはじめとする民間鉄道会社は、官営八幡製鉄所からの鉄鋼の供給を前提に設立された。
- ③軍需工業は、主に東京砲兵工廠などの官営軍事工場が中心となって発展した。
- ④日本郵船会社に代表される海運業も、日本の海外貿易の拡大を支えた。

(1998年度センター試験 追試験)

19世紀後半から20世紀にかけての、一連の資本主義発展過程に関する出題である。明治新政府が実施した貨幣・郵便・海運などの殖産興業政策については学習の力点を置きやすいが、鉄道事業の進展について問われると、なかなか理解が及ばない領域ではなからうか。例題：3の正答は選択肢②である。

これはまず、鉄道の分類として、官営鉄道か民営鉄道かの判断を明確に出来なければならない。「日本鉄道会社」は華族が出資した鉄道会社で、この設立により日本に民営鉄道建設ブームが起きたことを、歴史的文脈の中でとらえることが重要である。次に要点となるのは、「日本鉄道会社」設立の時期で、これは1881年である。一方の八幡製鉄所の操業開始は1901年であることから、文中の「民間鉄道会社は、官営八幡製鉄所からの鉄鋼の供給を前提に設立された」という点が誤っていることがわかる。つまり例題：3の正答を獲得するには、個々の歴史事象の正確な時期の同定が求められているのである。そうした点で、例題：3は正誤問題分類の③「時代・時期の事柄として誤りがある。」に該当することがわかる。

受験指導を行う上で、よく受験生から投げかけられる質問のひとつに、「時代の前後関係を問われると太刀打ちできないので、何かいい方法はないか？」という相談がある。この質問に対する即効性のある解答は、「日本史に登場する、あらゆる歴史的事象の時期をすべて暗記しなさい」ということになるだろうが、それは実際無理である。ではその対応としてどのような方法が考えられるかという、必ず、時期の並べ替えなどを問うている出題には、その前後関係を同定するヒントが設問中に隠されている。例題：3で言えば、鉄道事業の進展については、「民営鉄道」と「官営鉄道」の営業キロ数の変化が重要であり、その変遷をグラフなどを利用して理解していれば、20世紀直前の1889年に営業キロ数で民営が官営を上回ることは確認できているはずである。そのことから、民営鉄道の設立時期を推定することは決して不可能ではない。

このような設問が大学入試において頻発すると、おそらくその対策として、受験生は年代暗記に奔走してしまう危険性がある。前述したとおり年代暗記には限界があり、すべての歴史的事象の同定を暗記に頼ることは困難

である。まして、そうした学習法では日本史から興味を失うことはあっても、関心を深めることにはつながらずである。年代については縦軸だけではなく横軸の関連事項を多く理解していることにより、その同定に結びつくことが多いことから、そうした歴史的思考力を養っていくことの必要性を説くことが、例題：3のような出題の目的であると考えられる。

次に、センター試験の4つの出題形態における2つめのパターンとして、「年代整序問題」について分析を試みたい。

昨今のセンター試験で多い出題パターンは、3つの文章を提示し、それぞれを年代順に配列した場合の正しい組み合わせを選ばせる出題形態である。毎年、このパターンの問題が複数回、出題されているので最近の傾向のひとつと考えることが出来る。

例題：4

「次の文Ⅰ～Ⅲについて、古いものから年代順に正しく配列したものを、下の①～④のうちからひとつ選べ。」

- Ⅰ 『枕草子』に、遊戯としておもしろいのは、小弓・碁・蹴鞠であると記された。
- Ⅱ アメノウズメが天石屋戸の前で踊ったとする神話を記述した『古事記』が編纂された。
- Ⅲ 『鳥獣戯画』に、兎や蛙・猿などが水遊びや田楽・相撲に興じる場面が描かれた。

- ① Ⅰ－Ⅱ－Ⅲ ② Ⅰ－Ⅲ－Ⅱ
- ③ Ⅱ－Ⅰ－Ⅲ ④ Ⅱ－Ⅲ－Ⅰ

(2003年度センター試験 本試験)

例題：4の解法から述べることにする。前述した例題：3でも触れたが、年代を同定するのに年号の暗記だけではそもそも正答を得られない性質の設問がある。例題：4はその一例である。Ⅱの『古事記』編纂年代については基本的事項として712年ということでは理解していたとしても、『枕草子』と『鳥獣戯画』の成立年代まで把握することは実際問題難しい。ではどうやってこの問題を解いたらいいのか、ということであるが、問題文をよく読み、この設問は個々の事象(Ⅰ～Ⅲ)の順序を問うているということに注目すべきである。つまり、それぞれの歴史的事象が発生した年代を直接問うているでもなければ、それらの成立年代を正確に把握する必要もないのである。各歴史的事象の新旧の順序さえ組み替えることが出来ればいいのである。

そこで、例題：4のように年代が確定できない要素が含まれている場合は、それに関連する文化名・天皇名・

政体名・首相名・将軍名などを手がかりに相対的に判断するという方法をとる。例題：4の場合に共通している事項はどれも文化にまつわる情報が述べられているので、文化名をキーにして並べ替えを行うことが可能である。こうした手法を用いて、正答を導き出すべきである。

Iの『枕草子』は王朝文学を代表するものであることから、漢文学が衰退し、かな文学が勃興してきた国風文化の時期であることが推測される。同様に、IIの『古事記』は712年なので奈良時代の初頭、IIIの『鳥獣戯画』は院政期に勃興した文化（平安末期）を代表する絵巻物であることに気付くことが出来れば、順序を確定することが出来る。正答は、③である。

このように、「年代整序問題」を解く上での要点は、西暦年代だけでなく、大まかな時代区分で組み替えていくという点がポイントである。他にも例えば、農民一揆の形態としての「代表越訴型一揆」→「惣百姓一揆」→「世直し一揆」という変遷などもこれに該当する。

実は日本史の事項の中にはこのように西暦年代で細かく刻むことのできない事項はたくさん存在し、その新旧関係を判断する最も有効な方法が、大きな時代区分で把握するという方法である。これは社会の変化を把握する上では重要な歴史的思考力のひとつで、社会の発展過程を踏まえた上で、個別の事象をそこに落とし込んでいくという歴史把握のためには、きわめて有効な作業であると考えることが出来る。この大学入試問題の一形態である「年代整序問題」を解くために本項で紹介した学習方法は、こうした歴史的思考力の育成につながるという利点があるということを紹介しておきたい。

「センター試験」の出題形態における3つめのパターンは、あらかじめ用意されている組み合わせのなかから正しいものを選ぶというものである。これは現在のところ、「正誤文の組みあわせ」と「語句の組みあわせ」・「文章と（図版として示された）地図上の位置の組みあわせ」・「文章と図版史料（絵画史料・写真資料等）の組みあわせ」・「人物について解説した文章と人名の組みあわせ」など、様々な形式で出題されている。例題には、「正誤文の組みあわせ」と「語句の組みあわせ」について、2種類を例示した。まず、「正誤文の組みあわせ」の例題から解法を紹介していきたい。

例題：5

「江戸時代の農民の家や暮らしに関して述べた次の文X～Zについて、その正誤の組み合わせとして正しいものを、下の①～④のうちからひとつ選べ。

- X 田畑の相続にあたって、分割相続が奨励された。
- Y 離縁状（三下り半・三行半）は、再婚を許可する

役割も果たした。

Z 信仰のための組織として、庚申講などがつくられた。

- ① X 正 Y 正 Z 誤
- ② X 正 Y 誤 Z 誤
- ③ X 誤 Y 正 Z 正
- ④ X 誤 Y 誤 Z 正

(2006年度センター試験 本試験)

例題：5は、近世の生活史に関する出題である。正答は③である。

Xについては、17世紀に入ると農民が土地を細分化し、困窮して没落するケースが増えたことから、それを防止するために1673年に分地制限令が出されている。このことを理解していれば、文中に「分割相続を奨励した」とあるXは誤文であることに気付く。

Yは正文であり、町人や農民の間では、離婚の際には夫が妻に離縁状を書き、再婚を許可する文言も盛り込まれた。地元群馬には「離縁状」で有名な満徳寺があるが、そうした事例などを思い浮かべることが出来れば、判断材料になるであろう。

Zは、干支で「庚申」にあたる夜に集会し、眠らずに朝を迎えるという民間信仰の集まりである「庚申講」のことで、正文である。本県でも県内の多くの地域に石造物としての「庚申碑」・「庚申塔」が建立されている。そうした日常的な事柄、地域社会に残されている文化財等に興味をもっていれば、または地域に伝わる伝承などを一度でも聞いたことがあれば解答するのに決して困難な問題ではないはずである。

一般的な正誤選択問題は、「明らかな正文（もしくは誤文）」をひとつだけ選べば正解となるが、例題：5のような「正誤文の組みあわせ問題」になると、例示されているすべての文（この場合X・Y・Zの3文）の正誤を判定しなければならないので、ひとつだけ選べば正解となる正誤選択問題（例題：1～例題：3）よりその難易度は極端に難しくなるといえる。歴史用語・時代をはじめとする問題条件・因果関係などに注目し、各文の正誤を判断し、それに合致する組み合わせを選択していくという、緻密な思考が求められるのがこの形態の特徴である。

次の例題：6は、同じ組み合わせの問題でも、「語句の組みあわせ」に関する設問である。

例題：6

高校生のタカシさんは地方政治について興味をもち、「地方行政区画の歴史的変遷」というレポートを作成した。次の文章はその一部である。この文章を読み、

下の問いに答えよ。

日本史の教科書を開いたら、「古代の行政区画」として右のような図（8世紀から9世紀における、畿内七道を明示した日本地図）が載っていた。この地図には畿内・七道諸国の国名などが記されていて、現在の都道府県の区画とは違うところもある。

地図を見ると、まず陸奥と出羽の大きさが目を引くが、この2国にはいくつもの（ア）が造られたように、律令国家による支配領域が次第に広がっていったことと関係するようだ。一方、比較的小さな国がまとまっている地域もあり、例えば、播磨から長門までは八つの国がある。この地域には、全国的にも重要な道路である（イ）が整備されたように、古くから、近畿地方と九州や大陸とを結ぶ大動脈が通っていた。

空欄（ア）（イ）に入る語句の組み合わせとして正しいものを、次の①～④のうちから一つ選べ。

- | | | | | |
|---|---|----|---|-----|
| ① | ア | 城柵 | イ | 南海道 |
| ② | ア | 城柵 | イ | 山陽道 |
| ③ | ア | 水城 | イ | 南海道 |
| ④ | ア | 水城 | イ | 山陽道 |

（2009年度センター試験 本試験）

実際の例題：6に該当する問題には、上記の問題文と共に、当時の国名と国境を明示したうえで五畿七道を表した日本地図が図版資料として掲載されている。センター試験では、2006年度入試以降、こうした地図を視覚資料として用いた出題が増加しており、歴史的事象と地形的な要素との因果関係を考えさせたり、立地から相互の歴史的事象の関係性を考察させる出題がみられるようになった。ここに紹介した例題：6以外で、地図を資料として用いた出題の例としては、「台湾と南樺太（近代）」・「中世後期の貿易・外交（室町・戦国）」・「古墳の周辺地図（古代）」・「平城京の概略図（奈良）」・「洛中洛外図屏風と組み合わせた、現代の京都の地図（室町）」などがみられる。

こうした資料問題としては、他にも「文字資料（史料）」・「写真（建造物、遺跡、美術作品など）・絵図」・「グラフ・統計表」などの種類がみられ、センター試験においては毎年、必ず出題されている。近年、特に文字資料や写真・グラフなどの視覚資料を用いた出題の存在感が高まっているのは、現在の『学習指導要領』で「資料（史料）にふれる」、「資料（史料）を読む」が重要なテーマとして位置づけられている影響であると考えられる⁽⁶⁾。

実際の歴史学研究においては、一次資料に対する分析

を中心に進められることからわかるように、高校生に歴史的探究心を育成するという目的から考えると、大学入試においても、このような資料に触れ、それを解釈することを通して解答を導き出すという出題形態は、大変有益であると考えられる。

例題：6の「語句の組みあわせ」に関する設問の解法であるが、実はセンター試験においては、日本史の入試問題の中核となる歴史用語を答えさせる問題として、一問一答式で解答させる問題はそれほど多くはない。例題：6のように、問題文に空欄を複数（多くは2箇所）を設けて、そこに入る語句の組みあわせを選ばせるという形式が主たる出題形式となっている。

例題：6の正答は②となるが、あらかじめ設定されている選択肢は、よく似た用語、つまり理解が曖昧な状態で取り組むと判断に迷うような歴史用語が散りばめられている。解答する上での留意点としては、最初から選択肢をあてにすると紛らわしい語句にとらわれて誤答する可能性があるため、はじめは選択肢を見ずに、「空欄に適する語句は何が入るのか」という姿勢で取り組むことが重要である。そうしたことから、単に歴史用語を一問一答式に問う出題に比べ、より一層正確な理解が求められるという点で、こうした形態の入試問題は、解答する上で精緻な判断力を伴うことから、歴史事象に対して慎重な姿勢で向きあうことの重要性を認識するきっかけになると考えられる。

センター試験の出題形態における最後のパターンとして紹介するのは、最も単純な出題形態である「単純選択問題」である。出題例としては以下のような問題があげられる。

例題：7

「年表のhの時期（1946年～1955年）において、日本国憲法の施行を目前にして、新しい選挙法にもとづくはじめての総選挙が行われ、その結果、社会主義政党の党首を首相とする内閣が成立した。その内閣として正しいものを、次の①～⑤のうちからひとつ選べ。

- ① 東久邇内閣
- ② 吉田内閣
- ③ 片山内閣
- ④ 芦田内閣
- ⑤ 鳩山内閣

（1991年度センター試験 本試験）

正答は③である。問題形式としては最もシンプルな形態で、設問に対し解答をひとつ選ぶというものである。いわゆる「一問一答」形式の問題で、受験生が最も得意とする形態でもある。しかしその一方、単なる暗記でも

十分に対応できることもあり、記憶力だけで処理できる。実際は、私大入試ではまだ散見できるが、近年のセンター試験ではこの形態の出題は著しく減少している傾向にある。

このように例題：7は、暗記力が直接得点に結びつきやすいという性質を有する。日本史学習と暗記作業を密接に結びつけてしまう悪循環をもたらす本形態の出題は、そういった意味では望ましくないものであり、今後、完全に私大入試をも含めた大学入試全体の出題から外されるべきであると考えられる。

6. 大学入試問題における埋蔵文化財の位置づけ

以上、センター試験をモデルに、実際の大学入試問題の特徴と性質、そして課題を抽出した上で考察を試みてきた。大きく分類すると出題形態には4つのパターンがみられ、それぞれの形態の概要と、そこにみられる課題を明らかにし言及してきた。

筆者は従来、「学校教育と埋蔵文化財行政の連携」をテーマに研究を進めており、特に学校教育における教科教育領域と埋蔵文化財との連携強化について、その重要性を指摘してきた。そうした研究的基盤を有していることから、本項では、大学入試問題における埋蔵文化財の位置づけについて考察することにより、両者の関係性について、検討することとする。例題：8は、2006年度センター試験（本試験）の第1問からの抜粋である。

例題：8

次の土偶の写真を見て、土偶と土偶が作られた時代の信仰について述べた文として誤っているものを、下の①～④のうちから一つ選べ。

- ① この時代の人々は、あらゆる自然物・自然現象に精霊が宿ると考えた。
- ② 土偶は、完全な形で出土することは少ない。
- ③ 土偶が墳丘に並べられたのは、死者の霊を安らかにするためと考えられる。
- ④ 土偶は女性をかたどったものが多く、繁殖や生命力を祈ったものと考えられる。

例題：8では、問題文と共に頭部と脚部が欠損している遮光器型土偶の写真図版が掲載されている。本問では正答として③を選ばせるのであるが、ここで注目したいのは掲載されている土偶の写真である。生徒が実際に授業で日本史学習の際に使用する、教科書をはじめとした各種教材に掲載されている土偶の写真の多くは、完形の土偶である。それは、女性的に表現されているという、土偶の形状面での特徴に対する理解を深めることを目的としているからであろう。しかし、実際に発掘調査など

で出土する場合の多くは、欠損した状態である。そしてその不完全な形態と出土状況が、縄文時代の精神生活について考える際の重要なヒントになりうる。そうした観点からみると本問の出題は、完形ではなく不完全な形態の写真に掲載しているということから、土偶の形態・形状上の研究のみではなく、どのような状態で遺構から発見されたかなどを重視している現状の研究動向に沿ったものであると考えることが出来る。

こうしたことから、大学入試問題において埋蔵文化財が扱われるケースは非常に少ないが、その一方で、例題：8のように、現時点での考古学上の研究動向などを十分に反映したものもみられ、両者に密接な関係性があることに気付く。そうであれば、日頃の授業実践において、日々進捗する埋蔵文化財・考古学研究の動向を積極的に取り入れていくことが求められるはずである。教科教育と埋蔵文化財行政の連携の在り方として、そうした形での連携強化が、結果的に大学入試の段階においても効果的に機能していくと考えることができる。

「教科教育と埋蔵文化財行政の連携」は、授業形態の自由度が比較的高い非進学校での連携に比べ、進学校での連携は著しく困難であると考えていたが、本項において大学入試においても有効であることがわかった。今後は、本項で提示した新たな視点で、進学校における「教科教育と埋蔵文化財行政の連携」について、研究を深化させる重要性が高まるであろう。

7. まとめ～大学入試問題の傾向と、「学校教育と埋蔵文化財の連携」の重要性～

最後に、昨今の大学入試問題の傾向を考察した上で、筆者が思う大学入試問題の在り方について、率直な考えを述べてみたい。

まず、以下の例題：9について考察することとする。

例題：9

「文化財保護政策は第二次世界大戦後に大きく進展した。1949年に白鳳文化の絵画作品が焼損したのをきっかけに、翌年文化財保護法が制定されたが、この年には北山文化の遺産である（ア）が焼失している。高度経済成長の時代には、開発に伴う埋蔵文化財の破壊が問題になる一方、1972年には（イ）壁画の発見が関心を集めた。」

空欄（ア）（イ）に入る語句の組みあわせとして正しいものを、次の①～④のうちから一つ選べ。

- | | | | | |
|---|---|----|---|-------|
| ① | ア | 銀閣 | イ | 法隆寺金堂 |
| ② | ア | 銀閣 | イ | 高松塚古墳 |
| ③ | ア | 金閣 | イ | 法隆寺金堂 |

④ ア 金閣 イ 高松塚古墳

大学入試における日本史の出題範囲は、原始から現代までの時代史はもちろんであるが、現代における文化財行政についても問われることがある。例題：9はその一例であり、法隆寺金堂壁画の焼損に伴って文化財保護法が制定されたという因果関係を問う出題は、過去のセンター試験、また私大入試などでも繰り返しみられる定番の問題である。そして例題：9で注目したいのは以下の点である。

例題：9は2007年度のセンター試験（本試験）で出題されたものである。時期的には、高松塚古墳壁画損傷に伴う墳丘の発掘調査と石室の解体修理が開始された2006年の直後ということになる。つまり高松塚古墳壁画に対する世間の関心が高まった時期にタイミングをあわせ、センター試験でも出題されていると考えることが出来る。

日本史学習は過去の事象を学ぶ学問であるという先入観があるため、それを現代に応用していこうという意識を持つことは、日々の学習をすすめていく中においては甚だ困難である。しかし、歴史を現代に活かすことが、歴史学習が担う重要な責務のひとつであることは間違いなく、日々、教壇に立ち日本史を講じる担当者もそのことは自覚しなければならないことである。

例題：9は、日本史という科目の性質上、なかなか出題しにくい時事問題⁽⁷⁾として、高松塚古墳という文化財を取り上げた好例であるといえよう。大学入試を通じて、「今、私達が学んでいる日本史は決して過去の出来事として済まされるのではなく、現代に生きる私達にも直接関連する学問なのだ」、という実感を高校生達に持たせることができればそれに越したことはない。そうしたことから、今後、本問のような時事的要素を含めた入試問題の隆盛を期待するところである。例題9の正答は④である。

そして最後に、大学入試で出題されるいわゆる「テーマ史」について言及しておきたい。

以下は、2013年度センター試験（本試験）の冒頭第1問の抜粋である。

例題：10

次の文章A・Bは、ある大学で同級生になった北海道出身の美雪さんと沖縄県出身の海人さんとの会話である。この文章を読み、下の問いに答えよ。

A

海人：夏休みに北海道に行ってきたよ。北海道の歴史って、本州だけでなくサハリンや千島、沿海州との関係も深いんだね。

美雪：アイヌ民族の主な祖先は、縄文文化や（ア）を担った人々だと考えられるいるの。その（ア）の時期とほぼ並行して、サハリンから南下してきたオホーツク文化の遺跡が、北海道の沿岸部に広く分布しているよ。

（以下、省略）

こうした美雪さんと海人さんの会話ではじまり、前半（A）は主に北海道を中心とした会話、そして後半（B）は沖縄を中心とした会話が続く。そこで語られている会話は、原始の縄文文化から説きおこされ、13世紀の中国との交易、中世の貿易で輸出された食材に関連して当時の食文化について、また、近世におけるロシアをはじめとした列強の接近に伴い現代にまで続く領土画定の動きまでと、実に多方面に及んでいる。つまり、「北海道・沖縄」という一定の地域史をテーマとした、「テーマ史」としての出題となっている。センター試験のみならず、私大入試を含め、年々、こうした「テーマ史」としての出題が増加している傾向が顕著にみられる。これは現在の大学入試の、大きな特徴のひとつである。

そこで、こうした大学入試問題の内容の変質が気になるところであるが、ここではその背景について考えてみたい。

実はこのことは、現行の『学習指導要領』に記載されている以下の部分を反映していると考えられる。尚、『高等学校学習指導要領』は、平成25年度入学生より、新学習指導要領が全面実施されることを付言しておく。

高等学校学習指導要領（平成11年3月改訂、平成15年12月一部改正）

第2節 地理歴史

第1款 目標

我が国及び世界の形成の歴史的過程と生活・文化の地域的特色についての理解と認識を深め、国際社会に主体的に生きる民主的、平和的な国家・社会の一員として必要な自覚と資質を養う。

第2款 各科目

第1 世界史A
（略）第2 世界史B
（略）第3 日本史A
（略）

第4 日本史B

1 目標

我が国の歴史の展開を、世界史的視野に立って総合的に考察させ、我が国の文化と伝統の特色についての認識を深めさせることによって、歴史的思考力を培い、

国民としての自覚と国際社会に主体的に生きる日本人としての資質を養う。

2 内容

(1) 歴史の考察

歴史を考察する基本的な方法を理解させるとともに、主題を設定して追究する学習、地域社会にかかわる学習を通して、歴史への関心を高め、歴史的な見方や考え方を身に付けさせる。

ア 歴史と資料

歴史における資料の特性とその活用及び文化財保護の意義について理解させる。

(ア) 資料をよむ様々な歴史的資料の特性に着目して、資料に基づいて歴史が叙述されていることを理解する。

(イ) 資料にふれる博物館などの施設や地域の文化遺産についての関心を高め、文化財保護の重要性について理解させる

イ 歴史の追究

我が国の歴史の展開について、時代ごとに区切らない主題を設定し追究する学習を通して、歴史的な見方や考え方を身に付けさせる。

(ア) 日本人の生活と信仰

衣食住の変化、習俗や信仰などに着目して、日本人の生活様式や精神生活の推移について追究させる。

(イ) 日本列島の地域的差異

文化の特色、人々の生活、都市の形成、他地域との交流などに着目して、日本列島の諸地域における歴史の差異について追究させる。

(ウ) 技術や情報の発達と教育の普及

人々の生活の変化に着目して、各時代における産業や生活の中の技術、交通、情報などの発達や教育の普及の影響について追究させる。

(エ) 世界の中の日本

我が国と外国との交流や相互理解などに着目して、外国人が日本をどう見ていたか、また日本人が世界をどう見ていたかについて追究させる。

(オ) 法制の変化と社会

様々な法制の特色や変化に着目して、各時代における法と人とのかかわりや法が社会に果たす役割について追究させる。

(下線部、筆者)

学習指導要領では、科目日本史Bの『目標』として「歴史的思考力を培い、国民としての自覚と国際社会に主体的に生きる日本人としての資質を養う。」と述べられている。そうした目標を達成するために、項目『内容』の中に、「歴史への関心を高め、歴史的な見方や考え方を身に付けさせる。」という表現で、「歴史的探究心」・

「歴史を考察する力の育成」が盛り込まれているのである。そのことを受け、学習指導要領では、『歴史の追究』という項目を設け、具体的な方法として「時代ごとに区切らない主題を設定し追究する学習」について言及している。つまり、従来の日本史授業のように、例えば室町時代の政治史を学習したら外交史、次に生活史、そして最後に文化史の学習といったようなひとつの時代を中心とした時代完結的な学習ではなく、時代をまたいでテーマに沿って主題を追求するという縦軸重視の学習方法を重視しているのである。

こうした背景を受け、特にセンター試験をはじめとした大学入試問題における傾向のひとつとして、単に歴史的知識だけを問うのではなく、「歴史を考察する力」を試す問題が出題されているのである。そこで出題方法として顕著にみられるようになってきているのが、いわゆる「テーマ史」としての出題である。近年のセンター試験では、最初の問題（第1問）にテーマ史が位置づけられていることから、その重要性を指摘することができる。

筆者は前項で述べたとおり、「学校教育と埋蔵文化財行政の連携」をテーマにして研究を推進しているところであるが、その目的の主たるものは、生徒自らが主体的に歴史的探究心に基づき、学習を継続していく能力の育成、並びに歴史を考察する力の育成にある。その方法として、主に日本史をはじめとした地理歴史科や社会科などの教科教育の中に埋蔵文化財行政の成果としての埋蔵文化財資料を有機的に組み込んでいく方法について考察を重ねている。そうした中、前項で言及したとおり、「学校教育と埋蔵文化財行政の連携」の強化が、大学入試においても有効であることを述べた。つまりここに至り、大学入試におけるテーマ史の目的と、「学校教育と埋蔵文化財行政の連携」の目的が、「歴史を考察する力」の育成という観点で、共通することがわかる。

時あたかも、現在赴任している職場が地域の中核的な役割を担う進学校という位置づけがなされているということもあり、日々の教育実践が大学入試対策の授業へと偏ってしまっているという状況に直面した。そうした授業実践にもどかしさを感じつつ、自らの職責について振り返る意味も込め、この度本稿を執筆するにあたり、大学入試問題について改めて分析を行うという機会を得ることができた。その結果、入試問題の形態をはじめ、種々の分析を通して見出されたいくつかの課題について考察するにあたり、大学入学志願者の高等学校段階における基礎的な学習の達成程度を判定することを主たる目的としている大学入試の中に、それにふさわしくないとされるものが相当数存在している、と考えられるものがあることがわかった。しかしその一方で、大学入試の目的に合致していることはもちろん、そのことを踏まえ

た上で、テーマ史のように生徒の歴史的探究心、歴史を考察する力までをも測ろうとする創意工夫がなされた入試問題が存在していることも同時に知りうる事が出来た。

そして本研究で、筆者が従来取り組んでいる「学校教育と埋蔵文化財行政の連携」の目的が、大学入試とも有機的に結びついているという確証を得ることができた。今回はセンター試験での分析に止まったが、今後は国公立大学個別試験・私大一般入試も含めて分析対象を広げ、両者の関係性について考察する必要がある。そして、本研究が、今後、「学校教育と埋蔵文化財行政の連携」という官学連携を更に推進し、その領域における研究を深化していく契機となることを期待したい。

註

- (1) 教育界において、特に「進学校」に対する明確な定義はなく、学校現場や地域社会で漠然とした印象で用いられている呼称である。本稿では、特に4年制大学をはじめとした、上級学校への進学率が高い高校のことをさす。「進学校」に対するものとして、「底辺校」「教育困難校」などと呼称される一連の学校群についても、その名称に定義があって使用されている訳ではない。
- (2) 現在では、生徒の学力低下を懸念し、ほとんどの国公立大学ではセンター試験で5教科7科目、合計950点分の受験を課している。文系の場合は、「外国語」「国語」「数学2科目」「地理歴史および公民から2科目」「理科1科目」というパターンが多く、理系では「外国語」「国語」「数学2科目」「地理歴史又は公民のうち1科目」「理科2科目」というパターンが主流となっている。教科の科目内訳は、『地理歴史』科が、「世界史A」「世界史B」「日本史A」「日本史B」「地理A」「地理B」、「公民」科が、「現代社会」「倫理」「政治経済」「倫理・政治経済」、「数学」科が、「数学I」「数学II」「数学I、数学A」「数学II、数学B」、「理科」科が、「理科総合A」「理科総合B」「物理I」「化学I」「生物I」「地学I」で構成されている。
また、昨今の傾向として、私立大学の参加が増加しており、私立大学がセンター試験を入学選抜に利用するか否かは、各大学の判断に任せられている。
- (3) 近年は、一般入試での募集が「前期のみ」の大学・学部が多く、難関大学や医学部を中心に毎年増える傾向にある。
- (4) 受験業界で使用されていた用語であるが、社会にだいぶ浸透してきた。文系学部の人気は下がり、逆に理系学部の人気は上昇することをいう。その背景には、昨今の就職難が影響しており、資格取得に有利な理系学部を受験生が集中している状況が背景にある。特に薬学部・看護学部・医学部などの人気が高まっている。
- (5) 高等学校科目としての「日本史」には、現在「日本史A」と「日本史B」の2種がある。その相違は、科目構成上の特徴にあり、「日本史A」は近現代史を重点的に学び、「日本史B」では原始から現代までの通史を学ぶ。
- (6) 『高等学校学習指導要領 第2節 地理歴史 第2款 各科目 第4日本史B 2内容 (1) 歴史の考察 ア歴史と資料 (イ) 資料にふれる』に、「博物館などの施設や地域の文化遺産についての関心を高め、文化財保護の重要性について理解させる。」と指摘されている。
- (7) 一方、同じ教科「地理歴史」の「地理」や、教科「公民」の特に「現代社会」・「政治経済」においては、その科目の性質上、時事問題を取り上げることが比較的容易である。実際の授業実践でも、時事問題を用いた事例は、多数報告されている。
- (8) センター試験では、第1問に必ず『学習指導要領』を反映させた問題が出題される。日本史の教科書にも「歴史の追究」としてコラムが掲載されているが、そこで取り上げられているようなテーマに焦点を当てて通史的に概観する問題形式となっている。近年のセンター試験で出題されたテーマ史としては、「照明・動力源の歴史」・「神社に伝

わる祭礼と信仰」・「海外との文化交流」・「博物館や文化財を通して見た日本の歴史」などをテーマとした問題が出たが、テーマは斬新でも、設問内容そのものは教科書学習で得た知識で十分解けるものばかりである。基礎的な学習さえしっかり積んでおけば支障はないのである。つまりテーマ史とは、決して真新しい斬新な設問ではなく、その問いかけ方に工夫が凝らされているという程度のものである。

参考文献

- 生駒大彦 2013 「全国大学入試問題正解」 旺文社
 斎藤喜博 1969 「教育学のすすめ」 筑摩書房
 駿台予備校 2013 「大学入試センター試験 過去問題集 日本史B」 駿台文庫
 文部科学省 2003 「高等学校学習指導要領」
 山田精一 2007 「埋蔵文化財の教育活用における現状と問題点」 『研究紀要25』 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
 山田精一 2009 「歴史学習における効果的な教材開発について 一発掘調査報告書教材化の方法とその教育的意義一」 『研究紀要27』 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
 代々木ゼミナール 2013 「大学入試センター試験 実践問題集 日本史B」 代々木ライブラリー

投稿規定

- 1 執筆者：投稿できるのは、本事業団職員及び年報・紀要委員会（以下、委員会という）が認める者とする。
- 2 提出及び掲載：投稿原稿は当該年度の委員会が定める期日までに提出し、委員会が定める査読を経た上で掲載する。
なお、掲載の採否及び掲載順序は委員会が決する。
- 3 種類：原稿は埋蔵文化財及び関連する諸分野を含む内容の論文・研究ノート・資料紹介とする。なお1号内で完結することを原則とする。既発表のものは受理しない。
- 4 頁数及び件数：1編あたりの分量は20頁以内、1人1件を原則とする。

執筆要項

A 締切

- 1 当該年度の年報・紀要委員会が定める。

B 内容

- 1 冒頭に 要旨・キーワードを付ける。キーワードは対象時代・対象地域・研究対象を各10文字・3点以内とする。
- 2 学術的内容を維持するため、提出後、査読を行い、投稿原稿の加筆・修正等を要請することがある。
- 3 題名は簡潔なものが望ましい。また英文タイトルを付ける。
- 4 本文は日本語使用を原則とするが、文末に外国文要約を付けることができる。

C 体裁・表現

- 1 本文体裁はA4版
 - 1-1 要旨を含め全体を偶数頁とする。
 - 1-2 本文は25字×48行×横2段組、註は34字×63行×横2段組、要旨は44字×20行程度×横1段組（版型は53字×48行×横1段組）とする。
 - 1-3 提出原稿は原則としてワード又は一太郎で作成すること。本文・図版等をフル・デジタル入稿する場合も含めてCD・フロッピー等のほかに、必ず本文・図版等の位置をレイアウトした打ち出し原稿も添付する。
 - 1-4 本文・図版等をデジタル入稿する場合は、原稿作成に際して使用したOS名及び使用編集ソフト名等を明記する。
- 2 文章表現は次のようにする。
 - 2-1 原則として現代仮名遣い・「である」体・常用漢字を使用する。
 - 2-2 外国関係固有名詞カタカナ書きで[]内に原文表記とする。
 - 2-3 註は通し番号右肩付き片括弧、文末参考文献前に一括記載とする。
 - 2-4 本文中と註での参考文献は（小林1998）のように表記する。引用箇所が明確な場合は頁数も表記する。
 - 2-5 参考文献配列は原則50音順ないし、欧文が入る場合にはアルファベット順でも可とする。
 - 2-6 参考文献表記の例
論文・報告書部分表記 群馬太郎 2008「論文名・引用か所」『文献名』号名 財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団pp.1-10
報告書単著表記 群馬次郎 2010『文献名』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
報告書共著全体表記 群馬三郎・利根四郎 2010『文献名』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
ただし、共著者3名以上の場合代表編者のみを表記し、群馬三郎（編）と表記。
- 3 図・写真図版の体裁
 - 3-1 版面は1頁大 縦238.25mm×横172.25mm 左右半頁 縦238.25mm×横81.25mmとする。
 - 3-2 図はトレースを行った2倍図版、写真は等倍にプリントしたものを原則とする。また原則として折込・別刷り等は認めない。
 - 3-3 印刷は原則として単色印刷とする。カラー図版掲載の場合、本紙と異なる用紙を使用する場合には当該執筆者に印刷経費の個人負担を求める場合がある。
 - 3-4 写真をデジタル・データで入稿する場合、少なくとも350dpi以上、「PSD」「TIFF」または未加工（未圧縮）の「JPEG」形式とする。
 - 3-5 図版をデジタル・データで入稿する場合、「EPS」または少なくとも1000dpi以上の「PSD」「TIFF」形式、またはアウトライン処理をしたイラストレータ・データとする。

D その他

- 1 上記以外は当該年度の年報・紀要委員会が定める。
- 2 当事業団職員自主研究活動指定研究による成果の投稿は優先して取り扱う。
- 3 掲載料の徴収や原稿料の支払いはなく、抜刷の作成費用は個人負担とする。

執 筆 者

有山 径世 (ありやま・みちよ)	ススコゲ研究会
飯島 義雄 (いじま・よしお)	当事業団元職員
飯森 康広 (いもり・やすひろ)	当事業団職員
石守 晃 (いしもり・あきら)	当事業団職員
伊藤 順一 (いとう・じゅんいち)	縄文時代前期遺構研究グループ
岩崎 泰一 (いわさき・よしかず)	当事業団職員
大西 雅広 (おおにし・まさひろ)	当事業団職員
小此木真理 (おこのぎ・まり)	ススコゲ研究会
坂口 一 (さかぐち・はじめ)	当事業団職員
佐々木由香 (ささき・ゆか)	日本植生史学会
関 俊明 (せき・としあき)	当事業団職員
関根 慎二 (せきね・しんじ)	当事業団職員
勢藤 力 (せとう・ちから)	伊勢崎市教育委員会
高橋 清文 (たかはし・きよふみ)	縄文時代前期遺構研究グループ
谷藤 保彦 (たにふじ・やすひこ)	当事業団職員
津島 秀章 (つしま・ひであき)	当事業団旧職員・群馬県教育委員会
外山 政子 (とやま・まさこ)	高崎市榛名町誌編さん室
中島 直樹 (なかじま・なおき)	玉村町教育委員会
バンダリ スダルシャン	日本植生史学会
洞口 正史 (ほらぐち・まさし)	当事業団旧職員・群馬県教育委員会
山田 精一 (やまだ・せいいち)	当事業団旧職員・群馬県立桐生高等学校

[五十音順。所属は、平成25年度現在]

平成25年度年報・紀要委員

原 雅信 (委員長)・石守 晃 (編集長)・渡邊雅恵 (総務)・長谷川博幸 (年報座長)・
谷藤保彦 (紀要座長)・山口逸広 (ハッ場ダム調査事務所)

研 究 紀 要 32

平成26年 3月12日発行

編集・発行 公益財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団
〒377-8555 群馬県渋川市北橋町下箱田784-2

TEL 0279(52)2511(代)

ホームページアドレス <http://www.gunmaibun.org/>

印 刷 上 武 印 刷 株 式 会 社

BULLETen OF GUNMA ARCHEOROGICAL RESERCH FOUNDATION

2014. 3

32

GUNMA ARCHAEOLOGICAL RESERCH FOUNDATION

CONTENTS

- IWASAKI Yoshikazu • TUSIMA Hideaki 1
Outcrops of Black Andesite Lava in Fujiwara Area, Minakami Town
- SEKINE Shinji 9
Stone Ritual Articles of the Jomon Period — Focusing on Stone Plates with Holes —
- ISHIMORI Akira 21
Use-wear of a Restored Ceramic Hand Drum and Rimmed Earthenware Vessel
with Neck Holes — Primary Use of Rimmed Earthenware Vessels with Neck Holes —
- TANIFUJI Yasuhiko • TAKAHASI Kiyohumi •
ITOU Juniti 33
"Stone-paved Hearths with a U-shape" of the First Half of the Early Jomon Period
- HORAGUCHI Masashi • TOYAMA Masako •
ARIYAMA Michiyo • OKONOGI Mari •
SASAKI Yuka • BHANDARI Sudarshan 53
Overview of the Chief Grains in the Heian Period 2 — Use-wear on Earthenware
and Carbonized Nuts and Seeds Unearthed at the Ueno-taira Site I, Nagano-hara Town —
- IIMORI Yasuhiro 73
Review of the Sugawara Castle, Located in Myogi-town, Tomioka City, and the Takada Clan
in the Warring States Period
- SEKI Toshiaki • NAKAJIMA Naoki • SETO Chikara 85
Far-Reaching Extent of the Temmei Mudslides within Maebashi City, Takasaki City,
and Yoshioka town — A Study of the Local History of the 1783 (Temmei 3) Mt. Asama
Volcanic Eruption Disaster —
- SAKAGUCHI Hajime • IJIMA Yoshio •
ONISHI Masahiro 103
The Structure and Burial Services of Wooden Coffins Unearthed at the Rakan town Site,
Takasaki City
- IJIMA Yoshio 121
Review of the Yasaka Water Channel — Measures Taken on the Right-bank Side
of the Kasu River Basin, Assumed to be a Beneficiary District, as a Result
of Incompletion of the Onna Trench —
- YAMADA Seiichi 141
University Entrance Examinations and the Development of the "Ability to Consider History"
— "Japanese History" as a Subject of the University Entrance Examinations Viewed from
the perspective of "Coordination between School Education and Buried Cultural Property — "